# 海洋自書

# 2004 創刊号

日本の動き 世界の動き



シップ・アンド・オーシャン財団 海 洋 政 策 研 究 所

# ごあいさつ

シップ・アンド・オーシャン財団は「人類と海洋の共生」を理念として活動をしていますが、海洋問題全般に本格的に取り組むため、数年前から海洋シンクタンク事業を積極的に展開してきました。そして、2002年4月には、財団の中に「SOF海洋政策研究所」を設立しました。

研究活動はまだ緒についたばかりで、これまで研究成果を世に問うたのは数件程度であり、研究はこれからが勝負だと考えています。われわれは同時に、SOF海洋政策研究所を、わが国における海洋研究の情報交換の場あるいは情報ネットワークの核にしたいということを考えてきました。これまで「Ship & Ocean Newsletter」を発行したり、海洋フォーラムを実施してきました。これらを通じ、一定の評価を得たと自負しています。

これとは別に、SOF海洋政策研究所は、情報の収集と発信の一環として、海洋白書の 民間版を発行しようと考え、検討、企画、策定作業を行ってきました。初めてのことでも ありましたので時間がかなりかかりましたが、今回創刊号の発行にこぎつけました。

わが国は海洋と大きく関わっています。また、人類の歴史、人類の繁栄に海洋が不可欠であることは論を待ちません。しかし、人類と海洋の関係あるいは共存について、自然科学、社会科学横断的な、また、政策にまで昇華させるような研究活動は、日本のみならず世界でも十分行われているとは言えません。これを進めるためには、まずは研究の対象たる海洋の情報収集とその発信がきわめて重要であると考えます。

さらにいえば、国民一人一人が、世界の人達が、海のことに関心を持たなければ、状況 の改善につながらないでしょう。そのためには、国民が関心を持つような海洋情報の提供 が必要だと考えます。

SOF 海洋政策研究所が発行するこの「海洋白書 2004 創刊号」が、以上のような目的 達成に少しでも寄与できれば幸いと考えます。 2 号、 3 号と続けていきたいと考えています。読者の皆様からの支持を期待するだけではなく、率直なご要望も是非いただきたいと 思います。

本書の作成にあたって、編集・執筆・監修にご尽力いただいた先生方、本事業を支援していただいた日本財団、SOF海洋政策研究所の担当者その他多くの協力者に厚く御礼申し上げます。

2004年1月

# 推薦のことば

21世紀は海洋の世紀と言われている。四方を海に囲まれ、海の恵みを受けて発展してきたわが国が、新しい国際情勢の下で海洋国家としての発展を図り、国際社会に貢献し得る舞台が前途に洋々として開けている。しかし残念なことに、昨今のわが国は、政治の関心も、国民意識も海洋から遠く離れてしまっており、この好機を生かせないでいる。

食糧,資源・エネルギー,海上輸送,環境,温暖な気候,レクリエーションなど,海の 恩恵は,広く,深い。ところが,20世紀の後半になると,人間の活動が海洋の環境や資源 に無視できないほど大きな影響を与え,私たちの生存基盤を脅かしていることが明らかに なってきた。したがって,近年,国際的に合意された「持続可能な開発」と「海洋の総合 的管理」は、私たちが真剣に取り組むべき21世紀の重要な政策課題である。

日本財団は、社会に必要な非政府部門の公益活動の支援を使命としている。2002年4月、総合的視点に立って海洋問題を調査研究し、必要な政策提言をするわが国初の海洋シンクタンクとしてシップ・アンド・オーシャン財団(SOF)に海洋政策研究所を立ち上げたのは、このような海洋問題の重要性を認識し、その課題に適切に対応する必要があると考えたからである。

今般、そのSOF海洋政策研究所が、わが国初の試みとして、多方面にわたる海洋・沿岸域に関する出来事や活動を総合的・分野横断的に取り上げた「海洋白書」を創刊する。この白書は、世界の海洋問題の取組みとその中での日本の位置づけ、最近の海洋をめぐる重要な出来事など、海洋をめぐる内外の動向を総合的視点で整理・分析し、それを国政の関係者はもちろん、広く国民にわかりやすく伝え、もってわが国社会の海洋に対する関心と理解を高めようとするものである。

皆様に是非ご一読をお奨めしたい。そして、ともに海洋国家日本の進路を考える一助と していただきたい。

まさに、この海洋白書の創刊は時代の要請に適うものであり、タイムリーな企画である。 これが今後継続して刊行されることを願う。

2004年1月

# 創刊にあたって

1995年、わが国は祝日法を改正し、7月20日を国民の祝日「海の日」と定めた。

アジア大陸縁辺部の細長い列島に住むこの国の人々は、温暖な気候と親潮・黒潮がもたらす豊かな海の幸を享受し、海を移動・交易の道として、また時に、防壁として活用しながら生きてきた。1945年、わが国は第2次世界大戦に敗戦、ゼロから再出発して奇跡的な経済・社会の発展を遂げたが、これも海を活用した貿易立国と水産資源のお蔭である。

このように海はわが国の重要な存立基盤であるから、わが国が世界に先駆けて「海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄を願う」ため、「海の日」を国民の祝日としたのは妥当な判断であり、しかも、そのタイミングは絶妙であった。なぜなら、当時世界の関心は海洋と環境に向けられていて、国際社会は共通の枠組みを構築して新海洋秩序形成に向けて具体的な第一歩を踏み出していたからである。即ち、その前年の1994年には、海洋に関する国際秩序の枠組みとルールをはじめて包括的に定めた「国連海洋法条約」が発効し、さらに、その2年前の1992年にブラジルのリオで開かれた国連環境開発会議(リオ地球サミット)では「持続可能な開発」原則およびその政策的枠組みである「アジェンダ21」が採択されている。ちなみにわが国が、国連海洋法条約の95番目の締約国となったのは、第1回海の日が祝われた1996年7月20日である。

それまで世界各地で沿岸国は、海洋とその資源に対する自国の権利を主張し、その囲い込みを図ってきたが、国連海洋法条約とアジェンダ21は、国際社会がそれまでのそのような海洋の支配と資源をめぐる各国の角逐を乗り越え、また、新たに顕在化した環境問題に対処するために到達した新たな国際的な法的・政策的な基盤である。ここに人類史上初めて、地球の表面の71%を占め、平均水深3,800mという巨大な空間である海洋全体を開発、利用および保護・保全の対象として包括的にとらえ、これに関する各国および人間の諸活動を総合的に管理することを目指す「海洋の総合管理(Ocean Governance)」の試みがスタートしたのである。

わが国も、それまでの海洋活動を律していた海洋の無限の包容力を前提とする「海洋の自由」原則に基く考え方を見直し、海洋国の自覚のもとに、国際社会が進める共通の理念と法的・政策的枠組みの下で海洋の管理に積極的に取り組み、国際的にもリーダーシップを発揮することが期待されている。

このように、国民の祝日「海の日」は、それにふさわしい内外の情勢の中で制定された。 しかし、第1回の海の日を祝ってから7年半、振り返ってみてこの間私達は本当に海に関 心を寄せ、真剣に海洋問題について考え、必要な政策の策定・実施に取り組んできたのだ ろうか。答えは、・・・残念ながら否といわざるを得ない。 近年のわが国や日本人の海洋に対する関心は総じて低く,海洋やその沿岸域で起こっている海洋汚染,水産資源の減少・枯渇,内湾の環境悪化,砂浜の消滅,海洋の安全保障など様々な問題に対する対応は鈍い。総合的,計画的な取組みを要する海洋の問題に対する行政や研究の対応も依然として縦割りであり,しかも,問題が大きくなってからの後追いが多い。「海の日」を国民の祝日と制定した英知はどこへいってしまったのだろうか。わが国が,世界とともに「持続可能な開発」と「海洋の総合管理」の理念を共有し,海洋問題に総合的な取組みを開始する日が速やかに来ることを切望する。

\* \* \*

さて、アジェンダ21はその第17章で「各沿岸国は、地方と全国の双方のレベルで、適宜、学界や民間部門、NGO、地方共同体、資源利用者グループ、先住民との協議を含んだ、海洋・沿岸域とその資源の総合管理と持続可能な開発のため適切な調整機構を設立し、あるいは強化することを考えるべきである」(17.6項)とし、海洋の多様な利害関係者の参加による海洋・沿岸域の総合管理を求めている。「海洋の総合管理」が、このように各界各層に広がる多様な人々やグループの参加の下に行われるべきものであるとすれば、その前提として、広く一般の人々が、海洋・沿岸域に関する様々な情報・データに容易にアクセスできることが必要であろう。

しかし、現状を見ると、多方面にわたる海洋に関する出来事や活動、そして施策について各専門分野を越えて一般に情報・データが十分提供されているとは言いがたい。現在、いくつかの省庁から海洋に関する白書やそれに類する資料が刊行され、当該分野の国際・国内の動向、政策、各種統計・データ等が提供されているが、これらを見ても縦割りの各省庁の所掌範囲に止まっており、海洋・沿岸域の現状や課題について総合的・横断的視点に立って整理・分析した白書は見当たらない。

当海洋政策研究所は、シップ・アンド・オーシャン財団(SOF)が日本財団の支援を受けて「人類と海洋の共生」の基本理念に基づき日本で初めての海洋シンクタンクとして2002年に創設したものである。このような現状にかんがみ、わが国の海洋問題の全体的・横断的取組みに資するため、多方面にわたる海洋・沿岸域に関する出来事や活動を「海洋の総合管理」の視点に立って総合的、横断的に整理・分析し、これらを「海洋白書」としてとりまとめて定期的に刊行することとした。大きな目標に比してその非力は覆うべくもないが、もってわが国における海洋・沿岸域に関する知識や理解の向上、海との共生に対する積極的関心の喚起並びに上述したような海洋問題に関する政策研究の促進の一助となることを念願する次第である。

本書は3部構成からなり、「第1部 熟慮したい海洋の重要課題」では、最近の海洋に関する出来事や活動の中から重要課題を選んで整理・分析し、それについての見解を述べ、問題提起、提言などを試みる。今回は、2002年8月に科学技術・学術審議会答申のあったわが国の海洋政策など、おおむねこの1年間の内外の動きの中から8つの課題を選出して取り上げた。なお、研究所としての統一見解を追及するあまりその記述が平板なものとなることを避けるため、その内容については原則としてこれを担当する執筆者の責任執筆とすることとした。なお、編集の最終責任を研究所が負うことはもちろんである。

「第2部 日本の動き、世界の動き」は、海洋・沿岸域関係のこの1年間の内外の動向を取りまとめたものである。海洋・沿岸域の各分野ごとにその動きを日誌形式でわかりやすく整理して掲載し、読者の皆様が関心のある事項を中心にその動きを追うことができるように企画した。海洋の各分野の動きを読みやすくまとめるように心がけたが、次号ではさらにその内容を充実させていきたい。

「第3部 参考にしたい資料・データ」には、第1部および第2部で取り上げている課題や出来事・活動の関する重要データ、資料等を掲載した。

\* \* \*

SOF 海洋政策研究所が海洋国日本の発展を願う真摯な気持ちを込めて世に問うこの「海洋白書 2004」が、国民の海洋・沿岸域に対する関心を喚起し、また、海に深い関心を寄せ、海洋問題を真剣に考えている人々の検討のよすがとなることを切に願うものである。この海洋白書をより良いものとしていくために、皆様の忌憚のないご意見やご感想、さらにはご提案をお待ちしたい。

2004年1月

SOF 海洋政策研究所所長 寺島 紘士

# 目次/CONTENTS



ごあいさつ

推薦のことば

創刊にあたって

#### 第1部 熟慮したい海洋の重要課題 1

#### 第1章 21世紀におけるわが国の海洋政策 2

第1	絎	わが国に海洋政策が何故必要か	2
<b>777</b> 1	נוע	777 国际海什政术为问以五女7	_

- 第2節 国際社会の動き 5
  - 1 国連海洋法条約 5
  - 2 リオ地球サミット 6
  - 3 国連持続可能な開発委員会(UNCSD)と 国連海洋非公式協議プロセス(UNICPO) 7
  - 4 持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD) 7
  - 5 海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラム 8
  - 6 東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA) 8
- 第3節 世界各国の動き 9
- 第4節 海洋国日本の動きと対応 10
  - 1 国連海洋法条約への対応 10
  - 2 地球サミット及び WSSD への対応 14
  - 3 最近の新たな動き 14
  - 4 民間部門の動き 16
- 第5節 科学技術・学術審議会答申とその評価 18
- 第6節 今後の課題 21

#### 第2章 WSSD:持続可能な開発の更なる進展にむけて 24

- 第1節 ストックホルムからリオ, そしてヨハネスブルグへ 24
  - 1 環境と開発30年の歩み 24
  - 2 WSSD の成果 25
  - 3 海洋・沿岸域に関する進展—WSSD 実施計画 25
- 第2節 世界水フォーラム 27
- 第3節 今後の課題 28

#### 第3章 わが国の沿岸域管理と今後の方向 30

- 第1節 わが国の沿岸域の現状 30
  - 1 沿岸域の概念 30
  - 2 沿岸域において生じたさまざまな問題と現状 30
- 第2節 沿岸域管理の伝統的手法と最近の動き 32
- 第3節 沿岸域管理の今後の方向 35

#### 第4章 海の健康問題と診断手法の開発 38

- 第1節 世界の海の健康状態と GESAMP「苦難の海 |報告 38
- 第2節 海洋環境モニタリングの現状と課題 40
  - 1 海洋環境保全とモニタリングの現状 40





- 2 沿岸海域の環境モニタリングの課題 41
- 3 海洋生態系の保全と海の健康診断 43

#### 第5章 北朝鮮工作船事件がもたらした諸問題 46

#### 第1節 不審船を追って 46

- 1 2001年12月22日、東シナ海銃撃戦 46
- 2 日本周辺海域に出没する不審船と日本の対応 47

#### 第2節 引き揚げられた工作船 49

- 1 不審船から工作船へ 49
- 2 工作船の実態 49

#### 第3節 求められる周辺海域の防衛・警備態勢の強化 51

- 1 海上保安庁と自衛隊の共同対処態勢 53
- 2 脅威認識の国際的共有 54
- 3 複数の排他的経済水域が接する海域における防衛・警備 55

#### 第6章 急ピッチですすむ海上・港湾テロ対策 57

#### 第1節 米国の対策 57

- 1 2002年海運保安法 57
- 2 コンテナ保安イニシアチブ 58
- 3 積荷目録事前提出規則(24時間ルール) 58
- 4 船舶到着事前通報義務 59
- 第 2 節 国際海事機関(IMO)による SOLAS 条約の改正と ISPS コードの採択 59

# 第7章 競争激化により構造変化が進展する海事 産業 64

- 第1節 便宜置籍船タジマ号事件 64
- 第2節 空洞化が進展した海事産業 64
  - 1 グローバル化と旗国主義 64
  - 2 日本人船員 66
- 第3節 阪神淡路大震災を契機としたコンテナ輸送 68
  - 1 震災で明確化した港湾ソフトの立ち遅れ 68
  - 2 内海化が予想される日本周辺海域 69
  - 3 物流構造の変化とハブポート 70

#### 第4節 海事クラスター論とマリタイムジャパン構想 72

- 1 海運業と造船業の協調的発展 72
- 2 海事知識に関する人的資本の維持の必要性 73
- 3 海事クラスターの中心の一つとなる海事情報産業の育成 74

# 第 8 章 大型海洋性テーマパークの経営破綻と今後の 海洋ツーリズムの展望 75

#### 第1節 大型海洋性テーマパークの経営破綻 75

- 1 ハウステンボスとシーガイアの経営破綻 75
- 2 海洋性テーマパークの問題点 75

#### 第2節 国土計画と海洋性リゾート 76

- 1 国土計画と海洋性レクリエーション 76
- 2 第四次全国総合開発計画と海洋リゾート 77
- 3 美しい国土の創造及び観光立国 78

# 海洋白書 2004 目次

第3節 わが国における海洋ツーリズム等の課題 79 第4節 海洋ツーリズムと景観・環境の調和 81

## 第2部 日本の動き、世界の動き 83

#### 日本の動き 84

- 1 海洋の総合管理 84
  - 1)海洋政策 84
  - 2) 領土・領海・管轄海域 85
  - 3)法制度86
- 2 環境保護・保全 87
  - 1) 東京湾87
  - 2)三番瀬88
  - 3) 有明海・八代海 89
  - 4)泡瀬干潟 90
  - 5) サンゴ礁 91
  - 6) 地球温暖化 91
  - 7) その他 91
- 3 生物・水産資源 93
  - 1) 水産行政 93
  - 2) ク ジ ラ 94
  - 3)漁業95
  - 4) つくり育てる漁業 96
  - 5) その他 96
- 4 資源・エネルギー 96
  - 1) 海洋エネルギー 96
  - 2)海水資源 98
  - 3)鉱物資源 99
- 5 交通・運輸 99
  - 1) タジマ号事件 99
  - 2)船舶 100
  - 3) モーダルシフト 101
  - 4) テクノスーパーライナー (TSL) 101
  - 5)海上交通安全,海難 102
  - 6) 港湾・物流 103
  - 7) プレジャーボート対策 104
  - 8) グリーン経営 104
- 6 空間利用 105
  - 1) メガフロート 105
  - 2) その他 106
- 7 セキュリティー 107
  - 1) 北朝鮮工作船 107
  - 2) 北朝鮮ミサイル発射と海上防衛 108
  - 3) 海上防衛・海上テロ対策 108
  - 4) 密輸, 密入国, 麻薬 108
  - 5)海 守 108
- 8 技術研究開発 109





#### 世界の動き 112

- 1 各国の海洋政策 112 カナダ/中国/インドネシア/韓国/イギリス/アメリカ
- 2 国連などの動き 113
- 3 国際海事機関 (IMO) の動き 114
  - 1)海上テロ,バルクキャリアーのダブルハル化など海上安全 114
  - 2)油流出事故,バラスト水など海洋環境の保護・保全 115
- 4 その他の国際機関の動き 116
  - 1) 国際捕鯨委員会(IWC) 116
  - 2) 国連食糧農業機関(FAO) 117
  - 3)国際海洋法裁判所(ITLOS) 117
  - 4) 国連教育科学文化機関(UNESCO) 117
  - 5) その他の国際機関 117
- 5 アジアの動き 118
  - 1)海洋環境保全の取組み 118
  - 2)海 賊 119
  - 3) 沿岸警備隊, テロ対策 120
- 6 その他の動き 120

#### 第3部 参考にしたい資料・データ 123

1 「持続可能な開発に関する世界サミット」実施計画(抜粋)

124

- 2 GESAMP報告書 "A Sea of Troubles" (仮訳「苦難の海」) (概要) 130
- 3 「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策に ついて-21世紀初頭における日本の海洋政策」(概要) 134
- 4 「21世紀の国土のグランドデザイン」(抜粋) 139
- 5 「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」 141
- 6 「21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」 149
- 7 「21世紀におけるわが国の海洋政策に関するアンケート調査」(要約)155
- 8 沿岸域総合管理研究会提言(抜粋) 160
- 9 EU 構成国の沿岸域管理に関する行政機関と主要な法制度 実施計画 166
- 10 日本商船隊の船員構成 169
- 11 放置座礁外国船の状況 170
- 12 「陸上活動からの海洋環境の保護に関するモントリオール 宣言 | (概要) 171

参照一覧 173

作成に携わった人たち 176

監修・執筆者略歴 177

写真等提供者一覧 178

和文索引 179

欧文索引 184

第1部 熟慮したい海洋の重要課題



# 第1章 21世紀におけるわが国の海洋政策

# 第1節 わが国に海洋政策が何故必要か

#### 里潮

日本列島の近海を流れる 暖流。幅は100km,流速 は5m/秒にも及ぶ。フ ィリピンの辺りから、台 湾の東側, 南西諸島の西 側, 日本列島の太平洋側 を流れて, 房総沖から沿 岸を離れて太平洋の中央 部に向かう。紀伊半島か ら房総沖にかけての区間 では数週間から数ケ月の 単位で流路が変化するこ とが知られている。また, 一部は,対馬海流となっ て日本海を北上し津軽海 峡や北海道沿岸にいた る。日本海流。黒瀬川。

#### 親潮

ベーリング海から,カムチャッカ東岸,千島列島 に沿って南下し,三陸沖から房総沖まで達する寒流。千島海流。 わが国は、四方を海に囲まれて、海の恩恵をその存立の基盤として発展してきた。 北半球の中緯度海域にアジア大陸から程よい距離を保って位置するこの列島は、農 耕に適した温暖で四季の変化に富んだ気候と、南方海域から列島の両側を北上する 黒潮と北方から南下する親潮のもたらす豊富な水産資源に恵まれて、それらを上手 に活用して生活・文化を築いてきた。森・川・海が近接した地勢の中で、34,822km にもおよぶ長い入り組んだ海岸線の津々浦々にはその地方の特色を生かした漁業を 行う漁村が発展して世界でも有数の魚食・漁労文化を育んできた。

また、わが国は、四方を囲む海を通じて諸外国と交易を行うとともに、海とそれに流入する大小5,000を超える水系をつなぐ水運のネットワークを貨物・旅客の輸送に巧みに利用して社会を発展させてきた。20世紀後半には、わが国は、長い海岸線の要所々々に臨海工業地帯を開き、日本海運の強化・発展を図り、大量・安価な海上輸送の特色を利して原材料輸入・製品輸出をする貿易立国に努めた結果、経済のグローバル化の進展の波に乗って世界でも有数の経済大国となった。

さらに, アジア大陸と日本列島の間を隔てる東シナ海, 日本海, さらに南方及び



図1-1-1 富山県が作成した南北を逆にした日本地図

東方に広がる太平洋などの海は、戦時に際して防壁としての役割を果たしただけでなく、平時においても自然の国境を形成し、一体性の高い国としてのまとまりと世界でも特色のある日本文化を築いてきた。

一方,近年になると海とわが国社会との関係には大きな変化が起こり,様々な問題が顕在化してきた。特に沿岸域の問題は深刻である。沿岸人口増加や経済活動に起因する生活・産業廃水、農薬などによる海洋汚染、埋立てなど自然形状の改変による生息地の破壊や人々の海離れ、海岸に流入・漂着する大量の人工・自然のゴミ、水産資源の減少、沿岸漁村の衰退、土砂供給の減少による海岸侵食など様々な問題が進行しており、沿岸域の管理に総合的、計画的対応が求められている。(第3章・第4章参照)

また、わが国の発展を支えてきた漁業は、国連海洋法条約が定める排他的経済水域その他の海洋生物資源の保存及び管理の枠組みによって大きな影響を受けており、その中でわが国漁業とその進んだ漁労技術、魚食文化を世界の海洋資源の保存及び管理とどう両立させるかが懸案となっている。

さらに、貿易立国を支えてきたわが国の海運は、日本経済の発展と構造変化に応じてその営業を拡充してきているが、国際単一市場での競争に生き残るためにかつての自国籍船、自社運航、自国船員という伝統的形態から便宜置籍船、船舶管理会



図1-1-2 九十九里浜の海岸侵食 日本で有数の広大な砂浜も危機に直面している

社,外国人船員主体の運航へと経営を 複雑化させている。生産の中心が中国 等のアジア諸国に移り,日本人船員, 特に最後まで残っていた船長・機関長 が急速に減少していく中で,集荷能力 を維持しつつ外国籍船舶,外国人船員 を主体にしてどのように運航の安全・ 効率を確保し,競争力のある海運経営 をしていくのか,また,近年,西欧諸 国を始め各国が,自国籍船,自国船員 の確保政策に力をいれている中で,わ が国は経済立国のインフラであるわが

#### 国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合 条約 (UNCLOS: United Nations Convention on the Law of the Sea) 地球の表面の71%を占め る海洋について, 領海及 び接続水域、国際海峡、 群島国,排他的経済水域, 大陸棚, 公海, 島, 閉鎖 海,内陸国の権利・自由, 深海底,海洋環境の保護 保全,海洋の科学的調 査,海洋技術の発展・移 転,紛争解決など,海洋 法の全ての側面を規定す る統一的な法体系。第3 次国連海洋法会議で1982 年採択され,1994年発効, わが国は1996年批准。(第 2節以下参照。)

#### 排他的経済水域(EEZ)

#### 便宜置籍船

第7章(64頁)を参照。



図1-1-3 混乗船で行われる共同訓練 日本人船員と外国人船員が共同で放水訓練を行っている



図1-1-4 インド洋上で捕捉されたアロンドラ・レインボー号 マラッカ海峡に入った直後にインドネシア人の海賊団に襲われ消息を絶ったが、その 後インド洋上でインド海軍により捕捉された

国海運のあり方について国の政策を 持たないでよいのか, などの点が注 目されている。(第7章参照)

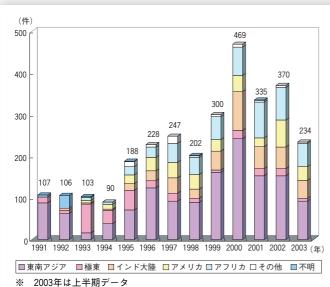
加えて,近年のマラッカ海峡や東南アジアでの海賊事件の頻発,アメリカでの9.11テロ以降のテロの脅威とその対策の進行,イラク戦争,そして2001年末の東シナ海での北朝鮮工作船事件などにより,わが国では従来過小評価されてきた感のある海洋の秩序維持と安全保障の問題がにわかにクローズアップされてきている。(第5章・第6章参照)

このように見てくると、わが国の 国政を考えるに際しては、常に海洋

を視野の中に置き, その時々の海洋情勢に応じた海洋政策を立案し, 実行することがいつの時代にも大変重要な課題であることが見えてくる。

折から2001年4月,久々にわが国の海洋政策が科学技術・学術審議会に諮問され、同審議会海洋開発分科会における1年余の審議を経て、2002年8月「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について-21世紀初頭における日本の海洋政策」が答申された。実に海洋開発審議会3号答申以来12年ぶりの海洋政策全般にわたる答申である。

前回答申から今回までの12年間に、海洋を取り巻く内外の情勢と国際社会及び世界各国の海洋に対する取組みは大きく変化し、進展している。そこで、次にそのような大きな国際的潮流と各国の動き、この間の海洋国日本の動きと対応、今回の答申の評価と今後の課題について見ていきたい。



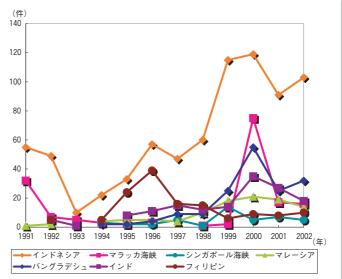


図1-1-5 地域別に見た海賊発生件数 (IBM 資料をもとに作成)

# 第2節 国際社会の動き

### 1 国連海洋法条約

1994年,国連海洋法条約がついに発効し、沿岸域から深海底にいたる地球上の海洋全域を総合管理の対象とする世界各国共通の法的基盤が史上初めて成立した。新海洋秩序の成立である。この条約は、国家管轄権の範囲を越える「深海底は人類の共同財産(common heritage of mankind)」とするマルタの国連大使パルドの有名な演説がきっかけとなって始まった第3次国連海洋法会議の9年間におよぶ審議の結果、1982年に採択されたものである。

同条約は、長年の懸案であった領海の幅を12海里以内と定め、群島水域、排他的

経済水域などの制度を創設し、沿岸国の大陸棚を最低200海里とするなど、高まりをみせていた海洋とその資源に対する沿岸国の権利主張に応えつつそれ以上の権利主張に歯止めをかけるとともに、国の管轄区域の外側の海底(=深海底)及びその鉱物資源を人類の共同財産とするなど、海洋をいくつかの法的性格の異なる海域に区分した。(図1-1-6)この結果、地球の表面の71%を占める海洋の4割を越える広大な海域がいずれかの沿岸国の管轄に属することとなった。(図1-1-7)

同条約は,前文に「海洋の問題は,相互に密接な 関連を有し及び全体として検討される必要があるこ と」を謳って,海洋問題の解決に全体的,統合的ア

#### 深海底

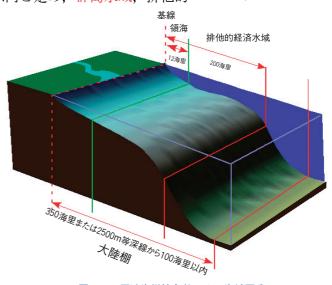


図1-1-6 国連海洋法条約による海域区分

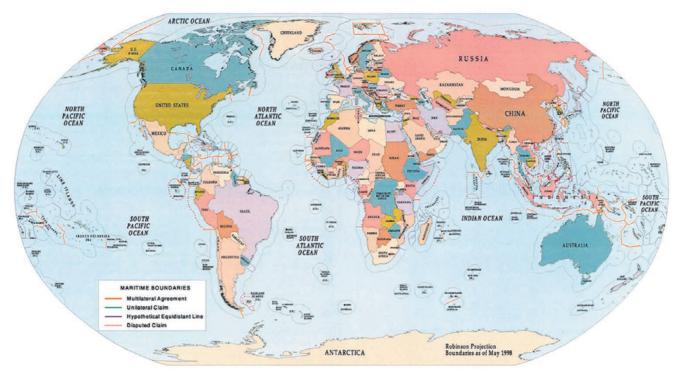


図1-1-7 世界の排他的経済水域地図(出典:The Global Maritime Boundaries)

#### 群島水域

インドネシア. ンなど国連海洋法条約上 「群島国」として認めら れる国は, 所定の条件を 満たせば, 群島の最も外 側にある島を結ぶ直線の 「群島基線 | を引くこと ができ, 群島基線によっ て取り囲まれる水域を 「群島水域」と呼ぶ。同 水域には群島国の主権が 及ぶが、領海や内水と異 なる特殊な水域であり, 外国の船舶・航空機は一 般に無害通航権を持つ が,そこに設定される「群 島航路帯」においては妨 げられることのない通常 形態での航行と上空飛行 が認められる。

注 1 国連海洋法条約第 194条 3 (a)

#### 大陸棚

領海の外側に延びる海底 で、沿岸国がその天然資 源の開発のために主権的 (排他的)権利をもつ区 域。その限界は、沿岸の 基線から200海里まで または陸地の自然延長と しての堆積岩からなる大 陸縁辺部がそれ以上に延 びている場合には, 同縁 辺部の外縁までである が,いずれにせよ沿岸の 基線から350海里. また は水深2,500mの海底点 から100海里を超えては ならない。ただし,200 海里を超える大陸棚を主 張する国は, その限界に ついての調査資料を,国 連海洋法条約の下に設置 された大陸棚限界委員会 に提出し その審査を受 ける必要がある。

#### 第3次国連海洋法会議

#### リオ地球サミット

1992年6月,リオ・デ・ ジャネイロで開催された 環境と開発に関する国連 会議 (UNCED) のこと。 その一部として国家元首 ・政府首脳レベルの会合 が開かれたため、一般に 同会議全体の別名として 使用される。あらゆる環 境問題を開発問題との密 接な関連を考慮しつつ検 討し, その解決策, 将来 の対策, 基本的原則など を打ち出した。 主な成果 として,環境と開発に関 するリオ宣言及びアジェ ンダ21がある。



図1-1-8 ドイツ・ハンブルグにある国際海洋法裁判所

プローチが必要であることを強調し, 各国にこの条約の下での海洋の適切な 管理を求めている。特に,人間活動が 海洋環境に重大な影響を及ぼすまでに 発達してきたことを重視して,海洋環境の保護・保全に関する1部を設け て,これに関する各国の義務を明記し, 海洋環境の保護・保全の問題を陸の発 生源からの汚染を含めて初めて包括的 に取り上げたことは注目すべきであ る。(※11)また,同条約は,その解釈また

は適用に関する締約国間の紛争を平和的に解決し、この条約の実効性を高めるため、 従来の条約には例を見ない非強制・強制手続きを組み合わせた多様な紛争解決手続 きを定めている。その一環として国際海洋法裁判所が新たに設置された。同裁判所 は、ドイツのハンブルグにおかれている。

2003年7月現在,国連海洋法条約には143ケ国が加盟している。議会の事情などによりいまだ加盟していないアメリカなどにおいてもその枠組みは国際慣習法として扱われており、今や世界的な海洋秩序として一般的に受け入れられている。

# 2 リオ地球サミット

国連海洋法条約発効の2年前の1992年,環境と開発の両システムの統合を議論するため国連環境開発会議(リオ地球サミット)がブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催され,「持続可能な開発」原則の採択を宣言する「環境と開発に関するリオ宣言」が発表された。その第4原則は,「持続可能な開発を達成するため,環境保護は開発プロセスの不可欠な部分を構成するものとし,それと別なものとみなしてはならない」と述べている。



図1-1-9 地球サミットが行われたブラジルのリオ・デ・ ジャネイロ

この会議で採択された行動計画「アジェンダ21」は、持続可能な開発全般を対象として定めたものだが、海洋の重要性にかんがみ、特に第17章「海洋と沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発」を設けている。その冒頭に掲げられている序文は、海洋問題に取り組む際の各国の心構えとして重要であるので、次に引用する。

「海洋環境は、地球の生命支持シス

テムに不可欠な構成部分であり、持続可能な開発の機会を提供する積極的な資産である。国際法は、本章で述べる国連海洋法条約の規定に示されているとおり、国の権利・義務を定め、海洋及び沿岸域とその資源の保護及び持続可能な開発を追求する上での国際的基礎となっている。これは、各国、小地域、地域及び全地球レベルで、海洋及び沿岸域の管理と開発に対する新しいアプローチ、内容において統合さ

れ,範囲においては予防的で将来を先取りしたアプローチを求めている。(以下略)」 このような取り組みを具体化するため、同章では「沿岸域及び排他的経済水域を 含む海域の統合的管理及び持続可能な開発」など7つのプログラム分野を定めてお り,その内容は合計136項にわたる詳細なものである。その中で「沿岸国は、自国 の管轄下にある沿岸域および海洋環境の総合管理と持続可能な開発を自らの義務と し,利用の適合性とバランスを促進するため、全ての関係する部門を含む統合され た政策および意思決定プロセスを定めることが重要である」(17.5項)としている 点は、わが国が海洋政策策定にあたって特に真剣に受け止める必要がある。(アジェンダ21第17章については第2章参照) **アジェンダ21** 第2章(24頁)参照。

# 3 国連持続可能な開発委員会(UNCSD)と国連海洋非公式協議プロセス(UNICPO)

1992年12月, リオ地球サミットの合意の全世界, 地域, 国及び地方レベルにおける効果的実施を確保するために, 国連経済社会理事会のもとに「国連持続可能な開発委員会 (UNCSD)」が設置された。同委員会は, 持続可能な開発の実現のために個別分野を順次取り上げて検討するほか, 節目々々には「リオ+5」や WSSD などの持続可能な開発に関する世界会議の準備に当たっている。海洋に関しては, 1999年の会議で取り上げ, 海洋生物資源の管理, 陸上活動からの海洋環境の汚染防止, 海洋の科学的理解の促進, 国連海洋法条約とアジェンダ21の効果的実施に向けた国や地域, 地球レベルでの取り組みの推進の4点を重要課題とした。

さらに、国連は海洋問題に総合的に取り組むことの重要性を認めて、国連総会で毎年行う海洋問題と海洋法に関するレビューを効果的に行うため、1999年の国連総会で「国連海洋非公式協議プロセス(UNICPO)」の設置を決議し、第1回会合が2000年5月に開催された。以後、UNICPO は海洋と海洋法に関する問題から通常2テーマを選んで、毎年春に約1週間の会期で検討している。2003年6月の第4回会合では、航海の安全(海図作成が中心)及び脆弱な海の生態系の保護の2テーマについて検討が行われた。

# 4 持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)

リオ地球サミットから10年経過した昨年,この10年間の取り組みをレビューし、今後の持続可能な開発の実施について討議する「持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)」が南アフリカのヨハネスブルグで開催された。WSSDでは、リオ地球サミットにおける新しいパラダイムの採択のような派手な動きはなかったが、200近い世界中の国が参加して「持続可能な開発」が国際間の中心的協議事項であることを再確認し、アジェンダ21をさらに具体的に進めるためのWSSD実施計画や官民が協力して実施に取り組むトラック2イニシアチブ(約束文書)を取りまとめた。実施計画には、海洋と沿岸域についてもさまざまな具体的事項が盛り込まれ、しかも、そのうちのいくつかには目標達成期限が明記された。中でも見落とせないのは、各国に持続可能な開発のための国家戦略の速やかな策定・実施を求め、その目標達成年限を2005年と設定している点である。(WSSDの詳細については第2章参照)

#### **UNICPO**

(United Nations Openended Informal Causultative Process on Oceans Affairs)

毎年秋の国連総会で行わ れる「海と海洋法」の議 題の審議を補足し, その ための準備をするため に.2000年以来毎年春に, ·週間ほど開催されてい る非公式の協議。総会で は同議題に割当てられる 時間が短く、実質討議の ための時間が殆どないた め,この非公式協議方式 が考案された。毎回主要 な問題領域をあらかじめ 複数定め, 政府代表のみ ならず、NGO や国際機 関の代表も参加・議論で き, その結果は同年の総 会に勧告される。

#### WSSD

第2章(25頁)参照。



図1-1-10 WSSD で政府などの展示が行われたウブン トゥ村

主要な会議はサントン国際会議場,NGO グローバルフォーラムはナズレック展示場で開催された。



図1-1-11 第3回「世界水フォーラム」の併設展示会「水 の EXPO」

# 5 海洋・沿岸・島嶼に関する 世界フォーラム

WSSD を契機として、海洋関係者 が国際的に連帯して地球レベル, 地域 レベルで海洋問題に取り組んでいこう とする動きが活発になってきた。 WSSDの討議に海洋問題の重要性を 主張し、海洋・沿岸・島嶼に関する事 項を実施計画に盛り込むことを働きか けてきた研究者, NGO と各国, 国際 機関の海洋関係者の有志が、WSSD 後の海洋問題の取組みを強化するため に、各人が個人的資格で参加する | 海 洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラ ム | を WSSD 期間中に結成した。ア ジェンダ21及び WSSD 実施計画その 他の関係合意の実施や各地で進められ る海洋・沿岸・島嶼関係のパートナー シップ (タイプ2イニシアチブ) の効 果的実施に協力し、相乗効果を高めて いくことが狙いである。あわせて今後, 海洋・沿岸等に関する情報共有と周知

啓発に力を傾注し、世界フォーラムの定期開催、世界・地域的なフォーラムにおける海洋問題の提起などを行っていくこととしている。

この趣旨に沿って、早速2003年3月に関西で開催された第3回世界水フォーラムにおいて、世界フォーラムの関係者は淡水と海洋・沿岸域の関係を取り上げ、森、川、海、空に至る水の循環と統合管理の必要性などについてセッションを開催した。(世界水フォーラムについては第2章参照)

#### **PEMSEA**

(Partnership in Environmental Management for the Seas of East Asia) アジェンダ21を実施する ために設立された GEF (地球環境ファシリティ Global Environment Facility) の資金を受けて 東アジア海域の環境管理 を行うために, 国連開発 計画 (UNDP) と国際海 事機関(IMO)が東ア ジア12ケ国の参加を得て 行っている地域プログラ ム。1994年からスタート して現在は第2期目。わ が国は2003年から参加。 正式メンバーの各国政府 だけでなく,地方政府, 研究機関,民間企業との パートナーシップ創設を 重視して活動している。 事務局は,マニラに所在。

# 6 東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)

アジアでは、東アジア12ケ国が参加して持続可能な開発戦略の策定や閉鎖性・ 半閉鎖性海域の環境対策、統合沿岸域管理の取組みを推進する GEF/UNDP/IMO の東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA) のプログラムが実施され ている。同プログラムは、1994年にスタートして現在第2期目の5年計画のまとめ の時期を迎えており、2002年策定された WSSD 実施計画の地域的な実施促進を視 野に入れて「東アジア海域持続可能な開発戦略」の策定に取り組んでいるほか、参 加国と協力して統合沿岸域管理や半閉鎖性海域の海洋環境管理のプロジェクトを実 施している。

# 第3節 世界各国の動き

近年、世界各国が海洋に関心を向け、熱心に海洋及び沿岸域の総合的管理に取り 組んでいるのは、上記のような国際的な動きと表裏一体のものである。その主な動 きは次のとおりである。

世界最大の管轄海域(=領海+排他的経済水域)を有するアメリカは,既に1960年代末から海洋政策の策定,沿岸域管理法の制定,海洋保護区,海洋研究助成制度(シー・グラント)の制定,海洋大気庁(NOAA)の設置などを行ってきたが,1999年には大統領の要請に応えて行政各部が共同で海洋・沿岸政策に関する包括的な報告書を取りまとめた。さらに2000年には,新しい国家海洋政策を策定するための手続法として海洋法2000が議会を通過し,これに基づき設置された海洋政策審議会が目下米国の新しい総合的海洋政策を審議中である。審議は既に最終段階に入っており,2004年はじめに米国の海洋政策に関する最終報告書が議会と大統領に提出される見込みである。大統領は報告を受けてから90日以内に,その勧告を実施するため,総合的・長期的「国家海洋政策」の提案を議会に付託することになっている。

米国に次ぐ広大な管轄海域を持つオーストラリアは、1998年末にオーストラリア海洋政策を策定し、海洋政策の意思決定機関として、環境大臣を議長とする環境、産業・科学・資源、観光、漁業、運輸の5大臣からなる国家海洋閣僚会議を組織し、事務局として国家海洋局を設置して、生態学的に持続可能な海洋利用のための施策を着実に進めている。カナダも、水産・環境・海上交通・沿岸警察関係行政をあわせて担当する漁業海洋省を設けて海洋問題を総括する機能を持たせ、1997年には海洋法を制定した。これに基いて2002年、カナダ漁業海洋省は、海洋管理と政府内の政策・計画の調整の統合的アプローチ並びに生態系アプローチを遂行するための「カナダ海洋戦略」を策定・発表して海洋の管理に取り組んでいる。

総じて広大な管轄海域を有する国々が、海洋政策に熱心に取り組んでいるのは当然である(表1-1参照)が、内陸国を含めてその他の国にとっても海洋の開発利用と海洋環境の保護は重要な課題であり、各国ともに熱心に取り組んでいる。アジア各国を見ても、海洋政策や海洋基本法を策定(中国:中国海洋アジェンダ21、海域使用管理法、韓国:海洋コリア21、海洋水産発展基本法)し、海洋主管省庁を設置(韓国海洋水産部、インドネシア海洋漁業省、中国国家海洋局等)するなど、海洋の管理に積極的に取り組んでいる。中でも、韓国の取り組みは目覚しく、2002年の「海洋と海洋法に関する国連事務総長報告」が、横断的な海洋問題に対しては統合的な海洋管理が重要であるとして取り上げた際には、統合という観点から見て最も先進的に海洋管理に取り組んでいる3つの国のひとつとして韓国を取り上げているほどである。(音2)

このほか、ニュージーランド、ロシア、南アフリカ等々多くの国が海洋と沿岸域の総合管理に取り組んでおり、既に42%の国が海洋・沿岸域に関する省庁間調整メカニズムを設置している。

#### 海洋と海洋法に関する国 連事務総長報告

毎年国連事務局の海洋問 題・海洋法部が中心にな って,国連の関係諸機関 からのインプットも加え て、海洋問題と海洋法に 関する過去一年間のおも な動きや法的進展につい てまとめ,総会に提出す る包括的報告書。以前に は秋の総会会期中に出さ れていたが,総会での「海 洋及び海洋法」議題の討 議時間が極めて限られて いることから, 近年は春 に数日間同議題について の非公式協議 (UNICPO) が開かれることになり, 事務総長報告もそれに間 に合うよう3月頃に配布 されている。なお、総会 での審議の直前には、同 報告の追補が出される。

注2 国連事務総長報告 X. Cross-cutting issues C. Integrated ocean management 652,658-660

	X11 口升 ** COO (4 工 日 和 14 ) X 四 (X ) *	•
順 位	国 名	面積(単位:万 km²)
1	アメリカ	762
2	オーストラリア	701
3	インドネシア	541
4	ニュージーランド	483
5	カナダ	470
6	日 本	447
7	(旧ソ連)	(449)
8	ブラジル	317
9	メキシコ	285

表1-1 世界の200海里管轄海域面積ランキング

日本以外は1972年のアメリカ国務省資料「Limits in the Seas-Theoretical Areal Allocations of Seabed to Coastal States」(全訳「海洋産業研究資料」,通巻第59号,1975)に基づくデータ。旧ソ連については,その後独立したバルト海・黒海・カスピ海に面している共和国分が含まれているほか,米国務省データにはロシアの実効支配を理由に日本領土である北方四島の周辺海域分も含まれている。したがって,現ロシアの管轄海域面積は日本よりも小さくなると判断した。なお,日本の管轄海域面積は「長井俊夫(1996),新しい領海関係法と水路部のかかわり(水路,99,2-14)」による。

# 第4節 海洋国日本の動きと対応

#### 1 国連海洋法条約への対応

わが国は、第3次国連海洋法会議の審議に積極的に参加し、深海底開発をめぐる 対立でアメリカなど先進国の多くが反対・棄権にまわった国連海洋法条約の採択の 時にもこれに賛成している。しかしながら、残念なことに同条約が採択されてから 発効するまでの12年間の歳月が、同条約審議の過程でわが国国内に盛り上がった海 洋問題への総合的な取組みのモメンタムを失わせてしまった。

国連海洋法条約発効の2年後の1996年(平成8年)7月20日,わが国はこの条約を批准した。条約の批准に当たっては通常,関連国内法を整備する。特に,本条約では広大な海洋が法的性格の異なるいくつかの海域に区分され,沿岸国は自国の管轄海域を条約の定める権利義務にしたがって管理することが求められている。わが国としては,本条約で創設された排他的経済水域やわが国としては初めての大陸棚などに関するわが国の制度を施行するため国内法の整備が当然必要となる。

ちなみにこのとき、本条約の批准にあたってわが国が行った関連国内法の整備は、①「領海法」の一部改正 ②「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」の新規立法 ③「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」及び「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の新規立法並びに「水産資源保護法」の一部改正 ④「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」ほか2法の一部改正 ⑤「海上保安庁法」の一部改正である。

しかし、国内法整備の根幹となる肝心の「排他的経済水域及び大陸棚に関する法



図1-1-12 海上保安庁が作成した日本の領海等の概念図(出典:海上保安庁資料)

律」は、わが国の排他的経済水域及び大陸棚を設定し(図1-1-12参照)、これらの 水域へわが国の法令を適用する旨を一般的に述べるだけの全部でわずか4条の法律 であり、わが国の制度を内外に具体的に示すという国内法整備のニーズを満たして いるとは言いがたい。

もっとも、好意的見方をすれば、内外の新しい情勢に適切に対応するためのわが 国の海洋政策の確立と国内法制の立案や制度の具体的適用の検討にはかなりの時間 と労力を要することは確かであり、本条約の批准を迅速に行うためにこの段階では とりあえずこのような簡単な国内法整備で間に合わせたというのであれば、そのこ とは理解できよう。しかし、その後の推移を見ても本条約の関連国内法を本格的に 整備する動きは依然として見られず、諸外国の取組みと比較するとそこに大きな差 が生じている。(表1-2参照)

これより約20年前の1977年(昭和52年)、わが国は、アメリカ、ロシアその他の諸国がその前年に200海里漁業水域を設定したのを受けて、200海里の「漁業水域暫定措置法」を制定した。これらの動きは、当時未だ第3次国連海洋法会議で審議中だった排他的経済水域制度を漁業関係について各国が先取りしたものだったが、こ

# 表1-2 各国の海洋政策

				:I-2 各国の海洋政策 	
	アメリカ	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	
1. 国土面積 (千 km²)	9,629.0	9,976.1	7,686.8	268.6	
2. 海岸線延長 (千 km)	19.9	243.7	36.7	15.1	
3. 排他的経済水域 (千 km²)	7,620	4,700	7,010	4,830	
4. 海洋(基本)法	Oceans Act 2000	Canada Oceans Act (COA) 1996 Canadian Environmental Protection Act 1999 (海	Environment Protection and Biodiversity Con- servation Act 1999		
		洋投棄に関する部分)			
	Turning to the Sea: America's Ocean Future		Australia's Oceans Policy	Oceans Policy 作成中 2004年初めに草案の協議 会を予定	
5. 海洋(基本)政策	Final recommendation of U.S.	Canada's Oceans Strategy (2002年7月12日)	Regional Marine Planning (supraregional)		
	Commission on Ocean Policy(2004年初頭予定)		Coastal and Marine Planning Program(CMPP)		
6. 海洋管理主管(大臣)	商務省海洋大気庁(National Oceanic and Atmospheric Administration: NOAA)	漁業海洋省(Department of Fisheries and Oceans:DFO)	海洋閣僚会議(National Oceans Ministerial Board)議長:環境大臣	Ministerial Group 議長:水産科学技術エネ ルギー相	
7. 海洋行政連絡調整会 議	US Commission on Ocean Policy	Minister's Advisory Council on Oceans	Commonwealth Coastal Co-ordinating Commit- tee	Oceans Policy Officials Group	
8. 海洋管理 (調整) 事務局	National Security Council Interagency Working Group	Oceans Act Coordination Office	National Oceans Office	Oceans Policy Secretar- iat for Ministerial Group and Advisory Committee	
9. 広範な利用者の意見	National Oceans Commission public meetings	Oceans Explorations on Web	National Ocean Advisory Group	Ministerial Advisory Committee Public Con-	
を反映する制度	Science Advisory Panel	Oceans Program Activity Tracking (OPAT)	Regional Marine Plan Steering Committees	sultation (Oceans Policy 策定のための)	
	1972年海洋保護・調査・サンクチュアリ法・行政	COA 第35, 36条 に基づく MPA	GBR海洋公園法 (1975年)	1971年海洋保護法 (Marine Peserve Act) に基	
10. 海洋保護区 (MPAs)	命 令13158号(2000年 5 月26日)等に基づく Ma- rine Sancutuary, MPA 等	National Framework for Establishing and Man- aging Marine Protected Areas (1999年3月)	Ocean Rescue 2000に基 づく National Represen- tative System of Marine Protected Areas 等	が Reserve Act に参 づく Marine Reserve 等 (1971年法の全面改正法 案が2002年10月15日に第 一読会を終了)	
11. 沿岸域管理法(政策)	1972/1990年沿岸域管理 法(Coastal Zone Man- agement Act)	1972年沿岸地域管理法 2002年 Canada's Oceans Strategy	1995 年 Commonwealth Coastal Policy	The Resource Management Act (RMA)	
12. 河川と沿岸域の一体 的管理	河川港湾法(Rivers and Harbors Act)(保全は陸 軍工兵隊が行う)	COA PART II (Oceans Management Strategy) は河川及び湖には適用が ない(第28条)	州政府,地方政府		
13. 沿岸域管理における 法的な管理範囲	州政府の領土 (海岸線から3海里以内), 天然(地下) 資源に関しては海岸線から3海里以内は州政府の管轄	州法及び連邦法は内水, 領海, EEZ及び大陸棚 の上に適用(第9条及び 20条)	州政府の領土(海岸線から3海里以内/1979年 Offshore Constitutional Settlement, 1980年沿岸 水域法等による)		
14. 国連海洋法条約批准 状況	未加入	2003年11月7日批准	1994年10月 5 日批准	1996年7月19日批准	

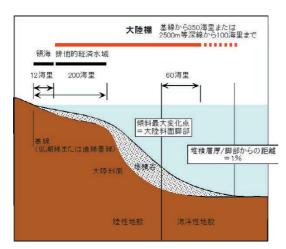
フランス	イギリス	中国	韓国	日本	
547.0	244.8	9,596.9	99.6	377.8	
3.4	12.4	32.0	11.5	34.8	
260(海外領土除く)	940(民間試算)	964	449	4,470	
なし	95年環境法	海域使用管理法	· 海洋水産発展基本法	なし	
		海洋環境保護法			
なし	"Safeguarding Our Seas" (2002年5月21日)	China Ocean Agenda 21	Ocean Korea21 「21世紀海洋水産ビジョン」	なし (文部科学省科学技術・ 学術審議会の答申あり: 長期的展望に立つ海洋開 発の基本的構想及び推進 方策について(2002. 8. 1)	
首相	環境食糧農村省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs: DEFRA) 環境庁	国家海洋局(State Oceanic Administration: SOA)	海洋水産部(Ministry of Maritime Affairs and Fisheries)	なし	
	Green Ministers		中央沿岸管理審議会		
海洋閣僚会議 (Interministerial Council for			海洋環境保全委員会	なし	
the Sea)	海洋科学技術に関する省		港湾政策委員会	(局長級の海洋開発省庁 連絡会議あり)	
	庁間委員会(IACMST)		水産業管理委員会		
なし	環境庁,地方自治体	SOA	海洋水産部	なし	
沿岸の開発計画では必須	Consultations on Flood and Coastal Defence		海洋水産発展委員会	なし	
	EU生息地指令,鳥類指	海洋環境保護法	国土利用管理法:水産資源保護区域	自然公園法:海中公園地区(139ケ所) 自然環境保全法:海中特別地区(1ケ所)	
令に基づく保護区(Natura2000)等	令に基づく保護区(Natura2000)等	海洋自然保護区管理取決 (59ケ所)	海洋汚染防止法:環境保全海域		
Seashore Act (1986)	1995年環境法	海域使用管理法 (海洋機 能区画)	沿岸管理法	なし(元国土庁の指針あり)	
Schemas de Mise en Valeur de la Mer (1983)			沿岸統合管理計画		
Water Act (1992)			公有水面管理法		
Schemas Directeur	環境庁,地方自治体		公有水面埋立法	なし	
d'Amenagement et de Gestion de Eaux (SAGE)			湿地保全法		
		内水, 領海 (海底とその 下を含む)	満潮水位を基準に,陸側は500~1,000m,海側は 領海まで	海岸保全区域として平均 高潮水面から海陸両側50 m	
1997年4月11日批准	1997年7月25日加入	1996年6月7日批准	1996年1月29日批准	1996年 6 月20日批准	

れがきっかけとなってその後わが国では、排他的経済水域が天然資源に関する主権的権利と海洋環境や科学的調査等に関する管轄権からなるもっと包括的な制度であるにもかかわらず、その一部の漁業資源を対象とする漁業水域とほとんど同一視されるようになっていった観がある。現に本条約の批准にあたって整備された関連国内法を見ても、新規立法は、前述の「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」以外は全て漁業に関するものである。

### 2 地球サミット及び WSSD への対応

リオ地球サミットで採択されたアジェンダ21の対応を見ても同様のことが言える。わが国は、1993年12月に日本政府版の「アジェンダ21行動計画」を決定して国連に提出している。しかし、その海洋・沿岸域に関する部分を見ると、ほとんどが各省が自らの所掌の範囲内で実施してきた取組みの延長であり、アジェンダ21が求めている「海洋・沿岸域の統合管理と持続可能な開発のための調整メカニズムの設置」のような統合的対応を要する課題は積み残したままである。このような状況は昨年の WSSD にいたるまでほとんど変っていない。昨年の WSSD においても海洋に関してはわが国の積極的な取組みは見られなかった。

### 3 最近の新たな動き



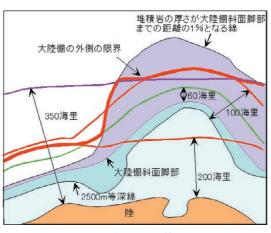


図1-1-13 大陸棚の要件と限界 (海上保安庁資料をもとに作成)

そのような中で漁業分野では, 2001年(平成13年)に水産資源の持 続的利用の確保等を目的とする水産 基本法が制定された。また,同基本 法の示す施策にしたがって,漁業法, 海洋生物資源の保存及び管理に関す る法律,漁港法等の主要な水産関係 法令の改正が行われた。これらは, 水産資源の適切な管理と持続的な利 用を図り,水域の環境や生態系の保 全にも配慮して水産に関する施策を 総合的かつ計画的に実施しようとり るものであり,国連海洋法条約の的 確な実施に向けた取組みとして評価 される。

しかし、広大なわが国の管轄海域の調査、排他的経済水域・大陸棚の境界や外縁の画定、管轄海域や拠点となる遠隔離島の管理、これらの海域及び資源の開発利用、海洋環境の保護・保全、沿岸域の統合管理などの問題に対する取り組みは依然としてはかばかしく進展せず(第2章~

第5章参照),全体的,統合的アプローチが必要な海洋問題の取組みの中で漁業分野の取組みのみが先行するという状態が依然続いている。

国連海洋法条約により最大350海里まで沿岸国のものとして認められる大陸棚の200海里を越える部分についてわが国の権利を主張するためには、2009年5月までに陸地からの連続性を示す地形、地質データを大陸棚限界委員会に提出しなければならない。しかし、現状ではその調査が間に合いそうもなく、関係省庁の協力と民間委託を加えた大陸棚調査体制の抜本的拡充が必要になっている。このような事態に対処するため2002年6月関係省庁連絡会議が設置されたが、やはり縦割りの制約が強く効果的な対応ができていない。このため2003年7月には扇国土交通大臣が閣議後の閣僚懇談会で改めて総理主導の国家プロジェクトとしての取組みを要請する事態となっている。

一方,経済活動や開発,人口増加などによる環境悪化が指摘されている沿岸域の統合管理には近年ようやく動きが出てきた。1998年に閣議決定された全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」は「沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ,地方公共団体が主体となり,沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し,各種事業,施策,利用等を総合的,計画的に推進する『沿岸域圏管理』に取り組む。」(韓3) としている。これを受けて2000年2月に,関係地方公共団体を中心にして多様な関係者の参加のもとに沿岸域圏の管理を進めるためのガイドラインとして,「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」が定められた。(第3章,第3部5.参照)

これに先立つ1997年には「河川環境の整備と保全」を目的に追加する河川法の改正、また、1999年には、これまでの海岸防護の視点に加えて海岸環境の整備と保全及び適正な利用の視点から海岸保全を行う「海岸法」の改正、さらに2000年には「環境保全に配慮しつつ」港湾の整備を図る港湾法の改正が行われた。これらはいずれ

# 自然の系(一体性) 土砂・水質・底質の環境 **展日常教諭**·詢III·謝春 気象 生物生息地の環境 操上生物、植生 湖間帯 浅海域 深海域 定着性魚介類·藻類 回遊性魚類等 人工海岸 漂砂·流砂 干潟·湿地 岩礁(碳) 満潮時の水際線 浅海部(光合成) 河川からの堆積 海象 海岸線方向 陸域・海域方向

図1-1-14 国土交通省が沿岸域の総合的管理の基本理念で示した沿岸域圏のイメージ(出典:「沿岸域の総合的管理に向けて」、国土交通省)

#### 大陸棚限界委員会

国連海洋法条約によれ ば、沿岸国が基線から200 海里を超えて大陸棚を主 張できる場合があるが, その条件が整っている場 合,沿岸国はその範囲に ついての申請を、海底の 詳細な科学的調査データ とともに大陸棚限界委員 会に提出しなければなら ない。委員会は、条約の 締約国会議において個人 の資格で選出される21人 の専門家からなり, 各国 の申請を審査し. その適 否について勧告する任務 を与えられている。同申 請は条約の批准後一定の 期間内(わが国は2009年 5月まで)に行う必要が ある。

注3 「21世紀の国土の グランドデザイン」第2 部第1章第4節 海洋沿 岸域の保全と利用(第3 部4.)

沿岸域圏総合管理計画策 定のための指針 第3章(32頁)参照。 も「環境」という視点を法目的に加えたものであるが、「総合的な管理」という意味で前述のガイドラインの実施を制度的に支えるものではない。その点で、2003年3月発表された国土交通省沿岸域総合管理研究会提言が、「沿岸域を総合的に管理する新たな法制度の制定」を将来の目標に取り上げているのが注目される。(同提言については第3部8.参照)

沿岸域の管理には様々な行政主体がかかわっており、また、市民を含む多様な利 害関係者間の調整を必要とするので、統合管理への道のりは平坦ではないが、最近 の沿岸域の問題に対する地域的な取組みの盛り上がりと2001年に行われた中央省庁 統廃合のメリットなどを活かして統合沿岸域管理の取組みの前進が期待される。(沿 岸域管理については第3章、海の健康問題と診断手法の開発については第4章参照)

さらに、最近、自然再生や水産資源回復のために各省の枠を超えて連携して計画的な取組みを指向する動きがいくつか具体化した。全体的、統合的アプローチに向けたワン・ステップとして今後の進展が注目される。即ち、2002年11月には、海域の環境悪化と漁業生産の減少が続いている有明海及び八代海の海域の環境保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が公布施行された。また、2002年12月には過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした「自然再生推進法」が成立し、2003年1月施行された。後者は、海洋のみを対象としたものではないが、地元の多様な主体の参加により、干潟、藻場、サンゴ礁などを含む自然環境の保全、再生、創出、または維持管理を求めている。

### 4 民間部門の動き

海洋をめぐる新しい潮流の中でわが国の海洋政策の策定を求める民間部門の動きが活発になってきている。2000年6月,経済団体連合会は,海洋についても国家的



図1-1-15 21世紀の海洋のグランドデザインの概念図 (経済団体連合会の資料をもとに作成)

政策が必要不可欠であり、海洋関連産業の活性化のためにも国家プロジェクトが求められているとの認識に基づき意見書「21世紀の海洋のグランドデザイン」を発表した。日本の200海里水域の各海域に拠点となる構造物を配置して、水産資源の持続的開発、各種資源エネルギーの有効利用、海域の科学研究の推進を提言している。また、日本沿岸域学会は、同年、沿岸域を次世代により良い状態で引継ぐために沿岸域の統合管理を求める2000年アピールを発表した。

さらに、2002年3月には日本財団が「21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」を発表した。同提言は、海洋関係の有識者からなる「海洋管理研究会」での調査研究や討論ならびにわが国の政治、行政関係者及び海洋関係の研究者、実務者、企業等に対して行った「海洋政策アンケート調査」結果を参考にして取りまとめられたものである。海洋政策アンケート調査では、「わが国の海洋管理の理念及び政策大綱を明確に表明する必要があると思いますか」という問いに対して実に96.6%の人々が積極的な回答をしている。(「日本財団提言」、「海洋政策アンケート調査結果要約」については第3部参照)

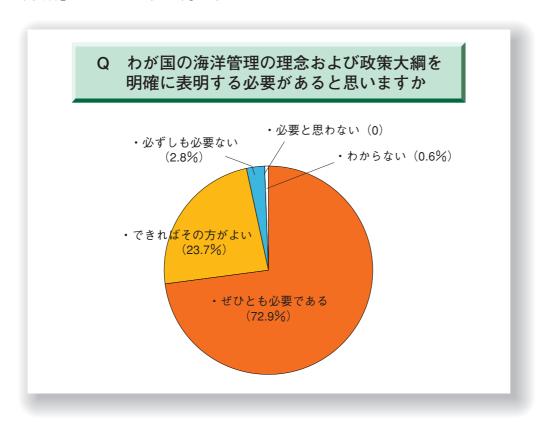


図1-1-16 日本財団の海洋政策アンケート調査「海洋政策は必要か」

同提言は、わが国の海洋政策について、総合的な海洋政策の策定と海洋基本法の制定、海洋政策の策定・実行のための行政機構の整備、統合沿岸域管理の法制整備、排他的経済水域及び大陸棚の総合的管理の具体化など6項目及びその細目延べ23項目にわたる提言を行っている。本提言は、政府、国会議員を始めとして、地方公共団体、各界の海洋関係者、メディア等に説明・配布されるとともに、折から12年ぶりにわが国の海洋政策を審議中の科学技術・学術審議会海洋開発分科会にも提出され、その審議の参考に供された。

# 第5節 科学技術・学術審議会答申とその評価

#### 海洋開発審議会

内閣総理大臣の諮問機関 として,1971年7月に発 海洋科学技術審議会がれ 展的に改組され設置さの1 年1月の中文的であったが,2001 年1月の中央統廃合入学院 等の等の経験を が、学術審議会の海洋開 発分科会に改組された。 2002年(平成14年)8月1日,科学技術・学術審議会は,遠山文部科学大臣宛に「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」答申した。これは,2001年4月に諮問を受けてから同審議会海洋開発分科会で審議してきた結果を取りまとめたものであり,「21世紀初頭における日本の海洋政策」というタイトルがついている。わが国の海洋政策については,海洋開発分科会の前身である海洋開発審議会が4つの答申(表1-3)を行っているが,海洋政策全般にかかる答申としては,1990年の3号答申以来であり,実に12年ぶりのわが国の海洋政策の見直しである。(同答申の概要については第3部3.参照)

表1-3 海洋開発審議会の答申

	答申内容	諮 問	答申
1号答申	わが国海洋開発推進の基本的 構想および基本的方策につい て	昭和46年8月25日	昭和48年10月17日
2号答申	長期的展望にたつ海洋開発の 基本的構想について (第一次 答申)	177年1179年 9 日 977日	昭和54年8月15日
	長期的展望にたつ海洋開発の 推進方策について(第二次答 申	昭和53年2月27日	昭和55年1月22日
3号答申	長期的展望に立つ海洋開発の 基本的構想及び推進方策につ いて	平成元年2月3日	平成2年5月9日
4 号答申	我が国の海洋調査研究の推進 方策について	平成5年3月9日	平成5年12月8日

そこで次に、以上に見てきたような海洋・沿岸域をめぐる大きな潮流の中で、本 答申が、海洋・沿岸域の統合的管理についてどのように取り上げているかを見てみ たい。

答申は、先ずわが国における海洋政策のあり方として「これまでの海洋の恩恵をいかに享受するかに重点の置かれた政策から『持続可能な海洋利用』実現のための海洋政策への転換を図ることが最重要課題である。」(※4)とし、今後10年程度を見通したわが国全体としての海洋政策を実施するためのポイントとして次の3点を取り上げている。

- ○「海洋を知る」「海洋を守る」「海洋を利用する」のバランスの取れた政策へ転 換すること
- ○国際的視野に立ち、戦略的に海洋政策を実施すること

注4 21世紀初頭における日本の海洋政策(概要) 「1.我が国における海洋 政策のあり方」

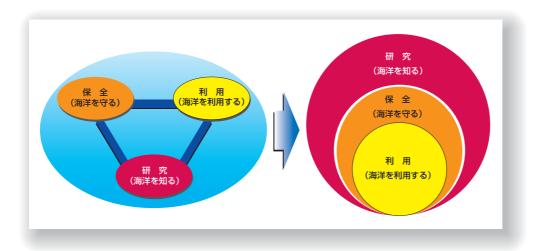


図1-1-17 海洋の研究・保全・利用の関係

○総合的な視点に立って、わが国の海洋政策を立案し、関係府省が提携しながら 施策を実施すること

これらは、総論としては近年の海洋の総合管理の大きな潮流に沿った妥当な提言である。特に、「今後の海洋政策の推進にあたっては、海洋利用の多面的な要因を踏まえた『総合的管理』の概念が重要である。ここで『総合的な管理』とは、……今後も海洋を持続的に利用するため、海洋にかかわる様々な問題を総合的視点から検討・調査分析を行い、その結果として、海洋の保全・修復を行いつつ、一定の制限を設けながら利用する概念である」、「国は……総合的視点から海洋全体を見渡した総合的な政策を策定し、複数の行政分野にまたがる政策等の統一性を図り、『総合的な管理』を実行することが必要である」(注5)とする指摘は的を射たものであり、評価したい。

しかし、答申は、これに続いて、今後の海洋政策を展開するにあたっての基本的考え方及び具体的推進方策を示しているが、これについてはいくつかの問題点がある。ここでは、そのうち特に重要な点を2つ指摘しておきたい。

第1点は、「総合的な管理」とは何かという点についてである。答申は、わが国における海洋政策のあり方として「総合的な管理」の重要性を強調したにもかかわらず、海洋政策の基本的考え方と推進方策を述べる段階になると、これらを総合的に検討することなく、いきなり「海洋保全」、「海洋利用」、「海洋研究」に分けて各々の基本的考え方を述べ、具体的な推進方策を記述している。しかし、「環境と開発に関するリオ宣言」の第4原則が、「持続可能な開発を達成するため、環境保護は開発プロセスの不可欠な部分を構成するものとし、それと別なものとみなしてはならない」と述べているように、まず「海洋保全」と「海洋利用」は不可分のものとして一体的に取り扱う必要があり、それを行わずに最初から別々に取り扱っているので、海洋保全と海洋利用を総合した管理を具体的にどう進めるかが明らかでない。同答申の説明パンフレットは、海洋研究、海洋保全、海洋利用の3者の関係を図1-1-17(左)のように並列的な関係として捉えているが、3者の関係は図1-1-17(右)に示すような重畳的な関係として捉えるのが「総合的な管理」にふさわしく、そのような理解に基づいて「総合的な管理」の進め方を具体的に掘り下げることが必要である。

第2点は、総合的な視点に立った海洋政策の企画・立案システムの具体化につい

注5 21世紀初頭における日本の海洋政策 3.3 「総合的な視点からの検討」

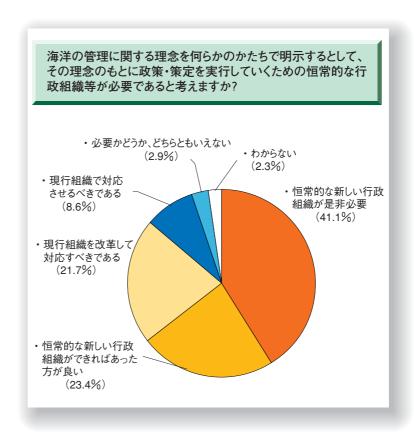


図1-1-18 日本財団の海洋政策アンケート調査「恒常的な行政機関等の必要性」

てである。答申は、「国として海洋全体を見渡した政策の策定、あるいは複数の行政分野にまたがる政策等について検討を行い、『総合的な管理』を実行する必要がある。」また、「これまでのわが国の海洋政策の企画・立案においては、総合的な視点から国の総力を挙げて取り組むような政策は提案されにくい状況にあった。今後の政策の企画・立案にあたっては、関連施策間の融合、重複の除去に努めるとともに、社会経済的な視点に配慮して総合的な施策のあり方を示していくことが重要である。」と適切な認識を示している。

しかし、それを実行するための具体的な海洋政策の企画・立案システムについては、「現行のシステムを総合的な視点に立ったシステムへ変革するためには、海洋開発関係省庁連絡会議を、関係省庁の政策に関する情報連絡・収集に加えて、実質討議を行う場へ変えることが重要である。」と述べるにとどまっており(注6)、行政府の中に海洋政策を企画立案・統括する新しい組織を設置する等の踏み込んだ対策については、今後の海洋開発分科会を中心とした議論にゆだねて先送りしている。しかし、総合的・横断的対応を要する海洋問題について連絡会議で「実質討議を行う」といっても、第4節3で述べた大陸棚調査のケースが示すように、それには自ずから限界がある。縦割りの行政で対応できない問題に対する政策の企画立案・総括・調整機能をどうするかという点についての具体案が必要である。これでは、「総合的視点から海洋全体を見渡した総合的な政策を策定し、複数の行政分野にまたがる政策等の統一性を図り、『総合的な管理』を実行する」ための具体的な道筋を示したことにならず、内外の情勢の進展に的確に応えていない。

第3節で述べたアメリカの海洋政策審議会の「アメリカの海洋の未来のための国 家政策」の審議の中では、国家海洋政策の枠組みとして、大統領府に海洋担当大統

注6 21世紀初頭における日本の海洋政策 4.4 (5)総合的視点に立った海 洋政策の企画・立案システム

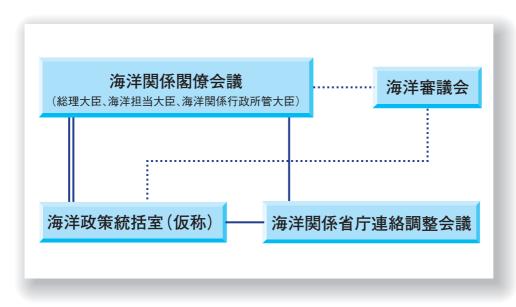


図1-1-19 日本財団海洋政策提言:のぞまれる海洋関係行政機構

領補佐官および海洋政策室の設置,海洋担当大統領補佐官を議長として海洋関係閣僚・長官をメンバーとする国家海洋会議(National Ocean Council)の設置及び大統領海洋政策諮問会議(Presidential Council of Advisers on Ocean Policy)の設置が検討され、提言に盛り込まれようとしている。これと比較すると彼我の差はあまりに大きいといわざるを得ない。

わが国も、内閣総理大臣を長、海洋担当大臣を副とし、海洋関係行政を所管する各大臣からなる「海洋関係閣僚会議」の設置、海洋担当大臣の設置、内閣府に海洋政策統括室(仮称)の設置等、総合的な視点に立って海洋政策の企画立案・実行の中核を担う行政機構の整備が不可欠であり、その早急な具体化が望まれる。少なくとも海洋政策の統括部局があれば、2004年度予算概算要求に際してもめた、200海里以遠にあるわが国国土の1.7倍に相当する65万km²の大陸棚調査をデータ提出期限内に完了できるのかといった問題などについても、前広に総合的な視点に立って対応できたはずである。(注7)

注7 大陸棚調査につい ては、政府はようやく 2003年12月8日内閣官房 に「大陸棚調査対策室」 を設置した。

# 第6節 今後の課題

わが国は、1994年に発効した国連海洋法条約によってわが国が世界第6番目の広大な排他的経済水域・大陸棚を有する世界有数の海洋国家となったことを直視する必要がある。これによってわが国は、日本列島の東西南北に広がるオホーツク海、日本海、東シナ海、北部太平洋、中部太平洋など、流氷の海から豊かなサンゴ礁の南方海域までの特色のある変化に富んだ広大な海を管理することになった。すなわち、距岸200海里にも及ぶこれらの海域の天然資源の探査、開発、保存及び管理等

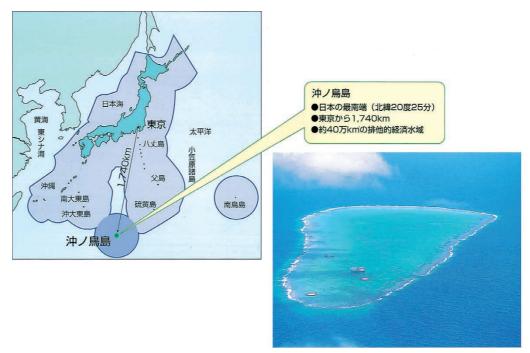


図1-1-20 日本最南端の領土「沖の鳥島」(出典:「新しい海岸制度のスタート」,(社)全国海岸協会)

に関する主権的権利と人工島等の設置・利用,海洋の科学的調査等に関する管轄権が付与されるとともに,海洋環境の保護・保全などの義務を負うことになったのである。

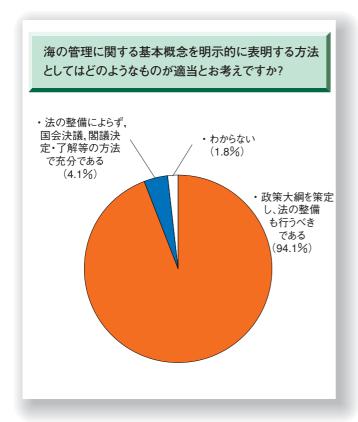
このように国連海洋法条約がもたらした新海洋秩序の恩恵をフルに受けるわが国であるが、その恩恵を実際に享受し、同時に条約上の責任を果たすのでなければ、せっかくの新海洋秩序も絵に画いた餅にすぎない。わが国は、この新しい情勢に対応してこれらの海洋をどのように適切に管理し、その資源の開発利用と海洋環境の保護・保全をどのように実現していくか今、問われている。

その実現のためには、まず、広大な海域の海洋調査、排他的経済水域・大陸棚の境界や外縁の画定、管轄海域やその拠点となる遠隔離島の管理、水産資源・鉱物資源並びに海・潮流、風、深層水、バイオなどの海洋資源・エネルギーの開発・利用、海洋環境の保護・保全、沿岸域の統合管理などに真剣に取り組む必要がある。

その際重要なのは、今や海洋問題には国際的な視点をもって取り組むことが不可欠であるという認識である。地球上の71%を占める広大な海洋の問題は1国だけで対処するには大きすぎる。だから国際社会が協力して海洋問題に対処するための共通の法的・政策的枠組みを作ったのであり、それが国連海洋法条約であり、アジェンダ21第17章であるからである。

2001年に起きた北朝鮮工作船事件についても、国連海洋法条約発効以前とは違って、この条約がこの事件を取り扱う際のベースとすべき国際的枠組みとしてあるのだから、それとの関係でわが国が新海洋秩序に対して十分な備えをしてあったかを問い直してみる必要がある。そういう観点で見ると、各国の理解に差のある排他的経済水域制度の法的性格に対する共通認識の確立の必要性、向き合う近隣諸国との境界画定の努力、周辺海域の防衛・警備・管理体制の強化、複数の排他的経済水域が接する海域における共通の脅威に対する国際協調の必要性など、この事件が実に多くの問題を提起していることがわかる。

世界は、新しい海洋秩序の時代に突入している。海洋政策の立ち遅れが、わが国



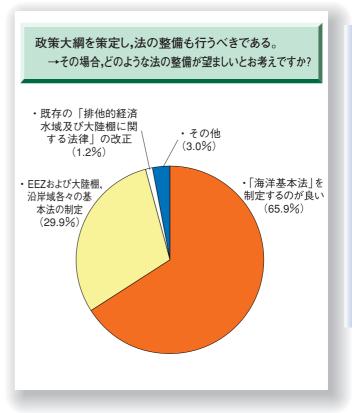


図1-1-21 日本財団の海洋政策アンケート調査「政策大綱や法整備等の必要性とその内容」

の海域の画定,海洋の開発利用,海洋環境の保護・保全,海洋の平和利用と安全保 障などあらゆる面に重大な影響を及ぼす。

わが国は、早急に、国連海洋法条約及びリオ地球サミットが掲げた国際的な海洋管理の理念の下に、わが国の管轄する沿岸域から排他的経済水域及び大陸棚外縁までの開発・利用・保全、ならびに公海を含む全海洋におけるわが国の権利義務の行使及び国際協力に関して国家としての基本理念と行動計画を掲げるわが国の海洋政策を策定し、内外に明示する必要がある。

そのために、わが国は、まず、個別の海洋関係法令の上位規範として、わが国の海洋政策の基本理念、海洋基本計画の策定、海洋の調査、開発、利用及び保全に関する施策、国及び地方公共団体の責務、海洋関係閣僚会議及び海洋担当大臣の設置、海洋審議会の設置等の海洋政策の策定・実施に必要な規定を盛り込んだ「海洋基本法」の制定に全力をあげるべきである。

(寺島紘士)

# 第1節 ストックホルムからリオ、そしてヨハネスブルグへ

### 1 環境と開発30年の歩み

1972年にストックホルムにおいて環境に関するはじめての国連会議が開かれ、環境破壊問題に対する世界的な取組みの必要性が認識されて20年後の1992年、リオ・デ・ジャネイロにおいて国連環境開発会議が開催された。そこでは、基本的理念として「持続可能な開発」の原則が打ち出された。それは、各国の開発の権利は、現在及び将来の世代の開発と環境上のニーズを衡平にみたすことができるように行使されなければならないとするものであり、環境の保護は経済開発過程の不可分の一体をなすべきことが確認された。リオ会議は、こうした理念を中心とする27の基本的原則を盛り込んだ「リオ宣言」と、その後の10年間及び21世紀に入ってからの包括的行動計画として、「アジェンダ21」を採択した。

#### アジェンダ21



図1-2-1 WSSD でスピーチする小泉首相

アジェンダ21は、環境の保護・保全を確保しつつ地球の限られた資源の持続可能な開発を図るための40章からなる処方箋ともいうべきものである。この膨大な文書が最も多くのページを費やしている章が、海と沿岸域を扱った第17章で、それは海洋・沿岸域の統合的管理、海洋環境の保護、公海漁業、排他的経済水域内の漁業、科学的知識の増大、国際協力の強化、及び小島嶼国問題の7つの分野において、行動の必要性、行動目標、実施手段等を詳細に提示したものである。

この第17章も含め、アジェンダ21は、国際社会全体から各国の市民に至るさまざまなレベルにおける無数のイニシアチブの契機となり、すでに多くの成果を生み出している。しかし、その目標が達成されなかった部分も多くあり、また、更に状況

が悪化した分野も多々存する。そこで過去10年間の進展を検討し、とくに今後の優先的行動を要する分野を特定し、目標の早期達成を図るため、国連は2002年 $8\sim9$ 月、南アフリカのヨハネスブルグにおいて「持続可能な開発に関する世界サミット」 (WSSD) を開催した。

### 2 WSSD の成果

WSSD には191ヶ国の代表が参加したが、8,000人以上の非政府参加者も、サミット及びそれに並行して開催されたさまざまな NGO、女性、先住民、青年、産業界、労働組合、専門的知識集団等のグループの集会・イベントに出席した。



図1-2-2 WSSDのNGOグローバルフォーラムで行われた セミナー (水俣病患者の話に耳を傾ける人たち)

WSSDは、「世界の人民の代表」の名において基本的共通認識とコミットメントを盛り込んだ「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」と、特に今後10~15年以内に達成すべき行動目標を掲げた「実施計画」を採択した。これら文書はアジェンダ21の完全実施の決意と、持続可能な開発の3要素としての経済開発、社会開発及び環境保護の統合の推進を表明し、持続可能な

開発の根幹的目標かつその要件として,①貧困の撲滅,②持続可能でない生産・消費パターンの矯正,及び③経済的・社会的開発のための天然資源基盤の保護と管理,を強調している。また,環境破壊が依然続く分野として,生物多様性の喪失,漁業資源の枯渇,砂漠化の拡大,気候変動による弊害,自然災害の多発,空気・水・海洋の汚染等をあげ,グローバリゼイションがこれらに対してさらに新たな問題を追加しているとする。

また WSSD 参加国は、人間の尊厳の不可分性を強調し、きれいな水、保健衛生、適度な住まい、エネルギー、食糧の安全保障、生物多様性保護等に対するアクセスを迅速に増大させる決意を表明している。そして、政策の形成、決定、実施に際しては、すべてのレベルにおける行為主体——ことに「市民社会」——が幅広く参加することの必要性が再認識された。さらに、これに関連して政府、国際機関、企業、市民社会等の間のパートナーシップの概念が推進され、会議閉会までだけでも約280のパートナーシップの形成が発表された。

### 3 海洋・沿岸域に関する進展—WSSD 実施計画

アジェンダ21のなかでも、とくに海洋・沿岸域問題に関しては、WSSD に先立ち、2001年12月、UNESCO 政府間海洋学委員会(IOC)とデラウエア大学海洋政策研究センターのイニチアチブで「リオ+10年における海洋及び沿岸域」会議がパリにおいて開催され、多くの閣僚を含む各国政府・国際機関関係者や学界・NGO等の専門家が参加した。これは、WSSD の審議に貢献することを視野に入れ、アジェンダ21第17章を中心とするリオ会議の決定の実施状況を全体にわたって評価し、その問題点と新たに出現した問題を特定し、これらに対する対策を検討するこ

#### WSSD

(World Summit for Sustainable Development) 1992年のリオ地球サミッ トで採択された行動計画 「アジェンダ21」のこの 10年間の実施状況をレビ この間新たに発 生した課題を含めてこれ からの10余年の取組みを 議論するために2002年8 ~9月に南アフリカのヨ ハネスブルグで開かれた 会議。191ケ国政府,国 際機関, NGO, 産業界, 学者その他の人々が参 加。「持続可能な開発に 関するヨハネスブルグ宣 言」と今後10~15年以内 に達成すべき行動目標を 盛り込んだ「WSSD実 施計画」を採択。1972年 の国連人間環境会議, 1992年の国連環境開発会 議 (リオ地球サミット) の直系の会議であるが, リオ地球サミットで環境 保護を開発プロセスに内 在化する「持続可能な開 発」原則が採択されたの を受けて会議名から環境 という文字がなくなって いる。

# UNESCO 政府間海洋学委員会(IOC)

#### デラウエア大学海洋政策 研究センター

新式センターエア大学の 米国デラウエア大学院に1973年に 学院に1973年に 設置されたを総合の種の研究所 をしてで、 が成立してで、 がのの一つでの統合力が、 に力差いれ、 のの発してでの統合力が、 に力差が、 のの子行、 国際な活動を に対象が、 のの一様築等いる。

#### レイキャヴィク宣言

#### 漁業資源の最大持続生産 量 (MSY)

#### IUU 漁業

違法(illegal),無報制 (unreported),無規制 (unreported),無規制 (unrepulated) 漁業の略際 で,一般に国国が採択す の漁業管保存管理な行っ を遵守する漁業活くつか域内 を遵守する漁業活くつか域内な問題で にの管業がくつか域内な問題で EAO においてIUU漁のでの題となったおいてIUU漁のでが上・廃絶のされていいました。

#### ラムサール条約

第8章 (81頁)を参照

#### 国際サンゴ礁イニシアチ ブ(ICRI)

「アジェンダ21」が呼びかけたサンゴ礁と関連生態系の保護のための国際的協力の一環としむ先力1994年に日本もママイカ・1994年に日本もで、他の多くのサンが始めた活ゴ礁、NGO、国際機構、国際開発銀行、私企業加している。

#### 海洋環境の陸上活動から の保護に関する世界行動 計画(GPA)

第4章 (39頁)を参照

#### バルバドス行動計画

1994年に「アジェンダ21」の実施を目的にバルバドスで開かれた「開発途上の小島嶼国(SIDS)の持続可能な開発に関すると世界会議」が採択した文能を開発のためにとるべきよ例発のためにとるべき具体的行動を掲げる。

とを目的としたものであった。同会議の一般的結論は、世界の海洋・沿岸域の環境には悪化の傾向が続いており、持続可能な開発と貧困の削減は健全な海洋と沿岸域なしには達成し得ないとの認識から、WSSDでは同問題の検討が不可欠であることを強調するものであった。

WSSD においては、海洋・沿岸域問題はまとまった議題としては取り上げられなかったが、その種々の側面の検討結果は、「実施計画」の主として「第4章 経済的社会的開発の天然資源基盤の保護・管理」に盛り込まれ、また小島嶼途上国の持続可能な開発については第7章全体があてられている。これらのなかで、海洋・沿岸域問題については、分野横断問題、漁業、生物多様性と生態系の保護、海洋汚染(とくに陸上起因汚染)、海運に伴う安全と環境保護、海洋環境と科学等に関連する諸問題についての具体的対策が勧告されている。なかでも、緊急に行動を要するものについては、可能な限り目標達成期限を定めているが、主なものは次のとおりである(カッコ内は目標達成期限)。

- ①国連海洋法条約の批准及びアジェンダ21第17章の実施促進
- ②レイキャヴィク宣言及び生物多様性条約締約国会議決議を考慮した生態系アプローチの適用(2010)
- ③統合的、学際的かつ多分野間的な海洋・沿岸域管理の推進
- ④漁業資源の最大持続生産量 (MSY) の実現可能水準までの回復又は同水準の維持 (2015)
- ⑤漁業関係各種国際条約の批准,及び責任ある漁業に関する FAO 行動計画の実施
- ⑥漁獲能力の管理及びIUU(違法,無報告,無規制)漁業の防止・削減に関する FAO 行動計画の実施(2004~2005)
- ⑦養殖の持続可能な発展
- ⑧種々の海洋資源管理措置の考案(特に,海洋保護区域の導入等)
- ⑨ラムサール条約, 国際サンゴ礁イニシアチブ (ICRI) の実施計画等の推進
- ⑩海洋環境の陸上活動からの保護に関する世界行動計画 (GPA) の実施 (特に都市廃水,生息地の破壊及び富栄養化問題に重点) (2002~2006)
- ①IMO 関係諸条約への加入奨励と旗国による諸条約実施確保のための強力なメカニズムの IMO における検討
- ②放射性廃棄物に関する更なる規制策の検討,及び放射性物質,使用済み放射性 燃料の海上輸送についての責任制度の必要性(事前通知,協議制度を含む)
- ③海洋環境の現状に関する定期的な世界的評価・報告制度の国連の下での確立 (2004)
- ④小島嶼途上国に対する種々の援助。特に、バルバドス行動計画の実施・包括的 評価(2004) (詳細は第3部 WSSD 実施計画(抜粋)参照)

なお実施計画は、海洋・沿岸域も含む同計画全体について各国政府に向けた勧告として、持続可能な開発のための国家戦略を策定し完成させるために早急に措置をとり、2005年までにこれらの実施を開始することを求めている。また、同計画の「実施手段」と題した第9章においては、計画全体の実施のための様々な態様の手段について勧告している。それには、次のものが含まれている。①先進国によるODA

の自国 GNP の0.7%達成努力,②民間部門による資金援助及び技術支援協力,③ 先進国・途上国の貿易政策に関するドーハ閣僚会議の作業計画の支持,④二国間及 び地域レベルでの途上国への技術移転の改善,⑤研究開発における協力とパートナ ーシップの改善,及び,⑥教育のための必要な資源の動員。

## 第2節 世界水フォーラム

海洋・沿岸域と並んで、持続可能な開発の実行に不可欠のもうひとつの要素は水資源であり、リオ・サミット後その管理の重要性の認識がますます広まった。世界的なシンクタンク世界水会議(WWC: World Water Council)は、世界の水問題をあらゆる角度から検討するため、3年ごとに「世界水フォーラム」を開催してきたが、その第3回目が2003年3月、京都、滋賀、大阪で開かれた。フォーラムでは、いくつかの主要テーマに関するメイン会場でのセッションに加えて、さまざまな個別テーマごとの分科会が各種団体の主催で開かれ、さらに最後の2日間は日本政府主催の閣僚級国際会議にあてられた。

水フォーラムにおいては、淡水の問題のみならず、海と淡水を含めた統合的水資源管理推進の必要性も認識され、これに関連したセッションもいくつか開かれた。 国際海洋研究所(IOI)と SOF海洋政策研究所共催の「水はめぐる、森・川・海・空…」セッションもその一つであり、そこでは、海から大気、そして陸域の森林・河川・沿岸域へと巡る水の循環について地球規模及びローカルな視座から専門家の発表があり、水の統合管理のために空も含む循環する水全体をとらえる必要性が強



図1-2-3「第3回世界水フォーラム」で舟運について講演しておられる皇太子殿下

#### 国際海洋研究所(IOI)

調された。さらにその成果は、のちに林野庁主催の「水と森林円卓会議」にも報告 された。

水フォーラムはその主な成果として「フォーラム声明」,「閣僚宣言」及び水関連行動のカタログを生み出した。フォーラム声明は、全ての人々が安全にして確保し得る水へのアクセスを達成するために解決すべき問題,なすべき行動,勧告等を内容とするものである。なかでも、水の管理(ガヴァナンス)問題に関連し、水資源の統合的管理アプローチの広汎な採用と各国政府が水を優先的問題として扱う必要性を強調している。

閣僚宣言は、WSSD等の成果を踏まえ、フォーラムの各セッションからのイン プットも勘案してまとめられたもので、一般的政策問題のほか、水資源管理と便益

第3回 世界水フォーラム

2003.3.17 Mon. 15:45~18:30

東西東京地 フリンスホテル

「下商電かの間。 ロボルカル 1 下商電かの間 1 では、 1

図1-2-4「水はめぐる、森・川・海・空…」セッション のポスター

共有,安全な飲料水と衛生,食糧と農村開発のための水,水質汚濁防止と生態系の保全,及び災害軽減と危機管理,に関する共通の認識,決意,勧告等を盛り込んでいる。

世界水フォーラムにおいて、海の問題も世界の水問題の不可分の一部であるとの認識は強まったと思われるが、大部分の参加者の関心は依然淡水関係の問題のみにあった。そのため、海水関係の参加者との対話・交流に思われるが、上記のように一部のセッショとは一般の関心が低かったように思われるが、上記のように一部のセッショとは評価される。今後は、地球上の水は海を水がめとして海・空・陸を巡って・海を水がめとして海強調され、淡水で海大の両者の関係者間の協力と共同の行動を多方面で推進していくことが望まれる。

## 第3節 今後の課題

ストックホルム会議以降30年間を振り返ってみると、海洋及び沿岸域の環境保護・保全と持続可能な開発は世界の多くの地域において大きな進展をとげたことは明白である。そのために、同会議とリオ・サミットがもたらした貢献は、その間に採択された国連海洋法条約のそれとともに、計り知れないものがある。しかしながら、WSSD及びその準備プロセスで明らかにされたように、世界の海と沿岸域には、

未解決の問題が多く残され、さらには状況がますます悪化しているものもあるほか、数年前まで予期されなかった新たな問題も生まれつつある。

第1節でみたように WSSD 実施計画は、海洋と沿岸域についてかなり包括的かつ具体的に定めている。これらをどのようにして確実に実施していくかが今後の課題である。今後は、アジェンダ21、WSSD 実施計画をはじめ、これまでに採択された行動計画を含む多くの国際文書の忠実な実施のために、全ての諸国と関係団体、そして市民社会全体が全力を尽くすことが肝要である。またそれとともに、新たな問題への取組みの方策を定期的に検討するため、関係国際機関がより効果的に活用されることが不可欠である。

なお、国際的には2001年12月の「リオ+10年における海洋及び沿岸域」の会議参加者を中心に、WSSD 開催中「海洋・沿岸域・島嶼に関する世界フォーラム」が結成され、WSSD の決定、アジェンダ21等の実施を支援する活動が始まった。わが国においても、WSSD 実施計画の着実な実施に向けて行政、研究、民間各部門が協力して真剣に取り組む必要がある。

(林司宣)

## 第3章 わが国の沿岸域管理と今後の方向

## 第1節 わが国の沿岸域の現状

#### 全国総合開発計画

国土総合開発法(1950年) による全国総合開発計画 は、1962年に全国総合開 発計画として初めて策定 され、1969年の新全国総 合開発計画、1977年の第 3次全国総合開発計画でながった。現在は1998 年の第5次計画(21世紀 の国土のグランドデザン)が行われている。

注1 国土交通省が設置 した沿岸域総合管理研究 会提言『未来の子供たち へ美しく安全で生き生き した沿岸域を引き継ぐた めに』(2003年3月)

注2 現在,沿岸域に位面 電する市町村は,国土通 電する市町村は,国土通 をいが,そこに総人口 の約5割の人が居住して おり,東京湾岸の人口 伊勢湾の沿岸の約10倍にな は全国平均の約10倍に報 でいる。 告書2頁

注3 前掲・注1報告書 2頁

### 1 沿岸域の概念

「沿岸域」という言葉が用いられ始めたのは、「第3次全国総合開発計画」(1977年11月)が、海岸線をはさむ区域における保全と開発を円滑に進める観点から、海岸線をはさんでこれに接する陸域と海域を一体のものとしてとらえ、それを「沿岸域」という概念として規定したころからである。その後さまざまな主体が「沿岸域」という概念を用いてさまざまな提言等を行っており、それぞれの場合において、「沿岸域」概念は、厳格に統一された意味で用いられているわけではない。それぞれの主体によって、海と陸を一体としてとらえる必要や幅に違いがあるのはむしろ当然だからである。

本稿では、沿岸域を「海岸線をはさむ陸域及び海域のうち、人の社会・経済・生活活動が継続して行われる、または自然の系として、地形、水、土砂等に関し相互に影響を及ぼす範囲を適切にとらえ、一体として管理する必要がある区域」(注1)として定義しよう。

### 2 沿岸域において生じたさまざまな問題と現状

わが国の沿岸域の抱える問題は多様である。わが国の地形的特徴から、古来、日本人は沿岸域に多く居住し(治2)、これらの人々の生活を支えるさまざまな活動が沿岸域において営まれてきたからである。その主要な問題を概観する。

1960年代から70年代にかけての高度成長期に、わが国では石油等の天然資源の乏しさを逆に国際競争上の利点とすべく、海外からの原油の輸入とそれを用いた重化学工業製品の輸出への便宜のために、臨海部の海岸線を埋め立ててそこに集約的な工業立地を行う、臨海コンビナートの造成政策が採られた。その後の経済構造の変化により、このような臨海工業地帯の空洞化が指摘される状況になってはいるが、現在でも、沿岸に位置する市町村の工業製品出荷額は全国の約5割を占め、商業年間販売額は全国の約6割を占めている(注3)。わが国の経済活動の過半は沿岸域で展開されているのである。

このような経済活動の集積と人口密度の高さは、必然的に、沿岸域の環境を悪化させる。大量の埋立による生態系の変化、水俣病、イタイイタイ病、日本最初の石油コンビナートを建設した四日市の公害(四日市ぜんそく)等が高度成長初期の沿岸域の公害問題の代表例であった。

1970年の公害国会による対策強化を経た今日でも、沿岸域における観光や住宅のための開発工事による干潟の減少や生態系および景観の変化、工場・農業・生活廃水等の陸上活動による海水汚染、船舶の事故による油の流出、海岸漂着ごみ、海岸

侵食,自動車等の砂浜への乗り入れに よる生態系への影響等が深刻化しつつ ある。

わが国の自然条件は、台風や津波の被害から人々の財産や生命を守る必要を大きくしている。人口密度が高く、台風による高波、地震による津波等の災害の可能性が高い沿岸域では、このような防災の必要性が他に増して大きくなる。わが国の高度成長の過程でこのような防災施設の整備は大きく進展した。しかし、今日でも海岸保全施設の整備率は約5割にとどまり(iki)、施設の老朽化の問題も生じている。

また逆に、このような施設整備が、 今日では砂浜や干潟の減少、生態系へ の影響、海辺への接近の困難さ、景観 の悪化といった、豊かな社会で求めら れる沿岸域に期待される社会的な価値 との矛盾を引き起こしている。

以上見てきたような諸問題は,人口がとりわけ密集する閉鎖性海域において一層深刻化する。それに対応して, 閉鎖性海域では他には見られない規制の強化,特別立法がなされている。以下代表的な事例を紹介する。

東京湾、伊勢湾、大阪湾を含む瀬戸 内海での水質悪化の深刻化に対処する ために、水質汚濁防止法及び瀬戸内海 環境保全特別措置法によって、汚濁負 荷量の総量規制が行われている。また、 有明海や八代海においては、深刻な漁 SALLE SALLE

図1-3-1 撤去される水俣湾の仕切り網 1997年,水銀汚染魚の拡散防止のために設置された 仕切り網が設置以来23年ぶりに撤去された

注 4 前掲·注1報告書 7頁

### 水質汚濁防止法

1958年の水質保全法,工 場廃水規制法の不十分制 を補い、水質所記2法の を補い、水質所記2法で 統合・規制強化して 1970年のいわゆる公書。 会で立法さ項を止し 活調和条成とい態度を ち出した。

## 瀬戸内海環境保全特別措置法

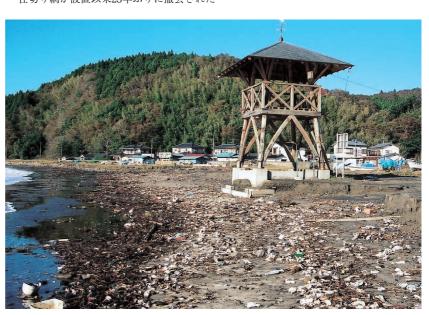


図1-3-2 海岸に漂着した大量ゴミ

業被害の発生を契機にして、特別措置法が制定されている。さらに、東京湾においては都市再生プロジェクトにおける大都市圏の海の再生の先行的なプロジェクトとして、関係の地方公共団体等が連携する東京湾再生推進会議が設置され、水質改善のための先進的な取組みが行われている。

## 第2節 沿岸域管理の伝統的手法と最近の動き

わが国の沿岸域管理は目的ごとに異なる個別法制による個別の管理の積み重ねによって行われている。沿岸域の管理に関連する実定法制度の全体像は概ね表1-4のようになっている。

表1-4記載の実定法が存在しない場合には、海が国有であることから、国の所有権に基づく管理(国有財産法)が行われる。

このような個別管理は、沿岸域を沿岸域として、総合的にとらえる視点を欠くものである。それゆえこのような管理の限界を克服しようとするさまざまな動きが見られる。近年の代表的なものを紹介すると以下のようになる。

### ① 21世紀の国土のグランドデザイン (1998年3月31日閣議決定)

国土利用計画においては、沿岸域の利用の長期方向が定められている。第5次全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」で、沿岸域圏を自然の系として適切に捉え、地方公共団体が主体となり沿岸域圏の総合的な管理計画を策定することとされており、国は計画策定の指針を明らかにすることとされている。これを受けて、2000年2月23日、「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」が策定されている。これによれば、全国48区分の沿岸域圏に関し、良好な環境の形成、安全の確保、多面的な利用に関する10年を目安とする期間の基本方針を定めるマスタープランとしての沿岸域圏総合管理計画が、関係地方公共団体(都道府県及び政令指定都市等)を中心に、他の行政機関、企業、地域住民、NPO等の多様な関係者の代表者を構成員とする沿岸域圏総合管理協議会によって策定され、それを関係地方公共団体の長が認定し、その円滑かつ確実な実施について指示することが想定されている。

沿岸域の中でも利用の密度の高い東京湾,大阪湾,伊勢湾に関しては,首都圏基本計画,近畿圏基本整備計画,中部圏基本開発整備計画が沿岸域の総合的な利用と保全の方策を示している。

### ② 経団連意見書「21世紀の海洋のグランドデザイン」(2000年6月21日)

経団連は、海を調査(よく知る)、利用(賢く利用する)、保全(守る)することにより、海面、海中、海底を3次元的にバランス良く活用すべきことを主張し、そのために産官学の一体的取組み、関係省庁の一体的取組みの下での総合的な開発が必要とし、沿岸域の活用に「従来の陸からの視点のみではなく、海からの視点も加え、沿岸域の総合的な管理により、開発・利用・保全を三位一体的に推進すべき」とする提言をなしている。

### ③ 日本沿岸域学会の提言

沿岸域に関係する学際的な学会である日本沿岸域学会は,2000年暮に2000年アピール委員会の学会理事会に対する答申として「沿岸域の持続的利用と環境保全のための提言」をとりまとめた。その内容は,「沿岸域総合管理法」を制定して,地方公共団体からなる沿岸域管理主体が,自ら策定した沿岸域総合管理計画に基づいて,

#### 沿岸域圏総合管理計画策 定のための指針

1998年3月31日閣議発テンス 1998年3月31日閣議発計21閣議発計2年 1998年3月31日閣議発計2年 1998年3月31日閣議発計2年 1998年3月31日 1998年31日 1998年31日 1998年31日 1998年31日 1998年31日 1998年31日 1998年31日 1998

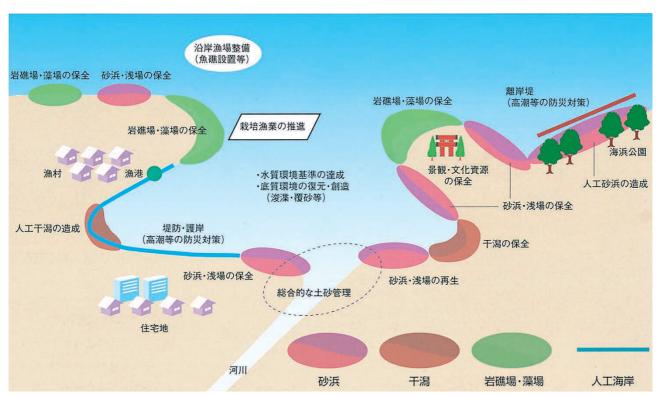


図1-3-3 国土交通省が示した沿岸域圏総合管理計画のイメージ (出典:「沿岸域の総合的管理に向けて」、国土交通省)

### 表1-4 沿岸域の管理に関連する実定法制度の全体像

法目的の大分類	個別法律名
計画法制による計画的 管理	国土総合開発法、首都圏整備法,北海道開発法,離島振興法,小笠原諸島振興開発特別措置法,国土利用計画法,都市計画法,自然公園法等
海に関連する国土保全 ・公物管理実定法	国有財産法,海岸法,港湾整備緊急措置法,港湾整備促進法,特定港湾施設整備特別措置法,漁港漁場整備法,河川法 等
海に関連する人間活動 を規制する行為規制法	
水産関係	水産基本法,漁業法,海洋生物資源の保存及び管理に関する法律,沿岸漁業等振興法,水産資源保護法,海洋水産資源開発促進法,漁船法,日韓大陸棚共同開発協定特別措置法 等
鉱業関係	鉱業法,鉱山保安法,石油及び可燃性天然ガス資源開発法,石油備蓄法,石油パイプライン事業法,鉱業等に係る土地利用の調整手続に関する法律,砕石法,砂利採取法,深海底鉱業暫定措置法 等
海上交通関係	海上運送法,内航海運業法,港湾運送事業法,国際海上物品運送法,船舶法,船舶安全法,船舶職員法,船員法,海上交通安全法,航路標識法,港則法,海上衝突予防法,海難審判法,水難救護法,水先法,水路業務法 等
通信関係	電波法, 航海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律 等
空間利用関係	公有水面埋立法,都市計画法,都市公園法,農業振興地域の整備に関する法律, 工場立地法,石油コンビナート等災害防止法 等
エネルギー利用関係	石油備蓄法,電気事業法,電源開発促進法,発電用施設周辺地域整備法,核原料 物質及び原子炉の規制に関する法律,消防法 等
廃棄物処理関係	廃棄物の処理及び清掃に関する法律,広域臨海環境整備センター法 等
環境保全関係	環境基本法,環境影響評価法,自然環境保全法,自然公園法,海洋汚染及び海上災 害の防止に関する法律,水質汚濁防止法,瀬戸内海環境保全特別措置法 等

沿岸域における i )水産, ii )埋立・土地利用, iii )国土保全・安全・防災, iv )港湾・漁港・物流, v )観光・レクリエーション, vi )資源・エネルギー, vii )交通(航路), vii )自然環境・環境保全を総合管理することを主張するものである。

④ 日本財団「海洋と日本 21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」(2002 年5月)

日本財団は、日本の海洋に関する行政が依然として多数の省庁の縦割りで行われ、 国連海洋法条約やリオ地球サミットでの新たな国際的な海洋秩序に基づいてこれら を総合的に実施する明確な海洋政策が策定されていないことに危機感を持ち、海洋 政策全体の提言を行った。

その中で、沿岸域の管理について、「沿岸域を海陸一体となった独自の自然的・社会的環境を持つ区域として認識し、その生態系の総合的な環境保全のシステムを考慮した、開発と環境の両立を目指す持続的な総合的沿岸域管理について、必要な法制度を検討すべきである。また、沿岸域の開発と利用、保全の当事者、受益者として、地域住民の役割を積極的に評価し、沿岸域管理政策の立案、実施、評価、再実施のサイクル的プロセスに積極的な市民参加を実現すべきである。」(注5)との提言を行っている。

⑤ 国土交通省「沿岸域総合管理研究会提言」(2003年3月)

国土交通省の河川局と港湾局が共同で実施した本研究会の提言は、沿岸域に現に発生している個別問題の解決方策を個別に検討した後に、「従来のような単一の事業・施策、単一の施策目的、単一の事業主体による対応では、一定の目的は果たすものの、望ましい沿岸域の形成のためには不十分である」(186)とする。

その上で、沿岸域の総合的な管理の基本的方向として、i)施策の実施主体の協働、ii)相互に関連のある問題に対する包括的な施策の実施、iii)個別法の法目的

や適用範囲の拡大、iv)制度の空白部分の一体的管理、v)沿岸域の新たな活用のための施策の展開、vi)関係者間での情報共有と国民への情報提供、を挙げる。さらに同提言は、「将来的には沿岸域を総合的に管理する新たな法制度の整備を目指しつつ」(注で)総合的管理の実現の第一歩としてこれらの基本的方向にしたがって、個別問題の解決のための施策を実施すべきであると述べ、沿岸域の総合的管理の新たな法制度の整備に向けての一歩を踏み出し

ていることが注目される。

注5 日本財団『海洋と 日本 21世紀におけるわ が国の海洋政策に関する 提言』2002年10~11頁

注6 前掲・注1報告書 8頁

注7 前掲・注1報告書 10頁



図1-3-4 海岸侵食対策として砂浜にならぶ消波ブロック

## 第3節 沿岸域管理の今後の方向

これらの沿岸域管理に関する近時のさまざまな動きを前提に,今後の沿岸域管理の進むべき方向を探ろう。

第一に、管理対象となる沿岸域を自然の系に着目してくくり、そこでの地方公共 団体の積極的、総合的な管理機能の発揮が重要となる。地方分権の時代にあって、 住民の生活と密接なかかわりをもつ沿岸域の管理が地方公共団体中心に行われるべ きことは海岸法等の改正によっても明らかになった。地方公共団体の管轄と、一体 としてとらえられる沿岸とが異なる場合に、隣接する地方公共団体が情報を共有し、 意思決定の調整をスムースに行うシステムの工夫が、今後、いままで以上に求めら れよう。



図1-3-5 三番瀬円卓会議の様子 地方公共団体が中心となり、一般市民も含めた多数の利 害関係者が白熱した議論を展開する

第二に、わが国の沿岸域の管理が個別実定法の個別管理の積み重ねによって、管理主体も管理対象も分断され、相互の関係をつけにくい状態で行われていることの反省から、総合的管理の重要性が強く主張されている。適切な管理のために必要な科学的調査、情報の収集から、利用の競合による紛争の発生と過剰な開発を避け、開発の持続可能性を確保しうる保全の実施に至るまで、さまざまな主体が独立して活動

している管理機能の,横断的,総合的な調整を確保することが緊急の課題であろう。 そのためには,何らかの形での計画制度を通しての情報の一元化と,開発・利用活動及びその管理活動の総合的把握,その矛盾を最小化するための調整システムの工夫が必要となる。

わが国の状況を考えると、海の管理に関する行政主体が、国レベルでも地方レベルでも一本化される実現可能性は、今のところ、きわめて小さいといわざるを得ない。そうである以上、地方公共団体レベルで総合的な管理を行うための柔軟な計画制度の構築と活用とが、わが国における沿岸域管理の21世紀の最大の課題といってよい。その実施は決して容易ではない。しかし、それなしではわが国の沿岸域管理の実質的改善はありえないのである。

最後に指摘されるべきは、住民参加の重要性である。従来の沿岸域に関する意思 決定は、開発ないしは海洋利用活動の主体と、行政とのみで行われることが多かっ た。本来、沿岸域の開発や利用によって生ずる外部経済や不経済にもっとも大きく 影響を受ける近隣住民は、沿岸域の管理に直接の発言の機会を持たなかった。近時、 NPO 法等の整備、住民の環境や納税者意識の向上もあり、参加を実現する環境は 整いつつある。ともすれば開発に傾きがちな沿岸域の利用に、保全の妥当なバラン スを確保するために、市民参加は有効な手段となると考えられる。

なお、わが国の沿岸域管理の将来方向を考えるためにも、諸外国の動向は参考になる。それについて若干の紹介をしておこう。



図1-3-6 市民による海辺の環境モニタリング

アメリカの沿岸域管理の基本となっている連邦法は、1972年制定の沿岸域管理法 (CZMA: Costal Zone Management Act) である。同法は沿岸域管理に関する政策 宣言,沿岸域の定義,各州が策定する管理計画の計画事項,管理計画に関する各州への助成金について規定している。これを受けて各州で沿岸域管理に関する州法を制定したり、管理計画を策定している。

州の沿岸域管理計画は、沿岸域における経済開発と環境保全の調和を目的とするソフトの対策を中心とする計画である。州政府が関係機関を調整し、住民参加を経て管理計画を策定し、実施する。連邦政府は州政府に対する補助金の交付を通じて沿岸域管理計画を間接的にコントロールし、連邦の活動と管理計画の統合性を確保している。沿岸域における連邦の直轄事業は陸軍工兵隊が実施する。それ以外の事業規制は州の権限に委ねられ、連邦は補助金での間接的コントロールを行う。以上がアメリカの基本的な沿岸域管理の枠組みである。この枠組みの下での最近の注目すべき動きを紹介しておく。

アメリカでは、海洋法2000(Oceans Act of 2000)によって設置された海洋政策審議会(Commission on Ocean Policy)が、大統領と議会に対して、国家的な海洋政策に関する調整された包括的な事実認定と、勧告を行う権限を与えられて活動してきた。2003年の11月に審議会の最終勧告が大統領と議会に対してなされることとなっている。それ以前に、10月中に、報告書の草案が各州知事等の審査を受けるために公表される予定となっている(its)。

この審議会は、1970年の米国海洋大気庁(NOAA)の設置や1972年の CZMA の制定をもたらしたストラットン(Stratton)審議会の後身と目されており、審議会の最終報告の内容が今後30年のアメリカの海洋政策全体に大きな影響を与えると認識されている。これまでの審議過程では海洋利用促進派と環境保護派の議論の対立が厳しいことが指摘されており(注9)、最終報告がどのようなものになるか予測が難しい。現ブッシュ政権が環境保護政策に比較的冷淡であるとの評価もある中で、アメリカの沿岸域管理の近未来の動向に決定的な影響を与えるであろう審議会の報告内容がどのようなものになるかは大いに注目される。

しかしこのような状況がある以上、その内容の紹介は、最終勧告を受けて90日以内に大統領が策定し、議会に報告を義務付けられている「国家海洋政策」の内容確定を待つのが賢明であろう。

注8 同審議会のウェップサイト, http//ocean-commission.gov/7月11日修正版による。ただし、この日程は遅れており、各州知事への草案送付は2004年はじめになる予定。

注9 市川吉郎「米国海 洋政策審議会の動向について」Ship & Ocean Newsletter No.54, 5 Nov. 2002, p. 5

次にEU構成国についてだが、ここでは詳細については触れず、第3部「参考に したい資料・データ」に、沿岸域管理に関する行政機関、主要な法制度、実施計画 の一覧表を掲載するので、そちらを参照されたい。

隣国である韓国では、1987年海洋開発基本法が制定され、1999年には沿岸域管理法も制定されている。沿岸域管理法はアメリカの CZMA をモデルに制定されたもので、陸域と海域を一体として捉え、国が沿岸統合管理計画を策定し、地方自治体が沿岸管理地域計画を策定する。計画の目的は沿岸の保全及び維持可能な開発を図ることによって、沿岸生態系の健全性を維持し、沿岸居住環境の質を向上させることにある。所管は海洋水産部である。

以上見てきたように、沿岸域の統合的管理(ICZM: Integrated Coastal Zone Management)が世界的な沿岸域管理の基本的な潮流であるといえる。わが国においても、長期には統合管理を志向しつつ、当面の間は、従来の個別法制ごとの個別管理を前提に、これらの個別管理法制を前提とする統一された計画制度を地方公共団体レベルで策定し、それを足がかりにして、中期には沿岸域で展開されるさまざまな人間活動の前提となる価値の序列付けについての国民の合意形成を試み、最終的には、沿岸域管理の統合的な理念を前提とする統合的沿岸域管理法制の策定を目指すことになろう。

(来生新)

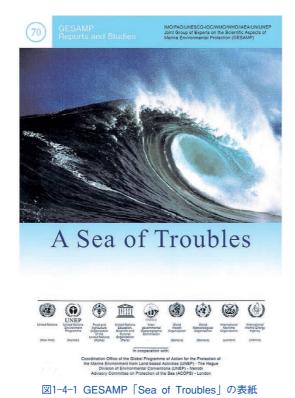
## 第4章 海の健康問題と診断手法の開発

## 第1節 世界の海の健康状態と GESAMP「苦難の海」報告

#### **GESAMP**

(The Joint Group of Experts on the Scientific Aspects of Marine Environmental Protection)

国連本部, 国際海事機関 (IMO), 国連環境計 (IMO), 国連環境 問題 (UNEP) 等, 海海の 8 回 1969年に関係する 1969年に関係する 1969年に 2 でのメンバーは 関係 でこれらの 機関の 典関する そのメンバーは 関係の 典関 する といった 作業は、 各門 関東 では の ら が の た 作業 分 野 で を が の ま か で に 下 な か ず で と が が で と 英 知 を ま か ず で と ず か が 究 と 英 知 を 結 す る。



海洋環境の科学的側面について多くの権威ある研究や報告書を出している「海洋環境保護の科学的側面に関する合同専門家グループ」(GESAMP)は、世界の海洋・沿岸域がどの程度健全な状態にあるかについての現状を総合的に分析した報告書を2001年に刊行し、多くのインパクトをもたらしている。

"A Sea of Troubles (苦難の海)" と題された同報告書 (概要は第3部参照) は,人類とその生存基盤である海洋の関係が変化しており,過去10年間の世界的な多くの努力にも拘わらず,世界の海洋の状態は劣化し続けていることを指摘し,サンゴ礁,湿地,海草地,マングローブ,海岸線,河川流域,河口などとともに,半閉鎖性海域の汚染,沿岸開発の問題を取り上げている。

同報告書はこれに関連して, 概略つ



図1-4-2 西表島のマングローブ

ぎのように述べている。

世界の沿岸地帯と同地帯にある生物の生息地は、都市や町の拡大、観光の増大、工業化、養殖、港湾開発、洪水対策などの、杜撰な計画と規制のもとでの人間活動によって、どんどん破壊されている。特に、急速な人口増加と深刻な貧困問題をあわせ持つ途上国の沿岸においてひどい状況にあるが、先進国の海岸線もしばしば開発されすぎている。

海洋資源に対する圧迫も大きい。海洋に導入される廃棄物の量も,世界的に大きくなっている。殺虫剤,肥料,農業用化学薬品の使用は世界的に増加しており,水に流されたり風で飛ばされて陸上から海洋に流れ込む量も増えている。漁業は殆どいたるところで乱獲状態にある。沿岸域は過剰開発されて,生物の生息地が破壊されている。本来の生息地から遠く離れたところへの生物種の故意または偶然の侵入が大規模に発生しており,生態系や経済を混乱させている。

この10年間科学者たちは地球温暖化を予測してきたが、海は大量の熱を蓄積するので、地球が温暖化する速度を決定づける。そして、いったん温暖化が始まったら、その過程を食い止めることを非常に難しくする。一方で、気候変動は海流のパターンを変えると予想されているが、そうなると、漁業は混乱し、生態系も変わり、海面が上昇して標高の低い島や沿岸部を浸水させるなど深刻な影響が及ぶことになる。

鉛や水銀や油などの汚染物質は、かつてほど脅威だとは思われなくなった。同様に、放射性核種も、世論が思うほどには深刻ではない。対照的に、たとえば下水のような他の汚染物質が、以前認識されていた以上に健康に悪影響を与えることがわかった。

陸上活動(ないし陸上に基盤をおく活動)こそが主要な汚染源であること,及び主要な問題は,沿岸の工場などの点源からくるのではなく, 農業のような広範な活動からくることが,なお一層明確になった。

GESAMP報告書は、こうして数十年前に指摘された問題のほとんどが解決されていないばかりか、その多くはさらに悪化していると指摘する。そして、部分的には改善も見られるが、全般的に悪化のペースと規模が常に改善を上回り、また新たな脅威が次々と生まれ、海洋と沿岸の伝統的利用とそれらから人類が得てきた便益が広汎に損なわれつつある、と警告している。

同報告書は、これら諸問題の原因は、一部は諸政府の政治的・財政的コミットメントの不充分性か能力不足、又はその双方にあるが、それらは強力な社会的・政治経済的原動力にも深く根付いているとする。そして、将来の対策としては、とくに科学と政策との連携、予防的アプローチ、及び統合沿岸管理(ICM)の推進を奨励している。

同報告書は2002年の WSSD の準備過程においても注目を浴び、WSSD 実施計画は、海洋環境の陸上活動からの保護に関する世界行動計画(GPA)の実施促進、とくに2002~2006年は都市廃水、自然変更及び生息地の破壊、富栄養化対策の重点実施を定めている。また同計画は、的確な意思決定のための基本的な基盤としての海洋・沿岸域生態系の科学的理解と評価の改善を強調し、海洋環境の現状についてのグローバルな定期的報告・評価制度を国連の下で2004年までに確立することを呼びかけ、その際、現存の地域的評価を発展させて社会的・経済的側面も含めるよう求

#### 海洋環境の陸上活動から の保護に関する世界行動 計画(GPA)

計画 (GFA) 「アジェンダ21」の陸上 起源の海洋環境破壊に関 する規定を実施するため の具体的行動を掲げた切 ら的な文書で1995年にワ シントンにおいて採択さ れた。国 環 境 計 画 (UNEP) がオランダ GPA 調整事務所を設置 して、その世界的実施を 推進している。 めている。国連総会は2002年12月の決議において、上記勧告を歓迎し、そのような制度を同期限までに確立することを決定し、事務総長に対し、GESAMP報告書も考慮しつつそのための準備にとりかかることを要請している。

(林司宣)

## 第2節 海洋環境モニタリングの現状と課題

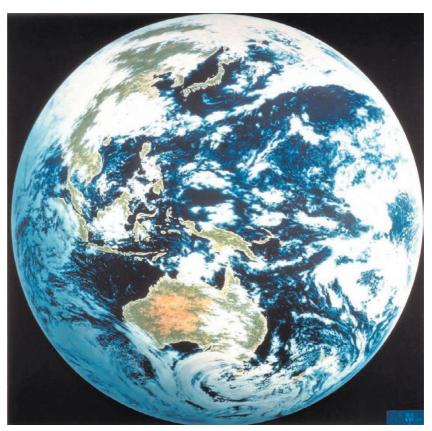
### 1 海洋環境保全とモニタリングの現状

海洋は地球を包む薄い水の膜であり、その水の膜のごく表層で植物プランクトンによって合成される有機物が、人類を含むさまざまな生物の生命を支えるエネルギー源となっている。こうした海の働きが健全に保たれれば、海は将来にわたって貴重な蛋白資源を供給し続けてくれる。海の環境を保全し健全な形で将来の世代に引き継ぐことの意義はまさにこの点にある。

ところが、地球上の人口やエネルギー消費の急激な増加にともない、温暖化などさまざまな環境変化が引き起こされ、海洋を含む地球の物質循環のシステムに大きな影響を与え始めている。また、これまでに自然界に放出された各種の人工化学物質の多くは、さまざまな物質循環の経路をたどりながら海に運び込まれ、生物の体

#### 地球の物質循環

大気圏、地球圏を含む地球全体の炭素や窒素など の循環。



1-4-3 気象観測衛星「ひまわり」から見た地球 世界の海はつながっている

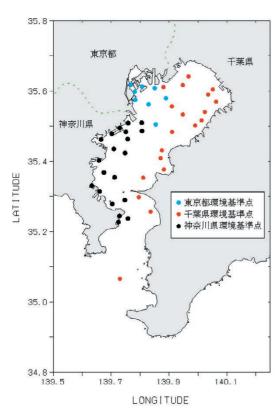


図1-4-4 行政が実施する定期調査測点の一例:東京湾に おける水質モニタリングの基準点

内に著しく濃縮される。

一方,身近な海岸では埋立や護岸の 造成などにより,生物生産や浄化に重 要な役割を果たしてきた干潟や藻場な どの浅海域が急速に失われ,陸から負 荷される過剰の栄養分や有機物による 環境の悪化を加速している。その影響 は,大都市圏を背後に持ち汚濁が進行 した内湾域から沖合に向かって拡大す る兆しを見せている。

このような海洋環境の現状に対して、まだ大きなうねりとはならないまでも、最近いくつか環境の保全と再生に向けた動きが出てきている。たとえば2002年2月には都市再生本部(2001年5月に内閣に設置)に「東京湾再生推進会議」ができ、大都市圏の海の再生を図るモデルケースとして東京湾の水質改善を推進するための行動計画づくりが開始された(2003年3月に計画

の概要を発表)。これまでの縦割り行政の弊害をなくすべく関係省庁や関係自治体が有機的に連携し、NPOや市民の参加・協力体制のもとでさまざまな事業を展開しようとしている点など、今後の沿岸域における活動のあり方を示している。

さて、海洋環境に対する人間活動の影響の程度を適切に診断・評価することがその保全と管理を進める上できわめて重要であることはいうまでもない。そのためにはそうした検討の基礎となる環境変化の実態に関する海洋現場のデータが不可欠であり、海洋環境のモニタリング体制の強化を図ることが強く求められている。

上述の東京湾の事例でも、水質等のモニタリングは行動計画の重要なポイントの一つにあげられている。これまで日本周辺海域に関しては、各種の法令に基づいて、「公共用水域水質測定調査」をはじめとする環境省所轄のモニタリング調査、海上保安庁の「海洋汚染調査」、気象庁の「海洋バックグラウンド汚染観測」等が継続的に実施されている。しかしながら、その調査の範囲や頻度は海洋の広がりと環境変動の大きさを考えれば十分なものとはいえない。

また,これらの調査はいずれも水質の汚濁や汚染に着目したものであり,環境基本法や環境基本計画が求める海洋生態系を含めた総合的な環境保全をめざすためのものとしてはおのずと限界がある。

### 2 沿岸海域の環境モニタリングの課題

とくに沿岸海域の環境モニタリングの現状に目を向けると、そこでも水質の監視が中心で生物生態に関する情報が著しく不足している点が第1の問題としてあげられる。沿岸の人間活動等に起因する環境変化の影響が累積的にあらわれる生物生態情報を、長期的・恒常的に蓄積していくためのモニタリング体制を早急に整えてい

くことが必要であり、それは海を利用しそこから何らかの恵みを得ようとするもの の責務である。

第2に,現状のモニタリングのほとんどは「点」の環境監視が主体で,これから 重要性を増す生態系の物質循環や物質収支の全体像を一つの「構造」としてとらえ,



図1-4-5 沿岸におけるモニタリングの例

その変化を総合的に監視する視点に欠けていることも問題である。

たとえば,各自治体の環境関係の部署で行われている公共用水域水質測定調査では,上記の観点からもっとも重要な項目の一つと考えられる底層水の溶存酸素濃度の測定が,特定の海湾を除けばほとんど実施されておらず,そもそも海域の表層以外のデータはどの水質項目についても驚くほど少ない。

また、この調査の海域における測点の配置は、河川が流入する場所などごく沿岸部に偏っており、海湾全体の変化を知るにはきわめて不十分である。これからは環境管理の現場でもモニタリングで検出された海の環境変化の原因やその生態系への影響に踏み込んだ検討が求められるようになるものと考えられる。その意味でも、調査項目や測点配置など計画そのものの再検討が急務である。

第3には、データの管理や利用の問題がある。モニタリングの目的に応じて個々のデータの質を向上させること、また、他のデータとの互換性を高め情報のネットワーク化を進めることはもとより、データの利用についても、その迅速な公開と共有化を促すための体制づくりが必要である。

たとえば、海に面した各自治体の水産試験場等で続けられている各種の定線調査は、水産関連の環境情報について、おそらく世界でも類がないモニタリング測点網を長年にわたって維持している。残念なのは、そのデータが誰でも利用できる形で整備・公開されていないことである。海の環境保全の実をあげていくためには、当事者ばかりでなく広い範囲の人たちがその意義について共通の認識を持つことが必要である。海の現場でデータをとり続けることは大変な労力と経費を要することであり、データの利用に関してその当事者に優先権を与える必要があることに異論はないが、一定のルールのもとで広くデータを共有できる仕組みを是非とも確立すべきである。

モニタリングのように幾世代にもわたって調査記録を地道に積み上げていく仕事は、ともすれば蔑ろにされがちである。実際に予算の削減のため、水産試験場による定線調査の回数や測点数を減らす事例や定線調査そのものを中止する事例が相次いでいる。これはわが国周辺の沿岸海域における環境情報の基盤を揺るがす大変憂慮すべき事態である。モニタリングの意義をさらに強力に訴えていく必要があることは言うまでもないが、これまでのデータや情報をできるだけ分かりやすい形で公開し、その共有化の仕組みを確立していくことはその意味でもきわめて重要である。

### 3 海洋生態系の保全と海の健康診断

以上,沿岸海域を中心に海洋環境モニタリングの現状から見た課題について述べてきたが,もっとも基本的な課題は海洋環境保全の総合的な目標をどう設定するかである。従来は主として人間の健康の保護と生活環境の保全という観点から海洋汚染の防止が図られてきたが,最近はそれに加えて,海洋の生態系を保全することの大切さに対する認識が高まってきた。

最初にも述べたように、地球の物質循環において重要な役割を担っている海洋生態系の機能(たとえば図1-4-6)を良好な状態に保つことは、海洋生物のみならず人類の生存にとっても必要不可欠である。そうした生態系保全を視野に入れた海洋環境モニタリングの目標や基準を具体的にどのように設定していくかは、これからの重要な検討課題である。

最近,海洋環境の健全性や健康状態を複数の指標で具体的に表現し,ある基準のもとでその現状を診断しようとする新たなモニタリング調査の枠組み(通称「海の健康診断」)の検討が進められている。(注)これは人間活動の影響に対して敏感な閉鎖性の強い海湾を主な対象として,人間の健康診断を定期的に行うのと同じような形で,海の環境の変化をたえずチェックできるようにしていこうとするもので,海の健康さを,生態系の安定性(復元力)と物質循環の円滑さの2つに関連する諸事項(表1-5参照)を用いて診断することが提案されている。

「生態系の安定性」は、生態系の構造 (ストック) の特性を示すもので、生態系

注 シップ・アンド・オーシャン財団研究報告書 「海の健康診断」

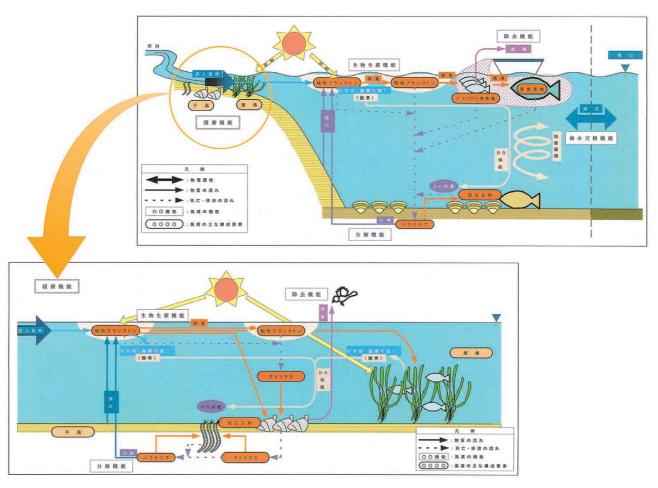


図1-4-6 沿岸域の生態系の基本的な構造と機能(出典:シップ・アンド・オーシャン財団研究報告書「海の健康診断」)

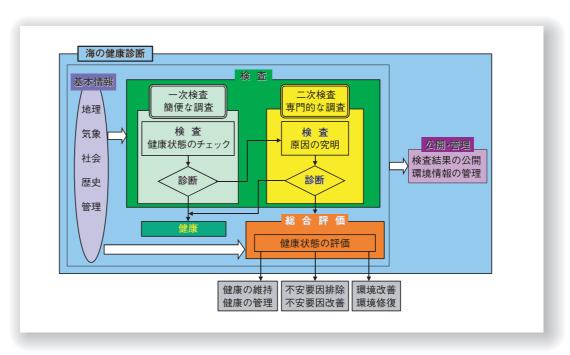


図1-4-7「海の健康診断」の流れ

健康診断のカテゴリー	検査項目	実用的なパラメータ
KAN BELLEVILLE	人主人口	生態分類群ごとの漁獲割合
	生物組成	生物の出現状況
<b>山松五の中ウ州 (佐二十)</b>	小台林明	藻場・干潟面積
生態系の安定性(復元力)	生息空間	海岸線延長
	4. 白 T型4交	有害物質
	生息環境	底層水の溶存酸素濃度
	法工名类人海水去换	負荷滞留時間
	流入負荷と海水交換	潮位振幅
	廿7林 山 立	透明度
物質循環の円滑さ	基礎生産	プランクトンの異常発生
	堆積・分解	底質
		底層水の溶存酸素濃度
	除去	底生魚介類の漁獲量

を構成する生物種組成や生物量が急激に変化することのない状態が健康と定義されている。一方,「物質循環の円滑さ」は、文字通り生態系の物質循環機能(フロー)の特性を示すもので、栄養物質などの供給や生産と海水交換、生物化学的な除去・分解とのバランスが保持された状態が健康と定義されている。参考までにこの「海の健康診断」の手順を図1-4-7に示す。

人間の健康診断がそうであるように、まず地理や気象条件などの基本的な情報の整理と比較的簡便な方法を用いた1次検査を行い、健康状態に赤信号が点滅している場合には、その原因究明のために専門的な精密検査(2次検査)を行う。そして最終的に必要があれば、環境管理あるいは環境改善のための「処方箋」を提示する

ことになる。

今後さらに、健康診断の項目・基準などの妥当性や、診断システムの実用化に向けた検討が必要と考えられるが、海洋環境を生態系の視点から総合的に診断・評価する方法として注目される。

(中田英昭)

## 第5章 北朝鮮工作船事件がもたらした諸問題

#### 工作活動・対日工作

2001年12月に海上保安庁の巡視船に追跡され銃撃戦の後に自爆して東シナ海に沈んだ不審船が,2002年8月に引き揚げられた。船内には、おびただしい量の武器弾薬、子舟、水中スクーターなどが搭載されていた。調査の結果、北朝鮮の工作船であることが判明した。今後の詳細な分析により、日本人拉致、麻薬密輸、工作活動などの点と点が工作船によって結ばれて線になり、北朝鮮による対日工作と国家的な犯罪行為の実態がさらに解明されていくことになるだろう。

日本を襲った北朝鮮工作船は、日本周辺海域の防衛・警備の在り方を改めて問いかけ、一方で、排他的経済水域の法的な性格や境界画定、さらには排他的経済水域における他国の軍事活動や警備行動に関する国家間の主張の相違など、様々な問題を表面化させることにもなった。

## 第1節 不審船を追って

### 1 2001年12月22日, 東シナ海銃撃戦

2001年12月21日16時30分頃,九州南西海域で監視活動中の海上自衛隊 P-3 C 哨戒機が,漁船型船舶を写真撮影し基地に帰投した。防衛庁・海上自衛隊は,撮影された写真を詳細に分析した結果,翌22日 0 時30分頃,当該船舶をいわゆる「不審船」と判断し、最新の位置情報を入手すると共に官邸や海上保安庁などに連絡した。

連絡を受けた海上保安庁では、巡視船と航空機が出動し、22日6時20分に奄美大島沖の日本の排他的経済水域の中で、国籍不明(国旗を掲げない)の漁船型の船舶(「長漁3705」と表記)を確認、漁業法違反(無許可漁業)の疑いで、4隻の巡視船



図1-5-1 1985年に宮崎県鵜戸埼沖で確認された不審船

と航空機で追跡を始めた。不審船が停船命令を無視して逃走したため,立ち入り検査忌避として,射撃警告の後,20mm機関砲で上空に向けて威嚇射撃した。日中の中間線を越え中国の排他的経済水域に入ってなお逃走を続ける不審船に対し,巡視船は,海面に,次いで船体(人が居ないと見られる船尾及び船首部)に向けて威嚇射撃し,強行接舷や挟撃を試みたところ,不審船から巡視船に対して自動小銃とロケットランチャーで攻撃してきたため,正当防衛により船体に向け射撃した。その後,不審船では船内で爆発が起こったと見られ,22時13分に中国の排他的経済水域内で沈没した(治1)。以下,本事案を「九州南西海域不審船事案」と呼称する。

#### 注1 九州南西海域不審 船事案については、主と して海上保安庁『2002海 上保安レポート』(財務 省印刷局、2002年)を参 昭

### 2 日本周辺海域に出没する不審船と日本の対応

1990年10月,福井県美浜町の松原海岸に難破舟が漂着した。全長9mの子舟に3基のエンジンを具え,舟内には乱数表などがあった。500m離れた松林の中からは水中スクーターが発見された。11月に入ると,北朝鮮人と見られる2人の遺体が流れ着いた。現場から20kmほど西にある小浜海岸では,1978年7月に日本人男女2人が忽然と姿を消す事件が生じていた。2001年3月29日,富山湾に面した黒部川河口で,美浜町で発見されたものと同じ形状の水中スクーターが埋められているのが見つかり,以前に工作員が侵入したことを窺わせた。それより2年前の1999年3月には,現場に面した富山湾の北方,能登半島沖と佐渡沖の領海内で2隻の不審船が見つかり,海上警備行動が発令されている。このとき工作員が富山湾のどこかに上陸していたのかもしれない。

海上保安庁がこれまでに確認した不審船は21隻ある(表1-6)。大掛かりな追跡事案にまで発展したものとしては、1985年4月に宮崎県の日南市沖で発見され、東シナ海まで海上保安庁と海上自衛隊による約40時間にわたる追跡を振り切って逃走した"白い船"(「第31幸栄丸」と標記)事案や、1999年3月に能登半島沖に現れ、海上警備行動によって派出された海上自衛隊の護衛艦や航空機の追跡をかわした2隻の不審船(「第一大西丸」、「第二大和丸」と標して日本漁船を偽装。以下、「能

図1-5-2 1999年に能登半島沖で確認された不審船

登半島沖不審船事案」と呼称)事案がある(注2)。

1999年3月の能登半島沖不審船事案では、海上警備行動を発令して追跡したにも拘らずこれを取り逃がしたところから、関係省庁において検討の結果、「能登半島沖不審船事案における教訓・反省事項について」を策定した。その中で、「不審船には海上保安庁が第一に対処し、海上保安庁では対応が不可能もしくは著しく困難と認められる場合は、海上警備行動により自衛隊が対処する」ことを基本に、海上保安庁と防衛庁の速やかな相互通報、艦艇・巡視船等の能力強化、海上保安庁と自衛隊の間の共同対処マニュアルの整備、危害射撃の在り方に係る法的整備を含めた検討、などがまとめられた。

注2 海上保安庁『2003 海上保安レポート』(国 立印刷局,2003年)。

#### 危害射撃

一般的には、逃走あるいは抵抗を抑制するために 危害を与える射撃を言う。工作船などに対して は船体射撃となる。

表1-6	過去に海	上保安庁が確認	した不審船

発見年	発見隻数	発見海域	
1963年	1	山形県酒田市沖	
1970年	1	兵庫県城崎郡沖	
1971年	3	青森県沖日本海,北海道南西日本海,鹿児島県指宿郡沖	
1972年	1	石川県鳳至郡沖	
1975年	1	石川県鳳至郡沖	
1977年	2	福岡県宗像郡沖,島根県浜田市沖	
1980年	6	京都府経ヶ岬沖×3, 長崎県対馬沖×2, 兵庫県城崎郡沖	
1981年	1	石川県輪島沖	
1985年	1	宮崎県日南市沖	
1990年	1	福井県沖美浜町沖	
1999年	2	石川県能登半島沖	
2001年	1	鹿児島県奄美大島沖	

(海上保安庁「海上保安レポート2003」から作成)

船の船体への射撃については実施が難しい面があった。

これを踏まえ、海上保安庁と海上自衛隊は、目標自動追尾機能を有する20mm機関砲装備の高速特殊警備船の配備、新型ミサイル艇の速力向上や特別警備隊の新編等による能力向上を図ると共に、不審船対処に係る「共同対処マニュアル」を作成し共同連携訓練を実施している。

なお、自衛隊は、不審船への対応などの事態においては警察に対して所要の支援を行い、警察力では対処困難な場合は、海上における警備行動あるいは治安出動により、また、事態が外部からの武力攻撃に該当する場合は防衛出動により対処することとしている(%3)。

平時の犯罪の取り締まりなどにおいて、海上保安庁及び自衛隊は、犯人の逃走防止または公務執行に対する抵抗の抑止に必要なとき、警察官職務執行法の規定を準用して、事態に応じて合理的に必要と判断される限度(いわゆる警察比例の原則)で武器を使用できる。人に危害を加えることが許容されるのは、以前は、正当防衛、緊急避難または凶悪な犯罪の犯人が職務執行に抵抗する場合に限られていて、不審

しかしながら、能登半島沖不審船事案の後に実施した危害射撃の在り方に係る検討の結果、領海内において繰り返し停船を命じても応じず抵抗または逃亡しようとする船舶に対しては、放置すれば将来繰り返し行われる蓋然性がある等の一定の要件に該当すると認められる場合、人に危害を与えても違法性が阻却されるように、海上保安庁法及び自衛隊法が2001年11月に改正された。

なお、九州南西海域の不審船は領海外で発見されており、この法律は適用されなかった。威嚇射撃として逃走する当該不審船の船体に向け射撃したのは、能登半島沖不審船事案の後に装備された高性能の機関砲により、人がいないと判断できる船尾・船首部に対して精密に射撃が実施できるとの確信があったからであるとされる。

注 3 防衛庁編「平成14 年版防衛白書」

## 第2節 引き揚げられた工作船

### 1 不審船から工作船へ

不審船の引き揚げについての日本と中国の政府間協議は、中国が中国の排他的経済水域に対する権益と関心を尊重すべしとして難色を示したため難航した。日本政府の粘り強い交渉の末、2002年6月18日にようやく政府間合意を得、水深約90mの海底に沈んでいる不審船の引き揚げに取りかかることになった。中国側は、漁業への影響や汚染を理由に漁業補償を要求したが、日本側は「引き続き検討し誠意をもって対応する」として継続協議となった。

引き揚げ作業は,第十管区海上保安本部が所掌し,6月25日から実施された。9月11日に海底から船体を吊り上げ,台船に載せて14日に鹿児島港外に回航,安全確認後,10月6日に鹿児島港内に陸揚げされた。以降,第十管区海上保安本部と鹿児島県警の合同捜査本部が捜査に着手し,2003年3月14日までに証拠物の分析や鑑定を行い,当該不審船を北朝鮮の工作船と断定した。



図1-5-3 幾多の困難を乗り越えて引き揚げられた工作船

### 2 工作船の実態

引き揚げられた工作船は、全長約30mで、高速エンジン4基・推進器4基を装備し、連続最大速力は33ノットと考えられる。子舟が機関室の後方に格納されており、船尾の観音開き式扉から出し入れする仕組みになっていた。この子舟は全長が約11mで、エンジン3基・推進器3基を装備し、最大速力は50ノットに達すると類推される。子舟には水中スクーターなどが搭載されていた。搭載武器等について

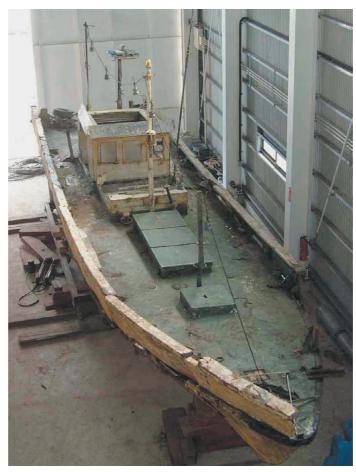


図1-5-4 工作船に収容されていた「子舟」

は表1-7に示す通りであり、これはもう工作船というよりは立派な戦闘艇である。 沈没原因については、沈没直前に、工作船内で閃光と熱が同心円状に広がり急速に 消滅していく状況が巡視船の赤外線監視装置で確認されており、船内で爆発浸水が あったと考えられていた。引き揚げ後の調査で、機関室と子舟格納区画の隔壁に約



図1-5-5 巡視船に向け発射されたと思われるロケットランチャー



図1-5-6 航空機の撃墜も可能な大口経の対空機関砲

1mの破口があり、工作船の沈没の原因は、自爆用爆発物の爆発による(船内から「自爆」とハングル文字表記のあるスイッチボックスを回収)子舟格納区画と機関室への浸水であったと判断されている。

引き揚げ工作船の全容解明後,海上 保安庁は,漁業法の立入検査忌避罪と 刑法の殺人未遂罪で,死亡したと確認 または認められる工作船の全乗員を鹿 児島地方検察庁に送致した。立入検査 忌避罪は,無許可漁業の疑いで立入検 査するために繰り返し停船を命じたに も拘らず逃走を継続したこと,殺人未 遂罪は,逃走防止のために接舷しよう としたところ自動小銃やロケットラン チャーなどで海上保安官に対し銃撃し

### 表1-7 工作船に搭載されていた武器一覧

ロケット・ランチャー(北朝鮮製と推定) 2 丁, 弾頭 4 個 携行型地対空ミサイル(ロシア製) 2 丁, 弾頭 2 個 14.5mm 2 連装機銃(ロシア製と推定) 1 機, 実包752発 5.45mm 自動小銃(北朝鮮製と推定) 4 丁, 実包84発 82mm 無反動砲(ハングル文字刻印) 1 機, 砲弾 6 個 7.62mm 軽機関銃(北朝鮮製と推定) 2 丁, 実包219発 手榴弾 8 個 爆発物 2 個

(海上保安庁「九州南西海域における工作船事件の全容について」 ホームページ http://www.kaiho.mlt.go.jp/info/news/h14/hushinsen/から作成)

傷害を負わせたことに対してである(注4)。

注4 海上保安庁「九州 南西海域における工作船 事件の全容について」 (http://www.kaiho.mlit. go.jp/info/news/h14/ hushinsen/)。

## 第3節 求められる周辺海域の防衛・警備態勢の強化

引き揚げられた工作船は、1998年に東シナ海で日本の暴力団関係者に覚せい剤を渡した不審船(「第12松神丸」と船名表記)と同一船であることが判明している。北朝鮮が、工作船を使って覚せい剤密輸等を続けていた疑いは濃厚である。洋上での密輸品等の受け渡しの他に、福井県美浜町や富山県黒部川河口での子舟や水中スクーターの発見例のように、陸上に潜搬入したと考えられるケースもある。工作船で目的地の沖に進入し、観音扉を開けて子舟の喫水線まで浸水させ、操船員と工作員が子舟に乗り移って海岸付近まで接近、工作員が子舟搭載の水中スクーターに乗って上陸するといわれる。福井県美浜町や富山県黒部川河口に上陸した工作員がいたはずである。

北朝鮮工作船による海上からの韓国への侵入にも、日本と同様の事例が多く見られる。1998年7月12日、韓国東海岸で、潜水服を着た男の遺体と機関銃が入った鞄が発見され、その沖で水中スクーターが見つかっている。また、同年12月17日、韓国南海岸に向かって近づいてくる北朝鮮の半潜水艇が見つかり韓国海軍と銃撃戦となった。半潜水艇は逃走を図ったが、韓国海軍艦艇が追跡し、日本の領海に近い対馬の南西約80kmの公海上で撃沈された。半潜水艇は工作船搭載の子舟と同様の役割を果たすと言われる。

日本や韓国で発見された工作船とそれが絡んだと思われる拉致や工作員の潜搬入, 覚せい剤密輸等の事件を想起すると, いかに工作船が目的に適って設計されているかが分かる。かくも陰湿な犯罪・侵略意図を実現するために設計された戦闘艇



図1-5-7 船の科学館で公開された工作船

(財海上保安協会主催,日本財団,海上保安庁協力のもと,東京・お台場の船の科学館で無料一般公開され,144万人強の見学者(2003年12月21日現在)が訪れた。

防衛庁編「平成14

年度防衛白書」

は,過去に例を見ない。

### 1 海上保安庁と自衛隊の共同対処態勢

九州南西海域不審船事案では、防衛庁と海上保安庁、そして政府内部での連絡の在り方に問題があったのではないかとの指摘があった。関係省庁間で検証作業が行われ、①内閣官房-防衛庁-海上保安庁間での情報の共有、②排他的経済水域における不審船取り締まりの法的根拠に係わる検討、③情報収集、通信、監視能力の強化、④海上自衛隊艦艇の当初からの派遣、などがまとめられた。これに基づき、海上自衛隊哨戒機の画像伝送能力の向上や基地からの大容量情報伝送能力の向上などの対策が講じられた(※5)。

2年前にまとめられた「能登半島沖不審船事案における教訓・反省事項について」では、「不審船については、海上保安庁が第一に対応し、対応が不可能あるいは著しく困難な場合は海上警備行動を発令して自衛隊が対処する」とされていたが、今回は、当初からの海上自衛隊の艦艇投入の必要性が指摘された。工作船の侵入は、それが武力侵攻の形をとっていないため、警察の任務と考えられがちであるが、引



図1-5-8 海上自衛隊と海上保安庁の合同訓練

き揚げられた工作船の武装を見ても分かるように、その脅威は国家安全保障上の問題として捉えることもできる。今日の脅威の特性は、警察対応と防衛対応の境界を曖昧なものとしており、海上の防衛・警備においては、自衛隊と海上保安庁との縦割り的任務分担では対応困難であり、平時からの共同が不可欠とも考えられる。海軍力と海上警察力の共同は、能登半島沖不審船事案のずっと以前から、国連安保理決議に基づく「海上阻止行動」(Maritime Interception Operation)や、中南米地域から米国への麻薬密輸・違法入国阻止などで効果をあげており、運用面における統合は世界的傾向にあるといえる。工作船が海上テロに結びつくことも想定できる。2000年に発生したアデン港における米艦艇「コール」の爆破事件や、2002年のイエメン沖におけるフランスタンカー爆破事件の例もある。工作船の活動は、国家の平和と安全に対する脅威であり、警察機能と防衛機能を統合した対処が不可欠であろう。

世界的に見れば、海軍と海上警察(沿岸警備隊)を分離しそれぞれに軍事的役割と警察的役割を付与している国の方が、海軍に全てを任せている国よりも多い。日本や米国もそのような態勢をとっている。海上における防衛と警備に係る態勢の発展的形態であるともいえよう。しかし、海軍の所掌と海上警察の所掌を組織縦割り的に単純に区分できるものではない。近代海軍の発祥とされる英国では、海軍に「軍事」、「警察」、「人道支援・民生協力」の3つの任務を与えている。このうちの警察任務には、船舶検査、漁業監視、海賊対処、麻薬密輸阻止、テロ対処等が含まれ、これらは今日、国際的にその重要性が認識されている。英国海軍の警察任務は、平時の海洋における多様な脅威に対処するためのものであり、警察的な防衛行動とい

### 海上阻止行動

国連決議による経済制裁 ・武器禁輸を履行するための禁輸執行措置であり,慣習的に Maritime Interception Operation と呼称される。 った概念に基づいている。

一方, イタリアでは, 必要に応じて海軍が沿岸警備隊に協力して行動できる態勢を整備しており, 沿岸警備隊と海軍の間で人事交流さえある。米国は, 海軍と沿岸警備隊との相互運用性と装備品の互換性の向上を促進している。日本においても, 海上自衛隊と海上保安庁との協力の促進と, さらには, 必要に応じて共同・統合運用をすることについての検討が必要ではなかろうか。

武器の使用基準については、海上における犯罪の取り締まりとして対処するのではなく、工作船の侵入を外国による侵略の一形態と捉え、主権や領域を保全する目的をもった強制措置の執行として法整備を含めて検討することが必要ではないだろうか。海上の犯罪取り締まりにおける武器使用については、主に陸上における犯罪取り締まりを想定しているのではないかとも思える警察官職務執行法を、そのまま準用することが適当であるか否かについて検討する必要があるだろう。船を相手にする海上での取り締まりには、陸上の法制は馴染まないところが多いのではなかろうか。

日本は、国連平和維持活動協力法、周辺事態法、テロ対策特別措置法等、事態や情況に応じて法を整備してきた。不確実で流動的な国際情勢の中では致し方ない面があり、むしろ柔軟に対処してきたと評価すべきであろうが、それでも、海上の防衛・警備については抜本的な態勢(法制、体制、運用)の検討が必要である。

### 2 脅威認識の国際的共有

漁業法違反船に対して、船体に向けて射撃をするのは相当であろうか。排他的経済水域での違法操業船に対する武器の使用の敷居を低くする前例となるのではとの危惧もある。海外で、そのような論調があった。現在、海上保安庁が不審な船を取り締まる根拠となるのは、「漁業法」、「関税法」、または海上保安庁法第17条の「立入検査」であろう。当該工作船は、国旗を掲げず船体に「長漁3705」と記した漁船型船舶であり、海上保安庁は、排他的経済水域における違法操業の疑いで取り締まろうとした。日本から隣接国等に当該「漁船」について存在を問い合わせるなど国際的に必要な手続きは全てとられたと聞く。「漁船」の登録が確認できなかった段階で、違法操業ではなく、漁船偽装の不審船が逃走しており、犯罪を企んでいるか安全を脅かす恐れがあることを近隣諸国に伝えると共に、日本の対応を逐次通報する姿勢を示したならば、近隣諸国の反応も異なったものとなったのではあるまいか。

東アジアの海は複数の国家の領海や排他的経済水域が重なり合っており、工作船が逃走すれば複数の国家に影響を及ぼすので、国際的な取り組みが必要となる。そのためには、日本として工作船への対応の基本態勢を定めておくことが重要で、早い段階からの海上警備行動の発令、さらには、領海警備などの法制の整備等を検討する必要があるだろう。

威嚇目的での船体への射撃は相当であろうか。今回の船体への威嚇射撃は、停船しない不審船に対する警告として実施されたと理解できる。国際的には、「威嚇」も「警告」も Warning であり、警告射撃は Warning Shot と呼ばれ、武器使用の程度は、国あるいは情況によって異なるところがある。船体を狙っての射撃は威嚇の域を超えている、と考える国があったとしても不思議ではない。強制的に停船させることを目的として推進器などを破壊する射撃は、Disabling Shot あるいは Dis-

abling fire (いずれも,無力化射撃)と呼称することが多く,これは国際的にも通用する。九州南西海域不審船に対して実施した威嚇のための船体射撃は,この Disabling fire に該当すると考える向きもあるだろう。誤解を避けるためには,「武装工作船の疑いのある船舶に対して Disabling Shot を実施した」と説明した方が良いかもしれない。用語についての国際的な定義づけが必要であろう。それが信頼醸成にもつながる。加えて,領海外で武器を使用する場合は,近隣諸国に脅威の実態と実行中の措置を通報する配慮が必要であろう。それが透明性を促進する。

### 3 複数の排他的経済水域が接する海域における防衛・警備

沿岸国家による排他的経済水域等の設定によって、地球上のほぼ半分の海域にはいずれかの国家の主権的権利・管轄権が及ぶことになった。工作船の侵入に限らず、海洋資源を巡る紛争、あるいは海賊行為といったものは、ほとんどが、いずれかの国家の排他的経済水域、あるいは境界が未画定で複数の国家の主張する排他的経済水域が重なり合う海域で生起する。そこにおいて、排他的経済水域に及ぶ国家の主権的権利・管轄権が海洋の防衛・警備態勢に与える影響は大きい。東シナ海の排他的経済水域について、日本は日本と中国の領域(尖閣諸島は日本の領土)からの中間の線をもって日中の排他的経済水域の境界と定めている。しかし中国は日本の示す中間線を認めず、日中の排他的経済水域の境界は未確定であるとしている。また、中国には、中国の大陸棚が南西諸島以東にまで延びておりその上部水域にも中国の権限が及ぶとの論調さえある。

ブラジルは,「排他的経済水域での軍事演習には同意が必要」と理解する等の宣言を付して国連海洋法条約に署名した。排他的経済水域での軍の行動に通報や許可を要求する沿岸国家は多い(%)。

国連海洋法条約は,排他的経済水域における軍の行動に関して必ずしも明確ではない。有事における国連海洋法条約の適用についても不明確である。米国などは,排他的経済水域は海戦法規に影響を与えず,紛争非当事国の排他的経済水域においても自衛権の行使が可能であるとの立場をとり,平時有事を問わず,軍艦等の通航には海洋自由の原則が適用されるとしている。ここにおいて,自国の排他的経済水域における他国の海洋利用に様々な制限を課そうとする沿岸国家と,伝統的な海洋自由を維持したい海洋利用国家との主張の隔たりは大きい。沿岸国家の中には,排他的経済水域に限りなく主権に近い権利を及ぼしたい,あるいは,排他的経済水域にある資源を国家の発展のために最大限排他的に利用したい,さらには,200海里に及ぶ防御縦深を確保して国家の安全を図りたい,といった思惑を持った国もある。

排他的経済水域の中間線を越えて逃走した工作船への日本の対応とその引き揚げに対して示した中国の反応には、沿岸国家の主張が顕著な形で表れている。2001年4月、海南島沖の中国の排他的経済水域上空で行動していたアメリカ軍電子情報収集機に対して、中国軍機が執拗に拒否行動をとり空中衝突を引き起こした。情報収集機が中国の安全を脅かすスパイ行為をしていた、というのが中国の対応の理由であった。その一方で中国は、日本など隣接諸国の排他的経済水域で中国の海軍艦艇を行動させるという矛盾を示している。

1999年3月の能登半島沖不審船事案で、不審船がロシアの沿岸に向かって逃走した際、ロシアは2隻の艦船を派出して警戒態勢をとった。1998年12月に発生した北

注6 バングラディッシュ、ブラジル、カーポイプ・カーポイプ・シーポージ・バーシア、ウンド、バキスタン、くして自国の排他的経済水域でも自国の事際が行動することにできないと主張している。

朝鮮の半潜水艇による韓国領海侵入事案では、韓国海軍艦艇に追跡された半潜水艇が日本の領海に逃げ込む事態も考えられた。東アジアの海域で工作船が逃走すれば、必然的に複数の国家の排他的経済水域を越え、多くの国家の安全保障に影響を及ぼすことになる。ある国の対応が他の国に安全保障上の脅威を与えてしまう事態も十分に考えられる。工作船への対応には、国家間の連携と協調が必要となる。排他的経済水域の法的地位については、国家それぞれに異なる主張があるだろうが、防衛・警備の必要性に違いはないはずである。

国連海洋法条約を領域主権国家間の法としての面からだけで捉えると、安全保障に係わる国際問題の解決が困難となる。主権あるいは主権的権利の壁が、共通の脅威への国家間の協調的対応を妨げるからである。そもそも、国家の防衛・警備には排他的意図の側面がある。しかし、排他的経済水域は、海洋資源・環境を保護し人類社会の持続可能な発展を企図するという崇高な理念に基づき創設されたものであるはずだ。一国だけによる海洋資源・環境の保護は不可能であり、そこには国際協力の必然性がある。国家の安全もまた、国際社会の持続可能な発展の基礎であり、排他的経済水域での防衛・警備を目的とする行動については、国際社会・地域における相互理解と協力が求められる。

(秋元一峰)

# 第6章 急ピッチですすむ海上・港湾テロ対策

2001年9月11日の同時多発テロ事件の結果、とくに米国は、その直後から翌2002年にかけて数多くの新たな国際テロ対策を次々と打ち出した。同事件が運輸手段を利用したこと及び将来大量破壊兵器の使用の可能性も懸念されたこともあり、これら対策には海上輸送分野も大きな位置を占めるに至った。とくに懸念されたのは、船舶、積荷、乗客、乗組員等に対するテロ攻撃、船舶のテロ手段としての利用、積荷(とくにコンテナ)に隠された危険、世界の通商・貿易に対する威嚇等の可能性である。米国政府のイニシアチブは国内的なものから、2国間及び国際海事機関(IMO)を通じた国際的なものまであり、いずれも異例のスピードで実行に移されたかまたは移されつつあり、ことに海運・物流関係各界に大きなインパクトをもたらしている。

以下においては、これらの措置の主なものを、まず米国の立法的及びその他の措置を対外的効果の面を中心に概観し、次いで IMO の動きをみることとする。なお、この他にも、米国は、国際労働機関(ILO)において新たなバイオメトリックス情報を含んだ船員の身分証明書の必要性を説いて、現存関係条約(第108号条約)の改正を交渉中で、近く新条約が採択される見込みである。

## 第1節 米国の対策

### 1 2002年海運保安法 (Maritime Transportation Security Act)

米国議会の上院には9.11事件以前から海事・港湾保安法案が提出されていたが、同事件後、同法案はテロ対策を盛り込んで修正され、さらに下院で別途提出・審議されていた海運テロ対策法案との調整が図られ、のちに一つの法案として一本化された。そして2002年11月14日、議会はこれを「海運保安法」として採択し、11月25日大統領の署名により成立した。

同法は、米国の船舶・港湾施設の保安強化を狙ったもので、対象施設には水上輸送に関係したあらゆる種類の構造物・施設が含まれる。

主な措置としては、①すべての施設のテロに対する脆弱性の評価、②これら施設及び米国水域内の船舶や貨物をテロ攻撃から守るための「海事安全保安チーム」の設置、③米国港湾に寄港する船舶の乗組員による米国指定の身分証明書携帯要求、④米国水域運航の商船等による船舶自動識別装置(AIS)の搭載、⑤米国領海を含む国際航路を航行する船舶による定期的位置情報送信を義務付けるための自動船舶追跡システムの開発・適用、などがある。

さらに、対外的に問題になりうる条項であるが、国土安全保障長官に、米国籍船が寄港するか、または米国に向けて船舶が出港する外国港湾において、テロ対策の

有効性を評価させ、当該外国港湾が効果的なテロ対策を講じていないと判断される場合には、当該国に対してテロ対策強化の措置をとるよう提言させるとし、また当該港湾から到着する船舶の米国港湾入港の条件を規定できるとしている。

### 2 コンテナ保安イニシアチブ (Container Security Initiative)

米国関税庁(現在,関税国境保安局)は、9.11事件後、外国の米国向け貨物の積出港でハイリスクのコンテナをあらかじめ選別し、セキュリティ・チェックを行うことでそのテロリストによる利用を防止することを目的とした「コンテナ保安イニシアチブ」(CSI)を導入した。これは特定外国の関税当局との間の協定に基づいて実施されるもので、わが国関税局も2002年9月、協定に署名した。米国に到着する海上コンテナ(毎年約600万個)の約3分の2は世界の20の主要なコンテナ積出港(メガポート)を出発ないし経由することから、とりあえずこれらの港を中心にCSIが実施されている。日本では東京、横浜、名古屋及び神戸各港がこれに含まれ、まず横浜港には数人の米国係官が2003年3月から派遣され、わが国係官によるチェック作業を支援している。(CSI は相互主義の下に行われ、参加国は米国の港湾に同様作業のため係官を派遣することができ、わが国もすでにロサンジェルス・ロングビーチ港に派遣済み。)



図1-6-1 東京港大井・青海ふ頭 わが国の主要な港湾でも CSI が実施されている

米国関税当局は、コンテナに関する 機密情報を当該参加国と2国間ベース で共有するとされており、大量破壊兵 器等の疑いがあれば、当該コンテナの 米国への輸送は拒否され、船舶の米国 領海内への航行も禁止される。

CSI には、すでに20のメガポートのうち18港、それ以外も合わせて23港が参加しており、今後その他の主要港にも拡大することが予定されているが、EU においては、ロッテルダム、アントワープなどの参加港が他のEU港湾

よりも対米向けに有利になるおそれがあるとして、大きな政治問題となっている。なかには、参加協定を結んだ EU 加盟国は EU 法令に違反するとして、訴訟を起こす動きも出ている。他方、世界関税機関(WCO)は、加盟国の全ての港湾において、CSI モデルに沿った制度の策定が可能としており、同様制度の今後の拡大が予測される。

### 3 積荷目録事前提出規則(24時間ルール)

米国関税国境保安局は、上記 CSI に加え、2002年12月、米国海域へ海上輸送される予定の貨物(バルク貨物を除く)に関する貨物申請書式を、外国港での船積みの24時間前に米国税関に提出することを求める新措置を導入した(暫定期間を経て、2003年3月より全面施行)。提出情報は、貨物の明細、運送人、荷主の明細、船舶情報など14項目にわたり、原則として米国の電子自動マニフェスト・システム

の利用が要求される。米国税関は、受け取った情報に基づき、貨物のリスクを査定 し、検査が必要と判断される場合には、船積みの差止め命令を出す。また、情報提 出のない貨物は全て米国での陸揚げが禁止される。

このいわゆる24時間ルールについては、貨物の搬入と積荷までのリードタイムの拡大による在庫コスト等の増大、港湾に滞留するコンテナの増大とそれに伴う港湾機能への過大な負荷、いわゆる「ジャスト・イン生産管理体制」に基づくグローバルなシステムへの影響など、多くの弊害が指摘されており、EU諸国は米国に対し正式に抗議を行っている。

わが国においては、本ルールは極めて迅速に導入・施行され、比較的スムーズに 適応措置がとられている模様であるが、関係者にとっての負担は多大なものである ことは否めない。

### 4 船舶到着事前通報義務

米国沿岸警備隊(USCG)は、9.11事件以前から、密輸・密航の取締り等の目的で、米国に寄港する船舶に対して、到着24時間前までにUSCGへの通報を義務づけていたが、事件後USCGの下に船舶移動センター(National Vessel Movement Center)が設置され、暫定的に同センターへの96時間前までの事前通報にとって替えられるに至った。同規則はその後、2003年2月28日に最終的なものとされ、4月1日から発効した。

本制度のもとで、同センターに提出を求められる情報には、船舶、船主、運航者、用船主、積荷、旅客、乗組員、関係条約適合証書類、直前の5つの寄港歴等が含められている。また、積荷については、別途その目録を、2003年7月1日よりは電子様式で、米国税関に通報することを要する。

## 第2節 国際海事機関(IMO)による SOLAS 条約の改正と ISPS コードの採択

9.11事件後の11月, IMO 総会は「船客及び乗組員の保安並びに船舶の安全を脅かすテロ行為の防止のための措置及び手続の再検討」と題する決議を採択し、関係委員会に対して、関連の既存文書の改正及び新文書ないし新たな措置の必要性について検討するよう要請した。これを受けて、米国の強力なイニシアチブの下に、海上安全委員会(MSC)とその作業部会は、わずか1年足らずの作業ののち、SOLAS条約改正案をまとめ、その成果が2002年12月の同条約締約国会議において採択されるに至った。なおその10月には、イエメン沖でフランスのタンカー(リンブルグ号)がテロ襲撃を受ける事件が発生し、関係者の間に作業の現実性と緊急性を痛感させた。

テロ対策上最も注目される点は、改正の一部として全く新たな規範「<mark>国際船舶港</mark> 湾施設保安コード」(ISPS コード)を取り込んだことである。拘束力のある同コー

#### IMO

### SOLAS 条約

海上の船舶と船員・乗客の安全性を確保するための「海上における人命の 安全のための国際条約」のことで、1929年に最初 に採択されたものが数回 

#### ISPS ⊐− ド

(International Ship and Port Facility Security Code) 船舶と港湾施設の国際保 安コード ドのパートAも含め、2004年7月1日に発効が予定されている。(なお、パートBはパートA実施のためのガイドラインを掲げたもの。)

ISPS コードの根本的理念は、船舶と港湾施設の保安確保は、基本的に危機管理活動であり、いかなる保安措置が適当かを判断するためにリスク評価を各ケースごとに行う必要があるということである。そして、そのようなリスク評価のための、標準化された、一貫した枠組みを提供することが ISPS コードのねらいである。具体的保安措置は、旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船のみならず港湾施設についても要求され、次のものが含まれる。

- ①海運会社による「会社保安職員」及びその監督の下におかれる各船舶ごとの「船舶保安職員」の任命。「船舶保安評価」に基づき、船内の立ち入り制限区域の設定、船内巡回の実施、部外者の出入りのチェック等を盛り込んだ「船舶保安計画」の策定。保安計画は旗国の承認を得て各船舶内に備え付けなければならない。
- ②締約国当局による,港湾施設の保安評価の実施確保と,それに基づく各港湾ごとの「港湾施設保安職員」の任命及び「港湾施設保安計画」の策定。
- ③締約国当局による保安に対する脅威の評価と保安レベル(予測される脅威の度合いに応じてレベル1から3まで)の設定、その最新情報の港湾施設及び船舶に対する提供。さらにSOLAS改正条項とISPSコード・パートAの船舶による適合を証明する「国際船舶保安証書」の発給。

ISPS コード関係以外の SOLAS 条約改正には次のものが含まれる。

- ①国際航行に従事する旅客船及びタンカー以外の総トン数300トン以上50,000トン未満の船舶による船舶自動識別装置(AIS)の遅くとも2004年末までの導入(旅客船,タンカー,50,000トン以上の船舶,新造船については,すでに2004年7月1日までに設置が決定済み)。
- ②国際航行に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船による,船舶識別番号 (IMO番号)の船体外板,水密隔壁等への表示。これは,2004年7月1日以降の最初のドック時期まで(新造船については建造時)に行うこと。
- ③上記と同等の船舶による,詳細な船舶履歴記録の2004年7月1日以降の船内で の備え付け。記録には、旗国名,登録日,船名,船主,船籍港,等を含むこと。
- ④船舶が直面するテロ等の危険状況を沿岸国等に通報する船舶保安警報装置の設置。設置時期は2004年7月1日以降の新造船は建造時,その他については積荷の種類等に応じて定められる。
- ⑤SOLAS 条約改正及び ISPS コード要件遵守を確認するための寄港国によるポートステート・コントロール (PSC)。要件を満たしていない船舶については、PSC に際して従来から認められていた出港差止め等の措置に加え、港からの強制的排除及び入港拒否を含む措置もとり得る。ただし、排除措置や入港拒否は急迫な脅威があり、それを取り除くために他に適切な方法がない場合に限られる。

#### PSC

IMO におけるテロ対策文書としては、これまでにも、シージャックや船舶内でのテロ行為を主たる対象とした1988年の「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約 (SUA 条約)」と「固定プラットフォームに関する議定書」があり、これらも現在見直しが始められている。今回の SOLAS 条約改正と ISPS コードの採択は、極めて広汎にしてより総合的な見地から、海運関係におけるテロ行為等に





図1-6-2 IMO の本部

-海洋環境保護委員会(MEPC: Marine Environment Protection Committee)

- 法律委員会(LEG: Legal Committee)

-技術協力委員会(TC: Technical Co-operation Committee)

一簡易化委員会(FAL: Facilitation Committee)

※MSC, MEPCの下に9つの小委員会が設置されている

図1-6-3 IMO 組織図

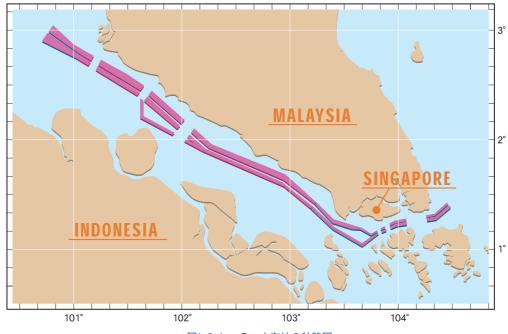


図1-6-4 マラッカ海峡の航路図

周到に備えるためのものであるばかりか、対策を海上・船舶から、IMOとしてはじめて港湾施設にまで拡大したことは画期的なものと言える。さらに、PSCに際しての特定船舶の港からの強制排除及び入港拒否も、テロ対策の一環として例外的にはじめて認められるに至ったが、将来的には、これら強制措置は、人命の安全・海洋汚染対策の面にも及ぶ可能性も排除し得ないであろう。

以上のように急展開をみせる海上・港湾保安対策は、ほとんどが、米国の単独行動かまたは IMO でも米国主導のもとに進められ、わが国、EU 諸国等はその対応を急がされた。単独主義は、ことに大型テロの主たるターゲットが米国に向けられていることから、現実的には避けられない面もあり、また保安体制の強化の目的自



図1-6-5 海上保安庁の観閲式

体は歓迎されてしかるべきであろうが、今後の対策としては、今回の IMO の迅速 な行動を評価し、これまで以上に IMO を中心とした多国間主義の重視を関係各国 に働きかけることが肝要であう。

同様の視点は、「プレスティージ号」事件後の EU の単独主義的行動の傾向につ いても痛感されることである。

(林司宣)

プレスティージ号事件 1976年に日本の造船所で 建造されたシングルハル タンカーで、77,000トン の重油を積んでスペイン のガルシア地方沖を航行 中,時化に合い2002年11 月13日に船体に亀裂が生 じ浸水, 6日後の19日に 船体中央部の折損により

流没した。 この事故によりシングル ハルタンカーからダブル ハルタンカーへの早期代 替の動きが加速した。

# 第7章 競争激化により構造変化が進展する海事産業

### 便宜置籍船タジマ号事件 第1節

外子会社,船舶管理・共栄タンカー)で日本人二等航海十が殺害され、犯人のフィ リピン人船員2名が船内にとめおかれた。4月9日船長の援助要請により、海上保 安官が乗船し,船内の治安維持,航行安全も維持されて姫路港に入港した。直ちに パナマ共和国の国際<mark>捜査共助</mark>法に基づく要請により、海上保安部による捜査、現場 外国の刑事事件の捜査に

検証が開始され、4月14日には捜査が終了し保安官全員が下船した。その後、同港

2002年4月7日、公海上にあったパナマ籍船 | タジマ号」(保有・日本郵船の海

## 捜査共助

必要な証拠類を, 要請を 受けた国が提供するこ と。1980年に国際捜査共 助法(昭和55年法律第69 号) が施行され、日本で の捜査共助の手続きと法 的根拠が整備された。政 治犯罪や,日本の法律で 犯罪に当たらないものは 対象とならない。外国の 裁判所の確定判決に基づ く, 犯罪資金の没収や保 全などに関する共助手続 きは組織的犯罪処罰法で 定められている。

## 便宜置籍船

海運企業が,優遇税制等 により船舶の置籍を誘致 しているパナマ,リベリ キプロス等の国(い わゆる便宜置籍国)に設 立した子会社等に船舶を 保有・登録させ, 用船す る船舶をいう。FOC(Flag of Convenience) 船とも 呼ばれる。世界単一市場 で競争する外航海運で賃 金の安い外国人船員の雇 用や登録税,固定資産税 の軽減などのため一般的 に行われている。しかし、 便宜置籍国の中には,海 上安全,海洋環境保護, 適切な労働条件の確保な どに旗国としての責任を 十分に果たしていない国 もあり、問題となってい



図1-7-1 タジマ号

に停泊中にもかかわらず, 日本政府に 捜査管轄権がないことを事由に、1ケ 月以上船長が犯人の拘束と監視をする 状態が続いた。捜査報告書は4月19日 にパナマ大使館に渡されたが、パナマ 共和国からの容疑者仮拘禁請求に基づ き、海上保安庁がフィリピン人2名を 拘束, 東京高等検察庁に引き渡したの は5月15日であった。

6月14日,逃亡犯罪人引渡法に基づ

き仮拘禁した2名につき、パナマ共和国から引渡請求があり、8月15日、法務大臣 は東京高等検察庁検事長に対し、引渡が可能な場合に該当するか否かについての東 京高等裁判所による審査の請求を命令し,同検察庁の検察官は,同裁判所に対し審 査の請求を行った。8月16日同裁判所において引き渡すことができる場合に該当す る旨の決定がなされ、法務大臣はフィリピン人船員2名についてパナマ共和国への 引渡が相当であると認め、身柄を引き渡すこととなった。

たまたま日本人船員が乗船していたタジマ号事件により、便宜置籍船(外国人船 員のみの場合も珍しくはない)の存在が社会的に大きく報道されることとなり、わ が国海運産業の空洞化現象が改めて認識されることとなった。

### 空洞化が進展した海事産業 第2節

## 1 グローバル化と旗国主義

プラザ合意による円高傾向のもと、わが国産業の空洞化は海運産業からはじまっ

た。いわゆるフラッギングアウト(便宜置籍船の増加)である。外航海運産業は収入の大半がドル建てであることから、為替リスクを減少させるためコストのドル化に努め、外国人船員を増加させ、ドル建てによる船舶建造等を増加させてきた。さらには本社機能の一部までも海外に移転させる真空化が始まり、運航は船舶管理会社が行うことが主流となった。

タジマ号事件は、国連海洋法条約等の定めによる捜査権限や国家間の捜査共助法、逃亡犯人引渡法などに基づく国際的な司法手続きについて、日本政府は規定どおりの処置をとり、関係国であるパナマ政府への必要な対応を行ったということになるのであるが、犯人とされるフィリピン人船員にとってはもとより、長期間の停泊等の経済的負担を強いられた海運企業及び長期間緊張を強いられた船長等にとっても、円滑に処理されたとは言い難い状況であった。

タジマ号事件後,(社)日本船主協会が超党派の議員等で構成する海事振興連盟に対し、外国籍船上での犯罪等への適切な対応についての法整備等を要望した。刑法改正については、政府提案による場合は法制審議会での審議には通常は時間を要すること等もあり、同連盟では刑法の特別措置法を議員立法として進める方向で動き出した。

これに対して、2002年12月11日、法務大臣は法制審議会に対して日本国外(注1)において日本国民が被害者となった犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問を行い、2003年2月5日には答申がなされ、閣法として2003年通常国会に提出され、同国会において成立した。法務省のすばやい対応ぶりには近年の議員立法の動きが影響しており、金融危機時における不動産の流動化施策が、審議に時間を要する法制審議会での検討による商法改正によらず、政策新人類と言われる超党派の議員の運動により、財務省所管の「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」の制定として行われたこと等も影響しているといわれている。

タジマ号事件は、日系資本のパナマ工場において発生した、日本人従業員とフィリピン人従業員が関連した犯罪と同類ととらえることができ、迅速な処理が行われなかったことによる海運企業の経済的損失は、いわゆるカントリーリスクとも認識できる。カントリーリスクを回避するために自国に法の保護を求めるにあたっては、自国での工場立地が可能となるような競争力回復施策(海運においては国際船舶制度等やいわゆる第二船籍制度も含まれる)も同時に世間にアピールすることが望ましく、刑法等といった個別日本法令の国外適用の拡大措置のみでは、雇用者としてフィリピン人船員等外国人労働者対策等への対応が不十分であることを世間に訴えてゆくことが望ましい。

経済の拡大に対応するコンテナ船の大型化によって、単独の船社の集荷能力ではコンテナ船をフルに活用することが困難となり、複数国の海運企業が提携する多国籍化・アライアンスが主流となった。国際海運活動は集荷活動と船舶管理活動が大きく分化してきている。米国港湾には複数の先進諸国が共同運航するフィリピン人船員を配乗したパナマ籍船が多数入港している。日系海運企業が集荷し船荷証券を発行したとしても、発荷主は中国企業で着荷主は米国企業である三国間輸送も多くなっている。米国の政府、港湾労働者が政治的意図から、日本海運貨物への制裁を目的に荷揚げ拒否等といってみたところで、積付方次第では共同運航する米国系海運企業が集荷した貨物の取卸にも影響する時代である。コンテナ船を筆頭に、国際法が想定する移動する共同体としての船舶という認識は大幅に変化している。イン

## 国際船舶制度

1996年にわが国で導入されたもので、所定の要件におが国で導の要件に該当する日本籍の位位を国際船舶として過程を開発を開発のでは、登録免許税や固定資産税の軽減ととも有別によって、対国船職資として受ける制度。

## 第二船籍

国内の特定地域を,船舶 の登録のための指定地域 として,税制などの優遇 措置を行う。イギリスの マン島など。



図1-7-2 大型化するコンテナ船

ターネット取引に伴う各国法令の適用が従来の発想では処理が難しくなっているのと同様に、船舶・船員法令適用問題も旗国主義に拘泥せずに再検討が必要となりつつある。実際、多国籍の乗組員が乗船しているため日本人船長にとって人事管理の負担が多くなりつつある。高速化・高度情報化により海上輸送の特殊性が喪失してきているにもかかわらず、船長を頂点とするシステムを維持することに困難があるとすれば、タジマ号事件の見方も、単なる日本国刑法の適用範囲問題といった見方から、大きく変化する。

## 2 日本人船員

日本外航海運会社24社の在籍日本人船員数は2,750人であるの対して,全日本海 員組合の外国人船員(非居住特別組合員)数は約34,000人である。

日本人船長・機関長2人配乗を可能とする国際船舶(日本籍船)に船舶職員として配乗する外国人の承認試験制度が2000年にスタートし,2002年2月22日現在で日本人少数配乗の国際船舶は9隻,外国人承認船員数の累計は515人(航海士252人・機関士263人)となったと報告されている。

新聞報道ではタジマ号事件につき日本人船長、日本人船員という表現を使用するが、日本人船員の定義も単純ではない。一般的には日本国籍を持つ船員という意味が素直なのであろうが、その場合には外国籍船で働く日本国籍を持つ船員も含まれる。日本法に基づく船員法において船員とは、日本籍船に乗り組む船員ということであり、フィリピン国籍をもつ日本籍船に乗り組む船員も船員である。日本籍船を保有する海運企業が、便宜置籍船に派遣する日本国籍船員には、年金や健康保険がパッケージとなった日本の社会保障制度である船員保険が適用される。しかし、日本籍船を所有もしくは裸用船できなくなった船社が雇用する日本国籍をもつ船員に対する船員保険の被保険者資格は認められておらず、社会保障制度上は船員としては扱われていない。船員法は日本籍船の所有者でなければ船員を雇用できないとは規定していないものの、船舶管理会社等自ら船を所有しない企業の雇用船員に船員保険が適用されないのは、同形態が船員職業安定法で禁止している労務供給に該当

表1-8	わが国外航海運会社の配乗船舶数と在籍船	昌数
2010		

Æ	更了 <b>赤</b>	在籍船員数			
年	配乗船隻数	合計	職員	部員	
1982	731	32674	12521	20153	
1985	621	25250	10439	14811	
1987	401	14984	6833	8151	
1990	203	7566	4097	3469	
1991	195	7186	4063	3123	
1992	181	6650	3944	2706	
1994	172	6099	3877	2222	
1995	269	8384	5962	2422	
1996	251	7622	5528	2094	
1997	230	6845	5100	1745	
1998	215	6234	4740	1494	
1999	192	5554	4212	1342	
2000	159	5030	3659	1371	
2001	139	4233	3129	1104	
2002	141	3880	2837	1043	

- 注1 1994年までは旧外航労務協会および旧外航中小船主労務協会調べによる。
  - 2 1995年以降は国土交通省「船員統計」による。
  - 3 配乗船とは保有船舶(裸傭船を含む)及びその他配乗対象船舶である。

(出典:「日本海運の現状2003」,(社)日本船主協会資料)

する可能性があるとされるからであった。

2002年7月15日,国土交通省海事局は政府の規制改革推進3ケ年計画の提言を踏まえ,船員派遣事業の規制緩和等の骨子案をまとめた。船員教育機関による無料船員職業紹介事業に関する制度化が適当であることと,民間による有料船員職業紹介事業の制度化は現時点では適当でないことがまとめられた。在籍出向や船舶管理会社制度は,現行制度において違法の労務供給事業にあたらないことが整理案のなかで明確化されたが,船員派遣事業者となり得る者の範囲等については,労働者側委員及び使用者側委員からそれぞれ意見が表明されたので,報告に付記し,今後法制面も含め,関係者間での詳細かつ十分な議論,検討のうえ制度設計が行われることとなった。

船舶を所有しなくても船員を雇用することができるとすることは、日本籍船と船 員の結びつきを切り離すことを意味することにもなり、旗国主義のあり方にも影響 を及ぼすものである。

## KAIJO-NO-TOMO

# 海上の友



# Enjoy Osaka for Your Short Time Stay

















国際船舶の主旨踏まえて

籍問



図1-7-3 船員向の情報誌「海上の友」

混乗が増えたために2002年から英語ページを作成している

## 第3節 阪神淡路大震災を契機としたコンテナ輸送

## 震災で明確化した港湾ソフトの立ち遅れ

阪神淡路大震災で大打撃を受けた神戸港の復興過程で、わが国コンテナ港湾の高 コスト構造,24時間荷役や情報化への対応の遅れが指摘され、重ねて米国との摩擦 から港湾運送事業法の規制緩和問題等が惹起され、総合物流施策大綱等でも対応策 が提起された。

2002年8月,新総合物流施策大綱第一回フォローアップが行われた。その結果に よれば、港湾の24時間フルオープン化の早期実現を図るため労使間協議が行わ れ、2001年末から2002年にかけての年末年始の4日間に、初めて全国でコンテナ船 等545隻において荷役が行われた。また,海上通関情報処理システム(Sea-NACCS), 港湾 EDI (電子データ交換システム),乗員上陸許可支援システム等の各システム を相互に接続、連携することにより、2003年度中のできるだけ早い時期までに輸出 入・港湾関連手続きのシングルウィンドー化を実現することとされた。

インターネットが普及した現在、専用回線システム(Sea-NACCS が該当)を維 持して行政手続への電子申請で料金を取ることへの批判もでている。今後は発荷主 から着荷主までの関係者間で必要な情報をワンインプットで共有するための基盤整 備を進めることにより、より一層の国際物流の効率化を進めるべきであるとされて

## 海上通関情報処理シスラ (Sea-NACCS)

海上運送貨物に係る輸出 入通関業務等の税関手続 を処理するために稼働を 開始した電算処理システ ことをいう。1999年 のシステム更改により, その対象地域は全国へ テム更改により,輸入に あっては船舶の入港から 海上貨物の取卸し,輸入 申告・許可、国内への引 取りまで、また、輸出にあっては、海上貨物の保 税地域への搬入から,輸 出申告・許可, 船舶への 船積み、出港までの一連 の税関手続及び関連民間 業務をオンラインで処理 するシステムとなってい いるところである。

2003年度供用開始予定である北九州市ひびきコンテナターミナルについては、シ ンガポールのターミナルオペレーターである PSA 社を筆頭とする企業グループと PFI 事業の基本協定を締結し注目を集めている。釜山新港、光陽などが2010年半ば に完成するが、ひびきコンテナターミナルが2003年と早い時期にオープンすること で、トランシップ港としてプレゼンスを高めることとなっており、新しい港湾荷役 サービスとして注目を浴びているところである。

## 2 内海化が予想される日本周辺海域

阪神淡路大震災で神戸港は大打撃を受けたが、日本関係貨物が輸送できず経済に 大打撃を与えたとは報告されなかった。日本社会はすでに日本域内だけで物流を考 える段階を卒業し、大陸とのネットワークの中で物流を考える時代になってきてい たからである。コンテナどころか鉄鋼等の太宗貨物のストックポイントがいずれ大 陸に移動すると予想されるところから、港湾の位置づけはさらに変化すると考えら れる。



図1-7-4 地震で倒壊した六甲アイランド・コンテナバ・ スのクレーン



図1-7-5 地震で倒壊した三宮付近の岸壁

極東の物流のパイが大きくなること には間違いがない。中国東北部等が発 展し世界の工場となれば、ロシア極東 地域も発展し、日本海、黄海、東シナ 海は日本列島における瀬戸内海のごと く内海化するであろう。欧州大陸と英 国の間のフェリー,沿岸海運ネットワ ークのように、中国・ロシアと日本列 島の間にフェリー・沿岸海運ネットワ ークが形成されるに違いない。すでに 日本海側本州港湾に就航している定期 コンテナ航路は、プサン航路(10航路)、 中国航路(2航路), 東南アジア航路 (1航路), その他(3航路)の16航路 にまで増加している。

日本近海が周辺諸国の内海化し,太 宗貨物のストックポイントが大陸部へ 移動していけば、相互にカボタージュ 規制は見直さざるを得ないはずであ る。経済特区で論議になったカボター ジュにつき、わが国ではいまだに安全

保障の観点から必要との認識が強い。パナマ籍船がわが国経済の生命線である中東 石油を輸送しているにもかかわらず、そのパナマ籍船による沖縄・本州間の国内輸 送反対に、安全保障を振りかざすのは順序が逆である。

カボタージュにもバリエーションがある。純粋のカボタージュは外国籍船が日本 国内港間のみを航行するケースで、この場合は日本法令の適用も可能であり、トラ ックと何もかわらない。船籍が問題なのではなく、どこの国の法令に従うかが問題

#### PSA (Port of Singapore Authority シンガポール 港湾公社)

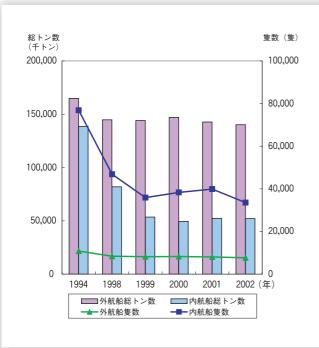
シンガポールのコンテナ ターミナルを運営してい る港湾公社。コンテナ取 扱実績で香港と競ってい るシンガポール港の港湾 管理 港湾荷役を担う 海外での事業展開を加速 させている PSA は、韓 国でサムスン物産と組ん でコンテナターミナルの 開発に乗り出しているほ か, ブルネイでも, ムア ラ・コンテナターミナル の開発・運営権を取得。 さらに,中国の大連, タリア・ベネチア港など 7 ケ国10港の港湾運営に 参画。

公共施設等の建設,維持 管理,運営等を民間の資 金,経営能力及び技術的 能力を活用して行う新し い手法。わが国では、「民 間資金等の活用による公 共施設等の整備等の促進 に関する法律」(PFI 法) が1999年7月に制定さ れ,2000年3月 に PFI の理念とその実現のため の方法を示す「基本方針」 が,民間資金等活用事業 推進委員会の議を経て, 内閣総理大臣によって制 定され、PFI事業の枠組 みが設けられた。

## カボタージュ

## (Cabotage)

カボタージュは国内港間 沿岸輸送のことを意味し たが, 転じて, 特別の許 可がない限り国内輸送を 自国籍船に限定する政策 の意味に用いられてい



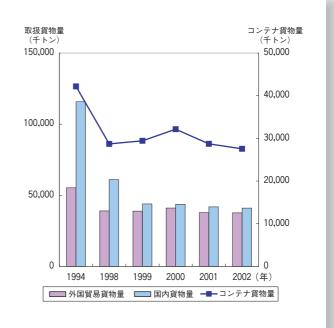


図1-7-6 神戸港における貨物取扱量の推移(神戸市みなと総局資料をもとに作成)

なのである。純粋カボタージュと対比されるのがタグエンド・カボタージュである。 中東航路のパナマ籍タンカーがついでに沖縄・東京間の国内輸送に従事するケース である。中国が日本を含めた極東の物流ストックポイント化すれば,日本国内港間 輸送をネットワークから排除すれば物流効率は低下する。相互主義に基づき条件付 で双方が開放することも必要になるかもしれない。

安全保障とは別に、外国人労働者問題がカボタージュと同時に議論される。一般的には労働法規は働く場所ではなく雇用された国の法令による。ハワイで雇用された者は何国人であっても、日本であろうが外国であろうが、アメリカの労働法規による。カボタージュとは別問題である。船舶は例外的に旗国主義であり、日本人であろうが外国人であろうが、内航船であろうが外航船であろうが、働く船の国籍による。しかも日本籍船での外国人労働者の単純労働への就労は既に禁止されていない。国際船舶に限らず、丸シップ混乗船も代表例である。外国人単純労働の制限に関する閣議決定は陸上労働者にのみ適用されるものである。

## ハブポート

自転車の車輪の中心がハ ブであることから,放射 状に航路が出ている港湾 をイメージして、わが国 ではハブポートまたはハ ブ港湾という用語が生み 出された。実際は国際海 上コンテナ輸送において 船社の基幹航路が就航す る港のことをさしてい る。周辺の港へは,ハブ ポートで基幹航路から支 線航路へと. 航路から基幹航路へと積 み替えられ、輸送される。 交通政策審議会港湾分科 会が2002年7月に取りま とめた港湾政策のあり方 (中間報告)においては ハブ港湾という用語は使 用されず, スーパー中枢 港湾が提案された。 これ は相対的な地位が低下し ているわが国のコンテナ 港湾の国際競争力を重占 的に強化するため, アジ ア主要港湾を凌ぐコスト サービスの実現を図ろ うとするものである。

## 3 物流構造の変化とハブポート

わが国の産業・貿易構造は、対外直接投資の増加、海外生産比率の拡大とこれに伴う製品輸入の拡大など大きな変化をみせ、基礎的な生活用品のほとんどが輸入品であり自国製品を見つけることが困難となった他の先進国の状態に近づきつつある。輸入も輸出も中間生産物の取引のウェイトを高めており、輸入と輸出の差をみることはあまり意味が無くなってきている。このような国際分業の進展に伴い、製造業を中心とした国内産業の空洞化が懸念されている。

わが国発着の国際貨物は99%船舶により輸送されているから海上輸送は重要であり、日本のハブ港湾の整備が重要であるとする主張がある。重量ベースでみた国際貨物は99%船舶により輸送されているが、雑貨輸送を担うコンテナハブ港湾の整備



図1-7-7 40フィートコンテナ コンテナの主流は40フィートに移行している

については、容積ベースの20フィートコンテナ換算個数 (TEU) でその重要性が判断されているものであり、正確ではない。物流先進国は金額ベースで航空化率を議論する時代にもなってきており、わが国も3割を超える水準である。自動車専用船の存在を考え合わせるならばわが国では雑貨輸送の主力は航空貨物へ移行したともいえる。神戸港をはじめ日本港湾について、

そのハブ機能が低下したと見なすより、アジア域内での物流構造が変化したと認識した方が適切である。日本全体のコンテナ取扱量1,200万 TEU を全国の港湾の290バースで荷役しており、コンテナターミナル稼働率が低くなっている。小さな島国

## 表1-9 2001年における世界の港湾のコンテナ取扱量ランキング2001年

順位	00年順位	港湾名	国・地域名	2001年取扱量 (千 TEU)
1	1	香 港	中国	18000
2	2	シンガポール	シンガポール	15520
3	3	釜山	韓国	7907
4	4	高 雄	台湾	7540
5	6	上 海	中国	6334
6	5	ロッテルダム	オランダ	5945
7	7	ロサンゼルス	米国	5184
8	11	深圳	中国	5076
9	9	ハンブルグ	ドイツ	4689
10	8	ロングビーチ	米国	4463
11	10	アントワープ	ベルギー	4218
12	13	ポートケラン	マレーシア	3700
13	15	ドバイ	UAE	3502
14	14	ニューヨーク/ニュージャージ	米国	3180
15	18	ブレーメン/ベレーメハベン	ドイツ	2896
16	17	フェリックストウ	英国	2800
17	_	マニラ	フィリピン	2796
18	16	東京	日本	2770
19	_	青 島	中国	2640
20		ジオイアタウロ	イタリア	2488

(出典: Containerization International Yearbook 2002)

#### TEU

Unit) 20フィートのコンテナで 換算したコンテナの個数 のことを表す。40フィー トコンテナ10個は20TEU と表示する。

(Twenty-foot Equivalent

#### バース

港内において荷役などを 行うために、船舶を停泊 ・繋留する所定の場所。 コンテナ専用のバースの コンテナ・バー スと呼、コンテナ・バー スと呼ぶ。 で港が一つという条件差を踏まえても、シンガポールでは1,300万 TEU を35~36バースで取り扱っており、1 バースあたりの稼働率、生産性は高いため、コストも安くなる。また、香港でも21バースで貨物を捌いている。神戸港など日本の港湾は、コストの低減が最重要課題であり、ターミナルの集約も必要である。コンテナ船の大型化が進展しており、日本の主要港湾でも大水深15m バースが整備・計画されており、計画が実現すれば、アジアでも有数の大水深バース保有国になる。一方、日本をとりまく国際コンテナ物流が変化する中で、大水深バース整備が寄港航路や貨物取扱量増加に直ちに結びつくといえなくなってきている。完成してもコンテナ貨物が集まってこなければ港湾管理者は説明責任を問われる厳しい時代にもなってきている。

わが国全体の海上コンテナ取扱量を単独で上回るシンガポール港や香港も、生産基地により近いマレーシア、中国本土の有力港にそれぞれ侵食されつつある。現にシンガポール港湾公社の2002年のコンテナ取扱量が、初めてマイナスに転じた。大口顧客の海外有力船社マースク・シーランド(年間約200万 TEU)を、競争力の増したマレーシア・タンジュンペラパス港に拠点を奪われたことが要因である。香港のコンテナ取扱量も先細り傾向にあり、ハブ港としての牙城を中国本土の有力港に侵食されつつある。ハブポート論も再検証が必要となってきている。

## 第4節 海事クラスター論とマリタイムジャパン構想

## 1 海運業と造船業の協調的発展

わが国海事産業は、第二次世界大戦による壊滅的状態から傾斜生産方式による経済復興の際、石炭、製鉄とともに、海運・造船への融資も確保された。海運業の集約も、船舶金融の経済に占めるウェイトの高さ故に、金融、荷主、造船、海運の企業グループを中心に進められた。

高度経済成長下,物流量の増大が大型化により対応された。海上輸送の優位性を 十分に活用するため,長崎,相生等の大規模ドックで大型タンカー等が建造され, 鹿島港等を代表例とするコンビナート方式による港湾投資が行われた。雑貨分野で はコンテナリゼーションにすばやく対応して,世界最大級のコンテナ埠頭が神戸港 等に建設された。

わが国は世界有数の荷主国であり、重量ベースでは世界の貿易輸送量54億トンのうち、7億トンが日本発着貨物であり、しかも日本企業が運送手配権を保有する。 従ってこれまで日本船社のみならず、荷主である日本商社等が韓国等の海外船主に保証をし、日本開発銀行、日本輸出入銀行(当時)融資等を活用して、日本の造船所で船舶を建造してきた。オイルショック後産業構造の変化から不況に陥った造船業については、国鉄清算事業団方式のヒントとともなった造船業不況対策が行われるとともに、わが国海運産業への外航船舶建造費補助が行われることにより造船発注量の増加等、わが国海事産業に対する総合的施策が講じられた。

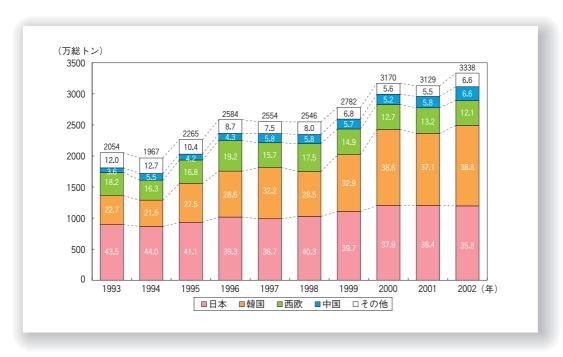


図1-7-8 世界の新造船取扱量の推移

韓国では、海運業とともに造船業が目覚しい発展を遂げ、1998年から手持ち工事は世界一となり、以後継続して世界一の座にある。2000年、韓国は受注・建造・手持ちの3分野で世界一を記録した。2001年は日本に受注と建造で世界一の座を奪われたが、2002年で再び世界のトップに立ち、2000万総トンを超える受注を行った。このため西欧造船業は被害を受けたとして、韓国造船業の不公正貿易についてWTOに提訴する構えを見せ、現在、EU・韓国の2国間で最終的な協議が進められている。日韓の両国での造船量は、2000年で76.5%と圧倒的なシェアである。

わが国の技術革新が海外からの導入技術を中心に推進されたことは、戦後の科学技術水準の先進国との格差を是正するために有効かつ適切な手段であったと言えようが、その反面、自主技術開発力の強化という面から見れば問題を残す結果となったといわれている。大型あるいは高速船用の大型エンジン等における技術は、外国技術の消化吸収により導入技術からテイクオフして久しいが、これらの技術の基本となっている基本特許等については、依然として対外依存度が非常に高い仕組みを受け入れざるを得ない状況下にあるといわれている。豪華客船ダイヤモンド・プリンセスの受注にみられるように、造船業も他産業と同様、技術力からデザイン力も加味した戦略へとシフトを目指すと意識されるようになっている。目の肥えたクルーズ利用者とそれに対応した市場の育成及び豪華客船建造のノウハウがわが国海事産業の新しい方向を示す一つである。

## 2 海事知識に関する人的資本の維持の必要性

海事産業は、海運、船員、造船、舶用工業、港湾運送、船舶金融、海上保険、海事法律事務など様々な分野からなり、英国、オランダ等では、この総合体を海事クラスターと呼んでいる。海事クラスターは、その個々の構成員による付加価値、雇用の創造に止まらず、構成員相互の外部効果、つながり、スピルオーバー効果により総体としてより大きな付加価値を創造し、全体として競争力を発揮するものとされ、2000年の「日本海運の現況」(海運白書)において、国・地域の経済や産業の



図1-7-9 ロンドンにあるロイズ本社

再構築,競争力強化に関する新しい考 え方として紹介された。

こうした施策の総合体あるいは目標を、マリタイムロンドン、オランダ海事国と呼んでおり、これにならえば、日本の場合「マリタイムジャパン(海事国日本)」と呼ぶことができる。国際化、高速交通化、情報化時代において、船員、造船、港湾のみならず関連

金融・情報産業を含めたわが国海事産業の、わが国のなかにおける相対的地位の低下及び国際的地位の低下の中で、マリタイムジャパン構想が発生したといえる。物流手配権がわが国に存在する間に、建造、操船等実践的海事知識に関する人的資本の維持についての全体像を作り上げる必要がある。特に日本籍船舶と日本国籍船員の減少は安全保障、海技の伝承等のみならず、海上輸送に関する生産現場のニーズにいち早く対応することが重視される造船業、港湾運送事業、海上保険業等の海事産業全体に大きな影響を与えるとの認識が広まってきている。

## 3 海事クラスターの中心の一つとなる海事情報産業の育成

交通機関の高速化は、運送証券の必要性を低下させたが、書類の数が減少したわけではない。システムが複雑・丁寧になり、量は増加したかもしれない。しかし書類作成時間が増加すると交通機関の高速化の効果を減少させる。したがって書類作成事務の簡素化を含めてITが活用されている。阪神淡路大震災で大打撃を受けた神戸港の復興過程で、韓国、シンガポール等に比較してわが国港湾の情報化への立ち遅れが強く指摘され、政府は総合物流施策大綱を閣議決定し、物流情報化が促進されることとなった。

国際海上輸送における船荷証券の必要性の低下にもかかわらず、港湾情報システムを含む貿易手続の電子化は船荷証券情報の電子化として検討されている。これは、安定した貿易取引にはまだまだ従来の船荷証券システムが安心して利用できるものであるということである。船荷証券の電子証券化の検討過程では、複雑な取引条件があいまいなまま受け入れられている現在の諸課題(特に約款の解釈問題)が先鋭化するのではと指摘されており、諸課題の解決策を含めたトータルシステムとして電子化の検討がなされている。マリタイムジャパン構想の実現には、船舶、海運、金融等の産業集積が必要であるが、これからはそれ以上に情報産業の集積が必要である。情報産業の集積は単にシステムが構築されればいいというものではなく、情報産業が機能できる社会的システムが不可欠である。船荷証券の電子化以前に紛争解決のためのルール整備が不可欠であり、残念ながら豊富な判例を持つ英米法に一日の長がある。わが国海事産業及びわが国の社会システムが開放的で海外から安心して利用できる体制となっていることが不可欠といえる。

(寺前秀一)

## 第1節 大型海洋性テーマパークの経営破綻

## 1 ハウステンボスとシーガイアの経営破綻

2003年2月,ハウステンボスが会社更生法の適用を申請した。大航海体験館や観光丸等の施設をそろえ,一時は内外から年間380万人の入場者があったものの,1992年3月の開業以来経常赤字のまま今日に至った。工事費が膨張して初めから過大な有利子負債を抱える一方で,入場者数は景気の失速で計画を下回った。ハウステンボスの経済効果は,日本銀行試算によると間接部分を含め長崎県内総生産の5%に相当し,三菱重工長崎造船所本体での県内総生産が3%であることに比較してもその大きさがわかる。

また、2001年2月、シーガイアの運営会社であるフェニックスリゾートが会社更生法の適用を申請した。その負債総額は関連会社を含めて3,261億円と日本のテーマパーク史上最大規模の倒産となった。シーガイアは、1987年に施行されたリゾート法(総合保養地域整備法)の適用第1号であっただけに、リゾート法のあり方にも関心が寄せられることとなった。シーガイアの目玉施設のオーシャンドームは、自動開閉式の屋根の下に、人工の砂浜と波がリゾート気分を演出するものであった。初期投資が2,000億円と当初計画の3倍あまりに膨らんだのに対し、来場者数は年間550万人の集客目標に遠く及ばず赤字経営が続き、第3セクター経営の限界を露呈した。

## 2 海洋性テーマパークの問題点

テーマパークの建設・運営には、広大な土地と多額の設備投資が必要であり、投資回収のため滞留時間を長くして入場者一人当たりの単価を増やす必要がある。テーマパークが全国で次々と誕生したきっかけは、1987年6月に施行されたリゾート法であった。ゴルフ場、ホテル及びマリーナといった「3種の神器」と呼ばれる施設を持つ大型海洋リゾートが、自治体の資本参加により全国に建設された。国土の約18%にあたる660万 ha、42地域がリゾート地域の指定を受けたものの、バブル崩壊後、整備進捗率は約24%にとどまっている。対象施設全体の利用者数も、1999年度の1億6,950万人から2001年度には1億6,007万人に減少し、雇用者はピークの1999年には54,000人あまりだったのが、2002年には46,780人に減少した。ハウステンボスの総入場者数も、ピークの1996年度には380万人だったのが1999年度以降は350万人台になっていた(2001年度355万人(うち海外客18万人)2000年度354万人(うち海外客22万人))。当初の目標の年間400万人は達成できず、最近では招待客などが増え、宿泊や買い物も含め1人の客が落とす金額も1995年度の11,940円から9,010円にまで落ち込み、経営を圧迫していた。

### リゾート法

総合保養地域整備法(昭 和62年法律第71号)の俗 この法律は, 良好な 自然条件を有する土地を 含む相当規模の地域であ る等の要件を備えた地域 について, 国民が余暇等 を利用して滞在しつつ行 うスポーツ, レクリエー ション,教養文化活動, 休養, 集会等の多様な活 動に資するための総合的 な機能の整備を民間事業 者の能力の活用に重点を 置きつつ促進する措置を 講ずることにより、ゆと りのある国民生活のため の利便の増進並びに当該 地域及びその周辺の地域 の振興を図り, もつて国 民の福祉の向上並びに国 土および国民経済の均衡 ある発展に寄与すること を目的とするものであ

テーマパークは、一般に初年度は物珍しさも手伝って集客できるが、金利を返済 し開業時の巨額の設備投資を回収していくためには、何度も訪れるリピーターの確 保が不可欠である。リピーターを増やすには、新しいアトラクションなどで魅力を つくる必要があるが、経営に余裕がないと追加投資もままならない。首都圏から遠 く離れ人口集積も少ない九州で、数多くの集客を続ける計画自体がやや無理だった といえるかもしれない。

国内リゾート産業の不調の原因は、バブル経済を背景に土地の騰貴を当て込み、付属の土地を住宅や別荘地などにして売却、あるいはゴルフ場の会員権の売却利益で投下資本の回収を考えた。それが地価の下落で立ちゆかなくなった。リゾート法について国土交通省は、事業の見直し、見込みのない施設の計画からの削除、基本構想自体の廃止等を内容とする報告書をまとめた。バブル経済崩壊後の長引く不況下、閉鎖されるテーマパークが全国で相次ぎ、いわゆる勝ち組とそうでないところの明暗がより鮮明になりつつある。「テーマパーク冬の時代」といわれるゆえんである。

## 第2節 国土計画と海洋性リゾート

## 1 国土計画と海洋性レクリエーション

ナショナルベースの法定計画として作成される長期の国土計画は,国土総合開発法に基づき作成される全国総合開発計画がその代表である。地域間格差是正を目的とする全国総合開発計画の作成は,池田内閣時,政府の所得倍増計画を承認するに際して与党から,農業・工業間格差の是正を目的とした農業基本法の制定,大企業・中小企業間格差の是正を目的とする中小企業基本法制定とともに,付帯条件とされた。

1962年に閣議決定された全国総合開発計画では、低開発地域の観光開発は、地域格差の縮小に貢献し、都市及びその周辺において過剰利用状態におかれていた既存の観光地の混雑が緩和されることとなり、都市生活者にとってより快適な観光が可能となるとしていた。その一方で都市観光開発は、都市への主な観光旅行者である農山村漁村生活者及び海外からの観光旅行者にとって、大きな効果が期待できることも記述しているものの、海洋性レクリエーション・リゾートの発想はまだみられなかった。

1963年、中小企業基本法に先立ち観光基本法が制定された。「物見遊山に基本法とは何事だ。おこがましい」との風潮もあったなか、自民党、民社党、社会党の議員立法により5番目の基本法として成立し、格調の高い前文があるものとしては、憲法、教育基本法、農業基本法に次ぐものであった。

1969年に閣議決定された新全国総合開発計画では、海洋性レクリエーションの発想が明確化された。国民総生活時間に占める戸外レクリエーション時間が、1985年には1965年の約2倍に拡大すると予測し、大都市の100km 圏レジャーが500~1,000



図1-8-1 大勢の人で賑わう海水浴場(大洗サンビーチ)

km レベルの観光に変質するとの判断 のもと、1985年に全国で必要とされる 海洋性レクリエーションのための海岸 線延長は約1,000km とし,10km に及 ぶ人工海岸の構成を中心とした大規模 海洋性レクリエーション基地を数ケ所 整備するとしていた。しかしながら, 自由時間増大等の国民生活向上により 海外旅行が増大するという発想はまだ 生まれていなかった。

1977年に閣議決定された第三次全国総合開発計画では、増大する観光レクリエー ションやスポーツの需要に対し、定住圏構想の一環として、海洋性レクリエーショ ン地区等の整備を行うほか、スポーツ施設等の整備を図るとしていた。

## 第四次全国総合開発計画と海洋リゾート

1983年はテーマパーク元年といわれる。4月に東京ディズニーランドが初期投資 額1,800億円をかけて開業し、7月には長崎オランダ村が開業したからである。そ れと同時に1983年は、消費者に対して生活の力点をたずねる旧総理府の調査におい て「住生活」よりも「レジャー・余暇生活」を重視する消費者の割合が初めて上回 った年でもあった。「物質的な豊かさ」より「心の豊かさ」に生活の力点をおく国 民がはるかに多くなってきており、余暇活動に対する認識も、仕事を離れた「休養」、 「骨休め」として捉える消極的なものから、各自の自的に応じ、自己の可能性を試 し、新しい自分を発見する場として多種多様な活動を行うなどの積極的な意義を有 するものになってきていた。

1987年に閣議決定された第四次全国総合開発計画では、国民一人当たりの余暇活 動時間は2000年には1985年に比べ1.6倍に拡大すると予測し,日常的な余暇活動の



図1-8-2 国民の仕事と余暇に対する意識(出典:レジャー白書2003,(財)社会経済生産性本部)

## 定住圏構想

第三次全国総合開発計画 で打ち出された構想で 大都市への人口と産業の 集中を抑制する一方、地 方を振興し,過密過疎問 題に対処しながら,全国 土の利用の均衡を図りつ つ人間居住の総合的環境 の形成を図る構想であ

次110 ケノード仏による主国工女海片はケノードノロフェノド			
都道府県名	承認年月日	プロジェクト名	
宮崎県	1988. 7. 9	シーガイア	
三重県	1988. 7. 9	新鳥羽水族館, 志摩スペイン村	
岩手県	1989. 3.30	シーサイドキャピタルホテル1000	
千葉県	1989. 4.18	水産ポートセンター、名洗港マリンリゾート	
長崎県	1989. 4 . 19	ハウステンボス	
福岡県	1989.10.4	マリノア	
京都府	1989.10.4	天橋立宮津ロイヤルホテル	
熊本県	1990. 6.29	樋合マリンプロジェクト	
滋賀県	1990.12.19	ビワコマイアミランド	
香川県	1990.12.19	仁尾港マリーナ	
和歌山県	1990. 12. 19	千里海岸総合リゾート, 和歌山マリーナシティ	
愛知県	1991. 3.29	一色さかな広場	

表1-10 リゾート法による全国主要海洋性リゾートプロジェクト

ための空間づくりのため、多極分散型国土を構築するとしていた。同年は総合保養 地域整備法が施行され、第四次全国総合開発計画も期待感をもってむかえられた。 リゾートとは元来保養所のことであり、国民が余暇等を利用して滞在しつつレクリ エーション等多様な活動が行える場所として整備が進められることとなった。新全 国総合開発計画のレクリエーションから第四次全国総合開発計画のリゾートへと進 化が見られたわけであるが、長期滞在を念頭におくものの、国民の休暇実態が変化 しておらず、レクリエーションもリゾートも実際はあまり区別して意識されること はなかった。

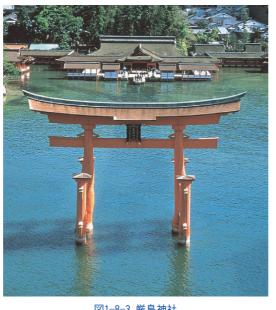


図1-8-3 厳島神社

## 3 美しい国土の創造及び観光 立国

1998年に閣議決定された「21世紀の 国土のグランドデザイン」では、美し い国土の創造をより明確化した。開発 発想の観光振興ではなく, 観光の振興 が文化の創造に関する施策の一つだと いう発想にたっていた。これまでの観 光リゾートは国内の観光客しか相手に してこなかったが、外人客をも観光リ ゾートの中に取り入れていこうと国際 交流圏構想を打ち出したことにより, ソフトにもウェイトをおいた観光(ツ

ーリズム)の重要性の再認識にもつながることとなった。

2003年1月31日,第156回国会内閣総理大臣施政方針演説において,小泉総理は「観光の振興に政府を挙げて取り組みます。現在日本からの海外旅行者が年間約1,600万人を超えているのに対し,日本を訪れる外国人旅行者は約500万人にとどまっています。2010年にこれを倍増させることを目標とします。」と演説し、外客誘致の重要性を力説するとともに、関係閣僚会議を設けて、関係行政機関の緊密な連携を確保し、観光立国実現のための施策の効果的かつ総合的推進を図っているところである。

## 第3節 わが国における海洋ツーリズム等の課題

海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願い、7月の第三月曜日(2002年までは7月20日)が国民の祝日「海の日」とされている。祝日三連休により海の日が曜日指定となった今日にこそ海洋ツーリズムの全国的運動を展開すべしとの声

図1-8-4 陸中海岸国立公園の中心をなす浄土ケ浜

が強まってきている。

海は産業活動の場ではあったが、ツーリズムという意識で見られるようになったのは、わが国では中世以降のことである。しかも、もっぱら風光をめでるという域を出ることはなく、塩湯治と呼ばれた体験観光としての海水浴が始まったのは、江戸末期からのことである。

今日,海は生産活動の場のみならず, 余暇活動の場としても使われている。

フィッシングは、釣りブーム等を反映し3,020万人の活動人口があるとされる。モーターボート等の免許所有者は278万人に増加し、ヨット、モーターボート、水上スキー、パラセーリング、水上オートバイ、トローリング、スキューバダイビング、サーフィン、ボードセーリング、海浜キャンプ、潮干狩り、海上・海中遊覧、水族館・博物館見学、風景鑑賞、洋上旅行等の数多くの人が楽しんでいる。海洋へのアクセスを容易にする器具の発明はさらに多くの人たちが楽しむことになる。リブリーザ(rebreathers)は、コンピュータでダイバーに送るガスの混合度をコントロールし、120m までの安全な潜水を可能とし、浮上時以外は泡をふき出さないという。

明治期,ベルツが適地調査をした海水浴については,「日本の周辺海域は世界でも有数の荒海であり,海洋性レクリエーションの初心者が増えれば,海の事故が増加するおそれが強く心配である」という意見もあるように,海洋汚染や事故防止から,今日は,海岸よりも大型プールでのスイミングが主流となっている。

海洋ツーリズムに関してはコンセプトが確立しておらず、多種多様な表現が使用 され統一性にかけている。その原因には各省ベースの計画が主流であることもあげ



図1-8-5 青少年の育成にも活用されるディンギーヨット

られる。予算獲得等の観点からそれぞれがネーミングを行い、計画等を作成してきたところから、他の計画との違いに重点をおく必要があり、用語も違いを強調するものが数多く使われることとなったためと思われる。国土計画においても海洋性レクリエーション、海洋リゾート等と変化してきたものの、その違いは実態上曖昧である。



図1-8-6 空からのぞむ横浜ベイサイドマリーナ

1988年7月の海の記念日に旧運輸省は「Marine'99計画」を策定し、今後21世紀にむけて、ヨットやモーターボート保管場所の整備、魅力あるウォーターフロント空間の整備、海のレジャーに関するインフォメーションの提供、クルーズ(客船旅行)を楽しみやすくするための客船ターミナル等の整備等を推進していくこととした。旧建設省における海洋レクリエーションは

コースタル・コミュニティー・ゾーン (CCZ) の整備として提唱された。CCZ の整備は、市町村が策定し全国41の地域で実施された。観光パンフレットで紹介するなど、地域活性化の拠点として広くその活用を進めているところもあり、石川県松任市石川海岸では、来訪者が3万人から334万人と増加している。海上保安庁では2000年から「海道の旅(マリンロード)構想」を提唱している。出入港進路の安全確保や係留場所等の面で適切な港湾、漁港等を「宿場町」とし、それらを結ぶ「推奨ルート」を設定、さらに安全情報及び利便情報を提供するとともに、万一、海難に遭遇した場合には、民間救助機関等による迅速な救助を可能とするネットワークを構築しようというものである。農林水産省はグリーンツーリズムの漁村版としてブルーツーリズムを提唱し、海辺の資源を活用したマリンレジャーや漁業体験を推奨している。

海洋ツーリズムの諸活動は、人の集中する都市の近くで増加する傾向がある。海 洋レクリエーションの多くが都市の近郊で行われるため、環境への負荷がますます 大きくなることも念頭におかなければならない。厳しい行政評価が求められる時代 の今日、単なる造語だけではすまなくなってきており、各施策が整合性のとれた、 体系づけられた海洋ツーリズムの確立が求められる。

## 第4節 海洋ツーリズムと景観・環境の調和



図1-8-7 臨海部開発のはざまで息づく藤前干潟

世界の海洋の健康が地球の健康のかぎを握っているといわれる。海洋資源に依存する観光の急速な発展は、地球の未来の健康に大きく影響する。日本の環境は海にモノを捨てられることで森林が保護されてきたといえるが、いよいよ海にモノが捨てられなくなるとともに、自然海岸の回復がむしろ国民的課題となってきている。

わが国では、2002年に新たに藤前干潟、内沼がラムサール条約(正式名称は「水島の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(1975年発効、わが国は1980年加盟))により指定されたことが大きく報道され、また19ケ所が、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく世界自然遺産に登録を希望していると報道されている。しかし、鑑賞上価値の高い自然遺産としての白神山地、屋久島では、世界遺産の看板を利用した従来型の観光誘致が行われてしまい、登山道の劣化等が拡大したとも報道されている。日本の海洋ツーリズムの発展には、海洋景観と環境との調和が不可欠であり、そのための基本スキームの確立が必要である。エコツーリズムやサステイナブルツーリズムの概念は発生しているが、まだ確立されたものではなく形成段階である。

わが国は35,000kmに及ぶ複雑な海岸線を有し、これまでも、白砂青松百選(1987)、日本の海水浴場88選(1998)、(財)日本ナショナルトラストによる鳴き砂サミット等の試みがなされた。1996年には「海の日」が国民の祝日となった機会に、全国から、景観資源としての特色、海岸保全及び環境保全等の対策、生活者との関わり合い等の観点から、優れた「渚」が「日本の渚・百選」として選定された。

柳田国男は、日本三景のような名勝は実際には平凡でつまらないとした。文化財保護法による名勝指定も26ケ所の海浜と6ケ所の松原にしかすぎず、しかも特別名勝は虹の松原のみである。北方領土から沖縄まで変化に富む日本の海岸線は、歌枕的名勝の風景のパターン化である白砂青松のイメージには収まらない魅力を有するはずである。西洋人が賛美した日本の自然美は、あくまで一つの文明の所産である。シーガイ



図1-8-8 日本の三大松原に数えられる「虹の松原」

アを取り囲む松林は照葉樹林を破壊した後の二次林,萩は原生林ではなく,二次林に伴う植物である。日本にも戦前までは自然風景と調和した美しい集落がつくられ,美しい町並みが至るところで見られたことは周知のことである。観光立国を目指すのであれば、景観基本法を制定し、長い時間をかけて美しい国土の創造をする覚悟が必要である。

(寺前秀一)

## ラムサール条約

1971年にイランのラムサ -ルで採択された,特に 水鳥の生息地として国際 的に重要な湿地に関する 条約。現在では生物多様 性と人間社会の福祉にと って重要な生態系として の湿地の保護・保全と腎 明な利用に関する全ての 面を扱う。締約国は一つ 以上の湿地を指定・登録 し,保護措置をとる義務 を負う。現在136ケ国に おいて合計1,289の湿地 が登録済み。日本では釧 路湿原を登録して以降. 2002年11月名古屋港·藤 前干潟, 北海道美唄市の 宮島沼が登録され、登録 湿地は合計で13ケ所とな っている。

## 世界清高

世界遺産は、1972年の第 17回ユネスコ総会で採択 された世界遺産条約(世 界の文化遺産及び自然遺 産の保護に関する条約) に基づきリストに登録さ れ,文化遺産,自然遺産, 複合遺産に分類される。 締結国数は,2002年10月 現在175ケ国。日本も1992 年に125番目の締結国と して仲間入りした。世界 遺産リストへの登録物件 の推薦は,世界遺産条約 を締結した各国政府が行 う。日本では日本ユネス コ国内委員会(文部科学 省内)が窓口となり, 化遺産は文化庁, 自然遺 産は環境省が中心となっ て決定している。

## (財)日本ナショナルトラ

国民的財産である美しい 自然景観や貴重な文化財 ・歴史的環境を保全し、 利活用しながら後世に継 承していくことを目標 に、1968年12月に設立さ れた。

第2部日本の動き、世界の動き

(2002年4月~2003年6月)



# 日本の動き

## 1 海洋の総合管理

## 1) 海洋政策

### 海洋開発分科4

内閣総理大臣の諮問機関であった旧海洋開発審議会が省庁再編にともなって改組されたもの。文部科学大臣の諮問機関である分科学技術のひとつと、海洋開発に関する、海洋開発に関する本的な審議を行う。

- 2001. 4.13 文部科学大臣が科学技術・学術審議会 (海洋開発分科会) に「長期的展望に立つ海洋開発 の基本的構想及び推進方策について」を諮問
- 2002. 3.15 日本財団は、2001年末に実施した「海洋政策アンケート調査」などを参考にして、「21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」をまとめて発表した。その骨格は以下のとおりである。(第3部6参照)
  - (提言1)総合的な海洋政策の策定
  - (提言2) 海洋政策策定, 実行のための行政機構の整備
  - (提言3)総合的沿岸域管理の法制整備
  - (提言4) 水産資源の合理的な管理、漁業と他の海洋利用との調整
  - (提言5) 排他的経済水域 (EEZ) 及び大陸棚の総合的管理の具体化
  - (提言6)海洋に関する青少年教育及び学際的教育・研究の充実
- 2002. 5. 一 日本財団は「21世紀におけるわが国の海洋政策に関するアンケート調査報告書」をまとめた。(第3部7参照) 産学官の各界の約430人を対象にしたもので、178人(回収率41.0%)から回答を得た。回答者はいわばわが国の海洋関係の世論形成集団を構成する人々で、海洋基本法制定希望が全体の約3分の2を占め、新しい行政組織を求める声が極めて強いこと、沿岸域総合管理法の制定や漁業権制度の見直しを求める声も強いことなどが明らかとなった。
- 2002. 8. 1 科学技術・学術審議会(海洋開発分科会)は、文部科学大臣に対し、海洋開発の推進方策に関して「21世紀初頭における日本の海洋政策のあり方」と題する最終答申を行った。答申の内容は、海洋を「知る」「守る」「利用する」の3点の調和を考え、持続可能な海洋利用を目指すものである。(第1部第1章、第3部3参照)
- 2003. 3.16 第3回世界水フォーラムが京都をメイン会 ~23 場にし、滋賀、大阪も含めて開催された。 (第2部 世界の動き 参照)
- 2003. 4.14 第2回水産政策審議会が農林水産省で開催され、今後のわが国の水産外交の展望について議論された。沖合・遠洋漁業の生産構造の見直しの報告の後、具体的な外交政策の展開について報告書案が提出され、水産外交の人材育成、水産食品の質・安全性の記述などの意見が出された。



図2-1 世界水フォーラムで挨拶する扇国土交通大臣 (当時)

2003. 5.23 水産庁は、世界の水産業の発展や水産物の安定供給の確保を図るためには、わが国が各国と協調し手を携えて、科学的観点に立った水産資源の保存・管理とその持続的利用に取り組んでいくことが重要であるとし、水産外交の積極的な展開のために、初めて「我が国の水産外交について」(水産外交白書)をとりまとめ、公表した。

- 2003. 6. (社)海洋産業研究会は、海洋管理に係る基本法整備、管理基本計画の策定、水産資源と環境管理の連携など、排他的経済水域及び大陸棚、ならびに資源の持続的利用に関して、総合的政策の必要性を強調した「わが国200海里水域の海洋管理ネットワーク構築に関する提言」をとりまとめた。
- 2) 領土・領海・管轄海域 (大陸棚調査, 尖閣諸島, 外国漁船取締まり, 日本海呼称問題)

## ① 大陸棚調査, 尖閣諸島, 外国漁船取締まり

- 2002. 5.13 国土交通省は、同省海上保安庁の大陸棚概略調査結果から、新たに日本の大陸棚となる可能性がある海域が65万 km²存在することを明らかにすると同時に、大陸棚限界委員会の審査に合格する必要があるため、2003年度から政府一体となった詳細調査を要請した。
- 2002. 6. 7 内閣府は、小笠原諸島などの周 辺海域の海底が日本の大陸棚と して認められる可能性があるため、大陸棚調査に関する関係省 庁連絡会議を開き、今後の調査 予定などを確認する。
- 2002. 9.24 台湾の李登輝前総統は、日本の 新聞社のインタビューで、「尖閣 諸島の領土は沖縄に所属しており、日本の領土である」と発言 した。この発言により、台湾国 内では野党のみならず、与党も



図2-2 大陸棚関連の報道記事

困惑しており、台湾外交部は急遽「釣魚島(尖閣諸島)が台湾の主権に属することは妥協 の余地がない」とする声明を発表した。

- 2003. 1. 1 読売新聞の元旦、本紙1面トップに、日本政府が尖閣諸島のうちの3島について、無人の 民有地を領土の安定的管理の強化策として日本政府が借り上げていた、と大々的に報道。 社会面でも詳細に解説。3日以降も続報を掲げ、朝日新聞ほかも3日以降、同様の記事を 続々報道。
- 2003. 2.10 水産庁が2002年の外国漁船取締り実績を発表し、外国漁船の拿捕件数が、わが国が国連海

## 表2-1 日本の3つの領土問題

	実効支配	支配形態	面積(km²)	土地の所有形態	固定資産税
北方 領土	ロシア	終戦後、旧ソ連が占拠し、ロシア人約1万4,000人が在住。	約5,000	全島の1%台が民有地 で、ほとんどは国有地	自治体の行政権が及ばず、徴収せず
竹島	韓国	1954年以降,韓国警備隊が常駐。 灯台や監視所などを建設。	約0.23	国有地	国有地のため、徴収せず
尖閣 諸島	日本	無人島。海上保安庁が領海警備。	約5.24	4島は民有地、1島は 国有地	徴収

(読売新聞, 2003年1月1日)

洋法条約を批准して以降,過去最高の38件となったとの報道。内訳は,韓国漁船が25件(2002年は17件),中国漁船が12件(同,3件),ロシア漁船1件(同,0件)。一方,わが国のEEZ内に不法設置,押収された外国漁船の漁具の総数は,過去最高だった前年の押収量を大きく上回った。

2003. 4. 5 海上保安庁は、「2003年度海上保安業務遂行年次計画」を公表した。戦略目標は①治安維持、②海上交通の安全確保、③海難の救助、④海上災害・海洋環境の保全の4項目。特に、テロ被害発生件数ゼロ維持を明記。警備情報システムの運用やボランティア団体「海守」との連携による情報収集体制の強化及び不審船対策の対策官の設置や巡視船艇・航空機の追跡能力など、対応能力のアップが注目される。

## ② 日本海呼称問題

- 2002. 8.9 国際水路機関(IHO)は、「日本海」部分の2頁を含まない海図作成のガイドライン「大洋と海の境界」第4次改訂版(案)を加盟国に配布し、この改訂版(案)の出版に関して加盟国の賛否を問う文書を発信した。わが国政府は、直ちにIHO理事会に対し、この手続きは不当である旨申し入れるとともに、同文書の撤回を要求し、9月に撤回された。
- 2002. 8.27 ベルリンにて開催された第8回国連地名標準化会議の第3委員会において、韓国及び北朝 ~9.5 鮮代表団は、過去において日本海には様々な名称が使われていたことなどを理由に、過渡 的措置として日本海と東海(北朝鮮は東朝鮮海との名称も提示した)の名称を併記することを求めた。(注1)

日本代表団(外務省及び国土地理院)は、この会議は個別の地理的名称を議論する場ではないとの原則的立場を述べ、北朝鮮及び韓国の主張は日本海呼称についての実際の歴史的経緯とは異なることを説明するとともに、日本海は既に国際的に定着している名称である旨を述べた。その結果、韓国及び北朝鮮の主張は取り上げられず、この問題は関係国間で解決すべきこととされた。

- 2002.11.6 2002.11.3~15にかけてチリのサン・チャゴで開催された、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES、通称ワシントン条約)第12回締約国会議において、わが国が鯨類に関する提案を提出していたが、韓国代表団より、提案文章中の「日本海」という記述について「東海/日本海」の併記を求める文書が配布された。
- 2002.11.8 ワシントン条約事務局より、「IHO 及び国連地名標準化会議(UNCSGN)の勧告に基づき「東海/日本海」の併記を行うこととする」旨の文書が配布された。わが国代表団は、同事務局長に対し抗議を行うとともに、日本海呼称問題に関する状況を説明し、同条約事務局が11月8日に発した文書の撤回を求める文書を同事務局に提出した。更に、議長に対しわが国からの発言を要求する旨を申し入れた。
- 2002.11.12 わが国は、日本海の単一名称が既に国際的に広く普及しており、唯一確立した名称となっていることは客観的事実であり、国連も現状維持(東海との併記は行わない)が原則との認識からワシントン条約第12回締約国会議において、韓国代表団の主張の誤りを指摘するとともに、同条約事務局が発信した文書の撤回要求につき、発言した。
- 2002.11.14 ワシントン条約事務局は、11月8日に発信した「東海/日本海」の併記を行うこととする 旨の文書を撤回する文書を発信した。

## 3) 法制度

- 2002. 4. 1 漁港法は、同法の一部改正により、漁港と漁場の総合的かつ計画的な整備を推進するための措置を主要な目的とする「漁港漁場整備法」に改められた。
- 2002.11.22 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(有明海特別措置法)」が成立

注1 韓国及び北朝鮮が 国際会議の場で初めて日本海呼称問題を提起した のは、1992年の第6日 連地名標準化会議におい てである。日本は、これ に反論を行ったが、1998 年の第7回の同会議にお いても同様の議論があっ た。 した。(2 環境保護・保全 3) 有明海・八代海 参照)

2002.12. 4 「自然再生推進法」が成立。平成15年1月1日より施行。議員立法によるもので、この法律にもとづき、4月1日に「自然有生基本方針」を決定。環境省、国土交通省、農林水産省その他の関係行政機関で構成する「自然再生推進会議」を設置。国や地方公共団体の他、地域の多様な主体も参画しての自然を取り戻すための事業の着手の根拠となる。



図2-3 座礁したチルソン号

2002.12.17 茨城県の角田副知事らが国土交通省、内閣官房、総務省などを訪問し、日立港でおきた北朝鮮籍貨物船チルソン号の座礁事故に関連して、放置外国船舶の撤去、流出油の防除、環境汚染対策についての法制度の早急な整備を要請。海上保安庁の調査によれば、放置外国船舶は全国で10隻にのぼる。(5 交通・運輸 5)海上交通安全、海難、第3部11参照)

### 食品安全基本法

- 2003. 2. 7 食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする「食品安全基本法」が閣議決定され、「食の安全・安心のための政策大綱(中間とりまとめ)」が発表された。 5月16日国会で可決、成立。7月1日施行へ。この基本法により、内閣府に食品安全委員会が、そして、農林水産省に消費・安全局(仮称)が設置され「魚類安全室(仮称)」も新設されることになり、新たな食品安全行政体制が構築されることになった。
- 2003. 3.10 茨城県は、日立港で座礁したままの北朝鮮籍貨物船チルソン号問題にからんで、安全性が確認できない船舶の入港を拒否することができる港湾施設管理条例の改正案を県議会に提出した。こうした条例は全国初。3月20日に可決され、4月1日から施行された。
- 2003. 6.20 国土交通省は、2002年12月、茨城県日立港で起きた北朝鮮籍貨物船チルソン号の座礁事故を受け、無保険船に対する入港を規制する方針を固め、現行法では出来ない「入港拒否」の要件を初めて法制化するため、今年中に法案をまとめ、来年の通常国会に提出することとなった。
- 2003. 7.11 公海上のパナマ船籍タンカー「タジマ号」の船内で日本人船員が殺害された事件を踏まえ、刑法の一部改正案が国会で審議されていたが、11日の参議院本会議で全会一致、可決・成立した。今回の刑法改正により、便宜置籍船を含む外国領土で日本人が被害者となった犯罪の外国人被疑者に対し、日本の刑法が適用されることとなった。(第1部第7章、5 交通・運輸 1)タジマ号事件 参照)

## 2 環境保護・保全

## 1) 東京湾

## 干潟

潮位差の比較的大きい海域で低潮時に水面上に出現する平坦な地形。地形的区分では、河口干潟、湖沿干潟があり、底質区分では砂質干潟、潟、沢干潟などに分けられる。

- 2002. 6.28 東京湾再生推進会議が「東京湾再生のための行動計画(案)」の中間とりまとめを行った。
- 2002. 7. 1 国土交通省港湾局と環境省自然環境局は、東京湾の干潟・藻場の保全・再生や生物生息環境改善方策に関する調査を行う「東京湾の干潟等の生態系再生研究会」を設置した。検討内容は、①三番瀬を初めとする東京湾における干潟・藻場・浅場等の自然環境の現状調査、②東京湾における干潟・藻場・浅場等の保全・再生等のあり方の検討、③生態系の連続す

#### 藻場

大型の海洋植物が繁茂する場所の総称。陸上の草 類と同様に根から栄養分 を吸収するアマモなどの 海草と呼称されるが、葉体 どで海水から栄養分を吸収 する海藻の場合を含れるが、 で海水から栄養分を吸め である海藻の場合を含称 て、一般的に藻場と総称 する。

#### 浅場

前浜や河口部,人工的な 埋立海岸などにおける比 較的浅い場所で,光合成 が活発に行なわれる海域 のことをいう。干潟や漢 場なども含まれる。

### シーブルー事業

る干潟ネットワークの構築のあり方の検討、④生態系保全を視野に入れた東京湾の総合的な海域環境改善方策の検討などで、数回の研究会を経て、年度内に報告書をまとめる予定。

2002. 9.20 国土交通省関東地方整備局は、東京湾内の環境を改善するための「東京湾臨海部環境 創造具体化方策検討会」を設置し、第1回 会合を開いた。NPO法人海辺つくり研究 会からも委員が参加。東京湾現地調査を含



図2-4 開発のはざまで生き残った三番瀬

めて4回会合を開催し、2003年3月に報告書を取りまとめた。検討テーマは、湾内港湾(東京港、横浜港、川崎港、千葉港、横須賀港、木更津港)を中心に、①シーブルー事業のあり方、②民間護岸・緑地の活用方策などで、可能なテーマから2003年度以降に実行に移す。

- 2003. 3. 1 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定のための公聴会を千葉県が開いた。対象としている東京 ~2 湾沿岸は、房総半島の南側に位置する洲崎から神奈川県の剣崎までの延長約780km で、 千葉県・東京都・神奈川県の1都2県で策定する。千葉県沿岸部分については、洲崎から 東京都境までの約300km が対象範囲。千葉県では、2002年度末を目標に、千葉県沿岸部 分を対象とした計画(案)の策定を進めており、東京湾沿岸全体の計画については、東京都・神奈川県と調整を図りながら、2003年度を目標に策定する予定。
- 2003. 3.26 東京湾再生推進会議が、「東京湾再生のための行動計画(最終とりまとめ)」を作成。「快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい『海』を取り戻し、首都圏にふさわしい『東京湾』を創出する。」という目標を設定して、2003年度から10年間の計画期間を設定した。
- 2003. 6. 6 東京湾の干潟等の生態系再生研究会が報告書を公表。東京湾の干潟等の自然環境の現況及び変遷、干潟・藻場・浅場の保全・再生のあり方、生態系の連続する干潟ネットワークのあり方、東京湾の干潟等の生態系再生の方策、今後の取組に向けて、について論じられている。

## 2) 三 番 瀬

- 2002. 1.28 千葉市で第1回「三番瀬再生計画検討会議(通称:三番瀬円卓会議)」が開催された。委員は、海岸工学、都市計画、環境アセスメント、水環境、底生生物、海洋環境、水生生物、鳥類の分野の各専門家に加えて、漁業関係者、環境保護団体代表、地元住民代表、地元経済産業界代表、公募によって選ばれた市民らから構成され、オブザーバーとして水産庁漁港漁場整備部長、国土交通省関東地方整備局長、環境大臣官房審議官、市川市・船橋市・浦安市助役、千葉県副知事が参加した。
- 2002.12.25 約一年にわたる検討を踏まえて、三番瀬円卓会議が「三番瀬の再生に向けての中間とりまとめ(中間報告)」を発表。
- 2003. 1.23 三番瀬を守る署名ネットワークが三番瀬円卓会議の「中間報告」に対する見解を発表。「円卓会議」がすべて公開で行われ、傍聴者の会場発言も認めたことを評価した上で、会議の開催が少なかったために議論を重ねてより良い合意形成を図るという円卓会議本来の目的への配慮を欠いたこと、「再生」の定義が欠けていたことを指摘し、現状の保全を目指すべきであったと主張する。
- 2003. 6.12 千葉県が主催する三番瀬円卓会議は、保全のための県条例制定など、再生計画の実効性を 高める仕組みを検討する「再生制度検討小委員会」を新たに発足させ、6月12日に千葉市 で初会合を開いた。同小委員会では、条例の具体的内容や、ラムサール条約の登録、条例

## 3) 有明海・八代海

2002. 4.24 農林水産省は、諫早湾干拓と有明海の漁業不振などの関連性を調べるため、調整池と外海の両方で、塩分濃度、溶存酸素量、濁度等の観測を目的として、排水門を開門し、潮受け堤防内の調整池に海水を入れた。なお、この開門調査は、調整池内に海水を入れた後、再び淡水化して水質の変化を調べるもので、当初約2ケ月間で終了する予定であったが、例年に比べ降水量が少なかったため、調整池内の塩分濃度が下がらず、最終的には2002年12月10日まで行われた。

## 独立行政法人水產総合研 **2002.** 7. 6

中央省庁再編の流れを受け、水産に関わる調査・ 対験・研究を総合的に実施する機関として、そ研究を総合的にまでの各海区別水産研究を統合し、2001年4月1日に設立された。

- 2002. 7. 6 独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所、瀬戸内海区水産研究所と有明海沿岸 4 県は、有明海の環境変化要因を解明することを目的として、同海全域において大規模な環境調査を7月6日から7月13日まで行った。
- 2002. 8. 7 佐賀県有明、福岡県有明、熊本県の3県漁連諫早干拓事業対策委員会は、武部農林水産大臣に対し、中・長期調査の方針、見通しを明確にすること、および有明海及び八代海再生特別措置法の早期成立などを要請した。これに対して農林水産省は、干拓事業については方針通りとし、特別措置法については、国会の状況を注視しつつ成立に向け努力すると回答した。
- 2002.11.22 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」(有明海特別措置法)が成立した。同措置法は、2000年度に発生した有明海ノリ不作問題などを受け、有明海などの環境を保全するとともに水産資源の回復を図るために制定されたものであり、今後、国は宮崎を除く九州6県から意見を聞いて基本方針を決め、各県は水質保全など地域の実情に応じた事業計画を策定することとなっている。
- 2003. 2. 6 総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の6省は有明海特別措置法に基づく「有明海及び八代海の再生に関する基本方針」を定め公表した。有明海と八代海は富栄養化、底質泥化、有機物のたい積など、海域環境の悪化が進んだ結果、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生が確認され、二枚貝をはじめとする漁業資源も悪化している。今回示された「基本方針」は、環境保全と漁業振興の2つの面から目標を設定し、達成するための施策を示している。
- 2003. 3.27 長崎県は、有明海特別措置法に基づき、水質汚濁防止、漁場環境改善などに有効な各種事業を盛り込んだ「有明海の再生に関する県計画」案をまとめ、関係主務大臣の同意を得て決定した。
- 2003. 4. 5 有明海沿岸の漁業者や弁護士ら約100人は、長崎県諌早市で集会を開き、干潟再生のため 「開発自由」から「保全を原則」とする法体系への転換を求める「干潟を守る日2003宣言」 を採択した。
- 2003. 4.16 諫早湾干拓事業により、のり漁獲量減少などの被害を受けたと主張する有明海沿岸 4 県の漁民が、国の公害等調整委員会に漁業不振と干拓事業の因果関係認定を求める原因裁定を申請した。

## 珪藻

程標 細胞がガラス質(二酸化 珪素)の殻に被われた定 類で,不等毛植物門)珪藻病 たは黄色植物門)建藻存 たけ類される。 本界に名 五月以上に及び, での1は珪藻ので、 の1は珪藻によると言わ れている。

- 2003. 5. 7 長崎県小長井町から南有馬町沿岸にドロドロした正体不明の黒い浮遊物があると、長崎県水産部から三池海上保安部に通報があった。浮遊物は薄茶色の繊維状のもので、粘液状の物体に珪藻などが絡まったものとのことだが、養殖ワカメに被害が出ている。
- 2003. 5. 8 九州農政局は、諫早湾干拓事業に関連して、2002年4月から12月に実施した排水門短期開放調査の報告書をまとめ、長崎県知事に説明した。これによると、潮位、潮流、水質への影響はほとんどなかった。

### シスト

シストとは胞子という意 ここでは海底の底 泥中に分布する赤潮や貝 毒の原因となる有害プラ ンクトンの休眠期の耐久 型胞子をさす。これら有 害プランクトンのシスト は,通常底泥中などで越 冬しており、 般的に温 度が20℃以上で発芽が活 発になるとされている。 有明海では赤潮発生メカ ズムを解明するため に, 定期的に底泥を採取 し, 有害プランクトンの シスト分布調査が実施さ れている。

2003. 5.28 独立行政法人水産総合研究センターは、2003年度総合環境調査を来月着手すると発表した。 有明海のノリ不作を契機に2001年度より開始された「総合環境調査」は、2003年度が最終 年度になる予定である。調査は、6月から来年2月にかけて計7回実施され、シストの分 布密度、潮流観測、溶存酸素濃度などの項目からなり、関係県の水産試験場のデータとと もに、赤潮発生予測などに役立てる。

2003. 6.27 干拓事業により漁業被害を受けたと主張する有明海沿岸の漁民が国の公害等調整委員会に 求めた原因裁定申請の第1回審問があり、裁判の原告に当たる申請人漁民の意見陳述があ った。審問後、申請者の漁民や支持者は、農林水産省に、漁業被害実態調査などを要請し た。

## 4) 泡瀬干潟

2002. 3.20 2月6日に沖縄市議会が、泡瀬干潟埋立事業についての住民投票条例案を前年に続いて否決したことを受けて、尾身沖縄担当大臣が事業着工を表明し、ついに中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業工事が着工し、石材の搬入作業が開始された。

2002. 4. 4 ラムサール条約事務局長,事業による環境 ・生態系への悪影響を懸念する書簡を日本 政府へ送付。



図2-5 中城湾に広がる泡瀬干潟

- 2002. 6.17 泡瀬干潟を守る連絡会、沖縄総合事務局、 および同事務局と沖縄県が設置した環境監視・検討委員会による海草移植実験合同調査。
- 2002. 8.7 沖縄総合事務局は、7月に相次いだ台風により、海草のほとんどが消失し、壊滅的な被害を受けた浅場でのモニタリング調査を継続不能と結論付けた。今後は、浅場の海草も回復するかどうか継続調査が必要であるという専門家から指摘を受けたことから、台風後に残った海草の実数を把握した上で、測定地点を整理して、作業部会に諮る。
- 2002. 9. 一 環境監視・検討委員会は、移植した海草の生育状況について初めて厳しい見解を示す。埋立地の背後に残される「干潟」の環境が大きく変わる可能性も初めて示される。
- 2002.10.8 海上工事着工。環境省は内閣府に対し、科学的根拠に基づく海草移植計画の策定や公表に ついて異例の申し入れを行う。
- 2002.11.14 日本自然保護協会は、中城湾港泡瀬干潟埋立事業について、「移植地の海草藻場は壊滅的な状況にあり、移植実験と機械移植により二重の自然破壊が起きている」とする調査結果をまとめ、内閣府と沖縄県に対し、①海草移植実験と埋立工事の中止、②市民参加でモニタリング委員会設置と科学的手法によるモニタリングの実施と海草藻場の復元、③自然環境を生かした地域づくりを住民参加で検討し合意形成を図る場を設けることなどを求める意見書を提出した。
- 2003. 1.17 鈴木環境大臣は、環境省が2003年度から全国に設置する自然環境の重要監視地点(モニタリングサイト)に中城湾港泡瀬干潟を盛り込む方針であることを明らかにした。2003年度は、同干潟のほかに200ケ所、2007年度までに1000ケ所を指定し、同省生物多様性センターが中心となり学識者やNGOで監視活動を実施する。

## 海草

砂泥域に根をはって成 長する種子植物のこ様に で、陸上の草類と同様に 根から栄養分を吸収す る。コンプなどの岩礁域 に付着し、葉体で海水が ら栄養分を吸収する藻類 は海藻という。

## レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種についてのような形について取りまた資料のこと。平成14年6月現在,、に東類I1、間がI1、間が、同ブックトをしたが、が、のでは、ではるべき種のリストをレッドリストという。

- 2003. 2.24 貝類保全研究会と岡山大学農学部水系保全学研究室は、2002年7月および11月の共同調査により、中城湾港泡瀬地区の仮設橋梁建設地周辺に生息する貝のうち、17種がレッドデータブックに記載されている希少種であることを確認し、当該地域周辺を「貴重な生態系」と位置づけ、保全の必要性を指摘した。
- 2003. 3. 一 絶滅危惧種トカゲハゼの繁殖期に配慮して、東部海浜開発事業の泡瀬沖の埋立工事は中断 される。
- 2003. 5.27 沖縄弁護士会は、那覇市内で総会を開き、泡瀬干潟の埋立工事一時中断を国に求める決議 案を可決した。埋立が、隣接する新港地区で浚渫される土砂の処分を目的とした工事であ るのに土砂処理の代替場所が検討されていない、環境アセスメントで干潟の環境保全上の 価値が認識されていない、などの理由による。
- 2003. 6. 1 (財)日本自然保護協会は、泡瀬干潟埋立事業で再編設置する環境保全対策関係委員会のあり方について、見直しを求める意見書を国と沖縄県に提出した。

## 5) サンゴ礁

サンゴの白化現象 サンゴの中から何らかの 原因で褐虫藻(かっちゅ うそう)がいなくなり, サンゴが真っ白になる現 サンゴが真っ白になる現 まで、その後サンゴは死 減する。

#### **GIS**

(Geographic Information System)

- 2003. 1. 8 環境省は、来年度より、石垣島と西表島間に広がる石西礁湖で被害が確認されているサンゴの白化現象について、サンゴ礁の再生を目的に、発生メカニズムの解明、オニヒトデの効果的な駆除方法等を調査する。
- 2003. 3. 5 沖縄県は、本島全域のオニヒトデやサンゴ礁などの分布状況把握、解析に地理情報システム (GIS) を導入することを表明した。また、同県は、環境省サンゴ礁モニタリングセンターと共同で、このシステムを利用し、不明な点が多かったオニヒトデの生態や大量発生の原因解明を行う。

## 6) 地球温暖化

- 2002. 3.19 地球温暖化対策推進本部 (本部長・小泉純一郎首相) は、新しい地球温暖化対策推進大綱を決定した。これは、京都議定書の削減目標達成に向け、わが国の方針を定めたもの。
- 2002. 5.31 「気候変動枠組条約の京都議定書の締結の国会承認を求める件」及び「地球温暖化対策の 推進に関する法律の一部を改正する法律案」(京都議定書の国内担保法) が国会で可決成 立した。
- 2002. 6. 4 わが国は、京都議定書の受諾について閣議決定を行い、同日、ニューヨークの国連本部に 受諾書を寄託した。
- 2002.10.23 ニューデリーで気候変動枠組条約第8回締約国会議が開催され、各国に対し京都議定書の ~11.1 批准を強く求めるなどの「デリー宣言」を採択した。
- 2003. 5.21 海洋科学技術センターの海洋地球研究船「みらい」は、地球温暖化を解明する観測を行うために、横浜港を出航した。同船は、太平洋で観測を行った後、2004年2月まで南半球で長期海洋観測を行う。
- 2003. 6. 一 環境省は、京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保すること等を目的に地球温暖化対策地 域推進計画策定ガイドラインを作成した。

## 7) そ の 他

2002. 6. 2 【漁民による植樹運動】

牡蠣の森を慕う会(代表畠山重篤)が第14回「森は海の恋人植樹祭」を宮城県室根村ひこ

廃棄物処理法(廃棄物の

処理及び清掃に関する法

1970年制定。1972年に排

出の抑制と再利用の促

進, 処理施設への規制強

棄物処理法となり, 1997

年に減量化、リサイクル

の推進等を柱として改 正,現在に至る。

化,不法投棄に関する罰 則強化を盛り込んだ新廃 ばえの森で開いた。

## 2002.11.25 【その他】

~27 広島県呉市で、呉地域海洋懇話会と日本沿岸域学会の共催で「海洋環境産業シンポジウム」が、また同懇話会を中心とする組織委員会による「海洋環境産業見本市」が同時開催され、前者には約300名、後者の見本市には約6,000名の入場者があった。

## 2002.12.11 【宍道湖・中海】

島根県・鳥取県知事は、第二次世界大戦直後の食糧難を解消するための中海干拓事業に伴って実施されてきた宍道湖、中海の淡水化中止を表明した。これは、時代の流れ、あるいは社会情勢の変化により、事業そのものの意義が薄れてきたためだが、減反政策の転換(1970年)など、以前から事業の必要性が疑問視されていた。今後は、既に悪化が進んでいる水質の改善が大きな課題となる。

## 2003. 1. 1 【廃棄物海洋投棄】

福岡市は、2002年1月、市の許可業者2社が山口県沖に有機性汚泥を違法投棄して摘発された事件をきっかけとして、2003年1月1日から産業廃棄物の海洋投棄を全面的に禁止した。これは、産廃の中で建設汚泥、家畜糞尿、動植物食品の残りかすなどに限定して海洋投棄が認められている現行の廃棄物処理法より厳しい措置であるが、同市は「関係者の理解を前提とした強い行政指導」と説明している。環境省は、「廃棄物処理を海から陸上に転換するという世界の流れを踏まえた施策」として評価し、実質的に「海洋投棄ゼロ」を達成する福岡方式に注目している。

## 2003. 1.16 【海鳥救護マニュアル】

(財)WWF(世界自然保護基金)ジャパンと(財)日本鳥類保護連盟は、油汚染が発生した場合の沿岸の海鳥を救護するための対応マニュアルを作成した。「油汚染海鳥影響調査識別マニュアル」というタイトルでウ、カイツブリ、ウミスズメなど25種が取り上げられている。

## **2003. 2.13** 【2003年北太平洋地域海辺漂着物会議】

富山市で開かれた「2003年北西太平洋地域(日本海・黄海)海辺の漂着物会議」((財)環日本海環境協力センター、富山県主催)で、2002年8月から10月にかけて日本、ロシア、韓国、中国の4ケ国、22自治体が43海岸で実施した漂着物調査の結果が発表された。プラスチック類が漂着物全体の67.5%(個数)、47.5%(重量)を占め、プラスチックゴミの問題が北太平洋地域全体に広がっていることが明確になった。

## **2003. 3.** 【大阪湾】

「大阪湾再生プロジェクト推進会議」が設置されることになった。京阪神圏の関係省庁の 出先機関ならびに2府4県3市で構成されることになり、2003年度の調査予算が確定して いる。東京湾については既に2002年2月に再生推進会議が設置されているのに続いてのこ とである。

## 2003. 3. 3 【世界自然遺産】

環境省と林野庁は、国内に今後5年程度の間に新たに世界自然遺産として推薦できる地域があるかどうかを学術的見地から検討するため、「世界自然遺産候補地に関する検討会」を設置し、その第1回会合を開催した。

## 2003.3.8 【漁民による植樹運動】

大阪府で漁民の森作り事業を実施している 「魚庭(なにわ)の森づくり協議会」は、



図2-6 浜の女性たちによる植樹活動

## 92

昨年度に引き続き、植樹運動を展開中で、3月8日には大阪府環境農林水産部緑整備室と の併催で、一般参加者70名、漁民有志30名で、泉南市堀河ダム上流の「紀泉わいわい村」 で植林をした。

#### 2003. 4. 9 【海洋汚染】

海上保安庁がまとめた2002年の「海洋汚染の現状」によると、確認した海洋汚染の発生件 数は516件で前年に比べ30件増加した。内訳は油による汚染が358件で前年に比べ31件増加。 油以外の汚染は110件で前年に比べ12件減少。赤潮による汚染は48件で前年に比べ11件増 加した。また、海上環境法令違反として送致した件数は364件で前年に比べ209件も減少し た。法令違反で多いのは海洋汚染及び海上災害に関するもの。次いで廃棄物処理および清 掃、水質汚濁防止違反となっている。

#### 2003. 5. 8 【環境基準】

環境省中央環境審議会の専門委員会は、水生生物を保全するため、水域の亜鉛について環 境基準値を設定した。環境省は4年前から省内で検討を進めてきたが、生物保全を目的と する環境基準の設定は、わが国では初めてのことであり、今後、亜鉛以外の物質(クロロ フォルム,フェノール,ホルムアルデヒドの3物質)についても「要監視」とし,基準値 を設定する必要性を検討するとしている。

#### 2003. 5.22 【海底林】

青森県むつ市教育委員会は、同市関根浜で見つかった海底林(沈水林)が、世界最古の約 40万年前のものであると発表した。この海底林は、海水面の上昇や地殻変動により、森林 が地面ごと海中に沈んだもので、数年前に海岸侵食で地表に洗い出されていたのを、住民 が発見した。

#### 2003. 5.26 【世界自然遺産】

世界自然遺産候補地に関する検討会は、第4回検討会を開催し、世界自然遺産の登録基準 への適合性の詳細検討を行った。同検討会は、学術的見地から検討を行った結果、現段階 では、「流氷が育む海洋生態系と陸域生態系の相互関係に特徴がある知床」、「特異な生態 系を形成している小笠原諸島 | 、「独自な地史を有し、多様で固有性の高い亜熱帯生態系や サンゴ礁生態系を有している琉球諸島」の3地域を世界遺産条約に定める登録基準と安全 性の条件を満たす可能性が高いとした。

## **2003.7.2** 【海洋環境】

海上保安庁は「未来に残そう青い海」をスローガンに、6月5日から11日までの1週間を 海洋環境保全推進週間として海洋環境保全に対する思想の普及啓発活動を展開、続く12日 から21日までの10日間で海上環境事犯一斉取り締まりを行い、このほど全国での実施結果 をまとめて発表した。推進期間中の漂着ゴミ調査は、全国で3,500人が参加、海洋環境保 全教室には全国で約10,000人が受講した。一方、一斉取り締まりでは全国で138件を海上 環境の関係法令違反などで摘発、検挙した。

## 3 生物・水産資源

## 水産基本法

海底林 (沈水林)

海面の変動により地面ご

と水没した森林のこと

で, 沈水林ともいう。富

山湾の魚津市の海底埋没

林が代表例として有名。

2001年6月22日に成立し 1) 水産行政 た,新たな水産政策の理 念を盛り込んだ基本法。 水産資源の持続的な利用 の確保とそのもとでの水 産業の健全な発展を涌し て,水産物を安定供給することを政策目標として いる。これに基づき,2002 年3月には今後10年間の 施策の中期的指針とな る, 水産基本計画が定め られた。

2002. 4.26

水産基本法施行後,名前を変更して発行される「水産白書」(平成13年度水産動向に関す る年次報告と平成14年度において講じようとする水産施策)が、閣議了承され、国会に提 出された。「特集・水産資源の現状とその持続的利用に向けた課題」として、水産資源の 現況と水産資源減少の要因について示しており、多くの魚種において、資源の維持・回復 には漁獲量の引き下げが必要であるとともに、若齢魚などの保護についても水産資源の再 生産に特に重要であるとしている。

- 2002. 9.27 水産庁は魚介類中のダイオキシン蓄積調査結果を発表した。調査は1999~2001年度にかけて、国産と輸入を合わせ93種類、計340の魚介類を対象に実施された。蓄積濃度は平均で1グラム当たり0.748ピコグラム(ピコは1兆分の1)で、同庁は「健康に影響を及ぼす恐れはない」としている。しかし、一部魚種から高濃度のダイオキシンが検出されたため、今後追加調査する方針。
- 2003. 2. 一 水産庁は漁港漁場整備にあたり、自然環境保護の徹底を図るため、「施行環境監理者制度」 を新設し、4月1日以降契約の関係工事に適用することとなった。同監理者は、大日本水 産会が認定する水産工学技士などが勤める。現在、全国に約5,000人。
- 2003. 5. 6 独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所は、底生生物量と地形条件(内湾度)から、養殖漁場の環境評価と養殖許容量を推定できる新しい指標を設定した。これにより、湾内と漁場の生産許容量やイケスの最適位置を推定することが可能で、漁場環境改善への具体的方策を検討するための有効な指標となる。
- 2003. 5.15 自民党・水産総合調査会水産基本政策小委員会は、第4回勉強会を開いた。出席議員は、水産庁からの「資源管理と沖合・遠洋漁業の現状と課題」の説明に対して、理解を示すとともに、個別課題の持続可能な施策充実を求めた。
- 2003. 5.23 長崎県産学官連携推進機構は、機焼けで消失した藻場の再生を図るため、県各試験研究機関、県内外大学との共同プロジェクト「藻場再生のための食害動物対策技術開発」に取り組むことを決めた。このプロジェクトは、藻食魚の食害が藻場消失の一因とされることから、食害魚が嫌う藻類の成分、音、光などを特定し、効果的食害防止技術を開発し、今後減少している水産資源の維持、増大へとつなげていく。
- 2003. 6. 3 厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会が、メチル水銀の毒性に関する資料及び、厚生労働省、水産庁、各都道府県が実施した魚介類中の水銀濃度に関するデータに基づいて審議を行った。その結果、水銀濃度が高いサメ、メカジキ、キンメダイ、クジラ類の一部(ツチクジラ、バンドウイルカ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ)を中心に、妊婦などを対象に摂食を控えるよう呼びかけることになった。
- 2003. 6.19 韓国のチェジュ(済州)市において、わが国水産庁と韓国海洋水産部による第6回日韓漁 ~20 業取締実務者協議が開催された。この協議では、対馬周辺海域、山陰沖等での韓国漁船に よる無許可操業、違法漁具などの不法操業の取締りの徹底について、同海域における韓国 取締船の常時配備という日本の要請に対し、韓国側は努力する旨表明した。次回協議は日 本で開催される。

## 2) クジラ (WWF ジャパン, 座礁 クジラほか) (※国際捕鯨委員会 (IWC) 関係は 「海外の動き」 参照)

- 2002. 1.22 鹿児島県大浦町の小湊海岸にマッコウクジラ14頭が打ち上げられた。1 頭は救出されたが、残り13頭は死んだ。水産庁通達によれば、大型鯨類が座礁した場合、クジラが生きていれば海に逃がし、死ぬと「埋却、焼却等」にする。通達には処理の実施主体や経費負担は定められておらず、死んだ動物は一般廃棄物にあたるため、現地の自治体が処理をしなければならない。
- 2002. 4. 1 (財) WWF ジャパンは、捕鯨問題に対して、保護と持続可能な利用の両立を目指し、問題解決に努力するとともに、従来の反捕鯨の立場から、条件付きで商業捕鯨再開を容認する立場へ転換した。
- 2002. 4.25 IWC は、山口県下関市海峡メッセにおいて、4月25日から5月24日までの約1ケ月間の予定で第54回年次総会を開催した。独立行政法人水産総合研究センター遠洋水産研究所は、日本近海では、クジラと漁業が競合しており、このままでは漁業に深刻な影響が出る可能性が高いと指摘し、商業捕鯨の一時停止で増加したクジラが、サバの餌であるカタクチイ

### 磁性け

磯(岩礁)に繁茂していた海藻が、何らかの原因によって枯死し、岩面が 黄褐色や灰白色に変わる現象。



図2-7 大浦町に打ち上げられたクジラ

ワシなどの小魚を大量に食べてしまうため、三陸沖では30年後にサバが消滅してしまうという推計結果を提示した。

2002. 9. 6 座礁したクジラの利用の是非などを検討する水産庁の「座礁鯨類処理問題検討委員会」は、初会合を開き、クジラの座礁実態や処理のあり方について意見交換を行った。座礁クジラの処理については費用がかかり、地方自治体から、食用としての利用などの意見があり、今後2回委員会を開催し、報告書をとりまとめる。

2003. 6.19 ドイツ・ベルリンで開催された第55回 IWC 年次総会は、反捕鯨国が提案した南極海での日本の調査捕鯨の停止を求める決議を採択した。しかし、日本側は、決議は法的に拘束力がなく、条約上問題がないので調査捕鯨を当初の予定通り最後まで続けるとしている(16年経過し、2年間を残す)。

2003. 6.25 水産庁は「座礁鯨類処理問題検討委員会」 の中間報告を行い、その中で、クジラの救 出が困難な場合は薬剤などによる安楽死処 理をすべきであると提言した。また、現在



図2-8 ベルリンで開催された IWC

禁止されている大型座礁クジラの利用についても、処理費用の問題、資源の有効利用の観点から、食用や工芸品原料としての利用も認めるよう求めている。

## 3) 漁 業

2002.11.26

氷見定置網トレーニングプログラム実行委員会と氷見市は、地域に根付いた伝統漁法を生かし、環境にやさしい定置網漁業を世界に発信する「世界定置網サミット in 氷見」を11月23日から26日の4日間開催し、水産資源と海洋環境の保護の必要性を確認した。同サミットには、世界35の国・地域から国際機関、政府関係者、漁業関係者が出席し、世界のパートナーと定置網漁法を通じた海との共生がうたわれている「氷見宣言」が採択さ

## れた。

2003. 5. - 気仙沼港所属近海まぐろ延縄漁船は、独立 行政法人水産総合研究センター遠洋水産研 究所の要請で、メカジキの資源調査に協力 することとなり、調査を開始した。これは、 数年のうちに発効すると見られる中西部太 平洋まぐろ条約を検討する基礎資料とし て、高い精度と信頼性のあるデータを提供 することを目的として、ラジオブイで区切り、それぞれの区間での漁獲情報について、 漁獲位置を表示した漁獲尾数、オス、メス



図2-9 氷見市で開催された定置網サミット

漁業効率の向上, 魚網や延縄の流出防止用に開発 された無線装置が付いた ブイ。

の体長データ,生死なども毎日細かく記録するものである。

2003. 6.20 水産庁は、101日間の予定で漁業調査船「開洋丸」を使い、ベーリング海と北太平洋において、サケ・マス類資源量調査を実施する。この調査は、表層トロール網、魚群探知機などを使って、魚類・動植物プランクトン採集、魚群密度推定、水温などの海洋データを収集するもので、カラフトマス豊漁年とみられる今年の資源が、不漁だった昨年に比べ変化しているかどうかを調べるものである。

## 4) つくり育てる漁業

- 2002. 8.26 近畿大学水産研究所は、クロマグロを人工孵化させ、成長させ産卵させるまでの1サイクルを人工飼育下で実現させ、32年間をかけ、世界で初めてクロマグロの完全養殖に成功した。
- 2003. 3. 国際養殖産業会(JIFAS)は、北海道大学などと共同で、水槽内で海水を循環させてアワビを養殖する陸上養殖技術を開発した。従来の海水を入れ替える方式であったものに比べ、コスト削減につながる。

## 5) そ の 他

## 4 資源・エネルギー

## 1)海洋エネルギー

## ① 洋上風力発電

- 2002.11.21 (株) IHI マリンユナイテッドは、設置できる地域が広く、陸上よりも強い風が見込める洋上に風車を設置して発電する洋上風力発電の実用化に向け、実験水槽において小型模型を使った試験を開始する。12,500kW の出力をもつ1号機を2007年に完成させる予定である。
- 2003. 1.29 瀬棚町は28日までに、計画を進めてきた洋上風力発電施設の建設を新年度に行うことを決めた。瀬棚港内に出力600kWの洋上風車を2基建設し、2004年度から北電への売電を予

定している。洋上風車は同港外防波堤の内側に建設。高さ64mの鉄塔に、繊維強化プラスチック (FRP) 製で長さ23mの羽根三枚を取り付ける。洋上風車はデンマーク製。風が強い洋上のため、一年を通して安定した発電が行える見通し。

2003. 5.19 洋上風力発電施設を建設中の北海道瀬棚町は、瀬棚港内に風車の基礎部を打ち込む作業に入り、本格的な建設作業が始まった。くい打ち船により打ち込まれた基礎部は、ヒラメなどの蓄養を行う魚礁として活用することとなっている。洋上風車は瀬棚港へ海路で8月中に運ばれる。9月末までには取り付けを終える予定。試運転は11月以降に実施する見込み。

2003. 5. 一 政府は、風力発電の普及を促すため、港湾内の洋上、国有林、国立・国定公園区域内を風力発電装置設置場所として開放する方針を固めた。これを受け、国土交通省は、港湾の洋上に風力発電装置を設置することを認める方針を打ち出した。



図2-10 瀬棚港に設置される日本初の洋上風 車「風海鳥 (かざみどり)」

- 2003. 6. 4 横浜市は、横浜港の機能強化や活性化策などをまとめた長期計画「横浜港長期ビジョン」の中で、横浜港を太陽光や風力など環境負荷の少ない新エネルギー供給基地として位置づけた。
- 2003. 6.19 住友商事(株)(本社・東京都)の子会社「サミットウインドパワー酒田」が売電目的で風力発電施設を建設中である。8月初めまでに酒田北港西護岸地区を含め計8基を建設し(総出力16,000kW=2,000kW×8基),試運転を経て2004年1月から東北電力(株)に売電する計画。風車はデンマークのベスタス社製で、3枚羽根のローターの直径80m、最大出力2,000kWはともに実用機としては国内で最大規模。高さ60mのタワーに据え付け、地上から羽根の頂点までは100mに達する。年間総発電量は酒田市の全世帯の約3分の1の11,000世帯分に相当する4,000kWhを見込む。建設の総事業費は約30億円、売電の年間売り上げは4億円を見込む。東北電力(株)とは昨年6月、17年間にわたる売買契約を結んでいる。

## ② 潮流発電

## 海上標識ブイ

航海の目標となる地点, 安全な海域、暗礁部のような危険箇所などを示す ために海上に設置された ブイ。(国土交通省の HP を参照)

## **OTEC**

(Ocean Thermal Energy Conversion) 海洋深層水と表層水の温 度差を利用して行う,海 洋温度差発電システム。 2002.12.16 第五管区海上保安本部は、世界初の潮流発電のみでライトを点灯させる海上標識ブイを明石海峡に設置した。同本部は1993年から研究を重ね、約10年で実用化に成功した。

## ③ 海洋温度差発電

<mark>2002.10.16</mark> 佐賀大学とパラオ共和国は、10月15日と16日の両日にわたり、海洋温度差発電(OTEC)

による「自然エネルギーを用いた海水淡水化に関するフォーラム」を同国の首都コロールで開催した。フォーラムにはキリバス、ミクロネシアなど10数ケ国が参加し、意見交換を行い、「パラオ宣言」を採択し、今後は、海洋温度差発電普及に関する資金援助を先進国に求めていく。

2003. 3.19 サウジアラビアは、佐賀大学が研究中の海 洋温度差発電技術を利用した発電・海水淡 水化装置の実証プラント導入を検討してい る。同国は、温度差が20℃程度で発電でき、 海水淡水化の可能な点に注目し、ベンチャ



図2-11 佐賀大学の OTEC プラントとインド洋上の 「サガ・シャクティー」

-企業が同国内3ケ所に建設する実証プラントの基本計画を作成している。

2003. 6.13 佐賀大学は、独自に開発した海洋温度差発電の実証プラントによる稼動実験を行い、定格 出力30kW を発電するために必要なエネルギーを安定的に得ることに成功した。この実証 プラントは、周辺施設を含め、建設費約30億円で、伊万里市に設置され、アンモニアと水 の混合液を温かい表層水で蒸発させ、タービンを回す「ウエハラサイクル」と呼ばれる方式で、従来方式より50%ほど効率が上がると期待されている。

#### バイオマス

## ④ バイオマス・ニッポン

- 2002. 7.30 農林水産省は、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省とともに、バイオマス資源 をエネルギー源として総合的に利活用していくための戦略骨子をまとめ、発表した。政府 は、この骨子をもとに検討し、年内に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定する。

## 2) 海水資源

- 2002. 4.17 小川漁協(静岡・焼津市)の海洋深層水取水施設が完成し、同漁協の産地市場や漁船で駿河湾の海洋深層水の使用を4月から開始した。市場からの魚の出荷や沖合いから漁獲を持ち帰るときの冷蔵用に使用している。
- 2002. 4.18 ダイドー・タケナカビバレッジ(株)(高知県室戸市)は、海洋深層水を使ったスポーツ飲料を生産する工場を同市内に着工した。2003年1月に稼働し、4月から室戸海洋深層水を使った飲料水の販売を始めた。
- 2002. 4.24 富山県入善町の入善漁協は、低温で雑菌が少なくミネラルが豊富な海洋深層水を使用したアワビの養殖を本格的に開始した。海洋深層水をアワビの養殖に使用するのは国内初で、毎年60,000個を出荷する予定である。
- 2002. 5.10 神奈川県水産課は、(社)マリノフォーラム21が相模湾で行っている深層水活用型漁場造成技術開発の中で、2003年5~6月に設置が予定されている「海洋深層水利用海洋肥沃化実験装置」の保護と漁場利用上のトラブル防止のためのルールづくりを、関係漁業者の参加を得て検討する。
- 2002. 5.15 沖縄県車海老漁業協同組合は、低水温で細菌が少ないためウイルス感染の心配がなく、健康で安全な海洋深層水を利用したクルマエビ種苗供給施設を設置する。
- 2002. 6. 4 高知県で海洋深層水関連製品を生産する企業で構成される「高知県海洋深層水企業クラブ」は、生産品グループを5つに分け、それぞれ分科会をつくり、今後各分科会で、成分表示方法などを検討する。
- 2002. 8.30 駿河湾深層水を産業分野で利活用する企業、団体、事業者は、静岡県が実施する駿河湾深層水試験給水が11月から本格給水されるのを前にして「駿河湾深層水利用者協議会」を設立した。
- 2002.11.22 こしき海洋深層水(株) (鹿児島県・下甑村) は、九州では初めての海洋深層水事業を始めた。同社の株主には建設、酒造など93の企業、団体、個人が名を連ねる。
- 2003. 4. 1 焼津市は、経済部内に同市が整備し、5月から稼動する焼津市駿河湾深層水脱塩装置の管理運営などを行う深層水課を設置した。深層水事業が本格的になることに併せて、これまで商工観光課内にあった深層水担当を独立させたもの。

## 種苗

増養殖事業の対象とされる動物の卵稚仔や幼生, 幼若個体の総称で,植物では胞子や,幼体を示す。 天然種苗と人工種苗とがある。 2003. 5.19 (社)マリノフォーラム21が主体となる深層 ~22 水活用型漁場造成技術開発グループは、海洋深層水をくみ上げ、表層水と混合することにより漁場を造成する事業で、くみ上げ装置 (海洋肥沃化装置)「拓海 (たくみ)」を相模湾平塚沖25km、水深1,000mの実験海域に設置した。同グループは、今後2年間、同海域において、評価試験を行う。



## 3) 鉱物資源

図2-12 相模湾に設置される「拓海」

2002. 7. 1 経済産業省は、石油公団、独立行政法人産業技術総合研究所(財)エンジェアリング制

業技術総合研究所、(財)エンジニアリング振興協会とともに、メタンハイドレートの埋蔵量を推定するため、東海沖から熊野灘にかけての南海トラフ3ケ所、約2,000km²の範囲で海上地震探査を開始した。今後、同省は、試掘を行い、採取方法を確立した後、2016年の商業化につなげる。

- 海上で行う物理探査のうち、地質構造を探査する方法。震源としては、主に無介類に影響の少ない は、生に無介類に影響の少ない。 は、生に変がなど、を使用する。
- 2003. 2. 6 エクソンモービルのスチュアート・マックギル副社長は東京都内で会見し、サハリン1の開発計画を発表。原油は2005年から日量25万バーレルで生産を開始。天然ガスは、当初2008年にパイプラインによる供給を計画していたが、年間600万トン以上販売の目途がついてから5年後に開始するとしている。パイプラインには宗谷岬から東京までの1,400kmを結ぶ太平洋ルートを採用する。
- 2003. 5. 8 ロイヤル・ダッチ・シェル、三井物産(株)、三菱商事(株)などが進めるサハリンの原油・天然ガス開発事業「サハリン2」の事業運営会社「サハリン・エナジー社」は、アメリカ独立系石油精製会社と原油供給契約を締結した。同社は、今後、サハリン北東部の鉱区で産出する軽質、低硫黄原油を米社に供給する。
- 液化天然ガス(LNG)

及した然ガス (LNG) メタンガスを主成分とし た天然ガスを液化した燃料で、-162℃で液化し, 体積は600分の1となり, 輸送効率がよい。

- 2003. 5.15 東京ガス(株)は、サハリン2から液化天然ガス (LNG) を2007年4月から24年間、最大年間110万トン購入することを発表した。これに伴い、サハリン2事業運営会社であるサハリン・エナジー社は、サハリン2の主力となる天然ガス開発の事業化を宣言し、2007年の天然ガス生産開始に向け、大型開発が本格的に始動することとなった。
- 2003. 5.19 東京電力(株) はサハリン 2 から LNG を2007年 4 月以降, 22年間にわたって年間120万トン購入すると発表した。契約はロイヤル・ダッチ・シェル, 三井物産(株), 三菱商事(株)が出資する運営会社サハリン・エナジー社と行われた。

# 5 交通・運輸

## 1) タジマ号事件

- 2002. 4. 7 台湾沖公海上を航行中のパナマ籍タンカー「タジマ号」(保有:日本郵船(株)の海外子会社、船舶管理:共栄タンカー(株))船内でフィリピン人船員2人により、日本人2等航海士が殺害される事件が発生した。便宜置籍船内で発生した被害者が日本人、加害者が外国人の事件で、日本政府に捜査管轄権がないため、同船は姫路港に1ヶ月以上停泊し、その間船長が犯人を拘束・監視する状態が続いた。(第1部第7章 参照)
- 2002. 6.20 国土交通省、海上保安庁、法務省、外務省で構成する「日本関係外国籍船内における犯罪に関する諸問題検討会」の初会合が開かれた。パナマ籍タンカー「タジマ号」事件と同様の事態が今後起きた場合に問題の早期解決を図るため、関係省庁だけでなく、便宜置籍国政府や船社などを含めた連絡体制の構築について意見交換した。

- 2002. 8. 6 (社)日本船主協会は、外国籍船上での犯罪等検討タスクフォースの報告書をまとめた。① 問題解決に向けて関係行政機関への要請その他関係方面への働きかけ等を行う、②船内犯罪等防止のためのガイドラインの策定、③船籍国の選定にあたっては、今後当該国の法制や事件への迅速な対応力なども要素の一つとして勘案することなどが提案されている。
- 2002.10. 4 (社)日本船主協会は、外国籍船上で発生した犯罪への対応として、①被疑者を上陸させるための措置、②被疑者上陸までの間、わが国当局による被疑者の拘束・監視、③刑法の改正等関係国内法令の整備、④関係国と犯罪人引き渡し条約の早期締結、⑤航空における東京条約のような到着地国が一定期間被疑者を拘束できる条約等の整備などを検討した。
- 2002.11.8 海事振興連盟は、正副会長会議において、便宜置籍船内で発生した犯罪のうち、加害者・ 外国人、被害者・日本人のケースについて、日本の刑法を適用して日本人船員・旅客を保 護するため、議員立法で対応する方針を固めた。
- 2002.12.11 森山法務大臣は、海外で日本人が被害者となった犯罪について、日本の刑法で外国人を処罰するための改正法案要綱を法制審議会に諮問した。2004年1月に招集される次期通常国会に改正法を提出する予定。
- 2003. 5. 6 国土交通省海事局は、国際海事機関(IMO)の第86回法律委員会の審議結果について明らかにした。それによると、「タジマ号」事件を機に国交省が提案した船内被疑者の早期下船策について、IMO は正式議題として取り上げ、検討することを決めた。国交省提案の正式名称は「船内における犯罪から船員及び乗客を守る手段」。船長が被疑者を速やかに最寄りの沿岸国に引き渡す方策を検討するとともに、新条約または決議の作成を求めた。
- 2003. 7.11 刑法の一部改正案が可決・成立し、便宜置籍船を含む外国領土で日本人が被害者となった 犯罪の外国人被疑者に対し、日本の刑法が適用されることとなった。(1 海洋の総合管理 3)法制度 参照)

## 2) 船舶(テロ対策、船舶リサイクル、シングルハルタンカー、造船受注量など)

#### ① IMO 関連

- 2003. 2.12 国土交通省は、海事テロ対策で改正された「海上における人命の安全のための国際条約」 (SOLAS 条約) の国内法制化を検討するため、専門の対策室を設置する。入港規制など が盛り込まれた改正条約は来年7月発効、それまでに新法ないしは既存法を改正する。船 舶自動識別装置 (AIS) の搭載や船舶・港湾の保安職員配置、訓練規定、保安計画の策定 が必要となってくる。
- 2003. 4.24 (社)日本船主協会は、タンカー部会とタンカー業務幹事会の合同部会を開き、EUがIMOに提案したシングルハルタンカー規制案について動向分析、業界の対応方針を検討した結果、全国内航タンカー海運組合も参加して業界の対応を定めるとしている。EU提案は、最終使用期限が前倒しされ、世界の解撤能力を上回る大量のスクラップが発生するだけでなく、小型タンカーも対象に含まれるため海運界への影響は重大としている。(世界の動き 3 IMOの動き 2)海洋環境の保護・保全 参照)
- 2003. 5.26 (社)日本船主協会とノルウェー船主協会は東京で円卓会議を開き、EUが構想している域内シングルハルタンカー規制案について、「EU 提案は単独行動主義あるいは地域主義で、IMO の役割をおびやかす」と強調、反対する姿勢で一致した。同時に、両協会は EU 加盟国に対し、IMO に提出した EU 提案を適切かつ真摯に検討することを求めた。(世界の動き 3 IMO の動き 2)海洋環境の保護・保全 参照)
- 2003. 6.30 国土交通省は、24日、本省で30日に「日仏海洋汚染防止協力会議」が開催されると発表した。昨年1月の会合時に行われた2国間協議に基づくもので、今回は関係当局の課長級レ

ベルとなる。「エリカ」「プレスティージ号」「共和丸」など大規模事故への対応策に加え、 シングルハルタンカー規制のあり方や特別保護海域制度について話し合う。

#### ② その他

- 2002.11.5 独立行政法人海上技術安全研究所を中心に国土交通省海事局,中国運輸局,九州運輸局が 進めている FRP リサイクルシステム総合実験が,5日から8日まで広島市で行う FRP 廃 船の解体試験を皮切りにスタートした。この後11日から21日まで広島県因島市、18日から 29日まで福岡県田川市で FRP 廃材の粉砕試験などを行い、FRP 廃船のリサイクルシステ ムの実用化を目指す。
- 2003. 2.18 (社)日本造船工業会が2002年の国内造船会社の新造船受注量を発表した。前年に比べて 26.0%減の590万トン(標準貨物船換算ベース)で、韓国を下回り、造船世界一の座を逸 した。韓国は759万トン。
- 2003. 5.26 (社)日本舶用工業会は、日本財団の助成を得て2003年から3ケ年計画で、窒素酸化物(NOx) 排出量を低減し熱効率を向上させる新技術として「超臨界水場エンジン」の実用化を目指 す。このために、超臨界水場エンジン研究会を発足させ、第1回の会合を開いた。委員長 は平田賢東京大学名誉教授。研究概要は排ガスの熱を回収し超臨界水という特殊な状態を つくり出し、シリンダー内に噴射し熱効率の悪化を防ぐもの。中速エンジン向けに開発す る。

## 3) モーダルシフト

2003.5.6 国土交通省は、地球温暖化対策の一環として低環境負荷の物流体系を構築していくために 荷主と物流事業者が共同で行うモーダルシフトなどの実証実験に対する補助金の募集を開 始した。

2003. 5.13 国土交通省は、地球温暖化問題に対応するためモーダルシフト促進に向けた2003年度アク ションプログラムを策定した。

## 4) テクノスーパーライナー(TSL)

**2002.12.16** 国土交通省海事局は、新技術を 適用した船舶の安全性評価を検 討するため,外部有識者による 船舶安全評価委員会(委員長= 渡邊嚴独立法人海上技術安全研 究所理事)を設置、その第1回 会合では小笠原航路の概要,安 全性評価の基本方針, 評価の重 点事項など、TSLの安全性に ついて検討を開始した。

2002. 5.25 国土交通省は、TSL を保有・ 管理する新会社を5月中旬に設 立し、2005年3月から小笠原航



図2-13 TSL を改造して静岡県が運航する防災船「希望」

路に投入することを明らかにした。新会社の資本金は32億8,000万円。船体は三井造船(株) が建造し、主機関はガスタービン(34,000馬力×2)で IHI マリンユナイテッドが製造す る。TSL は新会社が保有し、小笠原海運(株) ヘリースする。小笠原航路は TSL の就航に より片道26時間が16時間に短縮される。

5月に設立された(株)ティー・エス・エル・システムズは臨時株主総会を開き,定款を変 2002. 6.18 更。商号を(株)テクノ・シーウェイズに変更した。新会社は、TSLの保有・貸与事業の

#### モーダルシフト

国内貨物輸送において主 流になっているトラック から, 1トンの荷物を1 km 運ぶトン km あたり の必要なエネルギーが比 較的少ない船舶や鉄道に 輸送形態 (mode) を転 換 (shift) すること ネルギー消費量の節約だ けでなく, トラックから の二酸化炭素,窒素酸化 物及び煤塵等の削減をめ ざすもので, わが国にお ける地球温暖化防止の対 応策の一つである。

## テクノスーパーライナ・

従来の船舶の2倍以上の 高速航行(速力50ノッ ト:時速約93km) が可 能で, 航空機などよりも 大量の貨物を搭載(貨物 積載重量1,000トン)で き,500海里 (約930km) 以上の航続距離をもち, 荒れた海(波高4~6m) でも安全に航行できる新 形式の超高速船。海上輸 送の高速化のため、1989 年より日本財団の支援の もと国家プロジェクトと してTSLの研究開発が 進められ, 運航技術が確 立された。現在は,実用 化に向けて様々な検討が かされており 2005年3 月には実用化第1号船の 小笠原航路への就航が予 定されている。

ほか、国内基幹航路やアジア近海航路の事業化調査を行い、高速海上輸送航路を開拓していく。

- 2003. 1.15 (株)テクノ・シーウェイズは、TSLの建造契約を三井造船(株)、用船契約を小笠原海運(株)と締結した。船価は115億円、2005年春竣工予定。1989年に開発がスタートした TSL は今回の契約で初の実用化が決定した。第1船はアルミ合金製の軽量双胴型船体を高速ディーゼル機関4基により空気浮上させ、38ノット(時速70km)で高速航行する。主機関にガスタービン2基、推進器にウォータージェットポンプ2基を装備、旅客定員742人、14,500総トン、世界最大級の高速船。最大貨物積載量210トン。
- 2003. 3.17 国土交通省は、船舶安全評価委員会で小笠原航路に就航する TSL の安全評価について、3 回にわたる審議結果をまとめた。それによると、本船の安全性に重大な影響を及ぼす問題 は見当たらないことを確認するとともに、今後の設計、施工、運航上の留意事項について 指摘を行った。
- 2003. 4. 7 日本財団は、2003年度事業計画で、「高速船 TSL トータルサポートシステム開発」に9億8,000万円の支援をすると発表した。これは TSL の小笠原航路への就航率を高めるとともに、保守コストの削減を目指すもの。
- 2003. 5.16 独立行政法人海上技術安全研究所は、第1回の「ファーストトラック・シーレーン検討会 (座長=今津隼馬東京商船大学教授)」を開いた。この事業は国土交通省から受託、TSL や全没水中翼船など、高速船が東京湾などを航行する際に必要な技術用件を研究するもの。 具体的には操船者の当直体制や衝突予防援助装置 (APRA) など航行支援機器の使用法について評価・検討する。
- 2003. 7. 3 TSL の建造造船所となる三井造船(株)玉野艦船工場(岡山県玉野市)は、国土交通省からアルミニウム合金製の船体製造事業所として認定を受けた。アルミ船認定事業場はわが国で初めて。造船工事の管理体制や施工要領などの厳しい審査をクリアしたもので、工場にとっては船舶検査の簡略化などメリットがある。

## 5) 海上交通安全, 海難

- 2002. 3.31 島根県隠岐諸島沖において、日本漁船「第3更陽丸」とベリーズ籍貨物船「アイガー」が 衝突。第3更陽丸は3人が負傷。アイガーは沈没し、搭載油の一部が流出した。
- 2002. 7.25 インド国籍乗組員 4 人、フィリピン国籍乗組員15人が乗り組んだパナマ籍貨物船「コープベンチャー号」は、7月22日鹿児島県志布志港全農サイロの桟橋でトウモロコシを揚荷していたが、同月24日接近する台風9号避難のため離桟して志布志湾内で錨泊中、翌25日21時15分波浪により走錨<sup>(全2)</sup>して乗り揚げた。乗揚の結果、コープベンチャーは、船体中央部付近で折れて全損となり、乗組員は、救命艇で脱出中、救命艇が大破して4人が溺死し、他の乗組員全員が負傷した。また、燃料油の一部が海面に流

出して付近の海岸を汚染した。



図2-14 コープベンチャー号

2002.10. 1 三菱重工業(株)長崎造船所工場岸壁に係留して艤装工事中の旅客船ダイヤモンドプリンセス号(113,000トン)の第5デッキの客室付近から出火し、約50,000m²(全体の総床面積の約4割)が延焼した。

注2 錨が起き上がって 反転し, 爪が上を向き,

船が流される現象

- 2002.10. 1 ノルウェー船社が運航する6,100台積み自動車船「ファル・ヨーロッパ」(バハマ籍,56,835総トン,乗組員24人)が、台風の21号の影響を受け、伊豆大島の波浮港沖50m付近で座礁した。同月25日同船から火災が発生し、海上保安本部などによる消火作業にもかかわらず翌日も燃え続けて大量の煙が発生。火勢は27日午後には衰え、煙だけになった
- 2002.10.5 伊豆半島石廊崎西方において、パナマ籍コンテナ船「エバーリウォード号」と日本籍ケミカルタンカー「栄和丸」が衝突。栄和丸が沈没し、搭載油及び積荷のキシレンの一部が流出した。
- 2002.12.5 茨城県日立港沖において北朝鮮籍貨物船「チルソン号」が乗り上げ、搭載油の一部が流出。 同船は、座礁後放置されたままにされていたが、2003年5月27日撤去に係わる国の財政支援策が決定し、茨城県が船体の解体撤去作業に着手した。
- 2003. 2. 一 海難審判庁は、2002年に発生した海難に関する速報データをまとめた。これまでは年度ベースでまとめていたものを今回から暦年ベースに変更して公表した。2002年に認知された海難6,137件のうち、外国船が関連したものは179件であるが、重大海難事件・主要な海難事件17件のうち10件に外国船が関連していた。なお7月にまとめた「海難レポート2003」で「外国船の海難」の特集を組んでいる。

## 6) 港湾・物流

#### スーパー中枢港湾

わが国のコンテナ港湾の 国際競争力を重点的に通 化するため、国土交通施 でするため、国土交通施 で、アジア・サービスト で、コスト・サービス湾の で、現を図るため国。 中から指定する。

#### ① スーパー中枢港湾

2002. 3.29 国土交通大臣は、交通政策審議会に対し「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」について諮問した。

同日,交通政策審議会第3回港湾分科会が開催され,「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」などについて同分科会に物流・産業部会及び環境・安全等部会を設けて検討することとした。

- 2002. 5. 7 第1回物流・産業部会が開催され、「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」に関する物流・産業部門の検討を開始した。
- 2002.11.29 交通政策審議会は、国土交通大臣に「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」を答申した。

この中で、「中枢国際港湾の中から「スーパー中枢港湾(国際海上コンテナ輸送における 構造改革モデル港湾)」を育成し、アジアの主要港湾を凌ぐ港湾サービスを実現」することなどが謳われた。

- 2002.12.11 国土交通省港湾局及び海事局は、スーパー中枢港湾候補の募集を開始した。募集期日は、 2003年1月14日まで。
- 2003. 2.24 第3回スーパー中枢港湾選定委員会が開催され、スーパー中枢港湾候補の応募港湾(東京港、横浜港、神戸・大阪港、名古屋港、北九州港、博多港、川崎港、四日市港)に対する評価結果及び育成プログラム作成の指針が検討された。

#### ② リサイクルポート

2002. 5.30 国土交通省港湾局は、室蘭港・苫小牧港、東京港、神戸港、北九州港を「<mark>総合静脈物流拠点港</mark>(リサイクルポート)」として一次指定した。応募していた20数港の中から、地理的・経済的な優位性、一定の需要見通し、リサイクル施設が立地済みであるかまたは確実な

### 総合静脈物流拠点港

リサイクル関連施設を集 積した港湾を核として、 内航海運による静脈物流 ネットワークを構築する もの。 立地計画があること、条例などで廃棄物の受け入れ態勢が担保されているといった要件を 満たす港として選んだもの。

- 2002.12.13 国土交通省は、静脈物流ネットワークの拠点港「リサイクルポート」として指定すべき港の2次募集を開始した。
- 2003. 4.14 「リサイクルポート推進協議会」の設立総会が開催され、会長に北九州市長の末吉興一氏が選任された。「リサイクルポート推進協議会」は、国の審査により廃棄物や資源化ごみの海上物流拠点として指定された港湾「リサイクルポート」でリサイクル事業を行う企業、港湾管理者である自治体などが参加するネットワーク組織。設立時点で185団体・企業が参加している。2002年5月に4港が一次指定されたのに引き続き、2003年4月には釜石港、川崎港、宇部港、三池港などの13港が二次指定された。

## 7) プレジャーボート対策

- 2002. 5. 1 国土交通省港湾局は、プレジャーボートの保管場所情報を提供しているインターネットのサイト名称を「海覧版」と決めたことを発表した。「海覧版」は、プレジャーボートの保管施設の利用状況を表示してビジターの受入れあるいは放置艇の解消を目的としている。
- 2002. 9. 9 国土交通省関東地方整備局は, 9日, 管内のプレジャーボート放置艇対策を推進するため東京湾沿岸の港湾・河川・漁港管理者らで構成する連絡会議を設置, 初会合を開いた。



図2-15 放 置 艇 (広島港) 船舶航行へ支障をきたすだけでなく景観や環境を悪 化させる

- 2002.12.25 東京都は、「東京都船舶の係留保管適正化計画」をまとめた。これは港湾、河川内に不法 係留されている放置艇を解消するため、来月から対策条例を施行するが、これに先立ち規 制水域や収容施設整備などの施策体系を明確化するためのもの。約1,300隻あるといわれ る放置艇を7年かけて解消することを目指す。
- 2003. 2. 3 国土交通省は、2002年度のプレジャーボート全国実態調査の速報をまとめた。調査は、全国の港湾、河川、漁港とその近辺の水際線を対象に、2002年10~11月の期間、モーターボート、クルーザーヨット、ディンギーヨットなどのプレジャーボートの艇数確認と放置艇の状況を調べた。その結果、プレジャーボートは6年前より増え、366,000隻となっているが、放置艇の割合は減少していることが分かった。

#### 8) グリーン経営

- 2002.12. 2 国土交通省は、このほど第1回の海事関係事業グリーン経営推進委員会(委員長=石谷久 慶應義塾大学教授)を開催した。内航、旅客船など海事関係の中小事業者は、国際環境規格 ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証取得が困難なため、環境活動へ取り組むべき指針として「グリーン経営推進チェックリスト」を作成するもの。
- 2003. 5.12 国土交通省は、海事関係事業者のためのグリーン経営推進マニュアルとチェックリストを作成したと発表した。取りまとめたマニュアル・チェックリストは、①環境保全のための仕組み・体制の整備、②エネルギー効率の向上(燃料消費量の削減)、③大気汚染物質の排出抑制の取り組み、④船舶の点検・整備、⑤廃棄物の抑制、適正処理及びリサイクルの推進の5項目。国土交通省では、パンフレットなどを配付して普及させ、将来的には表彰制度、認証制度の創設を予定している。

# 6空間利用

## 1) メガフロート (羽田空港再拡張事業関連等)

## 羽田空港再拡張事業

- 2002. 3.28 第1回羽田空港再拡張事業工法評価選定会議が開催され、①羽田空港再拡張事業、②建設工法、③今後の会議の進め方について検討した。同会議は、羽田空港再拡張の早期着工・早期完成のために早急に工法を選定することを目的としている。
- 2002. 4.16 第2回羽田空港再拡張事業工法 評価選定会議が開催され、① (社)日本海洋開発建設協会から 桟橋工法、②(社)日本埋立浚渫 協会及び(社)日本海洋開発建設 協会から埋立工法(桟橋との複 合工法)、③(社)日本造船工業 会及び(財)日本造船技術センタ ーから浮体工法についての説明 を受け、検討を行った。

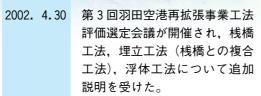




図2-16 羽田空港再拡張事業に提案された浮体工法案(写真は全 長1,000mの浮体空港モデル)

- 2002. 6.21 国土交通省航空局は、第7回交通政策審議会航空分科会空港整備部会を開催し、羽田空港整備拡張事業の今後の課題と国内整備の国、地方、民間の取り組み策等につき検討した。そのうち、焦点となっている羽田空港再拡張の財源の確保策として①国の直轄事業として空港整備特別会計への一般会計からの繰り入れの増加、②地方公共団体による費用負担を挙げ、ほか資金の借り入れとして、③財政投融資資金活用及び民間資金の活用、④民間事業主体での事業実施がとりあげられた。
- 2002. 7.24 第 4 回羽田空港再拡張事業工法評価選定会議が開催され、各工法の評価選定における主要 論点について検討を行った。
- 2002.10.9 第5回羽田空港再拡張事業工法評価選定会議が開催され、①有識者ヒアリング等の結果、②主要論点についての検討、③報告書(骨子)のイメージ(案)について検討を行った。
- 2002.10.23 第6回羽田空港再拡張事業工法評価選定会議が開催され、報告書(案)についての説明及び 質疑が行われた後、全会一致で報告書(案)を承認した。
- 2002.10.29 第28回神奈川県・横浜・川崎三首長懇談会が開催され、羽田空港再拡張事業の地方負担導入への対応等について協議、意見交換が行われた。同懇談会は、国が羽田空港再拡張事業の財源として地方負担を導入する方向で検討していることに対し、地方負担導入反対の立場から国へ要望を行うこととした。
- 2003. 1.16 国土交通省は羽田空港再拡張事業について、2009年内に供用開始を予定しているが、工期が不安視され、東京国際フォーラムで首都圏の地方自治体の首長7人を集めた協議会を開き事業費負担について調整を行った。
- 2003. 2.27 独立行政法人海上技術安全研究所は、メガフロートを利用した浮体空港の安全性と機能についての評価実験を行った。水槽実験や風洞実験によりデータを抽出、これにより安全性

評価の面で準備が整った。水槽実験は羽田の海底地形を再現、模型による波の動揺などの 影響を計測、風洞実験は設計条件の風速毎秒36mでの空港表面と風の摩擦などを計測した。

- 2003. 3. メガフロートの一部を使って浮体式の海釣り公園を整備するため、清水市は、2月下旬にメガフロート実験団体と契約、3月に現地へ曳航、江尻埠頭冷蔵団地の沖合い30mに設置することとなった。136m×46m×3mで、約6,200m²、事業費約5億5,000万円。7月竣工、8月供用開始の予定。
- 2003. 4.28 国土交通省関東地方整備局の東京空港整備事務所は、羽田空港再拡張事業の現地調査に本年度6億3,900万円を計上した。漁業関係者との調整がつき次第、建設海域の深浅測量、海底地盤のボーリング調査、環境アセスメント調査に着手する。同時に、メガフロートと埋立工法を含めた国際競争入札実施に向け、基礎データの蓄積を進める。
- 2003. 6.12 羽田拡張をめぐり、扇国土交通大臣と首都圏の1都7県市の首長を集めた協議会の第3回会合が開かれ、再拡張後の飛行ルートや騒音問題のほか、国際化について議論した。飛行ルートは今回、合意にいたらず7月に予定されている次回会合に持ち越された。事業費の財源問題については議題に上らなかった。

## 2) その他

- 2003. 1.28 国土交通省主催、シップ・アンド・オーシャン財団後援、独立行政法人海上技術安全研究 ~30 所が事務局となって、東京・新宿のホテル海洋で「海洋空間利用技術に関する国際シンポ ジウム」が開催された。
- 2003. 2.17 愛知県常滑沖で建設中の中部国際空港(セントレア)の用地造成が完成し、17日造成工事 概成記念式典が現地で行われた。2000年8月に計画より半年遅れて開始された埋立工事は 2年半で終え、今後は2004年春の開港に向けたターミナルビルや滑走路の建設が本格化する。
- 2003. 2.26 大型リゾート施設ハウステンボスが、2月26日、会社更生法の適用を申請した。テーマパークの破綻が相次ぐ中で、改めてその深刻さが認識されている。(第1部第8章 参照)
- 2003. 3.21 横浜八景島シーパラダイスが、開島10周年を記念し、さまざまなキャンペーンの一環として、イルカと触れ合うことができる「ドルフィン・ラグーン」を開園した。カマイルカ5頭、バンドウイルカ4頭を自由に泳がせる。
- 2003. 4.26 福岡県と北九州市の共同事業である関門海峡ミュージアム(愛称:海峡ドラマシップ)が開館した。この施設は、北九州市門司区西海岸に建設され、門司港レトロ地区の中核となる施設。地域の歴史紹介と同海峡の自然や役割について紹介する博物館。
- 2003. 6.12 第十管区海上保安本部は, 鹿児島大学, (財) 日本水路協会と共同で, 海でおぼれる原因のひとつとされる 離岸流解明のため宮崎県青島海岸で調査を開始した。この調査は, 測量船とヘリコプターを使い, 地形・波浪



図2-17 門司港レトロ地区

・流向・流速・風などを調べるもので、第1回分は6月16日まで、第2回は9月に行う。

#### 離岸流

離床流 岸から沖合いに向かう比 較的速い流れで、この流 れが原因の水難事故が最 近多くなっている。

# 7 セキュリティー

## 1) 北朝鮮工作船 (第1部第5章 参照)

2001.12.22 12月21日九州南西海域で監視活動中の海上自衛隊機が漁船型船舶を写真撮影して帰投した。分析の結果、翌22日 0 時30分ごろ、不審船と判断し、官邸や海上保安庁などに連絡した。

海上保安庁航空機及び巡視船「いなさ」が追尾を開始するとともに停船命令を発信。不審船は、蛇行しながら逃走。巡視船「いなさ」が射撃警告、威嚇射撃を実施するも停船せず。 巡視船「いなさ」及び「みずき」が威嚇のため船体射撃を実施。巡視船「あまみ」及び「きりしま」が不審船に対し挟撃(接舷)を開始。不審船からの攻撃により巡視船「あまみ」、 「きりしま」及び「いなさ」が被弾。海上保安官3名が負傷。巡視船「あまみ」及び「いなさ」が正当防衛のため不審船に対し射撃を実施。不審船は自爆して沈没した。

- 2002. 2.25 海上保安庁は、九州南西海域に沈没した不審船について、位置特定のための調査及び水中 ~3.1 カメラを使った船体調査を実施した。
- 2002. 5. 1 海上保安庁は、九州南西海域における不審船事件に関し、沈没した同船を潜水士及び潜水 ~8 艇により外観調査を実施した。
- **2002. 6.25** 沈没した不審船の船体引揚げ作業に着手した。
- 2002. 9. 4 日本海中部海域で新たな不審船事案が発生。EEZ 外であったために,レーダーで追尾監視を行ったが,翌日レーダーから消滅した。
- 2002. 9.11 沈没した不審船を引揚げた。その後の調査で小型舟艇、ロケットランチャーなどを回収、 同船を北朝鮮の工作船と断定した。
- 2002.10.6 第十管区海上保安本部は、九州南西海域で引揚げた北朝鮮の工作船を鹿児島市の鹿児島ドック鉄工(株)に陸揚げした。
- 2002.12.22 九州南西海域で北朝鮮工作船との銃撃事件がおきて丸一年が経過した。海上保安庁は、2003年4月から警備救難部警備課に所属する不審船対策官を新設し、対策官の下には専門スタッフを置くことを決めた。不審船を追跡・拿捕するための方法や装備を総合的に検討する一方、内閣官房や防衛庁など関係省庁間の情報連絡体制作りを進める。
- 2002.12.27 日中両国政府は、九州南西海域において沈没した不審船の引揚げに関し、日本政府が中国側に「協力金」として1億5,000万円を支払うことで合意した。当初、中国側では不審船の引揚げ現場周辺での漁船の操業ができなくなったなどと主張し、漁業補償として約4億6,000万円を要求していた。
- 2003. 3.14 第十管区海上保安本部は、工作船の乗組員10名を漁業法の立入検査忌避罪と海上保安官に 対する殺人未遂罪の容疑で鹿児島地方検察庁に送致した。
- 2003. 5.17 第十管区海上保安本部は、引揚げた北朝鮮の工作船及び武器類を鹿児島ドック鉄工(株)に ~18 おいて一般公開した。
- 2003. 5.31 (財)海上保安協会は、日本財団の協力を得て東京臨海副都心にある「船の科学館」におい で北朝鮮工作船(母船及び子船)及び武器類等の展示を開始した。見学者数は、7月末現 在で61万人を超えた。



図2-18 北朝鮮工作船の内部

## 2) 北朝鮮ミサイル発射と海上防衛

#### テポドン

北朝鮮が開発,配備している射程1,500~3,000 km の三段式弾道ミサイル。1998年に「テポドン1号を発射した際には、日本を越えて三陸沖の大下に着水した。北朝鮮は「人工衛星」の打ち上げと発表。現在、射射性と発表。現在、大大下を発表。現在、大大下を発表。現在、大大下の開弾道ミサイル「テポドン2号」の開発が進めれているとされる。

2003. 2.24 北朝鮮が東部沿岸から日本海に向けミサイル2発を発射した。ミサイルは約60km離れた海上に落下し、1発は失敗。種類は「テポドン」のような核搭載可能な長距離弾道ミサイルではなく、通常兵器用の地対艦ミサイル「シルクワーム」とみられ、北朝鮮当局者は「安全保障のため」として発射を認めた。

2003. 3.10 北朝鮮が日本海に向け再びミサイルを発射し、約160km離れた海上に落下。2月24日に発射された「シルクワーム」と同型ミサイルの発射試験とみられる。

## 3) 海上防衛・海上テロ対策

2003. 6.22 東京都は、東京港の港湾施設に対するテロ攻撃や密入国者の対策強化を目的に、監視カメラの増設など、管理するコンテナふ頭の防犯設備を2004年夏までに再整備することを決めた。これは、IMO が国際航路を持つ港のテロ対策強化のため SOLAS 条約を改正したことを受けた措置である。(第 1 部第 6 章 参照)

2003. 6.26 海上自衛隊呉地方隊は、四国沖において第五管区海上保安本部と共同で、不審船やテロ対策、災害派遣などに備えた総合訓練を行った。

## 4) 密輸, 密入国, 麻薬

2003. 1. 5 海上保安庁は、「平成14年における密航及び薬物・銃器等の密輸取締り状況について」を 公表した。集団密航事件検挙の状況は、2001年は41件、415名であったが、2002年は13件、 138名と減少。密航方法としては、コンテナ密航が依然として活発である。 薬物・銃器の密輸取締り状況としては、2001年に摘発がなかった覚せい剤の大量密輸事件 を摘発、また、覚せい剤の大量漂着事件(漂着量としては過去最高)も発生している。

# 5) 海 学

2003. 2. 1 日本財団は、(財)海上保安協会、海上保安庁と協力し、海の安全と環境を守るために活動

するボランティア組織「海守」を発足させ た。「海守」は携帯電話、EメールなどのIT を利用し、海に関する情報を提供しあい、 海洋汚染, 密入国, 不審船の発見情報など を, 海上保安庁が運用する緊急番号「118 番」に連絡し、事故を未然に防ぐための活 動を行うほか、海洋環境の保全活動などを 通じ, 海に親しめる環境作りを目指す。ボ ランティアの募集は、10万人の登録者を目 標に2002年12月から行われている。

2003. 2.26 「海守」代表の曽野綾子日本財団会長と海 上保安庁深谷憲一長官は、日本財団ビルに おいて、日本の海を見守るボランティア組 織「海守」の活動について、「海の国日本 の『青い海, 平穏な海, 豊かな海』を守る ため, 互いに尊重し, 海を見守り, 協力し ていきます」と共同宣言を行った。



図2-19「海守」のポスター

# 8 技術研究開発

指す。

#### CO。固定化

地球温暖化の主因とされ る二酸化炭素を固定する 技術で, 現在様々な方法 が検討,実験されている が, 実用化には至ってい ない。1997年12月に京都 で行われた第3回締約国 会議にて採択された「京 都議定書 | 中, 二酸化炭 素など6種類の温室効果 ガスの排出量を2008年~ 2012年に先進国全体で 5.2%削減することとさ れていることにもとづ き, 各国で技術開発を行 っているものである。

ヤマハ発動機(株)は,CO₂を吸収・固定する微細藻類の有用遺伝子について,ゲノムを解 読することにより特定し,遺伝子組み換え技術により CO₂の吸収・固定能力を高めた藻類 を作り出し、開発中のバイオリアクター装置により温帯森林より20倍速い CO。固定化を目

2002. 5.16 ナカシマプロペラ(株)は,閉鎖性水域水質浄化プラントの実用化を目指し,新成羽川ダム 湖(岡山県成羽町)に設置した実験機により、2002年5月16日から2年間の予定で実験運 転を開始した。この装置は、稼動エネルギーに比べて狭い範囲でしか効果のない従来型に 比べ、省エネルギーで広範囲の浄化が可能であることが特徴である。なお、この装置は、 最大長約43m, 総重量約75トンである。

2002. 5.31 (株)テトラは、石炭灰(クリンカーアッシュ)とカラーガラスを主原料とし、天然土壌に 近い多孔質構造をもつ生態系環境材「エコブレス」の販売を開始した。エコブレスは、体 積の30%の保水力と水質浄化・植生機能のほか、微生物の生息、吸音、断熱、修景など多 様な機能を持っており、用途に応じて急傾斜地、道路の景観被覆材、河川・湖沼、海岸の 護岸舗装、水質浄化や植生緑化基盤などに利用できる。

2002. 6.24 (株)グリーン産業は,海浜に肥料を敷いて砂を被せ,雑草などを生やして飛砂防止対策と なる緑化工法を開発した。一般的なクロマツなどを植林する方法に比べて,コストは3分 の1程度で済み、マツよりも生育期間が早いため、短期間で効果が得られる。

2002.11.20 わが国で2年に一回開催されている海洋・沿岸域関係の総合的コンベンションである Techno-Ocean2002が、神戸ポートアイランドで開催された。シンポジウム、エキシビシ ~23 ョン、研究団体展で構成され、同時開催行事も多くもたれたが、折からの不況のあおりを 受けてエキシビションの出展状況は前回に比べて少なかった。2004年は OCEANS 国際会 議・展示会との同時開催が予定されている。

2003.1. 一 淡路島特産の瓦を使った魚礁「カルセラリーフ」を開発している丸一建設(株)は淡路島お

# OCEANS国際会議・展

 $\ensuremath{\mathsf{IEEE}} \cdot \ensuremath{\mathsf{OES}}$  (Institute of Electric & Electronics Engineers /Ocean Engineering Society, 電気電 子技術学会・海洋技術部 会) と MTS (Marine Technology Society, 海 洋技術協会) の共催でア メリカで毎年開催されて いる. 海洋・沿岸域の開 発・利用に関する総合的 な会議・展示会。

よび鳴門沖合に、セラミックスポーラスコンクリートをつけた魚礁を設置した。これは、 近畿経済産業局の2001年度創造技術開発補助事業で取り組んでいたもので、近畿大学と電 源開発(株)の技術指導のもとで実施。

- 2003. 3. 一 日本鋼管(株)(現 JFE エンジニアリグ(株))が日本最大級の鋼製の鼓型をした魚礁を開発、三重県南島町沖の水深60mの海域に沈設した。本体の高さ40m、重量90トン。
- 2003. 2.12 大学発ベンチャー企業の(株)オーエスユー (山田修社長=大阪産業大学教授)は、多孔質セラミックスがもつ強力な毛細管現象を活用し、太陽エネルギーによる高効率の海水淡水化・製塩システムを開発した。日照



図2-20 三重県沖に設置される鋼製魚礁

10時間で、1 m²の海水面から1日70リットルを淡水化できる。

#### HACCP

# (hazard analysis critical control point)

原材料からエンドユーザに至るまでの全工程に 対して危害分析(HA)程 を行い、それぞれの工程化 とその因等自力(CCP) を定め、して危害因子の順強と の重要な管理点(CCP) を定め、この管理規定をする が動的に監視さ も、継続的に監視法。 2003. 2. 一 抗菌塗装,紫外線殺菌装置、冷海水製造装置など国内でも類を見ない高度衛生管理が可能な設備を備えた HACCP 対応定置網漁船「第18恵洋丸」(19トン)が三重県熊野市で竣工した。

- 2003. 3. 日本海洋(株)は、このほどオーストラリアのシーチェンジ社からサメ回避装置「Shark Shield」の日本市場における独占販売権を獲得した。3月9日からの晴海でのダイビングショーで披露される。
- 2003. 5. 一 中国塗料(株)は、特殊なシリコンを含む塗料で表面を滑りやすくして、貝類などの付着を防ぐ「シーグランプリエコスピード」を開発した。この塗料は、従来の化学物質が溶け出すことにより貝類を寄せ付けないようにしたものと異なり、環境面での問題が少なく、塗りなおしの手間も少ないため、塗装工事期間が半分程度に短縮でき、船舶運航の効率化が期待される。
- 2003. 6. 一 東京大学、三井造船(株)、海洋科学技術センター(JAMSTEC)は共同で、深海4,000 mまで探索可能な自律型潜水調査船(AUV)を開発した。この潜水船は、深海を自動で航行しながら、熱水鉱床、海底火山などを調査し、水温、酸素濃度などを観測するほか、三次元海底地形作成用の音響データを取得するもので、6月下旬から海洋での試験に入る。同船は、長さ4.6m、重量1,600kgで、リチウムイオン電池により航続距離は60kmとなっている。



図2-21 自律型潜水調査船「r2D』

- 2003. 6. 5 東京大学生産研究所海中工学研究センターと官民の研究所は、合同で半自律型海中ロボット「タムエッグー1」を4年かけて開発した。1997年のナホトカ号沈没事故がきっかけとなり、開発されたこの海中ロボットは、設定されたプログラムにより動作の自己判断が可能で、不測の事態では、搭載カメラにより手動で遠隔操作ができる。現在の試作機は、水深100mの耐圧設計となっているが、実用機では3,000mの潜航が可能な設計となっている。
- 2003. 6. 9 日本郵船(株)は、安全効率運航の向上を目的とした船舶運航データ収集システム 「ALIS」と、地球環境保全に寄与する環境関連データ解析システム「VEGA」を独自に開発し運用

#### 熱水鉱床

海底拡大域の高温の地殻に海水がしみ込み,熱せられて湧き出す現象。湧なり、き出し口が煙突状物質の含まれて羽豊富になれていきない。周辺にないが豊富に辺にないを明れている。 起来が発見されている。 起源としないシワームないからない。 が登まないが発見されている。 を開始した。「ALIS」は、船舶運航データをインターネット・メールで本船から陸上システムに送信。「VEGA」は船舶運航データを基に二酸化炭素や窒素酸化物排出量などを解析するシステム。

2003. 6.18 三井造船(株),大機エンジニアリング(株),東北工業大学は、海水から取り出した水素に CO2を反応させて、メタンを生成するシステムを開発し、公開した。地球温暖化の原因と なる CO2を有効利用でき、生成したメタンを発電に利用することで、化石燃料の消費を抑えることができる。

#### 長周期波

港湾で起こる通常の波数十 と比較して、いものの、は数十 関が数十秒から数分全体がいかが多さという。 海面上がエネルでからと大きな留上がエネルで、 が数十秒がら数子体が、 からに大きな留りに大きな留りに大きな留りにする。 ギーを持ち、所の切断や でのす。 2003. 6.25

五洋建設(株)は、港湾施設に係留している船舶などに影響を及ばす、海面長周期波の影響の度合いを定量的に評価し、対策の検討と対策効果について評価を行う「長周期波対策検討システム」を開発した。長周期波は、通常の波と異なり、複雑な挙動を示すことから係留船舶に対して大きな動揺を発生させる危険があるため、同社はこのシステムを用い、長周期波の影響を評価するほか、係留方式の変更や、長周期波用消波構造物の導入計画などを提案するとともに、効果についても評価するとしている。

# 1 各国の海洋政策

## 〈カ ナ ダ〉

2002. 7.22 カナダ政府は1997年1月1日に施行した海洋法(Canada's Ocean Act)に関連して7月 22日、カナダ海洋戦略を発表した。「河口域、沿岸域そして海洋の生態系の管理のための 政府の政策綱領」と位置づける。

2003. 3. 7 カナダ漁業海洋省は、バンクーバー島南西沖合いの深海にあるエンデバー海底熱水鉱床を、カナダ海洋法にもとづき、カナダ初の海洋保護区 (MPA) に指定すると発表。深海の鉱床部周辺特有のユニークな生物を保護するため。

#### 〈中 国〉

2002. 1. 1 中国は, 第 9 期全国人民代表大会の常務委員会第24次会議(2001年10月27日)において決定した海域使用管理法を施行。

#### 〈インドネシア〉

2002. 6.28 インドネシア政府は、世界ではじめて、同国の群島水域を貫く群島航路帯を正式に設定し、IMO に通告した(12月28日に発効)。国連海洋法条約に基づいて IMO での協議を経たもので、アメリカ、オーストラリアなどが主張していた東西ルートは取り入れられず、南北の2本の基本的ルートが採用された。

#### 〈韓 国〉

2002.11.14 韓国は、海洋に関する基本法となる海洋水産発展基本法(法律第6700号)を施行。

2003. 2. 一 報道によると、韓国は2004年から2008年までの5年間に700億ウォンを投入して韓国 EEZ 内の海中・海底のゴミを撤去するための総合政策を立てて実行する計画である。海洋水産部(日本の省にあたる)が実施主体で、韓国海洋研究院に東シナ海の堆積廃棄物の分布実態調査も依頼する。

## 〈イギリス〉

2002. 5. 1 イギリス環境・食料・農村省(DEFRA)は、イギリス政府で初めてとなる海洋管理報告書「我々の海を守る:海洋環境の保全と持続可能な開発のための戦略(Safeguarding Our Seas: A Strategy for the Conservation and Sustainable Development of our Marine Environment)」を公表した。2001年3月にブレア首相が海洋保全強化のための措置を講じると明言していたものを受けたもの。

## 〈アメリカ〉

2003. 3. - アメリカの海洋法2000(Oceans Act of 2000)に基づいて設置されている海洋政策審議会(Commission on Ocean Policy,議長の名前にちなんでWatkins Commissionと呼ばれている)は、当初の報告書取りまとめ時期である2003年春の予定をイラク戦争の影響で、この秋に延期することにした。1967年設置の審議会の報告(このときも議長の名前にちなんで、1969年に発表された報告書「Our Nation and Sea」はストラットン報告と呼ばれた)以来の、本格的な海洋政策に関する方向性を示すものと期待されている。

2003. 6. 4 民間のピュー慈善財団の資金で運営されたピュー海洋委員会の3年に及ぶ海洋政策についての検討と提言をまとめた報告書「アメリカの生きている海洋(America's Living

# 2 国連などの動き

- 2001.11.21 「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)」の第1回政府間レビュー会合がモントリオール(カナダ)において開催された。国連の専門家集団 GESAMP がこの会合のために報告書「陸上活動から海洋を守る(Protecting the Oceans from Landbased Activities)」を提出した。都市排水に関する戦略的行動計画、GPA 実施のための資金メカニズム、今後の活動計画等に関する討議が行われ、最終日には、「陸上活動からの海洋環境保護に関するモントリオール宣言」が採択された。次回のレビュー会合は2006年に開催される予定。(第3部12参照)
- 2001.12. 3 UNESCO 政府間海洋学委員会 (IOC) とデラウエア大学海洋政策研究所の共催により、「リオ+10における海洋と沿岸に関する世界会議」が、UNESCO 本部 (パリ) で開催された。海洋問題を「持続可能な開発に関する世界サミット」(WSSD)のアジェンダにどう取り入れるかを議論し、各国政府、国際機関、各方面の海洋関係者が参加した。WSSD のために、「沿岸の持続可能な開発の確保―行動のよびかけ」、「リオ+10における海洋と沿岸についての大臣たちの見解」などの報告書が作成された。

「持続可能な開発委員会」 CSD(Commission on Sustainable Development) アジェンダ21の規定に連 い、1992年の第47回国 総会で、「アジェンダ21」 の着実な実施を国際的に 見直し、今後の行動計画 を練っていくための機構 として、経済社会理事会 の機能委員会として正式 に設立された。

~4. 5

- 2002. 1.28 第10期<mark>持続可能な開発委員会(CSD</mark>)は、WSSD の準備会議として指定され、その第 2 ~2. 8 回準備会合(WSSD PrepCom II)が、国連本部(ニューヨーク)で開かれた。
- 2002. 3.25 WSSD PrepCom III が、国連本部(ニューヨーク)で開かれた。
- 2002. 4. 7 第3回国連海洋非公式協議プロセス (UNICPO) が国連本部 (ニューヨーク) で行われた。 ~14 2 つのパネル討論のテーマは、①海洋環境の保護と保全、②人材育成。その他、地域での協力と調整、統合的海洋管理について議論があった。
- 2002. 5.27 WSSD PrepCom IV (閣僚会議) が、バリ島(インドネシア)で開かれ、持続可能な開 ~6.7 発のためのパートナーシップの必要性、アジェンダ21の実行のための統合的かつ戦略的なアプローチの再確認などに同意した。
- 2002. 9. WSSD の討議に海洋問題の重要性を主張し、実施計画に盛り込むことを働きかけてきた学者、シンクタンク、NGO と各国、国際機関の海洋関係者の有志が、WSSD 後の海洋問題の取り組みを強化するために、各人が個人的資格で参加する「海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラム」をサミット期間中に結成した。
- 2002.12.9 国連第57総会で、国連海洋法条約署名開放20周年を記念した会議が開かれ、2 つのパネル ~10 が開催された。
- 2003. 3. 3 海洋と海洋法に関する国連事務局長報告が発行された。
- 2003. 3.16 1996年に設立された国際 NGO 世界水会議(WWC)が、21世紀の国際社会における水問 ~23 題の解決に向けた議論を深め、その重要性を広くアピールすることを目的とした国際会議、第3回世界水フォーラム(WWF-III)を京都・大阪・滋賀で開催した。会議終了後、ミレ

ニアム開発目標(2015年までに安全な水と衛生施設を持たない人々を半減させる)達成に 向けて真剣に取り組む旨の声明文が出された。(第1部第2章 参照)

- 2003. 4.28 第11期 CSD がニューヨークで開催され、今後15年間の多年度作業計画を策定した。2年 ~5.9 ごとに設定したテーマ群に取り組むことになっており、水問題は2004/2005年の、小島嶼 途上国及び海洋・海洋資源問題は2014/2015年の主テーマになっている。
- 2003. 6. 2 第 4 回 UNICPO が国連本部 (ニューヨーク) で行われた。 2 つのパネル討論のテーマは, ~6 ①航海の安全、特に海図作成のための人材育成、②破壊されやすい海洋生態系の保護。そ の他、政府間及び国際機関の間の協力と調整、WSSDや WWF において取り上げられた 海洋問題, そして旗国 (フラグステート) と寄港国 (ポートステート) の義務について議 論が行われた。次回のテーマは未定。

#### 3 国際海事機関(IMO)の動き(日本の動き) 交通運輸を参照)

## 1) 海上テロ、バルクキャリアーのダブルハル化など海上安全

- 2002. 2.11 第1回海上テロ対策中間作業部会(条約改正のための外交会議)が開催された。2001年 9 ~15 月に発生した米国同時多発テロ事件を契機に米国の提唱により、2001年11月の第22回 IMO 通常総会において、海事分野における海上の保安強化を図ることが合意された。これを受 けて,5月15~24日に開催される第75回海上安全委員会(MSC75)での審議に先立ち具 体的な海上テロ対策について事前検討を行った。
- <mark>~24</mark> 込んだ SOLAS 条約改正案の審議が行われ た。(第1部第6章 参照) また、同 MSC75では、沈没事故が続出す るバルクキャリアー(ばら積み貨物船)の 安全強化について,水位監視装置,ポンプ 装置の強制化を内容とする SOLAS 条約の 改正案を原則承認,次回MSC76で採択さ れることになった。シングルハル、ダブル ハルにかかわらず500総トン以上が対象。 2004年7月1日以降建造の新造船、それ以

前の現存船に適用される。



図2-22 船舶の解撤作業

- 2002. 7. 1 1998年から段階的に施行されていた国際安全管理コード (ISM コード) が,500トン以上 の全ての船舶についても適用された。この、船舶の安全管理・運行と海洋汚染防止のため の新たな強制的国際基準の全面的導入により、船舶の安全が世界的に更に促進されること
- <mark>2002. 9. 9</mark> 第2回海上テロ対策中間作業部会が開催され,MSC76における条約改正採択のための最 <mark>~13</mark> 終調整を行った。
- <mark>2002.12.2 MSC76が開催され,海上テロ対策審議が行われた。また,バルクキャリアーについての</mark> ∼13 ダブルハル化について原則合意をした。発効予定の2006年7月1日に向けて、詳細審議が 続けられている。
- <mark>2002.12,9</mark> 第5回 SOLAS 条約締約国会議が開催され、MSC76の審議結果を諮った。最終日の13日 <mark>~13</mark> には,SOLAS 条約の「第V章及び第Ⅵ章」の改正案及び「船舶及び港湾施設の国際保安 コード(ISPS コード)」の新設案が採択された。これによって、改正 SOLAS 条約及び ISPS コードは、一定期間内に異議通告がない場合、2004年7月1日に発効することとなった。

#### ダブルハル

座礁や衝突などでタンカ の船体が壊れた場合 に、積載した原油などの 流出を防ぐために, 船底 と船側の構造を二重にし たもの。1989年の「エク ノン―バルディス号 | の 原油大規模流出事故がき っかけとなり、1992年の 73/78MARPOL条約の 改正において新浩タンカ - のダブルハル化などが 義務付けられた。

2003. 3. - IMO の第46回設計設備小委員会 (DE46) は、バルクキャリアー安全対策のうち、シングルハルバルクキャリアーによる鉄鉱石など高比重貨物の積載方法について、

SOLAS 条約で定める1999年以降の新造船強度基準を満たさない船舶の隔倉積みを禁止することで合意した。日本提案が支持されたもの。新造バルクキャリアーのダブルハルは、検査用のクリアランス600mm、全体の幅1,000mmでおおむね合意した。一連のバルクキャリアーの安全対策はパッケージとして扱われ、2005年に改正条約を採択、2007年に発効予定。



図2-23 ドック内で建造中のダブルハルタンカー

## 2) 油流出事故、バラスト水など海洋環境の保護・保全

#### バラスト水

国際航路を行き来するタタの中、 や貨物船が空荷でいた。 時なり、重積み込船がとしてが ででは、重積み込船が終っている。 ででは、でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 ででは、 ででと、 ででと、 でいる、 でいる。 でいる、 でいる。 でいる、 でいる、 でいる、 でいる、 でいる、 でいる、 でいる、 でいる。 でいる。 でいる、 でいる、 でいる。 でい

- 2002. 3. 4 ロンドンで開催された第47回海洋環境保護委員会(MEPC47)でバラスト水中の有害水生 ~8 生物の規制に向けた新条約案の審議が行われた。
- 2002. 6.22 「大湖沼への地球規模の脅威」をテーマに、工場や農地からの有害化学物質による水質汚 ~26 染や船のバラスト水に入って生息地外へ侵入する貝やカニ、外来魚など「移入種」の問題 などを討議の中心とする第10回世界湖沼会議がシカゴで開催された。
- 2002.10. TBT (有機スズ系) 船舶用塗料に関しては、2001年10月開催の TBT 条約外交会議で、「2003年1月使用禁止、2008年1月存在禁止」を主内容とする新条約「2001年の船舶の有害な防汚染塗料システムの管理に関する国際条約」が採択された(日本は2003年5月22日衆議院本会議で承認)ことを受け、MEPC48で「検査と証書のためのガイドライン」が採択された。
- 2002.11.13 スペイン北西部ガリシア地方沖で、バハマ船籍で、1976年に建造されたシングルハル仕様のタンカー「プレスティージ号」が破損、漂流し、19日に沈没した。このタンカーには77,000トンの重油が積まれており、10,000トン以上が流出。流出した油は海岸に漂着し、多くの汚染や汚濁を生んだ。

IMO は2003年から2007年内を目途に、1982年以前に建造されたシングルハルタンカーを順次フェイズアウトさせる計画だが、今回の事故で、EU はシングルハルタンカーのフェイズアウト時期をさらに早める動きをとった。

- 2002.12.9 UNEP 第6回バーゼル条約締約国会議(ジュネーブ)で「解撤船舶の国境間移動と有害物 質の適切な処理方法に主体を置いたテクニカルガイドライン」が採択された。その他では、IMO 第23回総会(2003年11月)での採択を目指す「決議とそれに付帯する船舶リサイク ルガイドライン」や、国際労働機関(ILO)理事会(2003年末)での採択を目指す「船舶 解撤に係わる労働安全衛生に関するガイドライン」の審議が重ねられており、それぞれの 国際機関が所掌する課題と役割を踏まえて、国際的な海洋環境保護と作業者の安全・衛生 対策の枠組み作りを目指している。
- 2002.12.13 ボルチック国際海運協議会(BIMCO)、国際海運会議所(ICS)、国際独立タンカー船主協会(INTERTANKO)、国際ドライカーゴ船主協会(INTERCARGO)の国際 4 団体は11月 13日スペイン沖で発生したバハマ船籍のタンカー「プレスティージ号」の事故を受け、EU メンバー国に IMO ルールと国際規制の原則を尊重するとともに、地域主義的な対策を回避するよう求めた
- 2002.12.15 OECD は、パリで海運委員会・同非公式会合を開いた。それによると、「プレスティージ号」の事故を受け、シングルハルタンカーの航行規制を求める欧州に対し、日本は地域主

義的規制に対して懸念を表明した。統一見解は得られなかった。

- 2002.12.20 EU は、シングルハルタンカーの EU 内港湾への入港を禁止するなど、海洋環境保護の強化に向けた規制を発表した。第1ステップは法制化、2003年3月までには発効するよう欧州理事会と議会に求めた。
- 2003. 3.27 EU の運輸閣僚理事会は、重質油を輸送するシングルハルタンカーの EU 内港湾への入港を禁止するなど、欧州委員会が作成した規制案を承認した。小型タンカーの規制を緩めるなどの一部修正はされているが、議会審議を経て発効する。理事会では500~5,000重量トンの船舶への適用は2008年からと規制緩和。
- 2003. 4.10 「プレスティージ号」事故を重くみた欧州連合15ケ国と欧州委員会は、IMO に対して、シングルハルタンカーのフェイズアウトを 2 ~ 5 年前倒しし、600載貨重量トン以上のシングルハルタンカーによる重質油輸送を禁止すること、特別敏感海域(PSSA:Particular Sensitive Sea Areas)の指定などを IMO に提案した。 7 月に開催される MEPC49で討議され、年末の IMO 総会で採択される予定。
- 2003. 5.12 2002年4月のIMO 第84回法律委員会(LEG84)で国際油濁補償基金(IOPC)追加基金の ~16 条文が承認されたことを受け、追加基金設立のための外交会議がロンドンのIMO 本部で 開かれた。補償限度額は、7.5億 SDR(約1,200億円)となった。

# 4 その他の国際機関の動き

## 1) 国際捕鯨委員会(IWC)

- 2002. 4. 2 アメリカのワシントン州ニアベイの先住民マカ族の捕鯨委員会は、アメリカ国家海洋漁業局 (NMFS) により大幅に緩和された捕鯨許可条件にもとづき、今月にも伝統捕鯨であるコククジラ捕鯨を再開する予定である。
- 2002. 5.20 IWC 第54回総会が日本(下関)で開催された。会議では日本が提案した商業捕鯨再開に ~24 向けた改訂管理制度(RMS)、南太平洋・南大西洋サンクチュアリの撤廃、沿岸小型捕鯨 に対する暫定捕獲枠等の提案がいずれも否決された。
- 2002.11.14 IWC は、ケンブリッジにおいて特別会合を開催し、5月の下関会合で否決された先住民族のための生存捕鯨を認め、またアイスランドの再加入を商業捕鯨モラトリアムに対する留保つきで認めた。



図2-24 氷海を行く目視採集船「第25利丸」

日本の分担金は加盟国中最高額の1,820万円,全体の8.6%にのぼる。第2位は米国の6.3%)。

## 2) 国連食糧農業機関(FAO)

2003. 4.24 「保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定 (FAO 遵守協定)」が25ケ国の受諾を得て発効した。この協定は公海上で操業する便宜置 籍漁船が保存管理措置を遵守せずに操業を行うことを防止することを目的として第27回 FAO 総会(1993年11月)で採択されたもので、日本は2000年6月に受諾している。

## 3) 国際海洋法裁判所(ITLOS)

2002.12. 2 ロシアが国際海洋法裁判所においてオーストラリアを相手取り、ヴォルガ号及びその乗組員の迅速釈放を求めて提訴。ヴォルガ号は同月7日にオーストラリア漁業水域内で違法操業を行っていたとして拿捕されていた。

2002.12.23 国際海洋法裁判所は、ヴォルガ号事件(迅速釈放事件)に関して、ヴォルガ号の釈放を認める判決(19対2)を下す。保釈金は合計192万オーストラリアドル。

## 4) 国連教育科学文化機関(UNESCO)

2003. 4.18 UNESCO の諮問機関である国際記念物遺跡会議(ICOMOS)は、国際記念物遺跡デーのテーマとして「水中文化遺産一水中の伝説」を掲げた。これには、2001年に UNESCO 第31回総会において採択された「水中文化遺産保護条約」の早期発効を促す目的があり、各地で会議、展覧会、ワークショップ等が開催された。



図2-25 国際海洋法裁判所内の審議風景

2003. 6.17 水中文化遺産保護条約の早期発効を目指すため、ジャマイカ・キングストンにおいて、 ~20 UNESCO 文化部と同カリブ事務所による水中文化遺産の保全と商業目的による難破物の 引き揚げの規制についての会議が開催された。

## 5) その他の国際機関

- 2002. 7.19 ACP (アフリカ、カリブ、太平洋) 諸国第3回サミットがフィジーで開催され、「グローバル化した世界におけるACP 連帯ナンディ宣言」が採択された。その中で、ACP 諸国周辺の水域における核及びその他の危険物質の輸送に強い反対を表明し、なかんずく事故を未然に防ぐため、その即時中止を要請した。
- 2002. 8.17 フィジーで開かれた第33回太平洋諸島フォーラムは、オーストラリアの留保つきで、同海域における放射能物質の輸送の継続に重大な懸念を表明し、輸送国に対し、フォーラム諸国が事前協議制度等に基づく革新的取決めのために策定してきた提案について真摯に話し合うために早期に代表を送るよう呼びかけた。
- 2002.11.15 ワシントン条約第12回締約国会合は、海洋生物のなかで、数種のウミガメ、ウバザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ類を附属書IC掲載することを決定した。また、オーストラリアが提案したメロ(銀ムツ)の附属書Iへの新規掲載は可決の見通しが立たなかったため、取り下げられた。

2002.11.18 水鳥の生息地として世界的に貴重な湿地を保全する目的のラムサール条約の締約国会議が ~26 バレンシア(スペイン)で開催され、わが国との関係では愛知県の藤前干潟と北海道の宮 島沼が条約の下で登録され、全国の登録地は合計13ケ所となった。

# 5 アジアの動き

# 1) 海洋環境保全の取組み (PEMSEA, NOWPAP, APEC など)

- 2002. 3. 1 インドネシア・ジャカルタにおいて「東アジア海域における海洋電子ハイウェー(MEH) ~3 の開発に関するプロジェクト運営委員会第2回会合」が開催された。2004年からマラッカ・シンガポール海峡においてタンカー数十隻に電子海図情報表示装置(ECDIS)を搭載し、陸岸局の整備を図り、MEHの実証実験等を行った上で、2007年から MEH を開始するプロジェクトが承認された。
- 2002. 3.19 韓国のプサンで、第8回東アジア海域環境 で理パートナーシップ (PEMSEA) 運営 委員会会議が開催された。同会議には東アジア12ケ国の政府、地球環境ファシリティ (GEF)、国連開発計画 (UNDP)、IMO、世界銀行など国際機関、日本財団その他の 関係者が出席し、地域の持続可能な開発戦略、国の海洋政策、及び長期かつ自立的な地域協力のあり方について話し合った。



2002. 3.20北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)~22の第7回政府間会合が、ウラジオストク(ロシア)において開催された。 NOWPAPは、

図2-26 PEMSEA の統合沿岸域管理プロジェクトサイトのあるアモイ

国連環境計画(UNEP)によって提唱されている地域海行動計画のひとつであり、日本海及び黄海の環境保全を目的として、日本、韓国、中国、ロシアの4ケ国によって、1994年に採択され、海洋環境データの整備、海洋環境モニタリングの構築、海洋汚染に対する準備及び対応などの分野で事業が進められている。

- 2002. 7. ベトナムのハノイで開催された ASEAN 沿岸環境ワーキンググループにおいて、PEMSEA の実施するプログラム(東南アジアにおける持続可能な開発戦略:SDS-SEA)が地域協力の好事例として評価されるとともに、ASEAN 環境戦略行動計画の支援につながるとして位置づけられた。
- 2002. 9.20 中国のアモイ(厦門)で、「海洋と沿岸の総合管理におけるリーダーシップ」セミナーが 常催された。このセミナーには、東アジア各国の中央・地方政府関係者、海洋シンクタンク・研究所その他関係者、GEF、UNDP、世界銀行、国連工業開発機構(UNIDO)など 国際機関関係者など80名を超える参加者が集まり、海洋の持続可能な利用について検討した。なお、これにあわせて第3回沿岸域統合管理実施のための地方政府地域ネットワークフォーラム(RNLG)が開催された。
- 2003. 2.24 PEMSEA は、沿岸域統合管理の第3のパラレルサイトとして、インドネシアのスカブミを選定した。PEMSEA 事務局長のチュア氏とスカブミ統治区代表のママン氏の間で、環境プログラムに関する覚書が取り交わされた。

- 2003. 2.25 北西太平洋地域海行動計画・沿岸環境評価地域活動センター(NOWPAP/CEARAC, 富山市)が主催する、CEARAC 第1回専門家会議が富山市内で開催され、加盟4ケ国の専門家が集まった。今後は「リモートセンシングによる海洋観測」と「赤潮を含む有害藻類の増殖(HAB)」の2つのテーマに取り組んでいく。
- 2003. 3.20 PEMSEA と SOF 海洋政策研究所は、東アジア海域の環境保護と沿岸資源の持続可能な開発を目指す覚書に署名した。同覚書は、2 つの組織が協力して、東南アジアにおける持続可能な開発のための地域戦略、各国の海洋政策や戦略の形成支援、人材育成などを促進することを確認している。今後、地域の海洋シンクタンクの設立に向けての提言や会議開催についても協力していく予定である。

## 2) 海 賊

- 2002. 7.10 2001年11月にブルネイで開催された ~12 ASEAN+3 (日中韓)首脳会議において、小泉総理が海賊対策に関する地域協力協定の作成を政府レベルで検討するための「政府専門家作業部会」の開催を提案したことを受け、東京において「アジア海賊対策地域協力協定作成のための第1回政府専門家作業部会」が開催された。この作業部会には、ASEAN諸国をはじめとする計15ケ国から、外務省及び海上警備機関における海賊対策の専門家が出席し、本格的な協定の作成作業が始まった。



図2-27 マレーシアにおける海賊対策訓練風景

- 2002. 9.10 「アジア海賊対策地域協力協定第2回交渉」が、第1回小作業部会として東京で開催され ~12 た。
- 2003. 4. 7 東京において、ASEAN 諸国を含む16ケ国の参加の下、「アジア海賊対策地域協力協定第 ~11 3回交渉」が開催された。日本の起草した共同提案テキストに基づき議論が行われた結果、 共通交渉テキストを採択した。その主な内容は、①海賊に関する情報共有体制と各国協力 網の構築、②海上警備機関の協力強化、③各国の海上警備能力向上への協力となっている。
- 2003. 5.22 東京において、国土交通省、マラッカ海峡協議会、日本財団、SOF海洋政策研究所、(社)日本船主協会、(社)日本海難防止協会による「第1回マラッカ海峡懇談会」が開催された。マラッカ海峡の安全確保のための費用負担問題に関して、沿岸3国の対応、3ケ国技術専門家グループ(TTEG)の近況について情報交換が行われ、今後の費用負担問題の解決へ向けて関係者間の協議が行われた。
- 2003. 5.26 「アジア海賊対策地域協力協定第4回交渉」は、14ケ国が参加してソウルにて開催された。 ~30 ①情報共有センターを通じた海賊に関する情報共有体制と各国協力網の構築、②海上警備

機関間の協力強化、③各国海上警備能力向上への協力を内容とする、協定条文草案の第一 読を終了した。第5回交渉は、7月に韓国のプサンで開催される予定である。

- 2003. 6.18 カンボジアで開催された第10回 ASEAN 地域フォーラム(ARF)において、「海賊行為及び海上保安への脅威に対する協力に関する ARF 声明」が採択された。ARF 参加国は、海賊行為を防止するため、関係国際法の履行に努めるとともに、参加国間の協力を強化するとし、参加国は、国際航行を行う船舶を保護するため、①IMO や国際海事局(IMB)海賊対策センターとの協力を強化すること、②海上犯罪者を国内法に従って訴追すること、③IMO が作成した文書や発出する提案を支持することなどで合意した。
- 2003. 6.24 インドネシアのメガワティ大統領は、6月22日から25日まで日本を公式訪問し、小泉首相と首脳会談を行った。ここでの共同声明の中で、東南アジア海域において増大する海賊問題の克服を重視し、海賊行為の増加が日本を含む近隣諸国の海上輸送の安全に対し深刻な脅威をもたらすとともに、地域の社会的及び経済的発展に対し悪影響を与えるとの認識が示された。両首脳は「アジア海賊対策地域協力協定」の早期採択を含めた、海賊行為の予防及び防止に関する協力を両国が強化する緊急の必要性があるとの見解で一致した。

## 3) 沿岸警備隊, テロ対策

#### ① 沿岸警備隊の動き

### 〈マレーシア〉

2003.6.- マレーシアでは沿岸での監視・監督の強化のため沿岸警備隊の創設が検討されている。現在、海上警察、海軍及びその他の政府機関によって個々に行われている管理に対して、最近の不法入国者の増加問題などで政府が指示を出し、総理大臣傘下の国家安全室が独立組織としての創設を研究・検討している。

#### 〈インドネシア〉

2003 .2.18 インドネシア政府は18日,東南アジア海域で深刻化する海賊による被害を食い止めるため, 沿岸警備隊を創設すると発表した。6月頃までに大統領令を発布し,正式決定する方針。

### ② 海上テロ及び海上テロ対策

- 2002. 5.16 サッカーワールドカップでの対テロ協力態勢を確認のため、日本の海上保安庁と韓国海洋警察庁はプサン港内で特殊部隊も動員した合同訓練を実施した。
- 2002. 7.20 北太平洋6ケ国の海上警備機関長官級会合において、海上保安業務に共同で対処する指針と海上テロに対する共同声明が発表された。
- 2002.10.6 約40万トンの重油を積んだフランスのタンカー「リンブルグ号」が、イエメン沖で爆薬を 詰め込んだボートによってテロ攻撃を受け、船体が破損し、乗組員1名が死亡、約9万バ ーレルの重油が周辺海域を汚染した。11日、イスラム過激派「アデン・アビヤン・イスラ ム軍」を名乗る団体が犯行声明を出した。

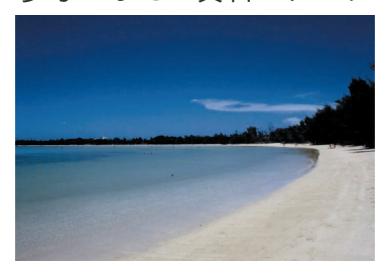
# 6 その他の動き

#### <自然エネルギー利用>

- 2002. 8.19 オランダは、北海沖合10km に、世界最大級(2,750kW×36基:総発電量約10万 kW)の 洋上風力発電所を建設する。
- 2002. 9. 2 イギリスのエンジニアリング・ビジネス社は、スコットランドのシェットランド諸島に新しい潮力発電装置の試作機である「スティングレイ」を設置し、試験の結果次第で2004年

までに装置を量産する。この「スティングレイ」は、海の自然の力を利用して発電する事業を奨励する英国政府の戦略の一環として、資金援助を受けた。

第3部参考にしたい資料・データ



# 1 「持続可能な開発に関する世界サミット」実施計画(抜粋)

2002年9月

# 目 次

- Ⅳ. 経済及び社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理(30-36)
- VII. 小島嶼国における持続可能な開発(58-61)
- XI. 持続可能な開発のための制度的枠組みー H. 国家レベルの持続可能な開発のための制度的枠組みの強化(162-167)

## IV. 経済及び社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理(抜粋)

- 30. 海洋,島嶼,沿岸地域は地球の生態系の統合的かつ不可欠な要素であり、世界的な食糧安全保障及び、特に開発途上国において、経済の繁栄・福祉の維持にとり、極めて重要である。持続可能な海洋の開発を確保するため、関連する機関の間の世界的及び地域的レベルを含む効果的な調整及び協力並びにあらゆるレベルでの以下の行動が必要である。
- (a) 海洋活動に係る包括的法的枠組みを規定する国連海洋法条約の批准・加盟及び実施を行うよう各国に招請すること。
- (b)海洋,沿岸地域,及び海域の持続可能な開発を達成するための行動プログラムであるアジェンダ21第17章 の実施を,以下のプログラム分野を通じて促進すること:排他的経済水域を含む沿岸地域の統合的管理と持続可能な開発;海洋環境の保護;海洋生物資源の持続可能な利用と保存;海洋環境と気候変動の管理のためのクリティカルな不確実性への対処;地域を含む国際協力・協調の強化;並びに小島嶼国の持続可能な開発。
- (c) 国際連合の組織内で、海洋及び沿岸地域の問題について、効果的で、透明性があり、かつ定期的な関連機関間の調整メカニズムを確立すること。
- (d)海洋生態系における責任ある漁業に関するレイキャビック宣言及び生物多様性条約の決定5/6に留意し、生態系アプローチの2010年までの適用を奨励すること。
- (e) 統合的, 学際的, 多部門にわたる国家レベルでの沿岸地域・海洋の管理の促進及び沿岸国の海洋政策・統合沿岸管理に関するメカニズムの開発を奨励・支援すること。
- (f) 関連する地域機関及びプログラムの間(UNEP地域海計画,地域漁業管理機関,その他の地域科学・健康・開発機関)の地域協力及び調整を強化すること。
- (g)漁業資源の保存及び持続可能な管理並びに持続可能な沿岸小規模漁業活動の促進と、適当な場合には関連するインフラの造成を通じたものも含めた統合沿岸地域管理(ICAM)計画の実施を目的として、開発途上国が行う、地域的及び小地域的レベルでの政策及びプログラムの調整を支援すること。
- (h)海洋問題の進展についての国連総会による年次のレビュー及び次回第57回総会におけるその効率性と有効性のレビューを促進するために、国連総会決議54/33によって設立されたオープンエンドの国連非公式協議プロセスの作業に留意すること。
- 31. 持続可能な漁業を達成するために、あらゆるレベルで以下の行動が必要である。
- (a) 枯渇した資源については、緊急に、また可能な場合には2015年までに、資源が最大持続生産量を産出する 水準に維持するか回復させることを達成するとの目的をもって、資源を最大持続生産量を産出できる水準に 維持し又は回復させること。

- (b) 特に国連公海漁業協定及び FAO 遵守協定に留意しつつ, 妥当な国連の協定又は取決め及び, 適当な場合 には, 関連する地域漁業協定又は取決めを批准・加入し, 効果的に実施すること。
- (c) 第5条に記されている開発途上国の特別な要請に留意しつつ、FAO の責任ある漁業のための行動規範を 実施すること。また、関連する FAO 国際行動計画及び技術ガイドラインを実施すること。
- (d) FAO 国際行動計画を有効に実施するために、国内行動計画及び適当な場合には、地域行動計画を、緊急に作成し、実施する。特に、漁獲能力の管理に関する国際行動計画については2005年までに、違法・無報告・無規制漁業を防止、抑制、廃絶するための国際行動計画(IUU漁業国際行動計画)については2004年までに作成し、実施すること。IUU 国際行動計画を促進するために、漁船の効果的なモニタリング、報告、及び取締、並びにコントロールを、旗国をはじめとして確立すること。
- (e) 関連する地域漁業管理機関及び取決めに対して、ストラドリング資源及び高度回遊性魚類資源の割当配分の問題を扱う場合には、公海及び排他的経済水域に関し、国連海洋法条約及び国連公海漁業協定の規定を認識し、沿岸国の権利、義務及び利害並びに開発途上国の特別な要求に正当な考慮を払うよう奨励すること。
- (f) 開発途上国に対するこの分野の重要性を考慮し、漁業補助金に関する WTO の規律の明確化及び改善のために WTO で行われている努力を完了しつつ、IUU 漁業及び過剰漁獲を助長する補助金を撤廃すること。
- (g) 開発途上国,特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国並びに市場経済移行国が,国内的,地域的,小地域的な基盤整備を行い,漁業の統合的管理及び持続的利用が可能となるよう,国際的な財政機関,二国間の機関,及びその他の利害関係者の間での資金提供者の協調及びパートナーシップを強化すること。
- (h) 食料安全保障及び経済発展のための重要性の高まりを踏まえ、小規模養殖業を含む、養殖業の持続可能な開発を支援すること。
- 32. アジェンダ21第17章に従って、関連する国際文書に妥当な考慮を払い、全てのレベルで以下の行動をとることにより、海洋の保全及び管理を促進する。
- (a)沿岸国の管轄権の及ぶ区域の内外を含めて,重要かつ脆弱な海洋及び沿岸地域の生産性及び生物多様性を 維持すること。
- (b) 特に開発途上国における財政的資金及び技術的支援の緊急動員並びに人的及び制度的能力の開発を通じた ものを含めて、「生物多様性条約の海洋及び沿岸の生物多様性の保全及び持続可能利用に関するジャカルタ ・マンデート」から派生する作業プログラムを実施すること。
- (c) 生態系アプローチ, 破壊的漁業慣習の排除, 代表的ネットワークの2012年までの設立及び幼育の場と期間を保護するための期間・区域禁漁を含む国際法に整合し科学的情報に基づいた海洋保護区の設置, 適切な沿岸陸域の利用, 集水域計画及び海域・沿岸域管理の重要部門への統合を含む, 多岐にわたるアプローチ及び手段の利用を開発・促進すること。
- (d) サンゴ礁及び湿地を含む海洋の生物多様性の喪失を停止させるための,国内,地域,国際的プログラムを開発すること。
- (e) 生物多様性条約との共同作業プログラム,並びに,サンゴ礁,マングローブ,藻場,干潟を含む湿地生態系の共同管理計画及び国際的ネットワークを強化するための,国際サンゴ礁イニシアチブにより求められる行動プログラムを含めて,ラムサール条約を実施すること。
- 33. 2002年から2006年にかけての都市排水,生息地の物理的改変及び破壊並びに栄養塩類に特に重点を置きつつ, あらゆるレベルにおける以下の行動により,陸上起因の活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画 (GPA)及び陸上起因の活動からの海洋環境の保護に関するモントリオール宣言の実施を進展させること。
- (a) 開発途上国のニーズに特別の配慮をしつつ、パートナーシップ、科学調査及び技術的知見の普及を促進し、 国内、地域及び国際資源を活用し、人的及び制度的なキャパシティー・ビルディングを推進すること。
- (b) GPAの目標を主流化し、海洋汚染のリスクと影響を管理するために、国家及び22地域プログラム及びメカニズムの開発における開発途上国の能力を強化すること。

- (c) 加速された環境変化及び開発負荷を被りやすい地域に特に留意しつつ、地域的な行動計画を策定し、沿岸及び海洋資源の持続可能な開発のための戦略計画との連携を改善すること。
- (d) 2006年の次期 GPA 会議までに、陸上起因の活動からの海洋環境の保護について実質的な成果を達成できるようあらゆる努力をはらう。
- 34. あらゆるレベルにおける以下の行動により、海上の安全及び海洋環境の汚染からの保護を拡充する。
- (a) 海上安全の強化,有害な防汚塗料の使用を含む船舶による海洋汚染と環境被害からの海洋環境の保護に関する条約,議定書及びその他の国際海事機構 (IMO) の合意文書を批准し又はこれらに加盟し、これらを実施するよう各国に招請するとともに、旗国による IMO の法的文書の実施を確保するためのより強力なメカニズムを検討するよう IMO を促すこと。
- (b) バラスト水中の移入種への対応措置の開発を加速すること。IMO に対し、船舶のバラスト水と沈殿物の 規制と管理に関する IMO 国際条約の策定を完了するよう促すこと。
- 35. 特に関係する国際文書に従っておこなわれる事前通報及び協議の枠組みを含む、国際海上輸送及びその他放射性物質、放射性廃棄物、使用済燃料の国境を超えた移動に関連する効果的な責任メカニズムを有することの重要性を強調する一方、国際原子力機関総会の決議 GC(44)/RES/17パラグラフ8を想起し、放射性廃棄物が環境と人間の健康に悪影響を及ぼす深刻な潜在を考慮しつつ、各国政府が、それぞれの国の状況を勘案しつつ、安全性に関する対策と国際的に合意された規制を検討しさらに改善するための取り組みを行うよう奨励する。
- 36. あらゆるレベルにおける以下の行動を通じて、適正な政策決定の重要な基盤としての海洋、沿岸生態系への科学的理解及び評価を改善する。
- (a) 海洋生物資源及び海洋非生物資源の保存と管理に関する海洋科学,海洋技術及び手法の適切な移転,海洋環境状況のタイムリーな予測及び評価のための海洋観測能力の拡大,世界的,地域的レベルでの統合評価を含む,科学的,技術的な協力を増大させること。
- (b) 既存の地域的評価をもとに2004年までに国連の下に、現行の及び予測可能な社会経済的側面を含め海洋環境の状態についての地球規模の報告及び評価を行うための常設のプロセスを構築すること。
- (c) 沿岸及び海洋環境及びそこに存在する海洋生物資源及び非生物資源にとって潜在的脅威となるプロジェクトや活動に対し、特に環境影響評価、環境評価及び環境報告の手法の利用を促進すること等により、海洋科学、海洋情報、海洋管理の能力を向上させる。
- (d)海洋科学と海洋及び海洋資源の持続可能な管理における国及び地方の能力を向上させるため、ユネスコの 政府間海洋学委員会、FAO 並びにその他関係国際機関、地域機関、準地域機関の能力を強化すること。

## WI. 小島嶼国における持続可能な開発

- 58. 小島嶼開発途上国は環境と開発の双方について特別な事例である。これらの国は自国内において持続可能な開発に向けて引き続き主導的な役割を果たしているものの、アジェンダ21、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画、及び総会の第22回特別会合で採択された決定の中で明確に強調されている不利な要因の相互作用により、ますます制約を受けている。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。
- (a) GEF の重点分野を通じたものを含む適切な資金と、国際社会からの環境上適正な技術の移転及びキャパシティー・ビルディング支援により、行動計画の国内及び地域的な実施を加速すること。
- (b) 妥当な地域漁業管理機関の支持及び強化によって、漁業資源の持続可能な管理の実施の促進及び漁業からの収入を改善する。適当な場合には、最近設立されたカリブ地域漁業機構及び中西部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存・管理に関する条約のような合意等を支持・強化すること。

- (c) 国連海洋法条約の文脈における関係する地域的な管理イニシアチブ並びに UNEP の地域海計画に加え, 沿岸地域と排他的経済水域及び大陸棚(適切な場合は,沿岸基線から200海里を超える大陸棚の区域を含む) における持続可能な方法で境界画定を行い管理するための特定のイニシアチブの策定などを通じて小島嶼開 発途上国に対し支援を行うこと。
- (d) 以下を開発し、更に実施することを目指してキャパシティー・ビルディングを含めた支援を行うこと。
  - (i) 海洋及び沿岸における生物多様性に関する作業計画の一部としての小島嶼開発途上国特有の要素。
  - (ii) GEF の重点分野を通じた小島嶼開発途上国に関する淡水計画。
- (e) 小島嶼開発途上国において、陸上起因の活動からの海洋環境保護のための世界行動計画の実施を目的としたイニシアチブに2004年までに着手することにより、廃棄物及び汚染とそれらによる健康関連の影響を効果的に削減、予防及び管理すること。
- (f) 小規模経済における貿易についての WTO 作業計画を巡る進行中の交渉及び策定作業の中で、ドーハ開発 アジェンダの文脈において、世界経済への統合について深刻な構造的困難を背負っている小島嶼開発途上国 に対して適切な考慮がはらわれるよう努力すること。
- (g) 文化及び伝統を保護し、天然資源の効果的な保存管理を行いつつ、持続可能な観光についての地域に根ざしたイニシアチブを2004年までに策定し、観光産品の多様化に必要な能力を構築すること。
- (h)包括的な災害管理および危機管理を行い,災害に対する予防,緩和及び準備を行い,災害,異常気象現象 やその他の緊急事態による被害の軽減を助けるために,地域社会を支援する形で小島嶼開発途上国に対する 支援を行い,小島嶼開発途上国の適切な国家及び地域機関に対する支援を行うこと。
- (i) 小島嶼開発途上国における持続的な開発を促進する手段として,経済,社会及び環境に関する脆弱性インデックス及び関連指標の確定と,それに続く早期施行を支持すること。
- (j)適用可能な場合は、気候変動に関する国連枠組条約の下での約束と整合的な形で、小島嶼開発途上国が気候変動、海面上昇及び不安定な気候の悪影響に適用するためのニーズを満たすために、十分な資源及びパートナーシップを活用して小島嶼開発途上国を支援すること。
- (k) 小島嶼開発途上国が知的所有権の枠組みを実施するために行う、キャパシティー・ビルディング及び制度 構築の努力を支援すること。
- 59. 特に、以下のことを通じて、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のために十分な、入手可能で、環境上適正なエネルギー・サービスの提供を支援する。
- (a) 国連システム及びパートナーシップ・イニシアチブを通じ、2004年までにエネルギー供給とサービスについての進行中の努力を強化し、新規の努力を支援すること。
- (b) 地域固有で再生可能なエネルギーを含め、エネルギー源の効率的な使用方法を開発し、促進し、小島嶼開発途上国の訓練、技術的ノウハウについてのキャパシティー・ビルディングを行い、エネルギー管理分野における国内制度を強化すること。
- 60. SIDS が以下のことについてキャパシティー・ビルディングを行い,これらを強化するための支援を行う。
- (a) 健康管理への衡平なアクセスを推進するための健康管理サービス。
- (b) 感染性,および非感染性の疾病,特にHIV/AIDS,結核,糖尿病,マラリア及びデング熱と闘い,これらの疾病を管理するために必要な医薬品及び技術を持続可能で入手可能な方法で提供するための保健システム。
- (c) 地方及び都市部の双方における, 廃棄物及び汚染の管理削減並びに水及び衛生サービスの提供システムの維持管理能力の構築に向けた努力。
- (d) 本文書第2章に概説されている貧困撲滅を目的とするイニシアチブを実施するための努力。
- 61. 国連総会決議 S-22/2 に含まれる規定に従い、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のためのバルバドス行

動計画の実施について、2002年中に全面的かつ包括的なレヴューを行い、またこの文脈において、総会に対し、第57回会合において小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための国際会議を開催することを検討するよう要請する。

- XI. 持続可能な開発のための制度的枠組み(抜粋)
- H. 国家レベルの持続可能な開発のための制度的枠組みの強化
- 162. 各国は、以下を行うべきである。
- (a) 適切な場合は、政策決定、調整、実施、法の執行に必要な既存の権限及びメカニズムを確立又は強化することを通じて、国内のあらゆるレベルでの持続可能な開発のための制度的枠組みに対する一貫したかつ協調されたアプローチを引き続き促進すること。
- (b) 持続可能な開発のための国家戦略を策定し完成させるために早急に措置をとり、2005年までにこれらの実施を開始すること。このため、適当な場合は、開発途上国、特に後発開発途上国の特別なニーズを考慮しつつ、国際協力を通じて適切な戦略を支援すべきである。このような戦略は、適用可能な場合、持続可能な開発の経済、社会及び環境の側面を統合する貧困削減戦略として策定し得る。さらに、各国の優先事項に従い進められるべきである。
- 163. 各国は自国の持続可能な開発に関して第一義的な責任を有しており、国の政策及び開発戦略の役割は強調してもし過ぎることはない。すべての国は、特に、持続可能な開発を支援する明確で効果的な法を制定し施行することにより、国家レベルで持続可能な開発を推進しなければならない。すべての国は、必要なインフラを提供し、透明性、説明責任及び公平な行政、司法制度を推進することにより政府機関を強化すべきである。
- 164. すべての国は、立法、規制、活動、政策及び計画に関する情報へのアクセスを提供する措置によるものを 含め、市民参加を促進するべきである。すべての国はまた、持続可能な開発に関する政策の立案及び実施に ついて完全な市民参加を促進すべきである。女性は、政策立案及び意思決定に完全にかつ平等に参加するこ とができるべきである。
- 165. 持続可能な開発政策にハイレベルな焦点を与えるために、地方を含む国家レベルでの持続可能な開発理事会及び/又は調整体制の設置または強化をより一層推進する。この関連で、全ての利害関係者の参加が促進されるべきである。
- 166.全ての国,特に開発途上国と経済移行諸国による,持続可能な開発のための地方を含む行政組織/行政システムを強化する努力を支援する。これには,持続可能な開発の戦略と計画の策定にあたり,適用可能な場合は,貧困削減戦略,援助協調といった分野横断的なアプローチを推進すること,参加型アプローチを推奨すること及び全ての活動にジェンダー視点を取り入れることを含め,政策分析,管理能力,実施能力を強化することを含む。
- 167. アジェンダ21及び本サミットの成果を実施するにあたり、及び、ローカル・アジェンダ21プログラムと関連するイニシアティブとパートナーシップに対する継続された支援を強化する。特にハビタット・アジェンダで求められているように、持続可能な開発を進展させるために、とりわけ地方自治体及びその他の政府のレベル並びに利害関係者同士及びその間のパートナーシップを推奨する。

(以上外務省仮訳)

## 詳細は下記のアドレスを参照

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/pdfs/wssd\_sjk.pdf

## 原文 (英文) は下記のアドレスを参照

 $http://www.johannesburgsummit.org/html/documents/summit\_docs/2309\_planfinal.htm$ 

# 2 GESAMP 報告書 "A Sea of Troubles" (仮訳「苦難の海」) (概要)

2001年1月

# 1. 報告書の構成

#### 第一章 人類と海の関係の変遷

海への圧迫とその効果/問題解決の方法・見方の変遷

#### 第二章 水の現状

汚 染/富栄養化/堆積物の流れの変更

#### 第三章 海の生物

漁 業/生物多様性/外来種/生息地/サンゴ礁

#### 第四章 海と大気圏

地球温暖化/紫外線/窒素

#### 第五章 陸地と海

都市化/産 業/農林業・養殖/水文学的変化/商業と運輸/観 光/軍事活動と社会 紛争

#### 第六章 行 動

失敗の原因/科学と政策/リスクと便益/統合的アプローチ

付 録 問題と解決 (海洋環境評価作業部会作成の行動勧告)

### 2. 報告書の概要 (ハイライト)

#### 悪化のつづく海の環境

過去10年間を振りかえってみると、世界の海洋の状態は劣化しつづけており、数十年前に指摘された問題のほとんどが解決されていないばかりか、その多くはさらに悪化している。そして、地域的にはかなりの改善の見られるところもあるが、世界の海全体を見れば、全般的に悪化のペースと規模が常に改善を上回り、また新たな脅威が次々と生まれ、海洋と沿岸の伝統的利用と、それから人類が得てきた便益が広汎に損なわれつつある。また、これらはすべて、人類の活動がますます増大し、かつ広域に拡大していることに起因するもので、人々が海に近づけば近づくほど海が被る損害は増大する。

現在世界の海が直面している最も重大な脅威は、予測される地球温暖化によるものを除いて、次の5つに要約される。

- ①生物生息地の破壊と変形の拡大。河川、河口、沿岸水域などがとくに被害を受ける区域であり、中でも湿地帯、マングローブ林、海草原、サンゴ礁等は最も脆弱で、過去一世紀に世界のマングローブ林の少なくとも半分がなくなり、サンゴ礁の70%が脅かされている。その原因は汚染のみならず、それ以上に埋め立て、森林伐採、鉱業、沿岸における工事、破壊的漁業等である。
- ②過剰漁業とその環境への影響。集約的漁業は食物連鎖の中間から膨大な量のバイオマスを取り除くことになり、その効果の多くはまだ判明していない。破壊的漁業、不完全な漁業管理、持続可能性を否定する社会的・経済的慣行などが危機状態を一層悪くしている。
- ③下水と化学物質の人間と環境への影響。一部の汚染物質は削減されたが、新たな研究の結果、下水汚染は世界的に、人類が患って来た最も恐ろしいいくつかの病気に匹敵する広範囲の影響を健康に対して及ぼすこと

が判明している。

- ④富栄養化現象の増大。海洋植物の過度な繁殖は世界的に、サンゴ礁、海草原、その他の生息地など、生態系 と海の健康に重大な障害をもたらし、赤潮等の被害を起こしている。
- ⑤ダム工事等による水文学的変化と堆積物の流動への影響。ダム建設,大規模潅漑施設,土地利用方法変更などのための工事はしばしば,生息地を著しく劣化させ,生態系に大きな変更をもたらす。

#### 新たな知見とアプローチ

過去10年の間に、新たな問題が発生し、海洋保護を新たな観点からみることが必要になり、かつ海洋の経済的価値が高められた。その例としては、地球温暖化の海に対する計り知れない効果や、従来の主要汚染化学物質に代わって、下水等による過去の理解をはるかに超える損害があらたに認識されたことなどがある。また、陸上活動が主たる海洋汚染源であり、主要な問題は非点源汚染との理解がこれまでに比べてなお一層明白となった一方、汚染は海洋に対する必ずしも主要な脅威とは限らず、むしろ生態系や生息地に対する直接の物理的損害及び資源の乱獲が、より大きな影響を世界的にもたらしていると認識されてきた。また、海の生物多様性に関する新たな知見が得られ、その人間活動による被害は未だ陸上におけるよりも少ないことが理解され始めた。

さらに、後述するように、海洋の諸問題は個別にではなく、統合的なアプローチによってのみ取組むことができることが再認識された。この統合管理の原則は、いくつかの国ではうまく採用されているが、国際条約に具現化されるには時間がかかった。この点もっとも進展を見せたのはバルト海、地中海等いくつかの地域的海域においてである。

#### 水質汚染と堆積物の流れの変更

汚染問題の中でも下水汚染は、文明の歴史とともに古いものであるが、人口の急増によって益々大きな問題を 引き起こしている。とくに、富栄養化、病原菌汚染、海水浴客への被害、貝類によるバクテリア、ウイルス等の 蓄積、などの被害はこれまで以上に深刻なことが判明した。また、放射性廃棄物、重金属、石油などによる汚染 は、もはやかつてほど重大な害を起こすとは見られず、環境ホルモン等残留性の潜在的効果を持った化学物質が より注目をあびるに至っている。

ダム,堰などの建設による河川流の減少は,堆積物の海への流入を妨ぎ,世界各地で河川流の変更や深刻な海岸侵食の原因となっている。場合によっては堆積物が増加することもあり,これがサンゴ礁や干潟を破壊することもある。

#### 漁業,生物の多様性,外来種

約10億の人口がその主要蛋白源として頼っている世界の漁業は危機的状態にある。1950年から40年間世界の漁業はブームが続き、海面漁獲高は4倍以上に拡大したが、その後は横ばい状態となっている。これは主として過剰な漁業の結果で、世界の漁業資源の60%は生産が下降しているかまたは横ばい状態となり、残りの40%のみが上昇を維持しているに過ぎない。乱獲のやまない今日の状況が続けば、世界の海からの食糧供給は10年以内に大きく落ち込む可能性がある。対象魚種の捕獲に付随して漁具にかかるが海に捨てられる混獲魚も、世界の漁獲高の35%以上にものぼると推定され、その被害は海鳥、海亀、海洋哺乳類にも及んでいる。その他、海底トロール、爆薬、流し網等による環境破壊、遺伝子組替え魚類による野生種への潜在的影響などが問題となっている。

海の生物多様性は陸上のそれよりはるかに豊かであることが最近判明し、深海の生物種の数だけでも陸上を上回ると考える者もいる。ことに海洋種は新医薬品開発にとっておそらく最大の未開発原料であろう。サンゴ礁や礁に住む魚種の一部は国際取引や礁の建材としての利用などにより打撃を受けている。

もう一つの問題は外来種による現地種への害で、世界が益々小さくなりつつある今日、種の移動の大規模化が もたらす破壊的影響が懸念されてきている。例えば、毎日約3千種の動植物が船のバラスト水や船体を通じて世 界各地に運搬されていると推定される。

#### 海と大気の相互作用

海は地球温暖化において死活的役割を演じ、気候変動の度合いに大きな影響を与えるとともにそれによって甚大な影響を受ける。後者の例には、海面上昇(今後100年間に平均50センチと予測されている)とそれに関連する被害のほかに、大洋の原動力の一つである主要海流の流れの変更の可能性がある。これは、海の生態系の構成とその各海域にわたっての配分に変化をもたらし、その結果、海の生態学と海を利用する諸国の経済に大きな被害をもたらす可能性もある。ハリケーン、洪水、干害等の異常気候もさらに激化すると思われる。

海面上昇は都市や産業に大きな影響を与えるのみならず、それに伴う海流と波のパターンの変更とあいまって、 人間も含め生物にとって死活的に重要な湿地帯、干潟、サンゴ礁などの生息地に深刻な打撃をもたらす。気温の 上昇はまた、コレラ等魚介類を通じて広がる病気を拡大させるおそれがある。

## オゾン層の破壊

オゾン層の破壊が進むに従い、太陽からの紫外線の地表への直接投射による害悪が広がっている。海面及び海洋生物(ことにプランクトン)に対する被害についてはまだ十分解明されていないが、極く少量の紫外線の増加でも海中の光合成や生物種の成長・再生に影響することが判明している。そのうえ、オゾンの減少は、地球温暖化による極地海面の氷解と複合的に反応し合い、スペクトルと水中に注がれる光線の強度に大きな変化をもたらし、ことに極地に近い海や生態系に深刻な影響を与えている。

#### 大気を通じた窒素汚染

莫大な量の窒素が大気を通じて海に注がれており、例えばチェサピーク湾においては、その窒素汚染全体の5分の2に相当する。この現象は、とくに化石燃料と肥料の使用の増大が予測される地域の近海について益々悪化すると言えるが、アジア、アフリカ、中南米諸国の風下にある海域においては、海の生命に変化をもたらす可能性もある。ことに、栄養物の欠乏が生物生産性を制御している南・北太平洋への影響が益々懸念されている。燃料使用による窒素酸化物の排出は1990年からの30年間にアジアでは4倍、アフリカでは6倍になり、また肥料からの窒素もアジアでは同期間に2倍になると予測されている。

#### 陸上起源の海洋環境破壊活動

陸上の様々な活動が海洋・沿岸域の環境破壊の最大の原因であることは、長い間変わらないが、過去10年間の新しいデータは、それらがその種類と度合いの双方において、益々増大し、環境破壊を拡大していることを示している。なかでも、都市化、産業、農業、林業、養殖、河川の水文学的変化、運輸活動、観光、軍事活動、社会紛争、等の環境への影響が大きな問題となっている。

#### 各国による取組みの欠陥

世界の海・沿岸域に対する脅威についての認識が広まり、過去10年間には各種条約の採択等多くの政治的イニシアチブがとられたが、ほとんどの場合効果的な行動が伴っておらず、目標が達成されていない。その最大の原因の一部は政府による十分な政治的・財政的コミットメントの欠如と、実行能力不足であるが、とくに途上国においてはその根底にある根強い社会的、政治的、経済的原動力も重要な要素である。これらの社会・経済的原因に取り組まなければ、いかなる長期的な解決も期待し得ない。

## 科学と政策

海と沿岸域の保護・開発と資源の持続可能な利用のためには科学者,管理責任者そして政策決定者が効率的に協力することが必要である。これがうまく行かない場合,または公衆の感情やメディアの叫びが意思決定を支配する場合には,理性的な解決方法の採択が困難となる。

各国の政策決定に際しては、学際的科学調査・観測に基づく信頼し得る情報が不可欠であるが、管理責任者や 政策決定者は科学的情報を十分に利用せず、他方科学者もその研究計画策定さいして彼らを十分関与させない傾 向にある。将来の優先的研究計画の立案には双方グループが一致協力して係わる必要がある。

#### 予防的アプローチ

経済的・社会的開発に対する予防的アプローチは、望ましくない結果を避けたり、その蓋然性を少なくするのに役立つ。このアプローチによれば、ある行動の結果起こりうることは、その目的が設定された時点において評価されるべきであり、また、人間の福祉や資源・環境に深刻にして不可逆的なリスクが生ずる場合には、たとえその影響や原因が明確でなくとも、先制的な措置がとられるべきである。常識的に、リスクの最も大きい活動は最大の注意を要するが、そのためにはリスクの客観的評価が必要となる。

#### 統合的アプローチ

海と沿岸域の多くの環境問題はそれぞれが密接に関連し合っており、個別的に取り組むことは出来ない。これらの環境に影響し、また環境から発生する人間活動はまた経済的・社会的要素にも依存している。そして、これら諸問題は物理的・制度的境界を超えて存在するため、その解決には国際的協力が不可欠である。今日の環境管理・政策担当者は、永続的解決は、総合的にして、体系的かつ持続的アプローチを通じてのみ達成し得ること、そして、海のための管理計画と沿岸地帯および川とその流域のための管理計画は調整されたものでなければならない、とますます認識しつつある。これが、統合沿岸管理(ICM)と言われるもので、いろいろなレベルで適用が可能であり、多くの国が異なった形で採用しつつある。

ICM の概念は単純ではあるが、その実施にはしばしば困難が伴う。資金と専門家不足が障害となっており、 多くの国はとくに環境計画と紛争の仲介の訓練を受けた管理責任者を早急に必要としている。

原文(英文)は下記のアドレスを参照

http://gesamp.imo.org/no70/index.htm

# 3 「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について —21世紀初頭における日本の海洋政策」(概要)

2002年8月 科学技術・学術審議会答申

## 1 我が国における海洋政策のあり方

国連海洋法条約の締結や環境問題の重要性の増大等海洋政策を取り巻く状況を考えるとこれまでの海洋の恩恵をいかに享受するかに重点が置かれた政策から「持続可能な海洋利用」実現のための海洋政策への転換を図ることが最重要課題である。今後10年程度を見通した我が国全体としての海洋政策を実施するためのポイントは以下のとおりである。

- ●「海洋を守る」「海洋を利用する」「海洋を知る」のバランスのとれた政策へ転換すること 持続可能な海洋利用を実現するためには、科学的な知見に基づき、環境に最大限配慮した海洋利用を行う必要があり、海洋保全・利用・研究の3つの分野の調和を図り、バランスのとれた海洋政策へ転換する。
- ●国際的視野に立ち、戦略的に海洋政策を実施すること 海洋に関する問題を解決するためには、国際的な協力や複数にわたる国の権益調整等を行うことが重要であり、我が国の国際的な権利及び義務を認識し、国際貢献と国益の均衡を図りつつ、戦略的に海洋政策を実施していく。
- ●総合的な視点に立って,我が国の海洋政策を立案し,関係府省が連携しながら施策を実施すること 我が国は島国であり,市民生活に直接かかわる多くの政策が海洋に関係している。海洋利用の多様化等の現 状を踏まえ,国は人文社会科学を含む総合的な視点から検討を行い,複数の行政分野にまたがる政策の統一性 を図り,総合的に政策を実行していく。

### 2 海洋政策の基本的考え方

## (1) 海洋保全

- ●海洋環境の維持・回復を図りつつ、「健全な海洋環境 | を実現すること
- ●持続可能な海洋開発・利用を実現し、循環型社会の構築に寄与すること
- ●国民共有の財産として、「美しく、安全で、いきいきとした海」を次世代に継承すること

## (2)海洋利用

- ●海洋環境保全との調和を図ること
- ●総合的な視点から検討・調査分析し、海洋の保全修復を行いつつ一定の制限のもと利用する「総合的な管理」 を行うこと
- ●長期的な視点に立って市民一人一人の利益となる利用を行うことが不可欠で総合的視点に立って異なる分野 の利用施策の連携を行うこと

### (3)海洋研究

●海洋の研究により得られた新たな知見を、海洋保全と利用のために役立てること

- ●地球温暖化や気候変動等の我々の生活に直接影響を与える自然現象のメカニズムを解明すること
- ●海洋の研究を行うことにより、人類の知的資産の拡大に貢献し、青少年の科学技術への興味関心を高めること

## 3 海洋政策の推進方策

# (1) 海洋保全 海洋環境の維持・回復に向けた総合的な取り組み

自然が持つ物質循環システムの機能を正常に保ち、人間活動による環境負荷が海洋の有する浄化能力や生産力等が持つ復元力を超えない範囲に保つ。

- ・閉鎖性海域における環境改善事業の推進
- ・干潟・藻場・サンゴ礁等における浄化機能, 生産機能の解明
- ・有害化学物質等が生態系や人の健康等に及ぼす影響の解明
- ・流出油の防除体制等の強化
- ・外来生物種の侵入による在来種の絶滅や生態系の攪乱 (かくらん) 防止

#### 海洋利用・沿岸防災等における取り組み

海洋利用の際には、持続可能な海洋の利用を図るため、できる限り環境の維持・回復が図られるよう必要な措置を講ずる。また、地球温暖化等地球規模の環境変動に対応するための取り組みを行う。

- ・土砂収支の不均衡に伴う海岸侵食・砂浜等の消失防止への取り組み
- ・異常気象・海象による沿岸災害の多発への対応
- ・地球温暖化による海面上昇等が沿岸域に及ぼす影響の評価
- ・二酸化炭素等の海洋隔離による生態系の影響評価
- ・資源等の開発に伴う環境影響評価

#### 社会経済的側面からの取り組み

自然環境保護や海洋環境の創造に向けた取り組みを積極的に推進するためには、海洋環境の社会経済的な価値を多角的な視点から定量的に評価し、環境価値評価手法の高度化等の環境保護についての施策を合理的かつ効果的に行う必要がある。

## (2)海洋利用

#### 海洋生物資源利用

水産物の安定供給と水産業の健全な発展を図るため、水産基本法の示す方向に沿って、水産資源の適切な保存管理、水産動植物の増養殖に重点的に取り組み、生態系全体の維持、環境汚染の防止等に配慮しつつ、海洋生物資源の持続的な利用を図る。

- ・漁獲制限等による水産資源の管理・回復の推進
- ・海洋における未知微生物・遺伝子の活用

### 再生可能な海洋エネルギー・資源利用

循環型社会の実現に適応するため、再生可能エネルギー・資源の利用推進に重点的に取り組むことが重要であり、海洋に広く分布する風力・波力・潮力・温度差・太陽光等のエネルギーの利用や、栄養塩に富み、清浄で、低温安定性のある海洋深層水の利用の促進に取り組む。

#### 海洋鉱物・エネルギー資源利用

石油・天然ガス等のエネルギー資源またマンガン等の鉱物資源については将来国際的に不足するとの予測もあり、環境影響の極小化を図りつつ未利用の海洋資源を利用するための技術開発を行うとともに、継続的に調査・開発を進める必要がある。

- ・エネルギー資源としてのメタンハイドレートの調査及び開発
- ・国連海洋法条約を踏まえた大陸棚の調査

#### 沿岸空間利用

多くの利用分野が重複する沿岸空間において利用分野間で連携を行い、環境配慮型の港湾・漁港施設整備を推進する等、調和のとれた多機能な沿岸空間利用を目指す。

安全で効率的な海上輸送の実現

貿易立国である我が国にとって重要な海上輸送の効率性と安全性を確保し、海事産業の健全な発展を図る。

- ・地球温暖化対策としての長距離幹線輸送の内航海運等への転換等の推進
- ・安全な海上輸送実現のための海賊対策

#### 市民の親しめる海洋の実現

海洋性レクリエーションの発展は豊かな市民生活の形成、地域経済の活性化等にとって重要であり、海難の増加・交通渋滞・ごみ問題等の課題解決を図りながら、海洋性レクリエーション空間の整備・普及を促進し、活性化を進めていく。

#### (3)海洋研究

#### 未知領域への挑戦

人類の知的資産の拡大、国家・社会の発展、科学技術への関心の向上等のため、国際統合海底掘削計画による 海底下の領域の探査等のフロンティアとしての海洋研究を推進する。

地球環境問題の解決・自然災害の防止に資する研究

海洋は地球環境の変化に大きく関連し、また海域に発生する地震・海底火山噴火等は沿岸地域に多大な災害を及ぼす。地球環境問題の解決・自然災害の防止のため、海洋・海底の諸現象に関する原理を追究し理解することが必要である。

- ・気候変動に関する観測研究
- ・海洋底ダイナミクスの研究

#### 海洋保全・海洋利用の礎となる研究

持続的な海洋利用のためには、海洋研究で得られる科学的な知見をもとに海洋利用と海洋保全の調和を図り、 適切に政策を実行する必要がある。

- ・海洋環境に配慮した沿岸空間利用・沿岸防災のための研究開発
- ・海洋予報の推進

## 基盤技術開発

海洋観測や衛星観測等に関して新たな試料・データの採取や高度な分析を行うための各種の技術開発,従来の調査・観測・分析技術の精度や継続性の向上のための技術開発を進める。

- ・衛星観測技術の高度化
- ・海洋観測技術の高度化

## 研究開発体制・インフラストラクチャーの整備

海洋に関する研究や技術開発は多数の分野に関係し、我が国として総合的に海洋研究とその基盤整備を進める 必要があり、国際的な協力を積極的に行い、研究や観測を組織的・戦略的に行うことが重要である。

また、我が国の海洋研究の国際的なポテンシャルを維持していくためにもインフラストラクチャーの整備を進める必要がある。

- ・調査・研究船の有効活用の推進
- ・研究活動に必要な情報流通の整備

## (4) 海洋政策全体の基盤整備

## 人材の育成及び理解増進

バランスのとれた海洋政策実現のためには、海洋に関わる人材の育成が重要であるとともに、市民の海洋に対する関心を高める必要がある。学校教育をはじめとして海の日等の様々な場を利用し、海洋の管理と利用が、我が国の将来の生活基盤を支える重要な問題の一つとして、国民全体の共通認識とすることが需要である。

- ・海洋教育の充実
- ・海洋に関する理解増進活動

#### 情報の流通

船舶の安全航行、防災、自然環境保護、水産等の観点から海洋に関する基礎的な情報は迅速・容易に入手できるようにすることが必要である。また全地球的なデータを得ることにより海洋研究が推進されるように、国内外の海洋観測データについてはできるだけ集約するとともに多くの利用者が活用できるようにすることが望ましい。このため海洋データの収集・管理・提供を推進する。

#### 国際的な問題への対応

海洋に関する問題を解決するためには、国際貢献と国益の確保の均衡を図りながら、国際的な協力の枠組み整備や、国際的なプロジェクトへの参加、開発途上国への支援等の国際協力を進めることが重要である。

#### 総合的視点に立った海洋政策の企画・立案システム

海洋の持続的利用を図るためには、総合的な視点から海洋政策を検討することが重要であり、関連施策間の融合、重複の除去に努め、社会経済的な視点に配慮して総合的な政策のあり方を示していくことが重要である。

このため、海洋開発分科会の活用や海洋開発関係省庁連絡会議の活性化を図るとともに、21世紀に相応しい海 洋政策の企画立案のシステムについて、海洋開発分科会を中心として今後議論を重ねていくことが重要である。

## 4 結 び

この答申は、今後10年間程度を見通した長期的展望に立ってとりまとめたものであるが、今後の社会情勢の変化を考慮し、随時内容について見直しを行うことが重要である。

## 詳細は下記アドレスを参照

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu0/toushin/020801c.htm

## 21世紀初頭における日本の海洋政策

「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」

### 海洋政策の目標の変化

海洋の恩恵の享受

社会情勢の変化. 地球環境の環境問題 海洋利用の多様化 等

持続可能な海洋利用の実現

#### 海洋政策を実施する上での視点

- ●「海洋を守る」「海洋を利用する」「海洋を知る」のバランスのとれた政策へ転換すること
- ●国際的視野に立ち、戦略的に海洋政策を企画・立案すること
- ●総合的な視点に立って、我が国の海洋政策を立案し、関係府省が連携しながら政策を実施すること

## 保全(海洋を守る)

- ○「健全な海洋環境」の実現
- ○循環型社会の構築への寄与 ○「美しく、安全で、いきいきとした海」

基盤整備

・人材育成・市民の海洋への関心の醸成

・情報流通の促進 等

## 利用(海洋を利用する)

- ○海洋環境保全との調和
- 「総合的な管理」の構築
  - ・海洋利用の多様化を踏まえた施策連携
  - ・行政、産業、市民等の連携

研究(海洋を知る)

- ○新たな知見の海洋保全と利用への活用
- 地球温暖化や気候変動等のメカニズム解明
- ○人類の知的資産の拡大への貢献

答申の内容については社会情勢の変化を考慮し、適宜見直しを行っていく

#### 海洋政策の推進方針

#### 海洋保全(海洋を守る)

- ●海洋環境の維持・回復に向けた総合的な取り組みの推進
  - ・閉鎖性海域における環境改善事業の推進
  - 干潟・藻場・サンゴ礁等における浄化機能、生産機能の
  - ・有害化学物質等が生態系や人の健康等に及ぼす影響の解明 ・外来生物種の侵入による在来種の絶滅や生態系の攪乱防止
- ●海洋利用・治岸防災等における環境配慮のための取り組み 土砂収支の不均衡に伴う海岸侵食・砂浜等の消失防止 資源等の開発に伴う環境影響の評価
- ●適切な海洋環境保全を行うための海洋環境の価値評価の実施



## 海洋研究(海洋を知る)

- ●深海、海底下等の未知の領域への挑戦
- ・統合国際深海掘削計画(IODP)による海底下の領域の探査
- ・地球科学の深化と海洋生態系の解明 ●地球環境問題の解決・自然災害の防止に資する研究
- ・地球温暖化等の地球変動予測に関する研究
- ●海洋保全・海洋利用の礎となる研究
- ・海洋環境に配慮した治岸空間利用・防災のための研究開発 ・将来の海洋変動の予測や生物生産の予測等の海洋予報の研究
- ●研究・観測を支える基盤技術開発
- ●研究開発体制・インフラストラクチャーの整備







## 海洋利用(海洋を利用する)

- ●海洋生物資源利用
  - 漁獲制限等による水産資源の管理・回復の推進
- ・海洋における未知微生物・遺伝子の活用 ●海洋の再生可能エネルギーや鉱物・エネルギー資源利用 ・メタンハイドレートの調査及び開発
  - 国連海洋法条約を踏まえた大陸棚の調査
- ●保全と調和の取れた多機能な治岸空間利用の実現 環境配慮型の港湾・漁港施設整備の推進
- 安全で効率的な海上輸送の実現
  - ・長距離幹線輸送の内航海運等への転換の推進
- 安全な海上輸送実現のための海賊対策
- ●市民の楽しめる海洋の実現
  - 海洋性レクリエーション空間の整備・普及促進







## 海洋政策全体にわたる基盤整備

- ●人材の育成及び理解増進活動の推進
- ●情報の流涌
- ・海洋データの収集・管理・提供の促進
- ●国際的な問題への対応
- ・国際共同事業への積極参加及び技術移転
- ●総合的な視点に立った海洋政策を実施していくための企 画・立案システムの検討

## 4 「21世紀の国土のグランドデザイン」(抜粋)

1998年 3 月閣議決定

第2部分野別施策の基本方向 第1章第4節 国土の保全と管理に関する施策 第4節 海洋・沿岸域の保全と利用

地球環境への意識の高まりと国連海洋法条約上の我が国の権利と責務を踏まえ、海洋・沿岸域を人類共有の財産として、また望ましい姿で子孫に引き継ぐべき貴重な国土空間として認識し、適正に保全するとともに多面的に利用していくことが基本である。

我が国の海洋・沿岸域は、それぞれの新しい国土軸に対応する黒潮、親潮、対馬海流に沿う地域と、西日本国 土軸に対応する三大湾・瀬戸内海等が連なる地域に大きく分けられる。このような地域特性をいかし、以下の施 策を行い、望ましい国土構造の形成に寄与していく。

## 1 海と人との多様なかかわりの構築

我が国の沿岸域は、厳しい自然条件の下に置かれているとともに、人口、資産の集積が進んでいる。このため、高潮、津波、波浪等による自然災害や全国的に顕在化している海岸侵食に対応し、国民の生命や財産を守り、質の高い安全な沿岸域を形成していくため、地震・津波防災対策の早急な実施、面的防護方式による耐久性の高い整備等の海岸保全施設の整備及び津波・高潮等の観測・情報伝達体制の高度化を推進する。

また、陸・海水系の相互作用の下にある沿岸域では、自然の持つ循環、復元性、多様性が劣化し、海岸侵食、富栄養化や赤潮、多様な生物の産卵・生育に重要な場の減少等の問題が生じている。このため、沿岸域の特性を踏まえ、陸域の取組と併せた自然と調和した土砂管理、水質、底質の改善及び干潟、藻場、砂浜等の浅場とその連続性の質的・量的な回復や自然の浄化能力の修復を広域的、総合的に進め、人間と自然が良好にかかわる美しく健全な沿岸域環境の復元・創造を図る。

さらに、臨海部・海岸を多様な機能をもつ空間として整備し、良好な景観の形成、パブリックアクセスの確保、海の魅力をいかしたウォーターフロントの整備を図る。また、海に由来する自然、生活、文化等にふれあう健康、保養、学習等のための交流、海洋をテーマとした研究・技術交流、漁業等の海洋関連産業の連携・交流、イベントの開催、海上交通網を活用した広域観光ルートの形成等「海流連携」とも言うべき海を通じた連携・交流を推進する。なお、海洋性レクリエーション利用者の組織化や利用ルールの策定、規制と併せたプレジャーボートの保管場所の確保とその広域的ネットワークの形成を進める。

## 2 沿岸域圏の総合的な計画と管理の推進

沿岸域の安全の確保,多面的な利用,良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため,沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ,地方公共団体が主体となり,沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し,各種事業,施策,利用等を総合的,計画的に推進する「沿岸域圏管理」に取組む。そのため,国は,計画策定指針を明らかにし,国の諸事業の活用,民間や非営利組織等の活力の誘導等により地方公共団体を支援する。なお,沿岸域圏が複数の地方公共団体の区域にまたがる場合には,関係地方公共団体が連携し,特に必要がある場合には,国を含めた広域的な連携により,計画の策定,推進を図る。

なかでも、より良好な環境を形成するためには、広域的な視点から沿岸域をとらえ、長期的な目標を掲げ、段階的な計画により環境の復元、創造等を行うことが必要である。あわせて、多様な主体による個別の事業と計画との整合を図るとともに、管理者間の連携の取組を計画で位置付け、その総合的な推進を図る。

## 3 国際海洋秩序の確立と技術開発

排他的経済水域内の水産資源について適切な権利の行使と義務の履行のため、漁獲可能量制度により再生産資源の特性を生かした資源管理を一層進める。あわせて、開発による影響の緩和も含めた藻場等の良好な漁場環境の保全と回復、資源管理型漁業、栽培漁業等の展開、調査研究の充実により、資源の持続的かつ高度な利用を進める。また、21世紀のフロンティアである海の活用を進めるため、新たな船舶、浮体等による空間利用、水産資源の基礎生産力の向上とその高度利用等の技術開発及び実用化を進めるとともに、大陸棚の石油、天然ガス、深海底の鉱物資源、潮汐、波浪の海洋エネルギー等の調査、開発を推進する。さらに、海洋環境を保護・保全するとともに、地球温暖化、気候変動等の地球規模の諸現象の解明とその正確な予測並びに海洋・沿岸域における事故等への的確な対応のため、国際機関等とも協力しつつ、海洋に関する観測、調査、研究開発、情報整備等を進める。なお、海洋における資源開発・管理や調査・研究等を実施する際には、国際的な協力体制の確立も必要である。

#### 詳細は下記のアドレスを参照

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/10/100702\_.html

## 5 「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」

2000年2月「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議決定

## 1 前 文

我が国の沿岸域においては、高潮、津波等の自然災害から国民の生命・財産を守り、産業、生活、文化、交通等の振興・連携を促進する空間整備を図るという課題に加え、最近における地球環境への意識の高まりの中、海岸侵食の進行、干潟、藻場等の著しい減少など自然の持つ循環、復元性、多様性の劣化への対応が今日的課題となっている。このため、質の高い安全な沿岸域の形成、多様な機能をもつ空間としての臨海部・海岸の整備といった視点とともに、自然と調和した土砂管理、水質・底質の改善、干潟、藻場等の浅場の質的・量的な回復等により、美しく健全な沿岸域環境の復元・創造を図る観点から、自然的社会的経済的要請を総合的に調整・管理することが重要である。

新しい全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン(平成10年3月31日閣議決定)」においては、沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図る観点から、沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏における各種事業、施策等を総合的かつ計画的に推進するための沿岸域圏の総合的な管理計画を策定・推進することについて定められている。

この指針は、「地域の選択と責任に基づく主体的な地域づくりを重視して、多様な主体の参加と相互の連携によって国土づくりを進める」とした「21世紀の国土のグランドデザイン」の基本的な考え方に立って、沿岸域圏の総合的な管理に主体的に取り組む地方公共団体や様々な民間主体が計画を策定・推進する際の基本的な方向を示すものである。今後、これをガイドラインとして、各地域における創意工夫を生かしつつ沿岸域圏の総合的な管理が推進されることにより、沿岸域において安全で多様な機能をもつ質の高い空間が形成されるとともに、美しく健全な沿岸域環境の復元・創造が図られ、もって「21世紀の国土のグランドデザイン」で提唱された「庭園の島」としての美しい国土の創造と世界に誇り得る魅力ある国土の形成が進むことを期待する。

## 2 定 義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによるものであること。

- ①「沿岸域」とは、海岸線を挟む陸域及び海域の総体をいう。
- ②「沿岸域圏」とは、沿岸域のうち、自然の系として、地形、水、土砂等に関し相互に影響を及ぼす範囲を 適切にとらえ、一体的に管理すべき圏域であって、4及び5に従い沿岸域圏総合管理計画に定められた圏 域をいう。
- ③「沿岸域圏総合管理計画」とは、沿岸域圏の保全及び利用に係る各種事業、施策等の総合的かつ計画的な 推進に関する計画で、4及び5に従い定められたものをいう。
- 3 沿岸域の総合的な管理の必要性及びその理念

沿岸域の総合的な管理は、沿岸域の特性を踏まえ、次に定める沿岸域の総合的な管理の必要性及び基本理念に基づき行われるものであること。

## (1)沿岸域の総合的な管理の必要性

沿岸域は、水圏、地圏及び気圏の交わる空間であり、自然の微妙なバランスの下、優れた景観や多様で豊かな 生態系が形成されるなど環境上貴重な資源である一方、産業利用、交通・物流利用、観光・レクレーション利用 等さまざまな利用の要請が輻輳し、多様な関係者間の調整を要するなどの特性を有していること。

このような特性を有する沿岸域において、安全で多様な機能をもつ質の高い空間の形成や、美しく健全な沿岸域環境の復元・創造を推進するに当たっては、単一の事業若しくは施策のみによる場合又は単一の地方公共団体のみによる場合には、次に掲げる必要性を十分に踏まえた対応をすることが困難であり、沿岸域における総合的な調整・管理が必要であること。

### ① 持続性の確保

沿岸域は、多様な機能(生物の生育・生息、水質浄化、大気浄化、国土保全、景観、やすらぎ等)や多様な資源(水産物、鉱物・エネルギー、水資源、産業空間、リフレッシュ空間、景観、歴史文化等)を有している。この恵沢を広く国民が享受し、かつ、美しく健全な沿岸域環境の復元・創造により現状又はそれ以上に優れた状態で次世代に継承することが必要であること。

#### ② 多様な利用と保全の調和

沿岸域では多様な経済社会活動が営まれ、利用が輻輳しているとともに、保全に関する様々な要請があり、関係者間の調整が必要であること。このため、沿岸域の良好な環境の形成、安全の確保、多面的な利用、魅力ある自立的な地域の形成などの様々な要請の調和を図る観点から、公平性、効率性及び効果的な利用と保全を確保するよう多様な関係者間の調整及び既存の各種計画等との間の調整を十分に図ることが必要であること。

#### ③ 相互影響性への配慮

沿岸域の水環境、土砂環境、生物環境等は、広域にわたり相互に影響しやすく、水質保全、土砂管理、生態系の保全、海洋汚染防止等広域的な対応を求められている。このように相互に影響を及ぼし合うことから発生する問題に対して、河川流域、湾域、外海等の広域的な影響範囲を視野に入れ、適正な調整を図るための広域的かつ総合的な管理が必要であること。

## (2) 沿岸域の総合的な管理に関する基本理念

沿岸域の総合的な管理は、地球環境への意識の高まりと国連海洋法条約上の我が国の権利と責務を踏まえ、沿岸域を人類共有の財産である貴重な国土空間として認識し、その多様な機能及び資源を適正に保全するとともに 多面的に利用していくため、次に掲げる事項を旨として行われるものであること。

- ア 美しく安全で生き生きした姿の沿岸域を復元・創造して子孫に引き継ぐこと。
- イ 良好な環境の形成、安全の確保及び多面的な利用の調和を図ること。
- ウ 多様な関係者の参画により魅力ある自立的な地域を形成すること。

## 4 沿岸域圏総合管理計画のあり方

沿岸域の総合的な管理は、3(2)に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、効果的かつ 効率的に実施する観点から、行政区分にかかわらず、自然の系として、地形、水、土砂等に関し相互に影響を及 ぼす範囲を適切にとらえた沿岸域圏に区分した地域を設定して、総合的かつ計画的に実施されることが必要であ ること。

沿岸域圏総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)は、沿岸域圏ごとに、地域の特性に応じた固有の課

5

題について地方公共団体が中心となって自主的かつ長期的に取り組むため、沿岸域圏に関わる多様な関係者の合意を得て策定されるマスタープラン(沿岸域圏の将来像を見据えた長期構想で、関係者が個別具体の事業・施策の企画・推進に当たり踏まえるべき基本方針をいう。)であり、以下に掲げる沿岸域圏の設定の基本的な考え方及び総合管理計画を策定するに当たっての視点に基づき、策定されるものであること。

## (1)沿岸域圏の設定の基本的な考え方

沿岸域圏の設定は、沿岸域について、自然の系として、地形、水、土砂等に関し相互に影響を及ぼす範囲を適切にとらえ、一体的に管理すべき範囲として、地域の特性(行政界、社会経済活動による利用の実態等)を配慮しつつ、海岸線方向及び陸域・海域方向に区分した圏域を明示して行うものとし、各沿岸域圏ごとに総合管理計画が策定されるものであること。

## (2) 総合管理計画を策定するに当たっての視点

#### ① 参加と連携の視点

行政機関、民間企業、漁業者、住民、NPO等当該沿岸域圏に関わる多様な関係者の参加と連携による十分な調整を図り、公平性、効率性等が確保された計画とすることが必要であること。

#### ② 広域的な視点

相互影響性を有する沿岸域圏を一体として管理するため、広域的な視点から策定された計画とすることが必要であること。特に、総合的な水質保全、土砂管理等の課題に対しては、閉鎖性内湾・内海や漂砂系等を視野に入れた取組みに加え、河川の影響が明らかな場合においては、河川流域を視野に入れた取組みを含むことが必要であること。

#### ③ 長期的な視点

沿岸域圏の持続性の確保を図るため、沿岸域圏のあり方の将来像の設定や将来への影響の予測等を踏まえた 長期的な視点から策定された計画とすることが必要であること。なお、ここでいう長期とは、自然の系として の循環、他の長期計画の期間等を勘案し、かつ、「21世紀の国土のグランドデザイン」の考え方に従い、概ね 50年先の将来を見据えたものであることが望ましい。

#### ④ 一貫的な視点

総合管理計画の実効性を継続的に担保するため、沿岸域圏の環境の復元・創造に向けた事業、施策等の実施 状況について、長期にわたり、定期的に又は必要に応じて点検・調査するとともに、その結果を分析して必要 な見直しを行うなど総合管理計画に定められた事業、施策等について一貫的な視点からの取組みを含む計画と することが必要であること。

## 5 沿岸域圏総合管理計画の策定に関する基本的事項

#### (1)総合管理計画の目的と意義

総合管理計画の目的と意義は、安全で多様な機能をもつ質の高い空間の形成や美しく健全な沿岸域環境の復元・創造を推進するに当たって、沿岸域圏ごとの問題点を抽出し、地域の特性等に応じて重点的に取り組むべき課題を明らかにするとともに、その達成に向けた行政その他の多様な関係者の個別具体の事業、施策等の調整及び密接な連携による総合的かつ計画的な取組みを図ることにあること。

## (2) 地域特性等現状の把握

沿岸域圏の設定その他の総合管理計画の策定に当たっては、沿岸域圏における自然等の環境、災害、社会経済、歴史文化等の地域特性を把握するとともに、必要な調査を実施し、既存の計画・施策、住民の意向等を十分に把握することが必要であること。この場合において、必要に応じて、別添1に掲げる国等において保有している沿岸域関連の情報を活用するほか、地理情報システム(GIS)等の活用により情報の効果的な分析等を行うよう努めるものとすること。

## (3)総合管理計画に盛り込むべき事項

総合管理計画には、以下の事項を盛り込むものとすること。

## ① 総合管理計画の対象地域(沿岸域圏の範囲)

沿岸域について、自然の系として、地形、水、土砂等に関し相互に影響を及ぼす範囲を適切にとらえ、一体として管理すべき範囲につき、地域の特性(行政界、社会経済活動による利用の実態等)を配慮しつつ区分し、図面に表示するなどの方法により、沿岸域圏を設定するものであること。

この場合において、海岸線方向の区分にあっては別添2に示す区分を基本として設定し、陸域・海域方向の区分にあっては別添3を参考に当該総合管理計画で取扱う課題を勘案して設定するものであること。

#### ② 総合管理計画の期間

総合管理計画の期間は、総合管理計画で取扱う課題、沿岸域圏の特性等に応じて定めるものであること。なお、計画期間の目安としては、総合管理計画が長期を見据えたマスタープランであること、及び段階的な計画による沿岸域圏の整備等が進められることを考慮し、概ね10年程度の期間ごとに変更していくことが考えられる。

#### ③ 基本方針

基本方針は、基本理念にのっとり、当該沿岸域圏の特性に応じ、長期を見据えた沿岸域圏の望ましい将来像、4(2)に示す視点並びに良好な環境の形成、安全の確保、多面的な利用等についての取組みに関する基本的な方針について定めるものであること。

#### ④ 事業,施策等に関する事項

事業,施策等に関する事項については、③の基本方針を踏まえ、別添4に掲げる事項を参考として沿岸域圏の特性に応じた課題を明らかにし、各課題ごとに関係する事業、施策その他の取組みを定めるとともに、それらについてできる限り個別具体的な方向性等を示すものであること。また、各課題に対して総合的な取組みが必要である場合には、広域的な効果が期待される事業、複数の事業、施策の連携など総合的な事業を定めるものであること。

この場合においては、例えば、沿岸域圏全域についてゾーニングをして、各ゾーンごとの個別具体の事業、 施策その他の取組みを定めることが考えられる。

### ⑤ 推進方策に関する事項

推進方策に関する事項については、次に掲げる事項を定めるものであること。

## ア 総合管理計画の推進体制に関する事項

沿岸域圏の実情に応じて、(4)①に定める協議会その他の計画策定・推進に係る多様な関係者の参

5

加と連携による推進体制を定めるものであること。

## イ 総合管理計画の進捗状況の把握及び事後評価の方策に関する事項

総合管理計画の進捗状況についての点検・調査に係る主体、時期、対象事項その他の方法に関する事 項を定めるとともに、その結果の分析に基づく総合管理計画の評価に関する事項を定めるものであるこ 7

## ウ 総合管理計画の変更及び関係行政機関への要請に関する事項

イの評価に基づく総合管理計画の変更及び必要に応じた関係行政機関その他の関係者に対するそれぞ れの個別具体の事業・施策等について講ずべき措置の要請に関する事項を定めるものであること。

## ⑥ その他の事項

その他沿岸域圏の特性等に応じて、その総合的な管理に必要と認められる事項に関して定めるものであるこ

## (4) 総合管理計画の策定及び推進の体制

総合管理計画の策定及び推進の体制については、沿岸域圏に関わる既存の組織等の実情を勘案し、次に掲げる 組織体制を確立して実施するものであること (別添5参照)。

## ① 沿岸域圏総合管理協議会

沿岸域圏総合管理協議会(以下「協議会」という。)は、総合管理計画の策定及び推進を行うことを目的と して設立されるものであること。

#### ア 構成員

協議会の構成員は、関係地方公共団体(沿岸域圏内の都道府県及び政令指定都市(必要に応じて、こ れら以外の市町村を含む。)をいう。以下同じ。)が中心となり、自らの選択と責任の下、行政機関、民 間企業、漁業者、住民、NPO等の当該沿岸域圏に関わる多様な関係者の代表者を構成員とするもので あること。

国の行政機関(地方支分局を含む。以下同じ。)は、多様な関係者の代表者としては構成員とならな い場合にあっても、沿岸域圏の範囲が二以上の都道府県の区域にわたる場合、関係地方公共団体から要 請があった場合その他必要に応じて、関係地方公共団体の同意を得て、協議会の構成員となることがで きるものであること。

当該沿岸域圏の範囲外の地方公共団体は、当該沿岸域圏の総合的な管理に利害関係を有する場合にお いては、関係地方公共団体に対して、協議会の構成員となる旨要請することができるものであること。

#### イ 情報公開窓口

協議会は、基本理念及び総合管理計画に関する知識の普及、情報の提供等を行うとともに、地域住民 その他の関係者の理解及び協力を得るための啓発活動を推進するため、情報公開窓口を設置するもので あること。

協議会は、協議会の構成員以外の関係行政機関及び③の協議会に関連する組織に対する情報の提供等 を行うものであること。

#### ② 総合管理計画の認定機関

総合管理計画の実効性を担保し、円滑かつ確実な実施を図るためには、関係地方公共団体が総合管理計画の 内容について合意しておくことが必要であることから、協議会の構成員である地方公共団体の長(国の行政機 関が協議会の構成員となっている場合にあっては、当該国の行政機関の長を含む。)は、協議会が策定した総 合管理計画が適当と認められるときは、これを認定するものであること。

### ③ 協議会に関連する組織

総合管理計画の策定及び推進に関し、関係行政機関の連携及びできる限り多様な関係者の参加を図りつつ、 沿岸域の総合的な管理上の専門技術的な審査を行い、関係者間の合意を円滑に得るために協議会が必要と認め るときは、当該協議会に、次に掲げる委員会等を置くことができるものであること。

この場合において、当該委員会等の代表者は、協議会と委員会等との相互連携を円滑にするため、原則として、協議会の構成員となるものであること。

## ア 沿岸域圏委員会

沿岸域圏委員会は、NPO、地域住民、漁業者、民間企業、有識者、行政機関等当該沿岸域圏における多様な関係者の参画と十分な調整を図ることを目的として設置されるものであること。

その構成員は、沿岸域圏に関わる多様な関係者の参画による調整を行い、総合管理計画の実効性を高める観点から、多様な地域又は分野・立場の関係者の意向を適切に調整・集約するための組織となるよう、個別地域又は個別分野等のそれぞれの代表者となるよう配慮するものであること。

#### イ 技術専門委員会

技術専門委員会は、総合管理計画に盛りこまれた具体的な目標の客観的な評価及び施策の合理性の立証等を行うため、その内容に関する技術的・学術的な検討を実施することを目的として設置されるものであること。

技術専門委員会の構成員は、沿岸域に関する技術的・専門的な知識及び経験を有する行政機関、各種研究機関等の代表者及び学識経験を有する者等とすること。

技術専門委員会は、協議会又は沿岸域圏委員会の円滑かつ十分な審議に資するため、沿岸域圏の現状、将来動向等に関する客観的な認識及び知見の提供、個別事業、施策等の広域的な相互影響性に関する分析・評価その他の技術的・専門的な検討を行い、その結果を協議会又は沿岸域圏委員会に報告するものであること。

#### ウ 行政連絡調整会議

行政連絡調整会議は、沿岸域圏の総合的な管理に係る関係行政機関の連絡調整を円滑に実施することを目的として設置されるものであること。

行政連絡調整会議の構成員は、協議会の構成員である地方公共団体(国の行政機関が協議会の構成員 である場合にあっては、当該国の行政機関を含む。)の担当部局とすること。

行政連絡調整会議は、総合管理計画の策定後、各行政機関の事業実施計画等と総合管理計画との整合を図りつつ、各行政機関間の事業、施策等の調整を行うほか、協議会に対し、総合管理計画の円滑な推進を図るための助言又は支援を行うものであること。

## 6 総合管理計画の策定・推進に当たっての配慮事項

総合管理計画の策定・推進に当たっては、以下の事項に配慮するものであること。

## (1) 総合管理計画の性格

総合管理計画は、法律や条例のように法的拘束力を有するものではないが、沿岸域の輻輳する保全及び利用の調整を行う際の拠り所として活用されるなどの実効性を担保するため、参画する多くの主体(行政機関担当部局その他の多様な関係者)の合意を得て策定されるマスタープランとするよう努めるものであること。

## (2) 関係する各種計画・施策との調整

総合管理計画の策定に当たっては、沿岸域圏に関連する国及び地方公共団体の各種計画や各種施策との整合性を図るとともに、隣接する沿岸域圏に係る総合管理計画との調和に配慮するよう努めるものであること。また、総合管理計画の策定後においては、沿岸域圏における新たな個別具体の事業、施策等は、当該総合管理計画との整合性を図るものであること。

## (3) 総合管理計画の策定が特に望まれる沿岸域圏

次に掲げる要件のいずれかに該当する沿岸域圏の都道府県その他の関係地方公共団体は、総合管理計画を早急 に策定されることが期待されるものであること。

- ア 国土保全上、緊急かつ広域的な対策が必要と認められる沿岸域圏
- イ 閉鎖性内湾・内海等多面的な利用が相当程度輻輳している沿岸域圏
- ウ 優れた景観、自然、歴史及び文化の資源を有する沿岸域圏
- エ 経済社会及び自然環境に相当程度の影響を及ぼす事業その他の取組みが予定されている沿岸域圏
- オ 干潟,藻場,砂浜等の復元・創造など緊急かつ広域的な課題を有する沿岸域圏

## (4) 計画の一貫的な推進

総合管理計画の一貫的な推進のためには、計画策定後における推進体制の確立及び推進状況についての定期的な点検・調査が不可欠である。定期的な点検・調査に当たっては、個別具体の事業、施策等の中で実施される調査結果及びNPO等関係団体によるモニタリングの実施等を活用するなどその確実な実施について特段の配慮をするものであること。

#### (5) 住民意識の高揚及び情報公開

地方公共団体は、沿岸域圏の総合的な管理の必要性及び基本理念について住民意識の高揚を図るとともに、策 定された総合管理計画の内容その他の沿岸域に関する情報につき、協議会に設置される情報公開窓口等を通じて 積極的な情報公開に努めるものであること。

また、協議会の情報公開窓口へ寄せられた一般からの意見の分析、多様な関係者を対象とした沿岸域に関するアンケート調査、各種懇談会、シンポジウム、イベントの実施等の情報発信等により、沿岸域圏委員会に参加しない個人等の意見も把握し、協議会又は沿岸域圏委員会の審議に活用することが望ましい。

## (6) 同種の既存計画の点検等

地方公共団体は、総合管理計画と同種の計画が既に策定されている場合にあっては、この指針の趣旨を十分に踏まえて、既存計画を点検し、必要があると認められる場合には変更することが期待されるものであること。

## 7 む す び

国は、地方公共団体等による総合管理計画の策定を促進する観点から、沿岸域の総合的な管理に係る意識高揚、保有している情報の提供、人材の斡旋・派遣、民間や非営利組織等の活力の誘導、諸事業の活用等により地方公共団体を支援するものとする。

特に、地方公共団体から要請のある場合その他必要があると認められる場合には、国は、自ら協議会に参画するなどして広域的な連携を促進し、総合管理計画の策定及びその円滑な実施を促進するものとする。

なお、国は、今後、この指針に基づく地方公共団体等による計画の策定に向けての検討状況、策定実績等を踏まえ、地方公共団体の連絡や調整を円滑に進めるなどの沿岸域の総合的な管理を一層推進する観点から、必要な方策について検討する。

別添資料は省略。

#### 詳細は下記のアドレスを参照

http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/enganiki/shishin.html

## 6 「21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言 |

2002年 3 月 日本財団

## 提言 1 総合的な海洋政策の策定

国連海洋法条約および国連環境開発会議(リオの地球サミット)に掲げられた国際的な海洋管理の理念のもとに、わが国の管轄する沿岸域から排他的経済水域および大陸棚外縁までの開発、利用、保全、並びに公海を含む全海洋におけるわが国の権利義務の行使および国際協力に関して、国家としての基本理念と行動計画を掲げるわが国の海洋政策を策定し、内外に明示すべきである。

- 1-1. わが国の海洋管理の基本理念として次の3点を明示すべきである。
  - 「1]海洋の国際法秩序の尊重と国際協調

地球上の7割を占める広大な海洋の問題は、一国だけでは適切に対応できない。わが国は海洋国家として、国連海洋法条約その他の国際的取極めによって確立された海洋の国際法秩序を尊重して、平和、安全、協力および友好関係の強化を旨として海洋管理に取り組む。

[2] 海洋の持続可能な開発,利用

海洋は、地球の生命維持システムに不可欠な構成部分であり、環境問題における海洋の重要性を認識し、 海洋環境の保護および保全と両立する海洋および海洋資源の「持続可能な開発、利用」の実現に努める。

[3] 総合的管理

海洋の問題は、相互に密接な関連を有し、全体として検討される必要があるので、海洋および沿岸域の 開発、利用および保全について総合的管理を行う。

1-2. 海洋政策の策定は「海洋基本法 を制定して行うべきである。

わが国は、海洋政策を国家政策の中でも重要な課題として位置付け、その策定、実施のため、個別の海洋 関係法令の上位規範として、基本理念、海洋管理基本計画、海洋の調査、開発、利用および保全に関する施 策、国および地方公共団体の責務、海洋関係閣僚会議、海洋担当大臣の設置、海洋審議会の設置等を盛り込 んだ「海洋基本法」を制定すべきである。

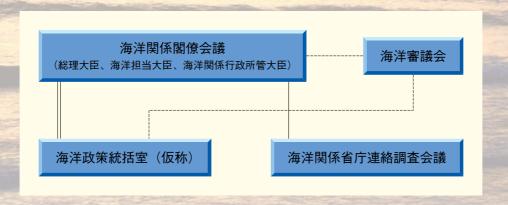
#### 提言 2 海洋政策策定、実行のための行政機構の整備

海洋管理の基本理念に沿って政策が策定、実行されるように、関係する多数の省庁にまたがる海洋政策の総合的検討、策定およびその推進のための任務と権限を有する有効な行政機構を整備すべきである。

- 2-1. 海洋政策の総合的検討, 策定とその推進のため, 次のような行政組織を整備すべきである。
  - [1] 海洋政策を包括的に策定し、実施するため、内閣に総理大臣を長、海洋担当大臣を副とし、海洋関係 行政を所管する各大臣からなる「海洋関係閣僚会議」を設置する。
  - [2] 「海洋担当大臣」を設ける。
  - [3] 内閣府に,総理大臣,海洋担当大臣を補佐し,海洋関係閣僚会議の事務を処理するため,「海洋政策統括室(仮称)」を設置する。
  - [4]海洋政策の策定,実施並びに各省庁が行う海洋関係行政の円滑な調整を図るため、閣僚会議の下部組織として「海洋関係省庁連絡調整会議」を設置し、海洋政策統括室(仮称)がこれを主宰する。

2-2. 海洋政策・行政の効果的展開を図るため、海洋審議会のような組織を総理大臣(または海洋関係閣僚会議)の諮問機関として設置すべきである。

〈参考〉以上を図示すると次のとおりである。



## 提言 3 総合的沿岸域管理の法制整備

"沿岸域"を海陸一体となった独自の自然的・社会的環境を持つ区域として認識し、その生態系の総合的な環境保全のシステムを考慮した、開発と環境の両立を目指す持続的な総合的沿岸域管理について、必要な法制整備を検討すべきである。

また,沿岸域の開発と利用,保全の当事者,受益者として,地域住民の役割を積極的に評価し,沿岸域管理政策の立案,実施,評価,再実施のサイクル的プロセスに積極的な市民参加を実現すべきである。

3-1. 沿岸域の環境の保護及び保全を図りつつ持続可能な開発,利用を行うために必要な総合的沿岸域管理のための法制整備をすべきである。

沿岸陸域と沿岸海域の一体性という沿岸域の特質を踏まえて、その持続的な利用と既存の海岸および沿岸域管理に関する個別の関連法制の総合調整を可能にする理念と手続を定める総合的沿岸域管理のための法制整備をすべきである。

前出の提案による「海洋基本法」の中で沿岸域の総合的管理に関する章を設けて行うのも一案である。

3-2. 総合的沿岸域管理は自治体が行うものとし、その範囲と管理方法を確立すべきである。

総合的沿岸域管理については、理念と指針を国が示し、関係自治体(都道府県および政令指定都市を中心として、関係市町村が参加)が、その開発、利用および保全について総合管理計画を策定して行うべきである。

沿岸域の範囲は、自然の系、生態系および自治体の管理の実効性を考慮して、基本的に次のようにするの が適当である。

海岸線方向については自然の系と生態系を、陸域・海域方向については、陸側は流域圏に係る市町村の行政境界を、海側は3海里(閉鎖性および半閉鎖性海域の場合は全海域)を基準として、国と関係自治体が関係者や有識者の意見を参考にして協議して定める。

3-3. 閉鎖性および半閉鎖海域については、その一体的性格が特に強いことを考慮して、総合管理体制を確立すべきである。

三大湾,瀬戸内海などの閉鎖性・半閉鎖性の海域とその沿岸陸域については,一般にその利用密度が高く,

また、相互に影響を受け易い環境条件下にあることを考慮して、これを一体的に捉えて総合的な開発、利用、 保全を行うために、総合的な管理体制を整備すべきである。

3-4. 沿岸域の開発の抑制と自然環境の回復について積極的に取り組むべきである。

沿岸域における埋め立ては最大限抑制するとともに、臨海部埋め立て地帯の工場跡地、利用の目途が立たない造成地、並びに流域圏における機能を喪失した構築物などについては、極力自然環境への復帰を促すべきである。

3-5. 沿岸域管理のサイクル的プロセスに、積極的な市民参加を実現すべきである。

当該沿岸域の地域住民,市民組織などは,沿岸域管理政策の立案,実施,評価,再実施に関して,その全プロセスについて「知る」権利を有しているとの考え方にもとづき,関連する諸情報への実質的なアクセスの権利を保障すべきであり,その全プロセスにおいて,可能な限り「参加」の機会を保障すべきである。

3-6. わが国にも「海洋保護区」制度を本格的に導入し、合理的な管理をすべきである。

わが国の沿岸域においては、自然公園法にもとづく海中公園地区が多数指定されており、また自然環境保全法による自然環境保全地域が西表島に1ヶ所指定されている。さらに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による生物種の保護制度も存在する。しかしながら、多様な生物が存在し、人類の生存基盤である海洋の生態系を保護するためには、これでは極めて不十分である。これらの諸制度をさらに一歩進めて、生息地として重要な海域、絶滅危惧種が生息する海域、貴重なサンゴ礁の存在する海域、湿地帯、干潟など適当な保護と管理を施す必要があると考えられる海域を「海洋保護区」として指定し、必要に応じて保護が必要な区域と利用する区域を区分するゾーニングなどの手法を用いて、合理的な管理を推進すべきである。

3-7. ミティゲーションの制度化について努力すべきである。

ミティゲーション(開発,利用の環境影響を回避,最小限化,または代償措置を講ずることを基本とする考え方)については、それが開発の免罪符として用いられることへの危惧や、効果測定の方法が確立していないこと等さまざまな問題点も指摘されている。しかし、ミティゲーションは、環境のこれ以上の悪化に対する歯止めの役割を果たす手法の一つとして、また、環境修復や望ましい環境の創造のためにも有用なものとして評価できるものであり、さらには、海洋開発の社会的コストを明らかにし、事業費の中に内部化する合理的な手法としても評価できると考えられるため、今後その問題点の解消に向けて一層の研究を積み重ねるとともに、その制度化に努力すべきである。

### 提言 4 水産資源の合理的な管理、漁業と他の海洋利用との調整

海洋資源の合理的かつ持続可能な開発の枠組みの中で、わが国周辺海域における水産資源の保存と管理、漁業の振興を一層図る必要がある。そのためには、漁業制度の近代化・合理化のための漁業協同組合や漁業権制度の 見直しを含めた抜本的制度改革を今後とも継続的に進めるべきである。

また、漁業と他の海洋利用との競合問題の調整や共存のための合理的な法制度の確立を図るとともに、漁業補償について、国民全般の支持を得ることのできる透明性と公正性を確保するための手続、手法の見直しを実施すべきである。

4-1. 水産資源の合理的な利用のため、一層の資源管理および資源回復・培養に努めるべきである。 国連海洋法条約の批准と排他的経済水域(EEZ)の設定に伴い、合理的な資源管理のためにわが国におい ても TAC (Total Allowable Catch) 制度が導入されたが、その対象魚種を漸次増やして一層の資源管理の推進を図るとともに、最近制定した「水産基本法」にもとづき、漁業の振興、水産資源の回復・培養、作り育てる漁業の振興などに一層努めるべきである。

4-2. 漁業の産業的発展のために、漁業関係法制の改革に取り組むべきである。

わが国の漁業は遠洋漁業の縮小に伴い,200海里 EEZ を中心とした周辺海域における沖合漁業ならびに沿岸漁業に重点が移行してきているが、上記の資源管理、資源培養のための施策と並行して、これら漁業の国際競争力のある産業としての振興、発展のために必要な法制整備を行うべきである。

戦後民主化の強い要請の中で確立した漁業協同組合制度や漁業権制度は、その後50年を経た今日のわが国の経済状況の下では、逆に産業としての漁業の合理化、競争力の強化を妨げている面もあり、漁業への参入の容易化を含む関係法制の継続的な見直しをすべきである。

4-3. 漁業補償に第三者機関による裁定方式の導入を検討すべきである。

漁業補償に関しては、補償基準と実態の乖離、消滅した漁業権の復活に伴う重複的な漁業補償等、その不透明性、公正性の欠如に対する非漁業者からの批判も強い。海の管理者として機能してきた漁業者の権利および漁業の振興という社会的価値と、国民共通の資源である海の合理的で持続的な利用の一層の促進という社会的価値を両立させ得るような、合理的で透明性の高い補償方式を導入すべきである。

その場合、補償基準と補償実態の著しい乖離を無くすような合理的な補償が可能になり、補償によって漁業の振興、水産資源の回復・培養、資源管理が一層充実するような新たな制度を構築すべきである。漁業補償の透明性を高めるために、第三者機関による勧告・裁定方式の導入も検討すべきである。

## 提言 5 排他的経済水域(EEZ)および大陸棚の総合的管理の具体化

わが国の排他的経済水域(EEZ)および大陸棚において、国連海洋法条約上の天然資源等に関する主権的権利 や科学的調査、海洋環境保護等に関する管轄権を十分に行使するための総合的な海洋管理政策の策定を急ぎ、そ の具体的展開を図るべきである。

また、EEZ および大陸棚について、境界画定に関する基本方針を定めて隣接国との協議等を進めるとともに、 EEZ および大陸棚に関する現行法の見直しを行い、わが国の海洋政策の具体的展開を推進するために必要な法 制整備を行うべきである。

5-1. EEZ および大陸棚の開発,利用,保全に関する総合的なわが国の海洋政策を策定すべきである。

国連海洋法条約を踏まえて、世界第6位と言われる広大なわが国のEEZ、および大陸棚の持続可能な開発、利用、保全を積極的に推進するため、総合的な海洋管理政策を策定すべきである。また、わが国のEEZ および大陸棚について、境界画定に関する基本方針を定めて隣接国と協議を進めるとともに、条件を満たせば最大350海里まで拡大可能な大陸棚の範囲の画定に必要な調査活動を一層強化し、その確定に努力すべきである。

5-2. EEZ および大陸棚に関する現行法の見直しを含めて、必要な法制整備を行うべきである。

国連海洋法条約が定めるわが国の EEZ および大陸棚に関する主権的権利および管轄権の行使,ならびに同時に要請されている義務の履行を誠実かつ包括的に実施するため,単に国内法令の適用を述べるにとどまる現行の「排他的経済水域 (EEZ) および大陸棚に関する法律」を見直すとともに,各種法制度の適用に関する具体的可能性の検討を踏まえて,総合的な海洋管理政策の推進のために必要な法制整備を行うべきである。

5-3. EEZ および大陸棚における天然資源等の調査, 開発, 保存および管理のための法制整備を早急に行うべきである。

EEZ および大陸棚における熱水鉱床、マンガン団塊、メタンハイドレート等の鉱物資源、エネルギー資源および生物資源の主権的権利および管轄権を明確にし、その調査、開発、保存および管理のための法制整備を早急に行うべきである。また、EEZ および大陸棚以遠の近海域においても、関係国と開発をめぐる調査、協力の体制を整えるべきである。

## 提言 6 海洋に関する青少年教育および学際的教育・研究の充実

国民の海に対する知識や理解の向上を図り、海との共生についてその積極的関心を喚起するため、海洋に関する教育・啓発、特に青少年に対する海洋教育の拡充を図るべきである。

また、海洋問題に総合的視点で取り組むため、自然科学系と社会科学、人文科学系の相互間を含む各分野の学際的研究と交流を促進するとともに、大学院レベルでの海洋管理に関する総合的な教育・研究システムを整備すべきである。

6-1. 初等・中等教育において、私たちの生存基盤である海に関する教育の充実を図るべきである。

わが国は海に囲まれ、海から様々な恩恵を受けているが、残念ながら青少年に対して海に関する教育をあまり行っていない。小、中、高等学校の教育カリキュラムに海に関する事項を取り入れるとともに、教材の 充実、教員の海に関する知識、理解の向上を図るべきである。

また,高等学校の「理科」で海洋科学の主要分野の基礎的事項を,「社会」で海洋利用の現状と問題点および持続可能な開発,利用について,学習できるようにすべきである。

6-2. 学校教育および社会教育において、積極的に海について知識、理解の向上を図る機会を増加すべきである。

海は、大きな自然であり、実際に触れて初めて理解できることも多い。学校内の教育だけで海に対する関心を高め、知識や理解の向上を図るには限界がある。このため、学校教育においては、総合的学習の時間などを活用し、また、地域社会や家庭においても「海の日」や夏休みなどの機会を活用して、フィールド学習の機会を強化するとともに、近郊の港、博物館、海洋研究機関あるいは海洋体験施設などへの見学、体験の機会を増加させるべきである。

6-3. 大学・大学院の海洋に関する教育・研究を学際的、社会的、国際的に開かれたものにすべきである。

海洋の諸問題は、相互に密接な関連を有し、全体として検討される必要があることを認識して、環境、生態系その他の総合的、学際的アプローチを必要とする問題への対応能力を培うため、自然科学部門内の各分野間はもちろんのこと、社会科学、人文科学との部門間を含む学際的教育・研究の充実を図るべきである。

また、海洋に関する教育・研究に、広く社会に出て行うインターンシップ制度を導入するとともに、産業界、行政、試験研究機関などに働きながら、海洋に関して講義を受け、研究することができるプログラムを整備すべきである。

さらに、海洋の国際的性格に鑑み、教授、学生の交流、単位の相互承認など内外の大学間の交流を促進し、 国際的に開かれた海洋教育の実現を図るべきである。

6-4. 海洋政策,海洋・沿岸域の総合管理などに関する高度な教育・研究の充実を図るべきである。

20世紀末に発効した国連海洋法条約の各国による実施が今世紀の大きな課題であることに鑑み、海洋法、海洋環境、資源管理、沿岸域総合管理など海洋の総合的管理に関する研究のための修士課程以上のコースを

設置するとともに、日本および世界各国の海洋政策、海洋法制等を研究するプログラムを編成すべきである。 また、海洋政策についてアカデミックな立場から総合的に分析、評価し、提言する海洋政策研究センター を設立すべきである。

## 【2001年度海洋管理研究会】

### 委員長

- 栗林 忠男 慶應義塾大学 法学部 教授·前法学部長
- 石 弘之 東京大学大学院 新領域創成科学研究科 (国際環境科学) 教授
- 宇多 高明 国土交通省 国土技術政策総合研究所 研究総務官
- 来生 新 横浜国立大学 国際社会科学研究科 教授
- 白石 隆 京都大学 東南アジア研究センター 教授
- 清野 聡子 東京大学大学院 総合文化研究科 広域システム科学科 助手
- 多屋 勝雄 東京水産大学 資源管理学科 教授
- 中原 裕幸 (社)海洋産業研究会 常務理事
- 林 司宣 早稲田大学 法学部 教授
- 村上 暦造 海上保安大学校 海上警察学講座 教授
- 秋山 昌廣 (財) シップ・アンド・オーシャン財団 会長
- 寺島 紘士 日本財団 常務理事

## 詳細は下記のアドレスを参照

http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2001/00888/mokuji.htm

## 「21世紀におけるわが国の海洋政策に関するアンケート調査」(要約)

2002年5月 日本財団

本アンケートは、日本財団の海洋政策に関する5つの提案に対して意見を求める形式で、平成13年末から14年 初めにかけて実施したものである。海洋政策に関係がある各界の434人に調査票を送付し、178人から回答を得た。 アンケート結果を要約すると次のとおりである。(なお、%は当該項目回答者総数に対する割合を示す。)

提案1 わが国としての海洋管理に関する基本理念を明示的なかたちで盛り込んだ政策大綱を策定し、内 外に表明すべきである。その策定にあたっては,国連海洋法条約や国連環境開発会議等に掲げられた国際 的な海洋管理の理念をとりこみ、かつ、わが国200海里排他的経済水域(EEZ)から沿岸域までを含むす べての海の範囲をカバーするべきである。

## 1)「わが国の海洋管理の理念および政策大綱を明確に表明すること」について

「是非とも必要である」 129 (72.9%)

「できればその方がよい」 42 (23.7%)

と圧倒的多数が海洋管理の理念および政策大綱の表明に積極的である。

## 2)「海洋管理に関する基本理念の内容」について(複数回答可)

「海洋環境の保全と両立した持続可能な開発利用 | 139 「200海里 EEZ の環境・資源に関する総合的調査・開発・利用・保全の長期計画策定」 112 「沿岸域を含む海洋の統合的管理」 99 「海洋国家宣言| 94 「国際協力 | 79

### 3) 「海洋管理の基本理念の表明方法」について

「政策大綱の策定と法整備 | 160 (94.1%)

と圧倒的に多い。

どのような法整備が望ましいかについては、

「海洋基本法の制定」 110 (65.9%)

「EEZ・大陸棚と沿岸域それぞれの基本法制定」 50 (29.9%)

となっている。

提案2 海洋は地球の生命維持システムの不可欠な構成要素であり、その開発利用にあたっては環境に十 分配慮した持続可能な開発利用を目指すことが重要である。そのため、上記のような海洋管理の理念に沿 って政策実行がなされるように、関係する多数の省庁にまたがった海洋政策の総合的検討、策定とその推 進のための任務と権限を有する有効な行政機構を整備すべきである。

## 1)「海洋政策実行のための恒常的な行改組織等の必要性」について

「新しい行政組織が是非必要 72 (41.1%)

「できればあった方が良い」 41 (23.4%) 「現行組織を改革して対応すべき」 38 (21.7%) と圧倒的多数が新しい行政組織の設置または現行組織の改革を支持している。

2) 「新しい行政組織の設置又は現行組織の改革の具体的内容」について(複数回答可)

「海洋庁を適当な省の外局として創設」 59 (内25が内閣府の外局と回答) [海洋省を創設] 36 [内閣府に常設の海洋関係部局 (例:海洋問題対策室 (仮称))を設置」 30 [総理大臣を長とする関係閣僚会議を設置」 26 [政策調整権限を有する新しい省庁間常設機関を設置」 26 [海洋問題担当大臣を設置] 25

3)「総理府海洋開発審議会の文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会への衣替え」について

「政策大綱立案,政策実施状況評価等の機能を有する機関とすべき」 68 (40.2%) 「明らかに格下げ、旧審議会レベルへ戻すべき」 44 (26.0%) と諮問機関の強化を求める声が大きい。

提案 3 "沿岸域"を海陸一体の独立した生態系として認識し、総合的な環境保全のシステムを考慮した、開発と環境の両立を目指す総合的沿岸域管理について、必要な法制整備を検討すべきである。また、沿岸域の開発、利用、保全の当事者、受益者として、これまでその役割を充分に評価されていなかった地域住民の役割を積極的に評価し、沿岸域管理政策の立案、実施、評価、再実施のサイクル的プロセスに積極的な市民参加を実現すべきである。

1)「沿岸域の総合的管理のための法整備(例:総合的沿岸域管理法) について

「是非,総合的な法の整備が必要」 110 (64.0%) 「できれば総合的な法を整備したほうが良い」 49 (28.5%) と総合的な法の整備を求める声が圧倒的に多い。

2) 「沿岸域の対象範囲を定める基準」について

海側は,

「海岸線からの距離」 68 (41.2%) (内12海里領海が42, 3 海里が10)

「海域毎に国と協議して自治体が判断」 47 (28.5%)

が上位を占めた。

陸側は,

「流域圏のような自然の系に着目して定める」 118 (85.5%)

と圧倒的多数を占め,

「海岸線からの距離 20 (14.5%)

であった。

## 3)「沿岸域の管理主体」について

「一定の区分にしたがって国と自治体が分担」 68 (41.2%) が一番多く,

「指定海域以外の一般海域は国」 46 (27.9%) 「一般海域は自治体」 21 (12.7%) 「指定海域も一般海域も一体的に自治体」 20 (12.1%) となっている。

「国と自治体が分担」する時の区分についての枝設問に対しては,

「3海里までは自治体, それ以遠は国」 31 「自治体, 国が協議してそれぞれ管理」 24 「12海里領海までは自治体, それ以遠は国」 6 であった。

## 4) 「三大湾および瀬戸内海に一般論と異なる扱いが必要か」について

「一元的管理が是非必要」 98 (58.7%) 「できれば必要」 36 (21.6%) と大多数が一元的管理が必要と回答している。

「どのような扱いが好ましいか」については、

「単一の管理主体を新設」 75 (48.1%) 「現行の管理機関の上位に調整機関を新設」 37 (23.7%) となっている。

#### 5) 「ミチゲーションの導入」について

「導入する必要がある」 150 (88.2%) と圧倒的多数がミチゲーションの導入を支持している。

#### 6) 「沿岸域の総合的管理を推進するため、すべての関係者と協議すべき」について

「すべての関係者を参加させるべき」 77 (45.6%) 「強い関係を有しないものについては必要に応じて参考意見を求める」 54 (32.0%) 「ケースバイケースで処理」 32 (18.9%) の順となった。

しかし、「強い関係を有しないものは、参加しなくてよい」は4 (2.4%) に過ぎず、沿岸域の総合的管理により広く関係者の意見を求めるべきという考え方が浸透してきている。

### 7) 「開発、利用を禁止又は制限する海洋保護区域の設定」について

「是非とも必要」 55 (32.0%) 「設定が必要」 72 (41.9%)

と法制上の海洋保護区域の設定が必要とする意見が大多数を占めた。

「海洋保護区域の必要な理由」について(複数回答可)は,

「生息地として重要な海域」 102

「これ以上開発すると深刻な環境破壊が想定される海域」 96

「絶滅危惧種の棲息する海域」 91

「貴重な海中・海上景観資源の存在する海域」 88

となっている。

「どのような方策で設定するか」については、 「新しい法律制定」が84(75.0%)で大多数を占め、 「現行自然公園法に基づく海中公園指定の内容強化」 25 (22.3%) であった。

提案 4 漁業と他の海洋利用との競合問題の調整、ならびに漁業振興、漁業協調を一層図るための合理的 な法制度の確立を急ぐべきである。その場合、漁業補償問題についても抜本的な改革を講じることが望ま しい。

## 1)「漁業権制度についてどう考えるか」について

「必要と認めるが一定の改革が必要」 105 (64.0%)

「実害補償を除いて一切廃止」

17 (10.4%)

と漁業権に対する批判的見方が大多数である。

「一定の役割を果たしているから尊重すべき」は33 (20.1%) であった。

「どのような漁業権の改革が必要か」との枝設問については、

「新しい海域利用権制度の導入とその中での漁業権の位置付け|

66 (50.8%)

「明治期に見られたような免許料、海面使用料制度の導入」

11 (8.5%)

と約6割がかなり抜本的な改革を望んでいる。

「漁業補償額の決定の仕方の改革」は

34 (26.2%)

であった。

#### 2)「漁業補償についてどう考えるか」について(複数回答可)

「第三者機関の裁定等による決定方式の採用」 81

「合理的基準ならば容認できる」 54

「漁業振興に全額用いられるよう制度改革すべき」 33

「実害補償以外は不要」 25

提案 5 国民の海に対する知識や理解の向上を図り,海との共生についてその積極的関心を喚起するため, 海洋に関する教育・啓発、特に青少年に対する海洋教育の拡充を図るべきである。また、海洋問題に総合 的視点で取り組むため、自然科学系と社会科学、人文科学系の相互間を含む各分野の学際的研究と交流を 促進するとともに、大学院レベルでの海洋管理に関する総合的な研究、教育システムを整備すべきである。

## 1)「小・中・高等学校教育における海洋教育」について(複数回答可)

「カリキュラムでもっと海について取り上げる」 133 「総合学習の時間を利用してフィールド学習の強化を」 119 「高校の理科に海洋の基礎知識、社会に海洋利用の現状と問題点を盛り込む」 110 「教員の海に関する知識・理解の向上を図るべき」 107

2)「大学レベル	レにおける海洋	教育」につい	いて (複数回答可)
e			

「自然・社会・人文科学系の各分野の学際的研究カリキュラムの充実」	87
「自然科学部門と社会科学部門との学際的教育、交流の充実」	87
「屋外、フィールド教育のウェイトをもっと高く」	74
「大学以上の教育に漁業,行政,NGO,企業等の関係者の知識経験を活用」	74
「自然科学部門の学生、院生に社会科学部門科目の履修、およびその逆を」	62

## 3)「大学院レベルにおける海洋教育」について(複数回答可)

「海洋法条約、アジェンダ21、総合的沿岸域管理等を研究する修士課程以上のコースの設置」	114
「各国の海洋政策、法制、産業、科学技術政策等の修士課程以上のカリキュラム編成」	105
「産業、行政、研究機関に働きつつ受講・研究できる大学院のカリキュラムの整備」	80

なお、各選択式設問の末尾に意見、コメントの自由記入欄を設けたところ、延べ1064件の記入があった。 詳細については、日本財団電子図書館にて参照可能である。

## 詳細は下記のアドレスを参照

http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2001/00889/contents/00002.htm

## 8 沿岸域総合管理研究会提言(抜粋)

2003年3月

はじめに (略)

- 1. 沿岸域に対する基本認識(項目のみ)
- (1) 自然環境の中での沿岸域
- (2) 人と沿岸域との関わり
- (3) 本提言作成の趣旨

## 2. 沿岸域管理に関するこれまでの取組

沿岸域では、産業、物流、生活、レジャーなど各分野において秩序ある利用が求められる一方、これまで人の利用や防災対策のために、人の手により多くの改変がなされてきた。また、干潟、藻場、砂浜の保全など環境問題への対応も課題となってきた。このため、沿岸域管理のあるべき姿に関しては、従来よりさまざまな機関で検討が行われてきた。

特に近年の取組として、国においては、平成10年の全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の中で、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定・推進することを定め、これに基づいて平成12年に「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定している。また、平成13年6月に国土交通省河川局では「沿岸域管理研究会提言」をとりまとめている。

その他の機関においては、「沿岸域の持続的な利用と環境保全のための提言」(平成12年12月日本沿岸域学会)、「21世紀における我が国の海洋政策に関する提言」(平成14年5月日本財団)などが出されている。

法制度面では、海岸法が平成11年に改正され、従来の法目的である防護に加えて環境と利用の観点が追加され、防護・環境・利用が調和した海岸づくりを目指して整備が進められている。さらに、施設整備といったハード対策に加えて、ハザードマップ作成支援などのソフト対策も鋭意進められている。また、港湾法が平成12年に改正され、法目的に「環境の保全に配慮しつつ」港湾の整備等を図る旨が明記され、港湾の整備等において配慮すべき環境の保全に関する取組が強化されている。

特に閉鎖性水域については、人の活動が環境に与える影響が大きく、利用に関する要請も高いことから、環境保全や水域全体の利用調整に関する取組が行われている。東京湾、伊勢湾、瀬戸内海(大阪湾を含む)については、水質の汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、陸域から流入する汚濁負荷量の総量を削減する措置が図られている。瀬戸内海(大阪湾を含む)については、環境の保全を図るため、汚水等を排出する施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等の特別な措置を

講じる,瀬戸内海環境保全特別措置法が制定されている。有明海及び八代海についても,深刻な漁業被害の発生を契機として,環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を促進する等の特別な措置を講じる,有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律が新たに制定された。その他,環境,防災,国際化等の観点から都市の再生を目指した都市再生プロジェクトの中で,大都市圏の「海の再生」を図ることとされ,先行的に東京湾において対応を図ることとし,関係機関の連携により,東京湾再生推進会議が設置され,水質改善のための先進的な取組が行われている。さらに,湾内に港湾が隣接して存在している東京湾,伊勢湾,大阪湾については,各港湾相互間の役割分担や連携を図る必要があることから,国及び関係港湾管理者の連携により「港湾計画の基本構想」が策定され,広域的な観点から各港の開発,利用及び保全が行われている。

## 3. 沿岸域管理における問題点(項目のみ)

- (1) 利用と環境の問題
  - ① 水質汚濁
  - ② 船舶事故による油流出
  - ③ 海岸漂着ゴミ
  - 4 海岸侵食
  - ⑤ 干潟等の減少
  - ⑥ 海岸利用による生態系への影響
- (2)利用における問題
  - ⑦ レジャー利用と漁業の輻輳
  - ⑧ レジャー利用同士の輻輳
  - ⑨ プレジャーボート等の放置
  - ⑩ 臨海部の土地利用の問題
- (3) 防災対策と環境の問題
  - ① 海岸整備等による生態系への影響
- (4) 防災対策と利用の問題
  - ② 海岸構造物によるレジャー利用への影響
  - ③ 護岸,離岸堤等の整備による景観の悪化

## (5) 防災対策における問題

## 14 防災対策の遅れ

## 4. 沿岸域に関する取組における課題と必要な対応

上記のように、依然として沿岸域ではさまざまな問題が残されており、その現状は深刻な状態にまで来ていると言っても過言ではない。

沿岸域における問題事例毎に、現在の制度やこれまでの取組を整理し、その評価を行った結果、以下のような 共通の課題が存在しており、それぞれに適切な対応が必要である。

### ① 責任の所在が不明確であったのではないか

沿岸域においては、管理者が存在しない海域があるなど、管理体制が整っていない部分があり、問題が発生 した場合、その処理責任主体が不明確になっている。今後は、問題毎に責任主体を明確化していく必要がある。

#### ② 施策の実施主体の連携が不足していたのではないか

各々の問題に対して、各施策実施主体が個々に対応してきたため、責任の所在が不明確になる部分が生じるなど、施策の効果を十分に発揮させることができなかった。

今後は、行政はもとより、研究者、地域住民、利用者、NPO等の関係者間の連携を図り、適切な役割分担のもとに施策を実施していく必要がある。その際、地域住民やNPO等が行う活動に対しての支援を検討する必要がある。

#### ③ 地域住民や利用者との合意形成が十分ではなかったのではないか

事業の計画段階から工事実施に至る各段階において、地域住民や利用者等に対する説明や対話の不足により、 地域住民等との十分な合意形成が図れないまま事業が実施された場合が見られた。今後は、地域住民や利用者 と十分な合意形成を図り、地域住民や利用者の利便性や満足度が高い事業を実施する必要がある。

#### 4 広域的な影響の考慮が十分ではなかったのではないか

局部的な開発や構造物の設置が水質の悪化や海岸侵食に影響を与えたり、海砂利採取が環境の悪化や海岸侵食の一因となるなど、広域的な影響に十分な配慮がなされてこなかった。今後は、研究者の協力も得ながら他分野への影響も含めて十分な調査・検討を行うとともに、関係機関と十分に調整していく必要がある。

### ⑤ 開発や防災を優先して環境への配慮が十分ではなかったのではないか

これまで実施してきた防災対策や臨海部の開発は、その必要性が明らかで一定の効果を上げており、環境への影響にも配慮してきたが、代償として失った自然海岸や干潟等の自然環境も多い。今後は、これまで以上に環境を重視し自然と共生する取組が必要である。

### ⑥ 沿岸域における情報が不足していたのではないか

沿岸域における環境調査結果等の基礎的情報や生態系の特徴など環境の自然科学的な情報、水域の利用状況などの社会科学的な情報が不足していたために、環境との調和が十分に図られてこなかった面がある。今後は、環境情報をはじめ沿岸域に関する情報の収集・整理・管理体制を整備するとともに、自然科学的研究を促進していく必要がある。

## 5. 沿岸域の総合的な管理の基本的方向

以上のようなさまざまな問題が顕在化し、対応が必要である沿岸域において、従来のような単一の事業・施策、単一の施策目的、単一の事業主体による対応では、一定の目的は果たすものの、望ましい沿岸域の形成のためには不十分である。

例えば、東京湾においては、流入する窒素・りん等による湾内の富栄養化の進行に伴い赤潮や青潮等の発生が みられ、生物生息に多大な影響をもたらすとともに、漂着ゴミの問題など沿岸域における環境の悪化が問題となっている。また、背後の陸域には多くの人命や財産が集積しており、いわゆる「ゼロ・メートル地帯」を中心と した防災対策の強化が必要になっている。さらに、位置的に近接する湾内の中枢国際港湾への港湾貨物の集中に より、海上交通に過度に負荷がかかるとともに、空港の整備等の新たな利用要請も生じている。こうしたことか ら、環境・利用・防災の各分野において、総合的な管理の必要性が生じている。

このため、総合的な視点に立った沿岸域管理が必要であり、良好な環境の形成、安全の確保及び多面的な利用の調整を図るとともに、多様な関係者の参画により、「白砂青松」や「渚」などの言葉で表されるような自然の魅力ある空間や東京都の臨海副都心などのような都市の臨海部における水際線を活用した魅力ある空間など、地域の特性に応じた、「美しく、安全で、生き生きした沿岸域」を現世代から次世代へ引き継いでいくことを目標として、以下の視点で各種施策を実施していくべきである。

#### ① 施策の実施主体の協働

行政、研究者、地域住民、利用者、NPO等当該地域に関わる多様な関係者が、施策の検討及び実施、実施した施策の評価に参加する。その際、地域住民、NPO等に対しては十分な情報を提供する必要がある。また、施策の実施にあたっては、関係者間で十分な調整を行い、問題に応じて適切な役割分担を図ったうえで効果的・効率的に施策を実施する。また、NPOや民間企業などの積極的な関与を促す仕組みの制度化などの新たな施策を実施する。

#### ② 相互に関連のある問題に対する包括的な施策の実施

さまざまな要因が密接に関連して生じている水質汚濁や海岸侵食等の問題に対しては、総合的な水質保全対策や土砂管理対策など広域的かつ多面的に対策の検討を行い、効果的な施策を実施する。

#### ③ 個別法の法目的や適用範囲の拡大

沿岸域で生じている問題の中で、既存の法令の改正や適用範囲の拡大により対応が可能なものについては、 速やかに検討を始め、拡大を図る。

#### ④ 制度の空白部分の一体的管理

沿岸域で生じている問題の中で、自由使用を原則として認めつつ使用の制限を加える仕組みがない一般海域 (法令により規定された区域以外の海域)の管理の問題など既存の法令やその適用範囲の拡大では対応が不可 能なものについては、立法的な解決の必要性を指摘しつつ、当面の対応として地方公共団体による条例制定な どにより対応を図る。

## ⑤ 沿岸域の新たな活用のための施策の展開

人々がこれまでさまざまな形で恩恵を受けてきた沿岸域に対して、国民のより一層の理解を得るためにも、 環境の保全に十分配慮した上で、賦存する膨大な自然エネルギーを有効に活用するなど、多様な活用を促進す る施策を展開する。

## ⑥ 関係者間での情報共有と国民への情報提供

沿岸域の総合的な管理を図るためには、関係する機関が保有するさまざまな情報を有効に活用することが不可欠であり、研究者や NPO 等を含む関係者間で情報の共有化を図る必要がある。また、説明会、ホームページ、パンフレット等のあらゆる手段を用いて、沿岸域に関わる情報を国民へ広く公開し、要請に応える必要がある。

## 6. 個別問題の解決のための施策(略)

(項目は3. と同じ)

## 7. 沿岸域の総合的な管理に向けて

本研究会では、短期的に対応が必要な具体的な問題事例を出発点に、沿岸域の総合的な管理の基本的方向や具体的な施策について検討してきたが、長期的課題も含めた沿岸域の総合的な管理のためには、あわせて以下の取組を実施するべきである。

## (1) 沿岸域の総合的な管理のための計画の策定

沿岸域行政の実施にあたっては、地域毎に地理的条件、社会的条件、自然環境条件等が異なることを踏まえながら、一体的に管理すべき沿岸域毎に多様な関係者からの要請を調整しつつ進める必要がある。そのため、沿岸域の総合的な管理のための施策実施に向けて、国は、地方公共団体等による沿岸域圏総合管理計画の策定を今後も促進すべきである。

#### (2) 施策の推進体制

沿岸域に関する問題は各地域の実態に即した対応が必要である。本提言に示した施策の実施にあたっては、行政が主体となって各地域において多様な関係者が参画する協議会などを設置し、施策の具体化の検討、施策の実施、実施した施策の評価を行うべきである。なお、協議会では、必要に応じて、沿岸域圏総合管理計画案の提案や計画の見直しの提案も行うべきである。

また,国においては,沿岸域の総合的な管理に向けて,必要な体制の検討を行うべきである。その中で,国と 地方の連携を密にしながら,新たな問題に対する施策の検討や,本提言に示した施策の評価及び見直しなどを行 うべきである。

#### おわりに

本提言は、沿岸域の総合的な管理に向けて、国土交通省が所管する事項に関する施策を主にまとめたものであるが、沿岸域に関する問題は多様な関係者が存在しており、今後、関係する省庁と積極的に連携を図りつつ施策を実施していくことが必要である。

また、本提言では、既存の法令などの適用範囲外となる問題については、短期的な対応として個別法の適用範囲の拡大等、個別の実効的な施策により対応することとしているが、将来的には、これらの個別施策の実施成果

を沿岸域を総合的に管理する新たな法制度の制定に結びつけていくべきと考える。

そのためには、国民一人一人が自分たちの海や海岸であることを認識するとともに、沿岸域の問題を広く国民に理解してもらうことが重要であることから、沿岸域の現状や施策の実施状況等を広く公開するなど、国民的な 議論を一層活発化させていくことが必要である。

## 詳細は下記のアドレスを参照

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/kondankai/engan/teigen.pdf

# 9 EU 構成国の沿岸域管理に関する行政機関と主要な法制度実施計画

1998年 5 月欧州委員会環境総局

国 名	主要監督責任当局	主要沿岸域法	実施計画
ドイツ	<ul><li>連邦環境・自然保護・原子力 安全省</li></ul>	<ul> <li>連邦自然保護法</li> <li>連邦地域計画法</li> <li>連邦建設法典</li> <li>環境影響評価法</li> <li>水管理法</li> <li>廃水処理法</li> <li>連邦排出管理法</li> <li>廃棄物法</li> <li>連邦土壌保護法</li> <li>環境情報公開法</li> <li>環境責任法</li> </ul>	
ギリシャ	<ul> <li>環境・物的施設計画・公共事業省</li> <li>商船省</li> <li>農務省</li> <li>沿岸域及び小島嶼持続的開発委員会</li> </ul>	<ul><li>海岸法(1940)</li><li>都市開発拡大法(1983)</li><li>地域計画開発法(1976)</li></ul>	
アイルランド	<ul> <li>海洋自然資源省</li> <li>環境・地方自治体省</li> <li>芸術・文化遺産・伝統的アイルランド語保存・諸島省</li> </ul>	<ul> <li>沿岸保護法(1963)</li> <li>大陸棚法(1968)</li> <li>海洋投棄法(1996)</li> <li>環境保護庁法(1992)</li> <li>欧州共同体(環境影響評価)規則(1989)</li> <li>欧州共同体(自然生息地)規則(1997)</li> <li>漁業法(1959-1998)</li> <li>海浜法(1933-1998)</li> <li>港湾法(1996)</li> <li>地方自治体(計画及び開発)法(1963-1998)</li> <li>鉱物開発法(1940-1995)</li> <li>海洋汚濁法(1991)</li> <li>廃棄物管理法(1996)</li> <li>水質汚濁法(1977-1990)</li> <li>野生動物法(1976)</li> </ul>	
ベルギー	<ul> <li>農務省(自然保存および海洋生物資源)</li> <li>通信省(海上輸送)</li> <li>経済省(海底資源)</li> <li>国防省(海洋汚染対策)</li> <li>保健・環境省</li> </ul>		
デンマーク	●環境・エネルギー省	<ul><li>計画法 (1992)</li><li>自然保護法 (1994)</li></ul>	

フィンランド	<ul> <li>環境省(国家環境政策)</li> <li>農業・森林省(水資源)</li> <li>整備住宅整備省(可航水域の計画および管理)</li> <li>国土開発・環境省(環境保護および自然保存)</li> <li>農業漁業省(農業および漁業)</li> </ul>	<ul> <li>建設法(1958年制定,1997年改正,2000年国土利用建設法へ全面改正)</li> <li>自然保護法(1996)</li> <li>都市計画法典</li> <li>沿岸域法(1986)</li> <li>海洋利用計画(1983)</li> </ul>	• 海洋利用計画
( f 11 =	<ul><li>●海洋局</li><li>●沿岸域保存</li></ul>	4L(=) -H- (1010)	
イタリア	<ul><li>環境省</li><li>運輸航行省</li></ul>	<ul> <li>航行法典(1942)</li> <li>海洋保護法(1982)</li> <li>特定環境の保全価値ある地域保護法(1985)</li> <li>土壌汚染防止法(1989)</li> <li>保護区法(1991)</li> <li>水資源法(1994)</li> </ul>	
オランダ	<ul><li>● 住宅・国土計画・環境省</li><li>● 運輸・公共事業・水管理省</li><li>● 農業・自然管理・水産省</li></ul>	<ul> <li>環境保護法</li> <li>国土計画法</li> <li>自然保護法</li> <li>水管理法</li> <li>表層水汚染法</li> <li>干拓・堤防建築法</li> <li>漁業法</li> <li>掘削法</li> <li>船舶交通法</li> </ul>	
ポルトガル	<ul><li>環境・天然資源省</li></ul>	<ul><li>開発・建設政令(1971)</li><li>欧州沿岸憲章に関する政令(1990)</li><li>沿岸帯分類計画政令(1993)</li></ul>	
スペイン	●環境省	● 海岸法(1988)	● 沿岸計画
スウェーデン	●環境省	<ul><li>環境法典 (1998)</li><li>環境法 (案) (1998)</li><li>開発・建設法</li></ul>	

イギリス	● 環境・運輸・地方省	● 沿岸保護法(1949)	
	● 農水食糧省	● 自然生息地保護規則(1994)	
		●王領地法(1961)	
		● 造船所港湾規制法(1865)	
		● 環境法(1995)	
		● 大陸棚法(1964)	
		● 環境保護法(1990)	
		● 漁業法(1981)	
		● 漁業制限法(1976)	
		<ul><li>食糧・環境保護法(1985)</li></ul>	
		●港湾法(1964)	
		●港湾・埠頭・桟橋条項法(1847)	
		●農地排水法(1991)	
		● 商船法(1995)	
		● 商船及び海上保安法(1997)	
		● 石油法(1998)	
		● 水先人法(1987)	
		● 軍事遺跡保存法(1986)	
		● 難破船保護法(1973)	
		●鮭及び淡水域漁業に関する法	
		(1975)	
		● 海洋漁業法(1968)	
		<ul><li>毎洋漁業規制法(1966)</li></ul>	
		●甲殻類に関する海洋漁業法(1967)	
		●野生生物保護に関する海洋漁業法	
		(1992)	
		●海洋魚類保護法(1967)	
		●都市・農村計画法(1990)	
		<ul><li>イングランドおよびウェールズに</li></ul>	
		おける環境影響評価に関する都市	
		・農村計画規則(1999)	
		● 水事業法(1991)	
		● 水資源法(1991)	
		●野生生物及び農村地域に関する法	
		(1981)	
	1	(SOF 海洋)	女策研究所仮訳)
		(501 (四件)	~/\r\n/  /U//  /\r\n/\/

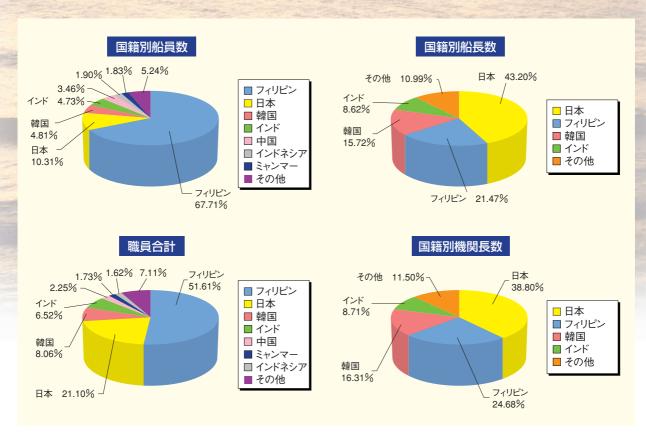
## 詳細は下記のアドレスを参照

http://europa.eu.int/comm/environment/iczm/doc9805.pdf

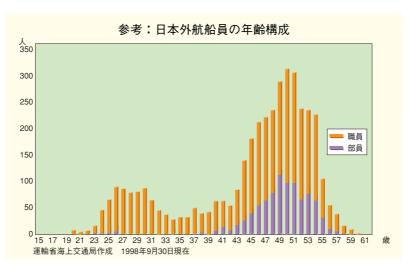
## 10 日本商船隊の船員構成

(日本財団「日本の外航海運の現況に関する調査について」より)

2003年 4 月



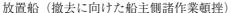




## 11 放置座礁外国船の状況

2003年7月





- ① S61. 8.26 沖縄県浦添市:パナマ貨物船 TATONG
- ② S62. 3.20 静岡県加茂郡南伊豆町:シンガポール貨物船 EIKI MARU No.16
- ③ H 3.10.30 沖縄県西表島竹冨町:パナマ貨物船 SIENKIEWICZ
- ④ H 4.12.27 北海道根室市:ロシア貨物船 DRUZHBA
- ⑤ H 5. 5. 3 鹿児島県種子島中種子町:パナマ貨物船 NUGGETS No.7
- ⑥ H 6. 8. 2 大分県南海部郡浦江町深島:ベリーズ曳船 長生3号
- ⑦ H 8. 8.13 鹿児島県大島郡瀬戸内町:ベリーズ冷凍運搬船
- ⑧ H11.12. 7 北海道根室市:ロシア貨物船 MRS-150-346
- ⑨ H12. 2.27 長崎県西彼杵郡野母崎町樺島:韓国クレーン台船
- ⑩ H15. 4.18 北海道根室市:ロシア水産物運搬船 RS1978

出典 海上保安庁

## 詳細は下記のアドレスを参照

3

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/10/100702\_.html

## 12 「陸上活動からの海洋環境の保護に関するモントリオール宣言」(概要)

2001年11月

#### 前 文

われわれ政府代表は、国際金融機関、国際機関、地域組織、民間部門、非政府組織(NGO)、その他の利害関係者、主な団体による貴重な支援ならびに代表者の同意の下、2001年11月26日から30日の間、「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)実施に関する第1回政府間レビュー会合」に出席すべく、カナダのモントリオールに集まった。

#### GPA の強化

- ・地方、国家、地域および国際レベル等での活動計画等に GPA の目的、目標およびガイダンスを組み入れること
- ・利害関係者間の協力と活動のために、地域海計画の組織の権限を強化すること
- ・既存の地域海組織間の協力を促進させること
- ・国連の機関および国際金融機関は、世界行動計画の目的を各々の作業計画に組み入れること

#### 海洋及び沿岸のガバナンス

- ・河川管理者、港湾管理者、沿岸域管理者の連携強化等のために適切な措置を講じること
- ・統合的な意思決定のための科学的情報の取得、活用のため、国、地方機関の能力向上を図ること
- ・地域海計画を強化し、GPAの実施、他の地域機関との連携強化等における調整と協調のモデルとすること

#### GPA の資金確保

- ・陸上活動の汚染源に対する対策等の特定、評価のための国、地方機関の能力向上を図ること。
- ・国際金融機関及び地域開発銀行等は、GPA実施のための資金確保を促進すること。
- ・税、補助金のような資金確保手段を含めた国内政策のプラス、マイナスの影響を適切に考慮すること

### その他

- ・各国は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)を批准し、化学物質管理における 国際協力の拡大の必要性を強調すること
- ・資源の有効性を考慮し、より強化されたレベルでプログラムを実施することを奨励すること
- ・世界行動計画の第1回政府間レビュー会合の成果が,アジェンダ21(Agenda21)の実施に貴重な貢献であることを留意すること

#### 詳細は下記のアドレスを参照

http://www.env.go.jp/press/file\_view.php3?serial=3015&hou\_id=3004

# 参 照 一 覧

官公庁			
首相官邸	http://www.kantei.go.jp/index.html		
官公庁 Web Servers	http://www.kantei.go.jp/jp/link/server_j.html		
内閣官房	http://www.cas.go.jp/index.html		
内閣府	http://www.cao.go.jp/		
防衛庁	http://www.jda.go.jp/		
総務省	http://www.soumu.go.jp/		
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html		
文部科学省	http://www.mext.go.jp/		
農林水産省	http://www.maff.go.jp/		
水産庁	http://www.jfa.maff.go.jp/index.html		
経済産業省	http://www.meti.go.jp/		
資源エネルギー庁	http://www.enecho.meti.go.jp/		
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/		
気象庁	http://www.jma.go.jp/JMA_HP/jma/index.html		
海上保安庁	http://www.kaiho.mlit.go.jp/		
海上保安庁海洋情報部	http://wwwl.kaiho.mlit.go.jp/		
日本海洋データセンター	http://www.jodc.go.jp/index_j.html		
海難審判庁	http://www.mlit.go.jp/maia/index.htm		
国土地理院	http://www.gsi.go.jp/		
環境省	http://www.env.go.jp/		

研究機関			
宇宙航空研究開発機構 JAXA(旧 NASDA, ISAS, NAL)	http://www.jaxa.jp/		
独立行政法人海上技術安全研究所	http://www.nmri.go.jp/		
独立行政法人海上災害防止センター	http://www.mdpc.or.jp/		
海洋科学技術センター	http://www.jamstec.go.jp/jamstec-j/index-j.html		
気象研究所	http://www.mri-jma.go.jp/Welcome-sjis.html		
独立行政法人港湾空港技術研究所	http://www.pari.go.jp/		
国土技術政策総合研究所	http://www.nilim.go.jp/		
独立行政法人国立環境研究所	http://www.nies.go.jp/index-j.html		
国立極地研究所	http://www.nipr.ac.jp/japan/index.html		
国立情報学研究所	http://www.nii.ac.jp/els/els-j.html		
独立行政法人産業技術総合研究所	http://www.aist.go.jp/index_j.html		
独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター	http://www.aist.go.jp/GSJ/HomePageJP.html		
独立行政法人水産総合研究センター	http://www.fra.affrc.go.jp/		
独立行政法人水産総合研究センター開発調査部 (旧 JAMARC)	http://www.jamarc.go.jp/		
地球科学技術総合推進機構	http://www.esto.or.jp/		
地球フロンティア研究システム	http://www.jamstec.go.jp/frsgc/jp/		
独立行政法人通信総合研究所	http://www.crl.go.jp/overview/index-J.html		
独立行政法人土木研究所	http://www.pwri.go.jp/		
防衛研究所	http://www.nids.go.jp/		
独立行政法人防災科学技術研究所	http://www.bosai.go.jp/jindex.html		

大学附属研究機関			
北海道大学低温科学研究所	http://www.lowtem.hokudai.ac.jp/		
北海道大学北方生物圏フィールド科学センター	http://www.hokudai.ac.jp/agricu/organization/index.html		
東北大学大気海洋変動観測研究センター	http://caos-a.geophys.tohoku.ac.jp/		
東北大学地震・噴火予知研究観測センター	http://aob-new.aob.geophys.tohoku.ac.jp/index.html		
千葉大学海洋バイオシステム研究センター	http://www-es.s.chiba-u.ac.jp/kominato/		
東京大学海洋研究所国際沿岸海洋研究センター (旧大槌臨海研究センター)	http://omrc.ori.u-tokyo.ac.jp/		
東京大学地震研究所	http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/Jhome.html		
東京大学生産技術研究所	http://www.iis.u-tokyo.ac.jp/		
東海大学海洋研究所	http://www.iord.u-tokai.ac.jp/		
近畿大学水産研究所	http://www.nara.kindai.ac.jp/kenkyusyo/suisan_kenkyusyo/		
京都大学フィールド科学教育研究センター 海域ステーション瀬戸臨海実験場	http://www.seto.kais.kyoto-u.ac.jp/		
京都大学フィールド科学教育研究センター 海域ステーション舞鶴水産実験場	http://www.maizuru.marine.kais.kyoto-u.ac.jp/		
高知大学海洋生物教育研究センター	http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kaiyo/		
九州大学大学院理学府附属臨海実験場	http://www.science.scc.kyushu-u.ac.jp/ambl/nihongo/index.html		
佐賀大学海洋エネルギー研究センター	http://www.otec.saga-u.ac.jp/index.html		

海洋関係団体				
海と渚環境美化推進機構(マリンブルー21)	http://www.marineblue.or.jp/			
海事産業研究所	http://www.jamri.or.jp/			
海上保安協会	http://www.jcga.or.jp/top.html			
海洋産業研究会	http://www2u.biglobe.ne.jp/~RIOE/			
海洋水産システム協会	http://www.systemkyokai.or.jp/			
海洋生物環境研究所	http://www.kaiseiken.or.jp/			
海洋調査協会	http://www.jamsa.or.jp/			
河川環境管理財団	http://www.kasen.or.jp/			
環境事業団	http://www.jec.go.jp/			
環日本海環境協力センター	http://www.interq.or.jp/white/ishiyama/index.htm			
漁業情報サービスセンター	http://www.jafic.or.jp/			
漁港漁場漁村技術研究所	http://www.jific.or.jp/			
金属鉱業事業団	http://www.mmaj.go.jp/flash/index.html			
港湾空間高度化環境研究センター	http://www.wave.or.jp/			
国際エメックスセンター	http://www.emecs.or.jp/japanese/index.html			
国際海洋科学技術協会	http://member.nifty.ne.jp/jimstef/			
自然環境研究センター	http://www.jwrc.or.jp/			
新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	http://www.nedo.go.jp/			
スーパーマリンガスタービン技術研究組合	http://plaza18.mbn.or.jp/~smgt/			
石油公団	http://www.jnoc.go.jp/			
石油連盟	http://www.paj.gr.jp/			
瀬戸内海環境保全協会	http://www.seto.or.jp/setokyo/			
全国海岸協会	http://www.kaigan.or.jp/			
全国漁業協同組合連合会	http://www3.jf-net.ne.jp/index.html			
全国漁港漁場協会	http://www.gyokou.or.jp/			
大日本水産会	http://www.suisankai.or.jp/			
地球環境産業技術研究機構 (RITE)	http://www.rite.or.jp/Japanese/home-frame.html			
電力中央研究所	http://criepi.denken.or.jp/			
日本財団	http://www.nippon-foundation.or.jp/			
日本海事協会	http://www.classnk.or.jp/hp/topj.asp			
日本海事広報協会	http://www.kaijipr.or.jp/			
日本海難防止協会	http://www.kainan-boushi.or.jp/			
日本海洋開発産業協会	http://www.mjoia.or.jp/proj/			
日本海洋レジャー安全・振興協会	http://www.jmra.or.jp/			
日本気象協会	http://www.jwa.or.jp/			
日本鯨類研究所	http://www.icrwhale.org/index.htm			

海洋関係団体		
日本港湾協会	http://www.phaj.or.jp/	
日本小型船舶検査機構	http://www.jci.go.jp/	
日本自然保護協会	http://www.nacsj.or.jp/	
日本水産資源保護協会	http://axpl.jfrca.or.jp/index.html	
日本水難救済会	http://www.mrj.or.jp/	
日本水路協会	http://www.jha.or.jp/	
日本水路協会海洋情報研究センター	http://www.mirc.jha.or.jp/	
日本船主協会	http://www.jsanet.or.jp/index.html	
日本造船工業会	http://www.sajn.or.jp/	
日本造船技術センター	http://www.srcj.or.jp/	
日本舶用工業会	http://www.jsmea.or.jp/	
日本マリーナ・ビーチ協会	http://www.jmba.or.jp/	
ブルーシー・アンド・グリーンランド財団	http://www.bgf.or.jp/	
マリノフォーラム21	http://www.mf21.or.jp/	
マリンフロート推進機構	http://village.infoweb.ne.jp/~fvgg5430/	
リバーフロント整備センター	http://www.rfc.or.jp/	

東京湾関連			
国土交通省関東地方整備局 http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/menu.htm			
東京湾再生推進会議	http://wwwl.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/html/council/cou_index.htm		
東京湾岸自治体環境保全会議	http://www.tokyowangan.jp/		
東京湾環境情報センター	http://www.tbeic.go.jp/opening.html		
東京湾環境情報"Tokyo-BEI"	http://wwwl.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/index.htm		
東京湾海域環境情報	http://www4.kaiho.mlit.go.jp/kaihoweb/index.jsp		

文献調査や情報検索に役立つ Web サイト		
EIC ネット http://www.eic.or.jp/		
JOIS: JST オンライン情報システム(有料)	http://pr.jst.go.jp/db/info/index.html	
研究開発支援総合ディレクトリ	http://read.jst.go.jp/	
国会会議録検索システム	http://kokkai.ndl.go.jp	
電子政府の総合窓口	http://www.e-gov.go.jp/	
特許電子図書館	http://www.ipdl.jpo.go.jp/homepg.ipdl	
農林水産研究 WWW サーバー	http://www.affrc.go.jp/index-j.html	
法令データ提供システム http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi		

国際機関等	
国際連合 (UN: United Nations)	http://www.un.org/english/
国連食糧農業機関(FAO: Food & Agriculture Organization)	http://www.fao.org/
国際労働機関(ILO: International Labor Organization)	http://www.ilo.org/public/english/
国際海事機関(IMO: International Mritime Organization)	http://www.imo.org/index.htm
国連環境計画(UNEP: United Nations Environment Programme)	http://www.unep.org/
世界気象機関(WMO: World Meteorological Organization)	http://www.wmo.ch/index-en.html
国際海底機構 (ISA: International Seabed Authority)	http://www.isa.org.jm/en/default.htm
国際海洋委員会 (IOC: Intergavernmental Oceanographic Commission)	http://ioc.unesco.org/iocweb/index.php
国連海洋·海洋法局 (DOALOS: Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea)	http://www.un.org/Depts/los/index.htm
国際司法裁判所(ICJ: International Court of Justice)	http://www.icj-cij.org/
国際海洋法裁判所 (ITLOS: International Tribunal for the Law of the Sea)	http://www.itlos.org/start2_en.html
GESAMP: The Joint Group of Experts on the Scientific Aspects of Marine Environmental Protection	http://gesamp.imo.org/
GEF: Global Environment Facility	http://www.gefweb.org/
IFLOS: International Foundation for the Law of the Sea	http://www.iflos.org/english/home_frameset.htm
IOI: International Ocean Institute	http://www.ioinst.org/
PEMSEA: Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia	http://www.pemsea.org/

# 作成に携わった人たち

### 監 修

栗 林 忠 男 東洋英和女学院大学国際社会学部教授 慶應義塾大学名誉教授

### 編集会議メンバー

秋 元 一 峰 秋元海洋研究所代表

寺 島 紘 士 シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所所長

寺 前 秀 一 社団法人日本観光協会理事長

中 原 裕 幸 社団法人海洋産業研究会常務理事

林 司 宣 早稲田大学法学部教授

(2004年1月現在,敬称略・五十音順)

## 第1部執筆者

寺 島 紘 士 シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所長(第1章)

林 司 宣 早稲田大学法学部教授(第2章,第4章,第6章)

来 生 新 横浜国立大学経済学部教授(第3章)

中 田 英 昭 長崎大学水産学部教授(第4章)

秋 元 一 峰 秋元海洋研究所代表(第5章)

寺 前 秀 一 社団法人日本観光協会理事長(第7章,第8章)

(2004年1月現在, 敬称略・執筆順)

## 監修・執筆者略歴

### 監修

#### 栗林忠男(くりばやし ただお)

1937年東京都生まれ。慶応義塾大学法学部卒業後,同大学院修士課程修了。オーストラリア国立大学博士課程修了。法学博士。現在,東洋英和女学院大学国際社会学部教授/慶応義塾大学名誉教授

### 第1部執筆者

#### 秋元 一峰(あきもと かずみね)

1944年福岡県生まれ。千葉工業大学卒業後,海上自衛隊入隊。2000年に退官し,現在,シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所主任研究員/秋元海洋研究所代表。

#### 来生 新 (きすぎ しん)

1947年北海道生まれ。北海道大学法学部卒業後,同大学大学院博士課程単位取得。現在,横浜国立大学国際社会科学研究科研究科長。

#### 寺島 紘士(てらしま ひろし)

1941年長野県生まれ。東京大学法学部卒業後,運輸省入省。現在,シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所所長。

#### 寺前 秀一(てらまえ しゅういち)

1949年石川県生まれ。東京大学法学部卒業後,運輸省に入省。現在,社団法人日本観光協会理事長。

#### 中田 英昭 (なかた ひであき)

1950年長崎県生まれ。東京大学農学部卒業後,同大学大学院博士課程修了。農学博士。現在,長崎大学水産学部教授。

#### 林 司宣(はやし もりたか)

1938年三重県生まれ。早稲田大学法学部卒業後,同大学大学院法学研究科修了,米国 Pennsylvania 大学大学院修了。国連本部法務局海洋問題・海洋法部部長,FAO 水産局長等を経て,現在,早稲田大学法学部教授。

(敬称略・五十音順)

## 写真等提供者一覧

Hans Georg Esch (図1−1−8)

Indian Coast Guard (図1−1−4)

JFE エンジニアリング (図2-20)

Stephan Wallocha (図2-25)

The International Maritime Boundaries (図

1-1-7

ブラジル大使館 (図1-1-9)

ブルーシー・アンド・グリーンランド財団

(図1-8-5)

マリノフォーラム21 (図2-12)

厳島神社 (図1-8-3)

宇宙航空開発研究機構(図1-4-3)

海をつくる会(図1-3-6)

大洗町(表紙,図1-8-1)

大浦町 (図2-7)

海上保安庁(表紙, 図1-1-12, 1-5-1~1-5-6, 日本海事広報協会(図1-1-3, 1-7-3)

1-5-8, 1-7-1, 2-3, 2-14)

海上保安協会 (図2-18)

海洋科学技術センター(表紙)

海洋産業研究会(図1-7-4~5)

勝越清紀 (図目次)

唐津市 (図1-8-8)

川崎汽船 (図1-7-2)

国土環境 (図1-4-5)

国土交通省河川局(図1-1-20)

国土交通省近畿地方整備局(図1-2-3, 2-1)

国土交通省環境整備課(図2-15)

国土交通省国土計画局(図1-1-14, 1-3-3)

佐賀大学 (図2-11)

静岡県 (図2-13)

商船三井 (図1-7-7)

瀬棚町 (図2-10)

茅根滋男 (図1-6-5)

千葉県 (図1-3-5)

東京大学生産技術研究所海中工学研究

センター浦研究室 (図2-21)

東京都(図1-6-1)

得丸久文 (図1-2-2)

富山県(図1-1-1)

内閣広報室 (図1-2-1)

西宮明文 (図1-4-2)

日本財団 (図1-1-16, 1-1-18・19, 1-1-21,

2-16, 2-19)

日本海事科学振興財団(図1-5-7)

日本観光協会(図1-8-4)

日本鯨類研究所(図2-8, 2-24)

日本造船工業会(図2-16)

氷見市 (図2-9)

藤前干潟を守る会 (図1-8-7)

北海道漁協女性部連絡協議会(図2-6)

毎日新聞 (図1-3-1)

水間八重(図第1部扉,図2-5)

三井造船 (図2-23)

門司港レトロ倶楽部(図2-17)

山路産業 (図2-22)

横浜ベイサイドマリーナ(図1-8-6)

(敬称略・五十音順)

# 和文索引

ア行		外航海運会社の配乗船舶数と在籍船員	复数 67
7.11		海事クラスター	72~74
浅場	87,88	海事振興連盟	65
アジア海賊対策地域協力協定	119	海上安全委員会(MSC)	59,114
アジェンダ21 6,7,14	4, 24, 25, 29, 113	海上警備行動	47,54
有明海及び八代海を再生するための	特別措置に	海上地震探査	99
関する法律(有明海特別措置法)	16, 86, 89	海上阻止行動(Maritime Interception	Operation) 53
アロンドラ・レインボー号	4	海上通関情報処理システム(Sea-NAC	CCS) 68
泡瀬干潟	90	海上における人命の安全のための国際	条約
威嚇射擊	47, 48, 54, 107	(SOLAS 条約)	100
諫早湾干拓	89	海上の友	68
磯焼け	94	海上標識ブイ	97
厳島神社	78	海草	90
ウブントゥ村	8	海藻	90
海の健康診断	43,44	海賊	4,119,120
海の日	79,81	改訂管理制度(RMS)	116
海守	86,109	海底林(沈水林)	93
遠隔離島	14,22	海道の旅(マリンロード)構想	80
沿岸域管理	15,35	海洋・沿岸域・島嶼に関する世界フォ	ーラム
沿岸域管理法(CZMA)	9, 12, 36, 37		8, 29, 113
沿岸域圏総合管理計画策定のための	指針 15,32	海洋温度差発電(OTEC)	97
沿岸域圏総合管理計画のイメージ	33	海洋開発関係省庁連絡会議	20
沿岸域圏のイメージ	15	海洋開発基本法	37
沿岸域総合管理研究会	16,34	海洋開発審議会	4, 18
沿岸域の生態系の基本的な構造と機	能 43	海洋開発分科会	4, 18, 20, 84
沿岸域の統合的管理(ICZM)→統合	沿岸域管理	海洋科学技術センター(JAMSTEC)	110
大洗サンビーチ	77	海洋環境の保護・保全	6,22
大阪湾再生	92	海洋環境の陸上活動から保護に関する	世界行動
オーストラリア海洋政策	9	計画(GPA)	26, 39
沖の鳥島	22	海洋環境保護委員会(MEPC)	115
親潮	2	海洋環境保護の科学的側面に関する合	;同専門家
, <u>, , -</u>		グループ(GESAMP)	38
カ行		海洋環境モニタリング	40, 41, 43
海域使用管理法	9, 13, 112	海洋関係閣僚会議	21,23
海運保安法	57	海洋基本法	9, 12, 17, 23
海岸侵食	3, 30, 34, 93	海洋研究助成制度	9
海岸法	15 33	海洋航行の安全に対する不法か行為の	防止に関

する条約(SUA 条約)	61	公共用水域	41,42
海洋深層水	99	工作活動	46
海洋水産発展基本法	9, 13, 112	工作船	49~56, 108
海洋政策アンケート調査	17, 20, 22	鋼製魚礁	110
海洋政策審議会(Commission on Od	cean Policy)	合同訓練	53
	9, 20, 36, 112	神戸港の貨物取扱量推移	70
海洋性テーマパーク	75	港湾 EDI(電子データ交換シ	ステム) 68
海洋(性)リゾート	76	港湾のコンテナ取扱量	71
海洋性レクリエーション	76	港湾法	15
海洋大気庁(NOAA)	9, 36	コースタル・コミュニティー	・ゾーン (CCZ) 80
海洋担当大統領補佐官	20	コープベンチャー号	102
海洋電子ハイウェー(MEH)	118	国際安全管理コード(ISM コ	ード) 114
海洋と海洋法に関する国連事務総長執	B告 9,113	国際海事機関(IMO)	57, 59, 100, 114
海洋バックグラウンド汚染観測	41	国際海洋研究所(IOI)	27
海洋法2000 (Oceans Act of 2000)	9, 36, 112	国際海洋法裁判所(ITLOS)	6,117
海洋保護区(MPA)	9, 12, 112	国際サンゴ礁イニシアチブ(	ICRI) 26
科学技術・学術審議会	4, 13, 17, 18, 84	国際水路機関(IHO)	86
閣法	65	国際船舶港湾施設保安コード	(ISPS ⊐ − F) 59
風海鳥	97	国際船舶制度	65
河川法	15, 33	国際捜査共助法	64
各国の海洋政策	12,13	国際捕鯨委員会(IWC)	95, 116
カナダ海洋戦略	9,112	国際労働機関(ILO)	57, 115
カボタージュ	69,70	国連開発計画(UNDP)	118
観閲式	62	国連海洋非公式協議プロセス	(UNICPO) 7,113
危害射擊	47,48	国連海洋法条約	3,5~7,10,21,55,65
旗国主義	64,67,70	国連環境開発会議	6, 24, 113
北朝鮮工作船 4,22,	51,54,107,108	国連環境計画(UNEP)	118
希望	101	国連教育科学文化機関(UNE	SCO) 117
九州南西海域不審船事案	47,53	国連工業開発機構(UNIDO)	118
共同対処態勢	53	国連持続可能な開発委員会(	UNCSD) 7
漁業資源の最大持続生産量(MSY)	26	国連食糧農業機関(FAO)	117
漁業水域暫定措置法	11	国連平和維持活動協力法	54
漁業法違反	46	国家海洋会議(National Ocea	an Council) 21
漁港漁場整備法	33	子舟	50
グリーン経営	104	コンテナ保安イニシアチブ(	Container Security
黒潮	2	Initiative)	58
群島水域	5,112	#左	
警告射撃	54	サ行	
警察官職務執行法	48,54	座礁クジラ	95
珪藻	89	サハリン1, サハリン2	99

サンゴの白化現象	91	約	81
三番瀬円卓会議	35,88	世界水会議(WWC)	27
三番瀬再生計画検討会議	88	世界水フォーラム	8, 27, 28, 84, 113
シー・グラント 9		絶滅のおそれのある野生動植物	の種の国際取引
シーブルー事業	88	に関する条約(CITES)	86
仕事と余暇に対する意識	77	瀬戸内海環境保全特別措置法	31,33
シスト	90	尖閣諸島	85
自然再生推進法	16,87	全国総合開発計画	30, 32, 76~78
持続可能な開発 6	, 7, 19, 24, 25, 113	全日本海員組合	66
持続可能な開発委員会(CSD)	113	船舶管理会社	3,65~67
持続可能な開発に関する世界サミッ	ノト (WSSD)	船舶自動識別装置(AIS)	57,100
	7, 25, 113	船舶到着事前通報義務	59
市民参加	41,90	総合静脈物流拠点港(リサイク)	ルポート) 103
周辺事態法	54	総合物流施策大綱	68,74
住民参加	35, 36, 90	総合保養地域整備法	78
商業捕鯨モラトリアム	116	搜査共助	64
浄土ヶ浜	79	力气	
植樹運動	91,92	タ行	
食品安全基本法	87	第25利丸	116
自律型潜水調査船(AUV)	110	対空機関砲	50
種苗	98	第 3 次国連海洋法会議	5, 6, 10, 11
深海底	5, 10	大統領海洋政策諮問会議	21
新海洋秩序	5,22	第二船籍制度	65
シンガポール港湾公社	69	太平洋諸島フォーラム	117
シングルハル	100, 114, 116	大陸棚 5, 6, 10.	, 11, 14, 21, 23, 84, 85
新造船取扱量の推移	73	大陸棚限界委員会	15,85
水産基本法	14,93	大陸棚調査	15, 20, 21, 85
水産政策審議会	84	多極分散型国土	78
水質汚濁防止法	31,33	拓海	99
水質モニタリング	41	タジマ号	64~66,87,99,100
水中文化遺産保護条約	117	ダブルハル	114,115
スーパー中枢港湾	103	地球温暖化	39, 91
ストラットン(Stratton)審議会	36	地球環境ファシリティ(GEF)	118
ストラットン報告	112	長周期波	111
生物多様性	25	潮流発電	97
生物多様性条約	26	潮力発電	120
世界関税機関(WCO)	58	地理情報システム(GIS)	91
世界遺産	81	チルソン号	87, 103
世界自然遺産	81, 92, 93	沈水林	93
世界の文化遺産及び自然遺産の保護	<b>護に関する条</b>	積荷目録事前提出規則(24時間	ルール) 58

定住圏構想	77	バルクキャリアー	114, 115
定置網サミット	95,96	バルバドス行動計画	26
テクノスーパーライナー(TSL)	101	東アジア海域環境管理パートナーシップ	
テポドン	108	(PEMSEA)	8,118
デラウエア大学海洋政策研究センター	25	東シナ海銃撃戦	46
テロ対策特別措置法	54	干潟	87
東京湾再生推進会議	31,41,87	藤前干潟	81
統合沿岸域管理(ICZM),統合沿岸管理	(ICM)	不審船	47~49,51,53~55,107,108
8,	16, 17, 37, 39	物質循環	40,42~44
特別敏感海域(PSSA)	116	フラッギングアウト	65
独立行政法人水産総合研究センター	89	ブルーツーリズム	80
<b>+</b> ⁄=		プレスティージ号	63, 101, 115, 116
ナ行		便宜置籍船	3,64~66,87,99,100
中海干拓	92	防衛・警備	51,53~56
虹の松原	81	放置艇	104
2000年アピール	17,32	ポートステート・コン	トロール (PSC) 60
20フィートコンテナ換算個数(TEU)	71	北西太平洋地域海行動詞	計画(NOWPAP) 118
21世紀初頭における日本の海洋政策(の	)あり方)		マ行
	18,84		4 11
21世紀におけるわが国の海洋政策に関す	でる提言	マラッカ海峡	4,62,119
	17, 34, 84	マリタイムジャパン	72,74
21世紀の海洋のグランドデザイン	16, 17, 32	丸シップ混乗船	70
21世紀の国土のグランドデザイン	15, 32, 78	マングローブ	38
24時間ルール	58,59	水の EXPO	8
200海里管轄海域面積	10	3つの領土問題	85
日本ナショナルトラスト	81	メタンハイドレード	99
熱水鉱床	110	モーダルシフト	101
ハ行		門司港レトロ地区	106
7.41		モニタリング	41,42
バース	71	藻場	87,88
バーゼル条約	115		<b>七</b> 行
バイオマス	98	ヤ行	
廃棄物処理法	92	洋上風車	97
排他的経済水域(EEZ)		洋上風力発電	96,120
3,5,10~12,21,23,49,5	3∼56,84,85	横浜ベイサイドマリーカ	<del>/</del> 80
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律	<b>1</b> 0	ヨハネスブルグ宣言	25
羽田空港再拡張事業	105	予防的アプローチ	39
ハブ港湾	70,72		・ワ行
ハブポート	70		711
バラスト水	115	ラジオブイ	96

ラムサール条約	26, 81, 88, 90, 118	リブリーザ	79
リオ宣言	6, 19, 24	領海警備	54
リオ地球サミット	6,14	リンブルグ号	59,120
離岸流	106	レイキャヴィク宣言	26
陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行		レッドデータブック	91
動計画(GPA)	113	ロイズ	74
リサイクルポート	103	ワシントン条約	86,117
リゾート法(総合保養地域整備法	75, 76, 78		

# 欧文索引 (和欧混合の語句を含む)

AIS	57	Maritime Transportation	Security Act 57
APEC 海洋閣僚会議	118	MEH	118
Australia's Oceans Policy	12	MEPC	61,115
AUV	111	MPA	112
Canada's Oceans Strategy	12	MSC	59, 61, 114
CITES	86	MSY	26
CO₂固定化	109	National Ocean Council	21
Commission on Ocean Policy	112	NGO	8, 25, 90, 113, 118
Container Security Initiative	58	NOAA	9
Costal Zone Management Act	36	NOWPAP	118
CSD	113, 114	NPO	32, 41
CSI	58	OCEANS 国際会議・展示	会 109
CZMA	36	OTEC	97
Disabling Shot (Disabling fire)	54	Particular Sensitive Sea Areas 116	
EEZ	84	PEMSEA	8, 118, 119
FAO	117	PFI 事業	69
GESAMP	39, 113	Presidential Council of Advisers on Ocean Policy	
GIS	91		21
GPA	26, 39	PSA	69
HACCP	110	PSSA	116
ICM	39	PSC	60,62
ICRI	26	RMS	116
ICZM	37	SOLAS 条約	59,61,100,108,114,115
IHO	86	SUA 条約	61
ILO	57	TBT 条約	115
IMO 26, 57, 59, 61, 62, 108, 112, 115, 116, 118		TEU	71
IOC	25, 113	TSL	101, 102
IOI	27	UNCSD	7
ISM ⊐− F	114	UNEP	115, 118
ISPS コード	59,60,114	UNESCO	25, 113, 117
ITLOS	117	UNICPO	7, 114
IUU 漁業	26	Warning Shot	54
IWC	95,116	WCO	58
JAMSTEC	110	World Water Council	27
LNG	99	WSSD	7, 8, 14, 25, 29, 39
Marine'99計画	80	WWC	27, 113
Maritime Interception Operation	53		

# 海洋白書 2004 創刊号 日本の動き 世界の動き

2004年2月18日初版発行 定価は表紙に表示してあります。

編 集 財団法人シップ・アンド・オーシャン財団

海洋政策研究所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル TEL: 03(3502)1828 FAX: 03(3502)2033

発行所 株式会社 成山堂書店 ©2004

〒160-0012

東京都新宿区南元町 4-51 成山堂ビル TEL: 03-3357-5861 FAX: 03-3357-5867

ISBN 4-425-53081-0

©2004 株式会社 成山堂書店

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー) することや他書への転載は、法律で認められた場合を除き 著作者および出版社の権利の侵害となります。成山堂書店は、著作権者から複写複製及び転載に係る権利の管理につき委託を受けていますので、その場合はあらかじめ成山堂 書店(03-3357-5861)あて許諾を求めてください。



「海洋白書 2004 創刊号」は、シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所が 日本財団の助成を受けて作成した報告書を出版するものです。



#### 海洋白書 2004 創刊号 日本の動き 世界の動き

発行財団法人シップ・アンド・オーシャン財団海 洋 政 策 研 究 所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル TEL: 03(3502)1828 FAX: 03(3502)2033

本書の無断転載, 複写, 複製を禁じます。

ISBN 4-88404-105-4

本書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けてシップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所が発行したものです。